

資 料 編

目 次

【1 条例、協定等】

1-1	綾部市防災会議条例	資 1-1
1-2	綾部市防災会議運営規則	資 1-3
1-3	綾部市災害対策本部条例	資 1-4
1-4	綾部市防災基本条例	資 1-5
1-5	災害時における放送要請に関する協定書（(株) エムエムあやべ）	資 1-10
1-6	災害時における綾部市と綾部市内郵便局の相互協力に関する覚書	資 1-12
1-7	綾部市民生活に係る情報提供に関する覚書（綾部市内郵便局）	資 1-14
1-8	災害時におけるLPガス供給に関する協定書	資 1-15
1-9	災害時における物資の供給応援に関する協定書 （京都丹の国農業協同組合）	資 1-17
1-10	災害時における飲料の提供に関する協定書	資 1-19
1-11	災害対応型自動販売機設置協定書	資 1-20
1-12	池田市と綾部市の災害時相互応援に関する協定	資 1-22
1-13	災害時の応援措置に関する協定書（綾部管工事業協同組合）	資 1-24
1-14	災害時における電気設備の応急復旧対策業務協定書 （綾部電気工事業協同組合）	資 1-25
1-15	大規模災害時における隊友会の協力に関する協定書	資 1-27
1-16	災害時の無償応援協定書（エフ・イーサービス、早田グループ）	資 1-29
1-17	災害発生時における福祉避難所の設置に関する協定書	資 1-31
1-18	災害時における応急復旧対策業務協定書（綾部建設業協会）	資 1-32
1-19	合気道創設者ゆかりの友好都市間における 災害時相互応援に関する協定書	資 1-34
1-20	災害時等の応援に関する申し合わせ	資 1-36
1-21	災害時における避難施設としての使用に関する協定	資 1-38
1-22	原子力災害発生時における応援に関する覚書	資 1-41
1-23	大丹波連携推進協議会の構成市町による災害時等相互応援に関する協定	資 1-42
1-24	災害時における物資供給に関する協定書（NPO 法人コメリ災害対策センター）	資 1-44
1-25	災害時等における救助用物資の供給等に関する協定書（ゴダイ（株））	資 1-46
1-26	災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー（株））	資 1-48
1-27	災害救助物資の調達に関する協定書（(株) ジュンテンドー）	資 1-50
1-28	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書（西日本電信電話（株））	資 1-52

1－29	災害時におけるボランティア活動等に関する協定 （（福）綾部市社会福祉協議会）	資 1-56
1－30	大規模災害時における災害復旧支援に関する協定	資 1-58
1－31	大規模災害時における災害査定業務支援に関する協定	資 1-61
1－32	京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会の構成市町による 災害時等相互応援に関する協定書	資 1-64
1－33	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	資 1-67
1－34	大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	資 1-70
1－35	災害時における物資輸送等に関する協定書（村上運送（株））	資 1-72
1－36	災害時における物資輸送等に関する協定書（福山通運（株））	資 1-75
1－37	災害時における避難所等としての使用に関する協定書（志摩機械（株））	資 1-78
1－38	災害時における避難所等としての使用に関する協定書（（株）コスモス薬品）	資 1-81

【2 危険箇所等】

2-1	京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）	資 2-1
2-2	土石流危険渓流一覧	資 2-4
2-3	土石流危険渓流に準ずる渓流	資 2-11
2-4	急傾斜地崩壊危険箇所一覧	資 2-14
2-5	急傾斜地崩壊危険区域一覧	資 2-20
2-6	山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）	資 2-21
2-7	地すべり危険箇所、地すべり防止区域	資 2-24
2-8	災害危険箇所調査票	資 2-25
2-9	重要水防区域、河川重点警戒箇所	資 2-27
2-10	防災重点農業用ため池一覧	資 2-36
2-11	土砂災害警戒区域指定状況一覧	資 2-38
2-12	土砂災害警戒区域指定箇所一覧（急傾斜地）	資 2-40
2-13	土砂災害警戒区域指定箇所一覧（土石流）	資 2-57
2-14	土砂災害警戒区域指定箇所一覧（地すべり）	資 2-69
2-15	通行不能となるおそれのある避難路	資 2-70

【3 その他資料、様式等】

3-1	水防倉庫及び資機材	資 3-1
3-2	消防本部 消防署 消防団 機構	資 3-2
3-3	消防施設設備基準並びに充当率	資 3-2
3-4	消防施設配置表	資 3-3
3-5	防火管理者の選任を必要とする防火対象物	資 3-4
3-6	情報連絡系統図	資 3-10
3-7	強風下における市街地大規模火災防ぎょ措置計画	資 3-12
3-8	その他大規模火災防ぎょ措置計画	資 3-14
3-9	備蓄物資一覧	資 3-15
3-10	浸水想定区域内の社会福祉施設等	資 3-18
3-11	土砂災害警戒区域内の社会福祉施設等	資 3-20
3-12	ヘリポート一覧表	資 3-22
3-13	ヘリコプター発着基準及び表示要領	資 3-23
3-14	注意報、警報、気象情報等発表例	資 3-24
3-15	応急被災状況報告書	資 3-33
3-16	災害概況速報書	資 3-34
3-17	被害状況報告書	資 3-36
3-18	災害対策基本法施行規則別記様式第2に定める標示	資 3-38
3-19	緊急通行車両等事前届出書	資 3-39
3-20	緊急通行車両標章	資 3-40
3-21	緊急通行車両確認証明書	資 3-41
3-22	西日本高速道路(株)所管高速道路の通行規制基準<舞鶴若狭自動車道>	資 3-42
3-23	西日本高速道路(株)所管高速道路の通行規制基準<京都縦貫自動車道>	資 3-42
3-24	公用自動車の種別現有数	資 3-43
3-25	災害用応急自動車借上書式	資 3-44
3-26	風水害時における車中避難場所一覧表	資 3-45
3-27	雨量計設置箇所	資 3-46
3-28	水位観測所及び河川防災カメラ等の設置場所	資 3-47
3-29	水防団待機水位(指定水位)、はん濫注意水位(警戒水位)等	資 3-48
3-30	水防倉庫	資 3-48
3-31	災害時の自主避難所(自治会指定)	資 3-49
3-32	災害救助法による救助の内容等	資 3-54
3-33	既往の地震及び地震の記録	資 3-59
3-34	り災・被災証明申請書、り災証明書、被災証明書	資 3-73
3-35	綾部市防災行政無線設備一覧	資 3-76

資料 1－1 綾部市防災会議条例

昭和 38 年 6 月 5 日

綾部市条例第 12 号

改正 昭和 40 年 8 月 16 日 条例第 19 号

平成 12 年 3 月 31 日 条例第 32 号

平成 21 年 9 月 18 日 条例第 16 号

平成 24 年 9 月 25 日 条例第 31 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、綾部市防災会議（以下・防災会議・という。）の所掌事務及び組織について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 綾部市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 京都府の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 京都府警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のあるうちから市長が任命する者
 - (9) その他市長が必要と認める者
- 6 前項の委員の定数は、40 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号から第 9 号までの委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

資 料 編

1 条例、協定等

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調整させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、京都府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営について必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年8月16日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年4月20日から適用する。

附 則（平成12年3月31日条例第32号）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（綾部市水防協議会条例の廃止）

2 綾部市水防協議会条例（昭和32年綾部市条例第29号）は、廃止する。

附 則（平成21年9月18日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年9月18日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1－2 綾部市防災会議運営規則

昭和39年6月15日

綾部市規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、綾部市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について、必要な事項を定める。

(招集)

第2条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

(会長の職務代理者)

第3条 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、綾部市副市長である委員が会長の職務を代行するものとする。

(関係者の出席)

第4条 会長は、必要と認めるときは防災会議にはかり、関係者の出席を求めその意見を聞くことができる。

2 防災会議の委員は、関係者の意見を聞くため、その者の招集を会長に要求することができる。

(幹事)

第5条 防災会議の会務を処理するため、防災会議に幹事若干名を置く。

2 幹事の任免は、会長が行なう。

3 幹事は会長の指示を受けて会務を処理し、会議の記録その他の書類を整理しなければならない。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、そのつど会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第36号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

資料 1－3 綾部市災害対策本部条例

昭和 38 年 6 月 5 日

綾部市条例第 13 号

改正 平成 8 年 3 月 29 日 条例第 20 号

平成 24 年 9 月 25 日 条例第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 8 項の規定に基づき、綾部市災害対策本部について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長が指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部について必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 29 日条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 25 日条例第 32 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1－4 綾部市防災基本条例

平成 26 年 3 月 27 日

綾部市条例第 3 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条―第 4 条）

第 2 章 自助（第 5 条・第 6 条）

第 3 章 共助（第 7 条―第 9 条）

第 4 章 公助

第 1 節 基本方針（第 10 条・第 11 条）

第 2 節 協働による災害対策の推進（第 12 条―第 24 条）

附則

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、一瞬にしてかけがえない多くの生命と財産を奪い、多くの方々が故郷を離れ、避難生活を余儀なくされました。

本市は、高浜、大飯両発電所が所在する福井県大飯郡高浜町及びおおい町に隣接し、万一原子力災害が発生した場合には、立地自治体同様に大きな被害を受ける可能性があります。

また、近年は、地球温暖化の影響もあり、台風の大型化や豪雨による被害が全国各地で発生しており、こうした災害に対する警戒の必要性が高まってきています。

少子高齢化や過疎化の進行により、地域の担い手が不足する中で、いつ起きるかわからない災害から市民の生命と暮らしを守り、被害を最小限にとどめるためには、市が、安全で安心なまちづくりを目指した防災施策を講ずるとともに、市民一人ひとりの力を持ち寄り、地域が一つになって防災力を向上させていくことが極めて重要です。

ここに、自立と助け合いの精神に基づき、すべての人が安全に暮らすことができる災害に強いまちづくりを推進するため、市民、事業者及び市がともに力を合わせ、防災対策を推進することを決意し、本条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、災害に強いまちづくりを推進するため、市民、事業者及び市の災害対策における責務を明らかにするとともに、災害の予防、応急対策及び復旧対策に関する基本的事項を定めることにより、災害対策の確立を図り、もって市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。
- （2）市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人をいう。

資 料 編

1 条例、協定等

(3) 事業者 市内で事業活動を営む個人、法人又は団体をいう。

(4) 自主防災組織 法第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。

(5) 避難行動要支援者 傷病者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等のうち、災害発生時に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

(基本理念)

第3条 市民、事業者及び市は、次に掲げる理念を基本として、相互に連携を図りながら、協力して災害対策に取り組まなければならない。

(1) 自らのことは自らが守る自助の理念

(2) 隣近所や地域で助け合い、お互いを守る共助の理念

(3) 市が、市民及び事業者を災害から守る公助の理念

(地域防災計画への反映)

第4条 綾部市防災会議（法第16条第1項の規定により設置する防災会議をいう。）は、地域防災計画を修正する場合、前条に規定する基本理念を反映させなければならない。

第2章 自助

(市民の自助)

第5条 市民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備えるよう努めるものとする。

(1) 自らが所有し、又は使用する建築物その他の工作物の安全性の確保

(2) 家具の転倒及び物品の落下防止

(3) 災害時における初期消火、被災者の救助及び応急手当その他の初期活動を円滑に行うための準備

(4) 食料、飲料水その他生活必需品の備蓄及び非常持ち出し品の準備

(5) 避難所、避難場所、避難経路及び避難方法の確認

(6) 災害対策に関する知識及び技術の習得

(7) 気象情報等災害対策に必要な情報の収集

(8) 前各号に掲げるもののほか、日常の災害対策に関し必要な事項

(事業者の自助)

第6条 事業者は、従業員及び事業所に来所する者（以下「従業員等」という。）の安全を確保するため、次に掲げる事項について、自ら災害に備えるよう努めるものとする。

(1) 事業活動で使用する建築物その他の工作物の安全性の確保

(2) 事業活動で使用する機械設備の転倒及び物品の落下防止

(3) 災害時における初期消火、被災者の救助及び応急手当その他の初期活動を円滑に行うための準備

(4) 食料、飲料水その他災害時に必要となる物資の備蓄

(5) 避難所、避難場所、避難経路及び避難方法の確認並びに従業員等への周知

(6) 災害対策に関する知識及び技術の従業員等への周知

(7) 気象情報等災害対策に必要な情報の収集及び従業員等への伝達手段の確保

(8) 前各号に掲げるもののほか、日常の災害対策に関し必要な事項

第3章 共助

(市民の共助)

第7条 市民は、自己及び家族の安全確保に努めるとともに、地域の一員として相互に協力し、地域の安全確保に努めるものとする。

2 市民は、互いの生命、身体及び財産を災害から守るため、自主防災組織を結成し、地域ぐるみで防災活動に参加するよう努めるものとする。

3 市民は、市が実施する災害対策事業に協力するよう努めるものとする。

(自治会及び自主防災組織の共助)

第8条 自治会及び自主防災組織は、地域住民、消防団、事業者等と協力し、地域における防災活動を実施するとともに、地域住民の安全確保に努めるものとする。

2 自治会及び自主防災組織は、災害に備え、防災活動のために必要な資機材を整備するとともに、定期的な訓練の実施により、防災活動に関する技術の習得及び向上に努めるものとする。

3 自治会及び自主防災組織は、避難行動要支援者の協力の下、地域における避難行動要支援者の所在等の情報を共有し、避難の支援を円滑に行うことができる体制を整備するよう努めるものとする。

4 自治会及び自主防災組織は、市が実施する災害対策事業に協力するよう努めるものとする。

(事業者の共助)

第9条 事業者は、地域の一員として、事業所の周辺地域における市民の安全確保及び地域における防災活動に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する災害対策事業に協力するよう努めるものとする。

第4章 公助

第1節 基本方針

(市の責務)

第10条 市は、法第5条の規定に基づき、災害の予防、災害が発生した際の応急対策及び災害の復旧に関する必要な対策を推進することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、市民及び事業者の安全を確保しなければならない。

2 市は、国、京都府（以下「府」という。）、防災関係機関、市民、事業者、自治会、自主防災組織、ボランティア組織等多様な主体と連携し、災害の予防、応急対策及び復旧対策の実施に努めなければならない。

3 市は、災害の予防、応急対策及び復旧対策の実施に当たっては、女性の参画を推進し、男女双方の視点を取り入れるとともに、避難行動要支援者、一時滞在者等に配慮するよう努めなければならない。

4 市は、防災訓練、防災に関する研修等を実施し、職員の防災に関する知識及び技術の向上を図るよう努めなければならない。

(市の職員の責務)

第11条 市の職員は、市民及び事業者の安全を確保するため、防災に関する知識及び技術の習得に努めなければならない。

第2節 協働による災害対策の推進

(自主防災組織の育成及び支援)

第12条 市は、自主防災組織の育成を図るため、必要な助成及び研修を実施し、共助の理念に基づく自主的な防災意識が醸成されるよう努めなければならない。

資 料 編

1 条例、協定等

- 2 市は、綾部市自主防災組織等ネットワーク会議と連携し、地域における防災活動の推進を図るため、指導的役割を担う人材の育成に努めなければならない。

(避難行動要支援者への支援)

第13条 市は、避難行動要支援者への情報の提供及び避難の支援を円滑に行うことができる体制を整備するよう努めなければならない。

- 2 市は、避難行動要支援者の協力の下、市民、自治会、自主防災組織、綾部市社会福祉協議会、綾部市民生児童委員協議会等地域の多様な主体と連携し、避難行動要支援者の把握及びその支援に必要な情報の収集に努めなければならない。

(防災に関する知識の普及等)

第14条 市は、防災に関する情報提供を積極的に推進し、市民及び事業者への防災意識の高揚に努めなければならない。

- 2 市は、防災に関する市民の理解を深め、防災活動を支える人材を育成するため、学校教育その他の機会を通じ、市民の防災に関する知識の普及及び行動の習得に努めなければならない。
- 3 市は、自治会、自主防災組織、事業所等が行う防災に関する啓発活動に対し、必要な支援を行わなければならない。

(情報収集及び情報伝達体制の整備)

第15条 市は、防災に関する情報を収集し、これを伝達するための体制を整備するよう努めなければならない。

- 2 市は、市民及び事業者に対し、あらかじめ、避難所及び避難場所の位置その他避難に必要な情報の提供に努めなければならない。

(ボランティア活動の推進)

第16条 市は、綾部市災害ボランティアセンターと連携し、災害時における活動拠点の提供その他必要な支援を行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めなければならない。

- 2 市は、綾部市災害ボランティアセンターと連携し、災害に係るボランティア活動の啓発並びにボランティアリーダー及びアドバイザーの育成に努めなければならない。

(防災訓練の実施)

第17条 市は、市民、事業者、自治会、自主防災組織、防災関係機関等と連携し、総合的な防災訓練を計画的に実施するよう努めなければならない。

- 2 市民、事業者、自治会及び自主防災組織は、前項の訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(応急対策を行うための体制の確立)

第18条 市は、災害時においては、直ちに法第23条の2第1項の規定により設置する災害対策本部を中心とする応急対策を行うための体制を確立しなければならない。

(医療救護体制の整備)

第19条 市は、災害時における医療救護体制を整備するとともに、災害時においては、市民、事業者、自治会、自主防災組織及び医療機関と連携協力し、傷病者の救護に当たらなければならない。

(避難所の開設等)

第20条 市は、災害時において被災者の収容のため必要があると認めるときは、速やかに避難所を開設しなければならない。

- 2 市は、食料、飲料水、毛布その他被災した市民の生活に必要な物資を供給するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 市民及び事業者は、防災関係機関等からの災害に関する情報に留意し、危険を認知したときは自主的に避難するとともに、市からの避難に関する情報提供があったときは速やかにこれに応ずるものとする。
- 4 市民は、相互に協力し、避難所を円滑に運営するよう努めるものとする。

(物資の備蓄)

第21条 市は、災害時に必要な物資を計画的に備蓄するよう努めなければならない。

(復旧の推進)

第22条 市は、災害により市内に甚大な被害が発生したときは、国、府及び防災関係機関と連携し、被災した地域の復旧事業を迅速かつ計画的に実施するよう努めなければならない。

- 2 市民及び事業者は、相互に協力して、市民生活及び事業の再建並びに被災した地域の復旧に努めるものとする。

(協定の締結)

第23条 市は、災害時における応急対策及び復旧対策を迅速かつ的確に実施するため、他の地方公共団体、防災に関する事業者等と協定を締結するよう努めなければならない。

(他の地方公共団体への支援)

第24条 市は、他の地方公共団体において大規模な災害が発生したときは、市民及び事業者の協力を得て、必要な支援を行うよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

資料 1－5 災害時における放送要請に関する協定書

綾部市（以下「甲」という。）と株式会社エフエムあやべ（以下「乙」という。）は、災害時における放送要請について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号。以下「法」という。）第57条及び災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第22条に基づき、甲が乙に対し放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- （1）「災害等」とは、法第2条第1項に定める災害、原子力災害特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）第2条第1項に定める原子力災害、武力攻撃事態及びその他の非常事態をいう。
- （2）「災害放送」とは、甲の要請に基づき乙が必要であると認めたとき、乙の行う他の放送に優先して行う臨時の放送をいう。
- （3）「緊急割込放送」とは、甲の要請に基づき乙が必要と認めたときに、甲が、緊急割込装置及び全国瞬時警報システムを利用し放送中の番組に割り込んで行う緊急放送をいう。
- （4）「特別緊急割込放送」とは、乙の演奏所と送信所との連絡回線に事故がある場合に、災害放送を行う必要があるとき、甲の防災行政デジタル無線を利用して行う緊急放送をいう。

（放送の要請）

第3条 甲は、市民に防災情報や緊急情報を提供する必要があると認められる場合、乙に対し放送を要請することができる。ただし全国瞬時警報システムにより消防庁から発信される緊急情報については、放送の発信をもって要請したこととする。

2 特別緊急割込放送は、災害等発生時に、乙から演奏所と送信所との連絡回線に事故がある旨の連絡を受けた場合に限り、甲が乙に要請する。

（要請の手続き）

第4条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した要請書をもって行うものとする。ただし緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

- （1） 放送要請の理由
- （2） 放送内容
- （3） 放送日時
- （4） その他必要な事項

2 前条1項ただし書の場合にあつては、甲は、乙に速やかに当該放送内容について報告するものとする。

3 乙は、甲から災害放送の要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、災害放送を行うものとする。

4 乙は、災害放送の依頼が要請書によるときは、その趣旨を変えずに放送するものとし、その情報発信源が甲である旨の放送をするものとする。

（放送の実施）

第5条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻等をその都度決定し、放送するものとする。

2 甲は、乙の職員が不在の場合にあつて、災害発生状況や避難情報の発表などの周知のため、緊急的に放送することが必要と判断した時は、乙の運営する放送権を尊重し、事前に定めた運用細則に

従い緊急割込放送を行うものとする。

3 全国瞬時警報システムによる緊急情報は、消防庁からの情報を通常の放送に代えて放送するものとする。

4 緊急割込放送の実施に伴う社会的影響については、甲の責任とする。

(連絡責任者)

第6条 甲と乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。

2 前項の連絡責任者等に変更があった場合には、速やかに相手方に通知するものとする。

(費用の負担)

第7条 災害放送の実施により乙に生じた費用の負担は両者で協議する。

(臨時災害放送局)

第8条 大規模災害が発生し、甲として臨時災害放送局の開設が必要と判断し、当該放送免許を取得した場合は、甲は当該放送局の維持管理を乙に業務委託するものとする。

2 臨時災害放送局の運営に係る費用の負担は両者で協議する。

(協定の期間)

第9条 この協定の期間は、当該協定書締結日から平成28年3月31日までとする。

2 協定期間が満了する1月前までに、甲又は乙からの意思表示がないときは、同一条件で更に1年間延長されるものとする。次年度以降においても、同様の取り扱いとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

なお、平成22年3月10日に締結した「災害時緊急放送の実施に関する協定書」については、この協定書の締結日をもってその効力を失うものとする。

平成27年4月1日

甲 綾部市若竹町8番地の1
綾部市長 山崎善也 ㊟

乙 綾部市西町一丁目65番地
株式会社 エフエムあやべ
代表取締役社長 井関 悟 ㊟

資料 1－6 災害時における綾部市と綾部市内郵便局との相互協力に関する覚書

綾部市長（以下「甲」という。）と綾部市内郵便局代表者 綾部郵便局長 福嶋繁義（以下「乙」という。）は、綾部市内に発生した地震、その他による災害時において、綾部市及び綾部市内郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に行うため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請事項）

第2条 甲及び乙は、綾部市内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）綾部市内の郵便局又は綾部市が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- （2）災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱い
- （3）高齢者及び障害者など災害弱者についての情報及び対応に関する相互協力
- （4）所管施設及び用地の相互提供
- （5）災害情報に係る広報の提出等
- （6）その他前各号に掲げるもののほか協力できる事項

（協力要請の手続き）

第3条 甲又は乙は、前条の協力については、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により協力を要請し、その後速やかに文書を提出する。

- （1）災害の状況
- （2）協力の内容
- （3）協力の期間
- （4）前条第4号を要請する場合には、使用目的、場所等

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第5条 協力を要した経費については、法令その他に別段の定めのあるものを除くほか、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上負担する額を決定する。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 綾部市内の郵便局は、綾部市又は綾部市内の各地域が行う防災訓練等に参加することができ

る。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては綾部市総務部総務課長、乙においては綾部郵便局総務課長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定める事項について、疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項について定める必要が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成13年4月27日

甲 綾部市長

四 方 八洲男

乙 綾部市内郵便局

代表者 綾部郵便局

福 嶋 繁 義

資料１－７ 綾部市民生活に係る情報提供に関する覚書

綾部市（以下「甲」という。）と綾部郵便局（以下「乙」という。）は市民サービスの向上と、より安全で快適な街づくりを共通の目的として、市民の生活にかかわる危険箇所等の情報提供に関し、次のとおり覚書を締結する。

（情報の提供）

第１条 乙は、当該職員の通常業務に支障のない範囲で発見、認知した情報を甲に対し、随時に提供するものとする。

（秘密の保持）

第２条 甲は、乙の情報提供にあたり、情報提供者の職、氏名を外部に漏らしてはならない。

（取組事項）

第３条 乙が甲に通報すべき情報は、次のものとなる。

- （１） 不法に投棄された産業廃棄物等、良好な市民生活への侵害のおそれのあるもの。
- （２） 道路及び道路附属物の損壊、街路樹の倒木、水道の漏水、その他公共の施設・設備及び擁壁崩壊等で市民の生活に危険な影響を及ぼすおそれのあるもの。
- （３） その他、市民の生活の維持向上を図るために必要なもの。

（通報の方法）

第４条 乙における甲への情報の提供は、原則として別紙様式により速やかにＦＡＸ送信により行うものとする。ただし、直ちに修復等の措置を講じない限り甚大な被害を生じるおそれがある等緊急のとき、その他やむを得ない理由があるとき等においては、この限りではない。

（連絡責任者）

第５条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては、綾部市総務部総務課長、乙においては、綾部郵便局総務課長と定める。

（免責）

第６条 乙は、第３条における未発見又は、第４条における通知の遅延及び内容の精度に関し、何ら責任を負わないものとする。

（適用）

第７条 この覚書は、平成 13 年 5 月 1 日から適用することとし、終了する場合には、甲・乙相互により改めて協議するものとする。

（その他）

第８条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に対する疑義が生じたときには、その都度、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

平成 13 年 4 月 27 日

甲 綾 部 市 長	四 方 八洲男
乙 綾部市内郵便局	
代表者 綾部郵便局長	福 嶋 繁 義

資料１－８ 災害時におけるＬＰガス供給に関する協定書

綾部市内に地震、暴風、豪雨、大火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に対処するため、綾部市（以下「甲」という。）と社団法人京都府エルピーガス協会綾部支部（以下「乙」という。）とは、炊き出し用等のＬＰガスの供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、綾部市地域防災計画に基づき、災害時において甲が開設する避難所（以下「避難所」という。）における炊き出し用等ＬＰガスの供給要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（連絡の窓口及び体制）

第２条 甲及び乙は、あらかじめＬＰガス供給に関する連絡担当窓口を決め、災害が発生したときは、相互に連絡するものとする。

２ 乙は、甲から要請があったときは、社団法人京都府ＬＰガス協会綾部支部会員に連絡するとともに、迅速にＬＰガスを避難所へ供給できるように必要な事項について、あらかじめ定めておくものとする。

（ＬＰガスの供給要請）

第３条 甲は、綾部市地域防災計画に基づき、避難所における避難住民に対する炊き出し等を行うため、ＬＰガスを供給する必要があると認めたときは、乙に対し、当該ＬＰガス供給の協力を要請することができるものとする。

２ 甲は、乙に対し、ＬＰガスの供給を要請するときは、文書により行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭により当該要請を行うことができる。

３ 乙は、前項の規定により甲から供給要請を受けたときは、その要請に積極的に協力するものとする。

（避難所）

第４条 避難所とは、甲が指定する避難所とする。

（安全点検）

第５条 乙は、ＬＰガスを供給するときは、燃焼器具等の安全点検を行わなければならない。

（使用料）

第６条 ＬＰガスの使用料は、災害発生直前時における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（ＬＰガスボンベの受け渡し）

第７条 乙は、避難所にＬＰガスボンベを配送したときは、避難所にいる避難所責任者に「納品書」を渡すとともに「物品受領書」を受け取るものとする。

（使用料の支払い）

第８条 甲は、乙から供給を受けたＬＰガスの使用料を乙の請求に基づき支払うものとする。

（協議）

第９条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

資 料 編

1 条例、協定等

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成15年9月1日から効力を有するものとし、甲乙双方から、特段の意思表示がない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年9月1日

(甲) 綾部市若竹町8番地の1

綾部市長 四 方 八洲男

(乙) 綾部市宮代町門ノ前15番地の1

社団法人京都府エルピーガス協会

綾部支部長 山 下 盛 夫

資料１－９ 災害時における物資の供給応援に関する協定書

綾部市内に地震、暴風、豪雨、大火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に対処するため、綾部市（以下「甲」という。）と京都丹の国農業協同組合（以下「乙」という。）とは、避難者に対する食品、生活必需品等の物資の供給応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第１条 この協定は、災害時において、甲から乙に対して行う物資の供給応援の要請に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

（要 請）

第２条 甲は、綾部市内に災害が発生した場合において、物資の調達を必要とするときは、乙に対し、当該物資の供給応援を要請することができる。

（要請手続）

第３条 甲は、乙に対し、前条の規定により物資の供給応援を要請するときは、出荷要請書（様式第１号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに出荷要請書を乙に提出するものとする。

（物資の供給等）

第４条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、甲に対し、物資の供給を行うとともにその運搬に関し、積極的に協力するものとする。

（引渡し）

第５条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣するものとする。

２ 乙は、出荷要請を受けた物資を確認し、甲に出荷確認書（様式第２号）を提出するものとする。

３ 甲は、前項の出荷確認書により物資の品目、数量等を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（価 格）

第６条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（支払い）

第７条 甲は、乙から供給を受けた物資の代金を乙の請求に基づき支払うものとする。

（情報交換）

第８条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、適宜、情報の交換を行い災害時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第９条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては綾部市総務部長とし、乙においては京都丹の国農業協同組合企画管理部長とする。

（協 議）

第１０条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

資 料 編

1 条例、協定等

第 11 条 この協定の有効期間は、平成 15 年 9 月 1 日から効力を有するものとし、甲乙双方から特段の意思表示がない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 15 年 9 月 1 日

(甲) 綾部市若竹町 8 番地の 1

綾 部 市 長 四 方 八洲男

(乙) 綾部市宮代町前田 20 番地

京都丹の国農業協同組合

代表理事組合長 井 上 實 義

※本協定は、株式会社マツモトとも締結

資料 1－10 災害時における飲料の提供協力に関する協定書

綾部市（以下「甲」という。）と近畿コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における飲料の提供協力について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における災害対応型自動販売機（メッセージボード搭載型）による飲料の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲の対策本部が設置され、その対策本部から飲料の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

2 乙は、第1項の要請があった時は、災害対応型自動販売機（メッセージボード搭載型）の現有機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は、この協定による要請を行う時は、救援飲料提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（無償提供の設定）

第4条 災害対応型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を無償提供できる状態への設定は、甲が遠隔操作するものとする。

（メッセージボードの操作）

第5条 災害対応型自動販売機（メッセージボード搭載型）のメッセージボードの活用については、甲が必要に応じて操作し、災害情報等の情報を表示させるものとする。

2 平常時は、乙において時事ニュース等を表示するものとし、甲は必要に応じ、行政情報提供等に活用するものとする。

（期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成19年2月27日

甲 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市長 四方 八洲男

乙 大阪府摂津市千里丘7丁目9番31号

近畿コカ・コーラボトリング株式会社

資料 1－11 災害対応型自動販売機設置協定書

綾部市（以下「甲」という。）と、近畿コカ・コーラ ボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、乙所有の災害対応型自動販売機内の商品の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（自動販売機の種類等）

第 1 条 乙は甲の承諾により、裏面別表 1 記載の設置場所に乙所有する災害対応型自動販売機を設置する。

なお、甲は自動販売機の借用権を要請することができない。また、設置場所より移転するときは、事前に協議のうえ行う。

（設置場所への立入）

第 2 条 甲は乙の従業員等が自動販売機への製品もしくは原材料の補充・売上金の回収・機械の保全・修理等のために設置場所へ立ち入ることを認める。

（品質維持等）

第 3 条 乙は商品の品質維持、商品・原材料の補充、売上金の回収等を行い、周辺の環境整備も併せて行うものとする。甲は空缶・空カップの処理に協力する（空容器回収箱がいっぱいになった場合は電話にて連絡を行う）。

（保全・修理）

第 4 条 乙は自動販売機の保全・修理を行う。甲は保全に協力し、商品が出ない、お金が素通る場合の連絡、故障が生じた場合はただちに乙に通報する。修理に要する費用は、甲の責に帰すべきもの以外は、乙の負担とする。又、販売機の前に物を置かないように甲乙は協力する。

（メッセージボードへの表示内容に関して）

第 5 条 災害対応型自動販売機のメッセージボードへ表示する内容に関しては別紙の災害対応型自動販売機メッセージボード使用の覚書に準ずるものとする。

（電気使用料）

第 6 条 乙は災害対応型自動販売機に関する電気使用料を関西電力に直接支払うものとする。

（行政財産使用料）

第 7 条 乙は災害対応型自動販売機に関する行政財産使用料を 1 台につき月額 3, 0 0 0 円を甲に支払うものとする。

（販売手数料）

第 9 条 乙は甲に対し災害対応型自動販売機に関し販売手数料は支払わないものとする。

（協定の有効期間）

第 1 0 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から 5 カ年間とする。なお、この期間満了の 1 ヶ月前までに、甲乙いずれからも、何らの申出のない場合は、本協定はさらに 1 ヶ年間自動的に延長されるものとする。その後の期日満了の場合も同様とする。

（協定外事項の協議）

第 1 1 条 本協定に定めない事項については別途甲乙で協議し決定する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上各自 1 通を保有する。

平成 2 8 年 3 月 2 5 日

甲 綾部市若竹町 8－1
綾部市長 山崎 善也

乙 福岡県東区箱崎七丁目 9 番 6 6 号
コカ・コーラウエスト
代表取締役社長 吉 松 民 雄

別表 1

自動販売機の種類	設置先住所	施設名称及び設置場所
災害対応型自動販売機	若竹町 4 番地	綾部市まちづくりセンター
〃	若松町 1 5 番地	綾部市役所西庁舎
〃	西町一丁目 4 9 番地の 1	I T ビル
〃	八津合町縄手 1 番地	綾部市観光センター
〃	青野町東馬場下 1 5 番地の 6	綾部市保健福祉センター
〃	青野町西馬場下 3 5 番地の 1	あやテラス

資料 1－12 池田市と綾部市の災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法第67条第1項の規定に基づき、大阪府池田市及び京都府綾部市において、地震等により被災し、自力では十分な応急対策が実施できない場合に、当該相互応援協定に基づき、応援活動を迅速かつ円滑に遂行し、被災市の応急対策を推進するため、必要な事項について定める。

(応援の要請)

第2条 被災市は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、文書により応援を要請する。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出する。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援の内容及び数量等
- (3) 応援の期間
- (4) 応援の場所
- (5) 誘導員配置場所
- (6) その他被災市長から特に要請のあったもの

(応援の内容)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 救助及び救援活動に必要な車両等及びその他の資機材の提供
- (5) ごみ及びし尿処理のための車両等の提供
- (6) その他被災市長から特に要請のあったもの

(応援の指揮)

第4条 応援要請に基づく応援隊の指揮は、次に掲げる方法による。

- (1) 応援要請をした市長（又は災害対策本部長等）が指揮する。
- (2) 指揮は、応援隊の長に対し行う。

(連絡窓口)

第5条 あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生した場合は、相互に十分な連絡をとる。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、基本として応援要請をした市の負担とする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項については、必要の都度、両市が協議して定める。

(施行)

第8条 この協定は、平成19年10月8日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成19年10月8日

大阪府池田市長

京都府綾部市

資料 1－13 災害時の応急措置に関する協定書

綾部市（以下「甲」という。）と綾部管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における水道施設等の応急措置（以下「応急措置」という。）の万全を期するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、綾部市地域防災計画に定める事項により、甲が乙の協力を得て行う災害時の応急措置を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の規定により応急措置を実施する必要がある場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力要請するものとする。

- （1）災害等の状況及び協力を要請する事由
- （2）必要とする人員
- （3）必要とする資材及び機材の種類及び数量
- （4）必要とする場所、内容及び期間
- （5）その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から応急措置の要請を受けた場合は、やむをえない理由のない限りこれを受諾し、甲の現地責任者の指示を受け、要請に従って応急措置に従事するものとする。

（事業計画）

第4条 応急措置の円滑な実施を図るため、乙は、組織体制、連絡体制等を事前に定めておかねばならない。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づく要請に要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。

（損害補償）

第6条 甲は、乙が第3条の規定により応急措置従事中に災害を受けたときは、綾部市消防団員等公務災害補償条例（年条例第号）の規定に準じて補償を行うものとする。

2 乙の現場活動により生じた資機材の損傷についての補償は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（第三者に対する措置）

第7条 応急措置従事中に、第三者に対して及ぼした損害についての賠償方法及び賠償額の負担割合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（報告）

第8条 乙は、第3条の規定により応急措置に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を文書を持って甲に報告するものとする。

- （1）応急措置に従事した人員及び名簿
- （2）応急措置に使用した資機材の種別及び台数
- （3）応急措置に従事した人員がそれぞれ従事した時間

資 料 編

1 条例、協定等

(4) 応急措置に使用した資機材の使用時間数

(5) その他必要な事項

2 甲は、前項による応急措置の終了報告を受けたときは、乙に対し速やかに協力要請の解除を通知するものとする。

(費用等の請求)

第9条 乙は、第5条に規定する費用及び第6条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第10条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を速やかに支払うものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成20年6月30日から平成21年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1月前までに甲及び乙からなんら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新することができるものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成20年6月30日

住 所 綾部市若竹町8番地の1

甲

代表者 綾 部 市 長 四 方 八洲男

住 所 綾部市栗町ウケ川30

乙

代表者 綾部管工事業協同組合代表理事 清水 忠雄

資料 1－14 災害時における電気設備の応急復旧対策業務協定書

綾部市（以下「甲」という。）と綾部電気工事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における電気設備の応急復旧対策業務活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、綾部市地域防災計画に定める事項により、甲が乙の協力を得て行う災害時応急対策業務（以下「業務」という。）を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（災害協力隊の準備）

第2条 乙は、業務を行うため、平常時から次の各号に掲げる項目について、常に整備しておくものとする。

- （1）災害発生時における連絡体制
- （2）乙の会員等からの情報収集体制

（協力の内容）

第3条 乙の協力内容は、市の設置する施設等の電気設備の点検、応急復旧業務及びこれに伴う資機材の提供とする。

（要請の手続き）

第4条 甲は、乙に対して要請の理由、業務内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにした文書（様式1）をもって要請する。ただし、そのいとまがない場合は、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに協力隊を編成して出動するものとする。

（指揮命令）

第5条 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整については、甲が指定する市職員が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（報告）

第6条 乙は、第3条の規定により業務に従事した場合は、次の各号に掲げる事項について、文書をもって甲に報告するものとする。

- （1）業務に従事した人員及び名簿
- （2）業務に使用した資機材の種別及び台数
- （3）業務に従事した人員がそれぞれ従事した時間
- （4）業務に使用した資機材の使用時間数
- （5）その他必要な事項

（経費の負担）

第7条 甲は、第3条に掲げる乙の協力に要した経費を負担する。

2 前項の経費は、災害発生直前の価格により計算するものとする。

3 第1項に定める経費の請求については、業務終了後、前条で定める報告書の提出とあわせて請求するものとする。

4 甲は、前項の請求内容を審査し、適当と認めたときは、これを乙に支払うものとする。

資 料 編

1 条例、協定等

(損害補償)

第8条 甲の要請に基づき、業務遂行中の事故により、死亡し、または障害を受けた場合は、綾部市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年8月1日条例第13号）の規定に準じて補償を行うものとする。

2 乙の業務により生じた資機材等の損傷についての補償は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(第三者に対する措置)

第9条 業務従事中に、第三者に対して及ぼした損害についての賠償方法及び賠償額の負担割合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成20年7月28日から平成21年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期限満了の日の1月前までに、甲及び乙からなんら意思表示がないときは、更に1年間延長され、以後の期間についても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成20年7月28日

(甲) 京都府綾部市若竹町8番地の1
綾部市長 四 方 八洲男

(乙) 京都府綾部市井倉町杉ノ木12番地の1
綾部電気工事業協同組合
代表理事 福 多 弘 祐

資料 1－15 大規模災害時等における隊友会の協力に関する協定書

綾部市（以下「甲」という。）と社団法人隊友会京都府隊友会綾部支部（以下「乙」という。）は、乙が社会貢献活動の一環として大規模な災害等から市民等の生命、身体及び財産を守るために行なう協力（以下「協力」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、綾部市地域防災計画及び綾部市国民保護計画に定める大規模災害などや武力攻撃事態等や緊急対処事態又はその他市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる恐れがある緊急事態（以下「大規模災害時等」という。）が発生した場合において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 協力の内容は、次のとおりとする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づく防災に関する業務の実施に必要な援助。
- （2）武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）の規定に基づく防災に関する業務の実施に必要な援助。
- （3）前2号の他市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態に甲が実施する措置に必要な援助。
- （4）その他必要と認められる業務。

（協力要請等）

第3条 甲は、必要と認めるときは、前条に定める協力を乙に要請することができるものとする。

2 協力要請は文書によるものとし、事態が緊迫して文書によることができない場合には口頭又は電話等によることができる。この場合、事後、速やかに文書を送付するものとする。

3 乙は、甲の要請に基づき可能な限り協力に応ずるものとする。

4 甲は、乙の協力が必要でなくなったときは、速やかに文書をもって乙に通知するものとする。

（安全の確保）

第4条 甲は、乙の会員に対し、協力の内容に応じ安全の確保等に十分な配慮をしなければならない。

2 甲は、乙の会員に対し、特殊標章等（国民保護法第158条第1項に規定する特殊標章又は身分証明書をいう。）を交付するものとする。

3 乙の会員は、交付された特殊標章等を適切に管理し、国民保護措置を実施する者の識別のために必要なときは、国民保護法の規定に基づき使用するものとする。

（事業計画）

第5条 応急措置の円滑な実施を図るため、乙は、組織体制、連絡体制等を事前に定めておかなければならない。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づく要請に要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。

（損害補償）

第7条 甲は、乙が第3条の規定により応急措置従事中に災害を受けたときは、綾部市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年8月1日綾部市条例第13号）の規定に準じて補償を行うものとする。

2 乙の現場活動により生じた資機材の損傷についての補償は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（第三者に対する措置）

第8条 応急措置従事中に、第三者に対して及ぼした損害についての賠償方法及び賠償額の負担割合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（報告）

第9条 乙は、第3条の規定により業務に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を文書を持って甲に報告するものとする。

- （1）業務に従事した人員及び名簿
- （2）業務に使用した資機材の種別及び台数
- （3）業務に従事した人員がそれぞれ従事した時間

資 料 編

1 条例、協定等

(4) 業務に使用した資機材の使用時間数

(5) その他必要な事項

2 甲は、前項による業務の終了報告を受けたときは、乙に対し速やかに協力要請の解除を通知するものとする。

(費用等の請求)

第10条 乙は、第6条に規定する費用及び第7条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第11条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を速やかに支払うものとする。

(協定期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成21年5月13日から平成22年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1月前までに甲及び乙からなんら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新することができるものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

(疑義等の決定)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成21年5月13日

住 所 綾部市若竹町8番地の1

甲

代表者 綾 部 市 長 四 方 八洲男

住 所 綾部市於与岐町上行18番地

乙

支部長 社団法人隊友会京都府隊友会綾部支部
支 部 長 荒 木 政 義

資料 1－16 災害時の無償応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における一般廃棄物及びし尿等の災害応急対策業務（以下「業務」という。）について、綾部市（以下「甲」という。）が株式会社エフ・イーサービス（以下「乙」という。）と早田グループ株式会社（以下「丙」という。）とに協力を求める場合の必要事項を定めるものとする。

(業務の内容)

第2条 乙及び丙は、下記の業務に関する甲からの協力依頼に基づき、その所有する資機材等により可能な範囲内で協力するものとする。なお、その業務について市域内と特定できない場合は、市域を越えた対応も必要に応じて行うものとする。

- (1) ごみ、し尿及び浄化槽汚泥等の応急収集・運搬
- (2) 一般廃棄物処理施設及びし尿処理施設等の維持管理
- (3) その他市民の日常生活に大きな影響を及ぼすと市長が認めた被害への対応

(協議)

第3条 甲は、前条の業務内容について、必要に応じ乙及び丙と協議し確認する。

(相互支援)

第4条 乙及び丙は相互に連携・協力し、業務の遂行に当たるものとする。

(経費負担)

第5条 乙及び丙は、協力依頼に基づいて行った業務については、原則として無償で行うものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定の連絡窓口は、甲においては綾部市防災担当課とする。乙及び丙については、それぞれの会社の担当者とし、詳細については別途定めるものとする。

(その他)

第7条 この協定書に定めのない事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議の上、決定する。

(適用)

第8条 この協定は平成22年9月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年9月1日

甲	綾部市若竹町8番地の1 綾部市長 山 崎 善 也
乙	綾部市青野町走り下12番地の1 株式会社エフ・イーサービス 代表取締役 前 田 康 信
丙	綾部市物部町蓮池19番地 早田グループ株式会社 代表取締役 早 田 敬 子

資料 編

1 条例、協定等

資料 1-17 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震や風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生し、要援護者が避難を余儀なくされた場合に、綾部市災害時要援護者支援対策マニュアルに定める社会福祉法人等の役割について、綾部市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人等（以下「乙」という。）に対し、乙が所有する社会福祉施設等を福祉避難所として使用するための協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、綾部市災害時要援護者支援対策マニュアルに規定する者とし、各社会福祉施設等に入所する者も含むものとする。

(管理運営)

第3条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要援護者等への相談等に応じる看護師、介護員、指導員及びボランティア等の介護支援者（以下「ケアワーカー等」という。）の配置及び福祉避難所に避難した要援護者等の日常生活上の支援
- (2) 要援護者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第5条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

(管理運営の期間)

第4条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

(費用等)

第5条 甲は乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払いをするものとする。

- (1) ケアワーカー等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- (2) 要援護者等に要する食費
- (3) その他、乙が直接支払いを行ったものに要した費用

2 前項各号に掲げるもののほか、避難生活に必要な備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

(物資の調達及び介助員等の確保)

第6条 甲は、要援護者等に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者等を適切に介護できるようケアワーカー等の確保に努めるものとする。

(協力体制)

第7条 乙は、福祉避難所のケアワーカー等が不足すると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるものとする。

(要援護者等の受入等)

第8条 甲は、避難中の要援護者が福祉避難所での生活が必要であると判断したときは、乙に受入を依頼し、乙はこれを受け入れるものとする。この場合において、要援護者等は、可能な限り家族等の協力を得て福祉避難所へ避難するものとする。

(受入可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、ケアワーカー等の人数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙並びにケアワーカー等は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要援護者等又はその家族の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第12条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第13条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第14条 この協定の締結期間は、協定締結後1年間とし、甲乙いずれかにより異議の申立がない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第15条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成22年11月24日

(甲) 所在地	綾部市若竹町8番地の1
名 称	綾部市
代表者	綾部市長 山 崎 善 也

(乙) 所在地	綾部市田野町田野山2番地163
名 称	社会福祉法人 松寿苑
代表者	理 事 長 衣 川 久 夫

※ 本協定は、社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会いこいの村聴覚言語障害センター、社会福祉法人丹の国福祉会、医療法人社団恵心会介護老人保健施設綾部さくらホームとも締結

※ 平成25年5月17日に、株式会社ミストラルサービスと締結

資料 1－18 災害時における応急復旧対策業務協定書

綾部市（以下「甲」という。）と綾部建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時における応急復旧対策業務（以下「業務」という。）の実施について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、綾部市地域防災計画に基づき、市域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、甲が乙に対し、市の区域内における災害時の業務の実施について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の規定により業務を実施する必要がある場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、別記様式1（業務要請書）により要請するものとする。

- （1）災害等の状況及び協力を要請する理由
- （2）必要とする人員
- （3）必要とする資材及び機材の種類及び数量
- （4）必要とする場所、内容及び期間
- （5）その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から業務の要請を受けた場合は、やむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の現地責任者の指示を受け、業務に従事するものとする。

（事業計画）

第4条 業務の円滑な実施を図るため、乙は、組織体制、連絡体制等を事前に定めておかなければならない。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づく業務に要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。

（損害補償）

第6条 甲は、乙が第3条の規定による業務中に災害を受けたときは、綾部市消防団員等公務災害補償条例（昭和33年綾部市条例第22号）の規定に準じて補償を行うものとする。

2 乙の業務により生じた資機材の損傷についての補償は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（第三者に対する措置）

第7条 業務従事中に、第三者に対して及ぼした損害についての賠償方法及び賠償額の負担割合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（報告）

第8条 乙は、第3条の規定により業務に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を別記様式2（業務完了報告書）により甲に報告するものとする。

- （1）業務に従事した人員及び名簿
- （2）業務に使用した資機材の種別及び台数
- （3）業務に従事した人員がそれぞれ従事した時間
- （4）業務に使用した資機材の使用時間数
- （5）その他必要な事項

2 甲は、前項による業務の完了報告を受けたときは、乙に対し速やかに業務要請の解除を通知するものとする。

（費用等の請求）

第9条 乙は、第5条に規定する費用及び第6条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

（支払）

第10条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を速やかに支払うものとする。

（協定期間）

第11条 この協定の有効期間は、平成23年1月28日から平成24年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1月前までに甲及び乙からなんら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新することができるものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成23年1月28日

住 所 綾部市若竹町8番地の1
甲
代表者 綾 部 市 長 山 崎 善 也

住 所 綾部市並松町上番取8番地の6
乙
代表者 綾部建設業協会
会長 浅 卷 武 之

資料 1－19 合気道創設者ゆかりの友好都市間における災害時相互応援に関する協定書

和歌山県田辺市、北海道遠軽町、京都府綾部市及び茨城県笠間市（以下「協定市町」という。）は、いずれかの協定市町において災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 2 条第 1 号に規定する原子力災害をいう。）が発生した場合に、被災した協定市町に対する、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

（応援の種類等）

第 1 条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- （１）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- （２）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （３）消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- （４）ボランティアのあっせん
- （５）被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- （６）被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん
- （７）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の手続）

第 2 条 応援を要請する協定市町は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。

ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （１）被害の状況
- （２）前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- （３）前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- （４）応援場所及び応援場所への経路
- （５）応援の期間
- （６）前各号に掲げるもののほか、その他必要な事項

（応援の実施）

第 3 条 応援を要請された協定市町は、極力これに応ずるよう取り組むものとする。

（応援の自主出動）

第 4 条 大規模災害の発生により、被災した協定市町と連絡が取れない場合で、緊急に応援出動をすることが必要であると認められたときは、自主的判断に基づき必要な応援を行う。

- 2 自主出動し応援を行った協定市町は、応援内容等を被災した協定市町に速やかに連絡するとともに、災害に係る情報を収集し、被災した協定市町に提供するものとする。

（応援経費の負担）

第 5 条 応援に要する経費の負担は、次に掲げるとおりとする。

- （１）職員派遣に要する経費の負担は、応援を行う協定市町の負担とする。
- （２）前号に掲げるもののほか、資機材及び物資の提供その他応援に要する経費は、応援を受ける協定市町の負担とする。ただし、応援を受ける協定市町との協議により、応援を行う協定市町が負担することで合意した場合は、この限りではない。

（連絡責任者）

第 6 条 第 2 条の規定による応援の手続を、緊急時において確実かつ円滑に行うため、協定市町に連絡責任者を置くものとする。

（体制の整備）

第7条 協定市町は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

（効力発生日）

第9条 この協定は、平成24年 2月15日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、この協定書を4通作成し、協定市町署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成24年 2月15日

和歌山県田辺市長 真 砂 充 敏

北海道遠軽町長 佐々木 修 一

京都府綾部市長 山 崎 善 也

茨城県笠間市長 山 口 伸 樹

資料 1－20 災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と綾部市長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生し、または、災害が発生する恐れがある場合において、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う時期は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 綾部市内で重大な災害の発生または、発生するおそれがある場合
- 二 綾部市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（リエゾン [情報連絡員]含む。）
- 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む）
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として、災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

(緊急災害対策派遣隊の派遣)

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。

なお、甲乙の相互の連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

(緊急災害対策派遣隊の受け入れ)

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等）について、提供の協力をするものとする。

(緊急災害対策派遣隊の報告)

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

(平素の協力)

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成24年 5月23日

甲 近畿地方整備局長 上 総 周 平

乙 綾部市長 山 崎 善 也

資料 1－21 災害時における避難施設としての使用に関する協定

災害時における一時避難場所及び収容避難所（以下「避難施設」という。）として第3条に掲げる施設を使用することについて、綾部市（以下「甲」という。）と京都府立綾部高等学校（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、綾部市内に大規模な地震、台風等による洪水、原子力発電所の事故等災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、乙の協力を得て乙の所有する施設を避難施設として市民を受け入れることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難施設の指定及び周知）

第2条 甲は、この協定による施設を乙の協力を得て、避難施設として位置づけ、市民に周知するものとする。

（避難施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設を公共福祉の立場から避難施設として市民に使用させるものとする。ただし、乙が被災したときは、この限りでない。

（1）一時避難場所

施 設 の 名 称	綾部高等学校
所 在 地	綾部市岡町長田 1 8 番地
所 有 者	京都府
使 用 場 所	運動場
使 用 面 積	2 4 , 0 9 4 m ²

施 設 の 名 称	綾部高等学校東分校
所 在 地	綾部市川糸町堀ノ内 1 8 番地
所 有 者	京都府
使 用 場 所	運動場
使 用 面 積	2 , 6 6 9 m ²

（2）収容避難所

施 設 の 名 称	綾部高等学校
所 在 地	綾部市岡町長田 1 8 番地
所 有 者	京都府
使 用 場 所	第一体育館及び第二体育館
使 用 床 面 積	1 , 3 6 0 m ² ・ 8 4 3 m ²

施設の名 称	綾部高等学校
所 在 地	綾部市川糸町堀ノ内 1 8 番地
所 有 者	京都府
使 用 場 所	体育館
使 用 床 面 積	8 5 9 m ²

(変更の報告)

第4条 乙は、この協定による避難施設が何らかの事情により使用不可能となったときは、甲に連絡するものとする。

2 乙は、収容避難所の増改築等により当該建物の面積等に変更が生じたときは、甲に連絡するものとする。

(避難施設の開設)

第5条 甲は、次に掲げるときは、乙に対して第3条の施設の利用を要請することができる。

(1) 大規模な地震、台風等による洪水、原子力発電所の事故等災害が発生し、又は発生する恐れがあり、住民の避難に緊急を要する場合

(2) 著しく住民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の施設に避難させる必要があると認めた場合

2 前項の要請は、甲が乙に対し、口頭（電話連絡を含む。）で行うものとする。

(避難者の誘導)

第6条 甲は、乙の協力を得て施設への避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 避難施設の使用料は、減免とする。

2 避難施設を使用したことにより生じた費用及び施設・設備等の損壊による損害については、原則として甲が負担するものとする。

(使用期間)

第8条 避難施設の使用期間は、第5条の開設から甲が地震、台風等による洪水、原子力発電所の事故等による住民への被害の恐れがなくなったと判断し、当該避難施設の閉鎖を決定したときまでとする。

(避難施設の閉鎖)

第9条 避難施設を閉鎖するときは、甲は乙に対し、その旨を連絡し、併せて別記様式にて通知するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容について疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲、乙いずれかから協定解除又は変更の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、

資 料 編

1 条例、協定等

その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年7月1日

甲 綾部市若竹町8番地の1
綾部市長 山 崎 善 也

乙 綾部市岡町長田18番地
京都府立綾部高等学校
校 長 福 井 真 介

※ 本協定は、日東精工（株）とも締結

資料 1－22 原子力災害発生時における応援に関する覚書

和歌山県田辺市（以下「甲」という。）と京都府綾部市（以下「乙」という。）は、北海道遠軽町及び茨城県笠間市とともに、合気道創設者ゆかりの友好都市間における災害時相互応援に関する協定（平成24年2月15日締結。以下「協定」という。）を締結している。

しかしながら、綾部市においては、高浜発電所及び大飯発電所から30kmの圏内に市域の一部が含まれ、原子力災害特別措置法（平成11年法律第156号）第2条第1項に規定する原子力災害が発生し、綾部市域に被害が及んだ場合に、多数の市民の避難を余儀なくされることから、避難所の確保等、他の災害とは異なった困難な事態が予想される。

この覚書は、同じ近畿圏に所在する甲・乙両市間において、特に原子力災害が発生した場合において、乙の要請に基づき、甲が行う応援対策について必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第1条 甲は、協定第1条第7号に規定する被災者を一時的に受け入れるための施設（以下「一時避難所」という。）の提供及びあつせんに当たっては、あらかじめ施設を選定するなど必要な準備を整え、可能な限り要請に応ずるものとする。

2 甲は、一時避難所の開設に当たっては、必要な職員を配置し、その立上げ及び初期段階における運営に協力するものとする。

3 甲は、一時避難所への食料、飲料水及び生活必需品の提供及び乙の現地調達について協力するものとする。

4 甲は、原子力災害の特性から、長期避難が必要となった場合に、収容可能な施設の提供又はあつせんに協力するものとする。

（応援経費の負担）

第2条 前条の応援に関する経費の負担は、協定第5条の規定を準用するものとする。

（協議）

第3条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の履行に関し疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年10月30日

甲 田辺市長 真 砂 充 敏

乙 綾部市長 山 崎 善 也

資料 1－23 大丹波連携推進協議会の構成市町による災害時等相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、大丹波連携推進協議会を構成する京都府4市1町（福知山市、綾部市、亀岡市、南丹市、京丹波町）と兵庫県2市（篠山市、丹波市）（以下「連携市町」という。）が、府県の境界を越えた協働の精神に基づき、連携市町内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生し被災市町のみでは十分な応急措置ができない場合に、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するとともに、連携して広域防災体制を確立するために必要な事項について定めるものとする。

(応援の事項)

第2条 応援の事項は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者及び避難者の受入
- (4) 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

(応援要請)

第3条 応援を要請しようとする市町（以下「要請市町」という。）は、次の事項を明らかにして、他の連携市町に対し、文書により要請を行うものとする。ただし、時間的余裕がない場合には、口頭、電話等により要請を行うことができる。この場合において要請市町は、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、業務内容、人員等
- (4) 前条第3号に掲げる事項を要請する場合にあつては、世帯数、人数等
- (5) 応援の場所及びその場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された連携市町（以下「応援市町」という。）は、誠意をもってこれに応ずるものとする。

(物資等の携行)

第5条 応援市町は、職員等を派遣する場合には、職員等が消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

(応援の自主出動等)

第6条 応援市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により要請市町と連絡がとれない場合には、第3条に定める応援要請を待つことなく、他の連携市町と連絡調整を図りながら、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、第3条に定める応援要請があったものとみなし、第8条の規定を適用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援市町の負担とする。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第7条 応援のため派遣された職員は、要請市町長等の指揮の下に活動する。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として要請市町の負担とする。

- 2 要請市町が前項に規定する費用を支弁する時間的余裕がなく、かつ、要請市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市町が地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の定めるところにより行うものとする。
- 4 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合においては、要請市町がその賠償の責めを負うものとする。ただし、その損害が要請市町への往復途中に生じたものである場合は、応援市町がその賠償の責めを負うものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか経費負担に関し必要な事項は、別途協議するものとする。

（平常時の活動）

第 9 条 連携市町は、平時から連携して次の各号に掲げる事項を実施する等、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

- （1）連絡会等の開催
- （2）地域防災計画その他必要な資料、情報等の相互交換
- （3）防災訓練及び住民への啓発等
- （4）救援に必要な物品等の備蓄連携
- （5）その他災害時の相互応援に必要な事項

（広域防災対策）

第 10 条 連携市町は、広域的な災害対策に関して必要な事項を協議し、及び協働して取り組むことに努めるものとする。

（他の協定との関係）

第 11 条 この協定は、京都府及び兵庫県並びに連携各市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

（その他）

第 12 条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、連携市町が協議のうえ、決定するものとする。

上記協定締結の証として本協定書を 7 通作成し、連携市町長記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 26 年 5 月 8 日

京 都 府 福 知 山 市 長	松 山 正 治
京 都 府 綾 部 市 長	山 崎 善 也
京 都 府 亀 岡 市 長	栗 山 孝 隆
京 都 府 南 丹 市 長	佐々木 稔 納
京 都 府 船 井 郡 京 丹 波 町 長	寺 尾 豊 爾
兵 庫 県 篠 山 市 長	酒 井 隆 明
兵 庫 県 丹 波 市 長	辻 重五郎

資料 1－24 災害時における物資供給に関する協定書

綾部市（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第 2 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第 3 条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第 4 条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第 5 条 第 3 条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書（様式第 1 号、様式第 2 号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第 6 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第 7 条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第 8 条 第 6 条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やか

に決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(連絡責任者の選任)

第10条 この協定の円滑な運用を資するため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

2 前項の連絡責任者は、甲においては綾部市総務課主幹、乙においては、専務理事とする。

(情報交換)

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年12月17日

甲 京都府綾部市若竹町8番地の1
綾部市長 山崎善也

新潟県新潟市南区清水4501番地1
乙 NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄一郎

資料 1－25 災害時等における救助用物資の供給等に関する協定書

綾部市（以下「甲」という。）とゴダイ株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、綾部市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合等（以下「災害時等」という。）に被災者に対する災害救助用物資の供給および運搬（以下「供給等」という。）に関し必要な事項を定める。

（協力）

第2条 甲は、災害時において、災害救助用物資の供給等について乙に要請し、乙は、可能な範囲で災害救助用物資の安定供給に努めるとともに、その運搬を行うものとする。

（災害救助用物資の供給等）

第3条 災害救助用物資の供給等については、甲および乙が協議のうえ、災害救助用物資の品目、量、引渡方法、引渡場所等を定めるものとする。

（要請の方法等）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、原則として災害救助用物資供給要請書（様式第1）によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（運搬）

第5条 運搬は、甲の指定した受渡場所に、乙または乙の指定する者が行うものとする。

（経費の負担）

第6条 災害救助用物資の供給にかかる経費は甲が負担し、災害救助用物資の運搬にかかる経費は乙が負担する。

2 災害救助用物資の価格は、災害時の直前における適正な価格を基準として、甲および乙が協議して決定するものとする。

（代金の支払い）

第7条 甲は、乙からの請求書を受領した場合には、速やかに支払うものとする。

（連絡責任者の選任）

第8条 この協定の円滑な運用に資するため、甲および乙に連絡責任者をおく。

2 前項の連絡責任者は、甲においては綾部市総務部総務課主幹、乙においては、ゴダイ株式会社管理本部長とする。

（情報交換）

第9条 この協定の運用が円滑に行われるよう、適宜甲乙が相互に情報交換するとともに、必要に応じ資料の提供を行うものとする。

（協定期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了日の1ヶ月前までに甲または乙から相手方に対し特段の意思

表示がない場合は、期間満了日の翌日から1年間延長され、以後においても同様とする。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項または協定に関して疑義が生じたときは、甲および乙がその都度協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年12月17日

甲 綾部市若竹町8番地の1

綾部市長 山 崎 善 也

乙 姫路市綿町104番地 スクエアビル2F

ゴダイ株式会社

代表取締役社長 浦 上 晃 之

資料 1－26 災害に係る情報発信等に関する協定

綾部市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第 1 条（本協定の目的）

本協定は、綾部市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、綾部市が綾部市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ綾部市の行政機能の低下を軽減させるため、綾部市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第 2 条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、綾部市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、綾部市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、綾部市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 綾部市が、綾部市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 綾部市が、綾部市内の避難勧告、避難指示（緊急）等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 綾部市が、災害発生時の綾部市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 綾部市が、綾部市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて綾部市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 綾部市が、綾部市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 綾部市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第 1 項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、綾部市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく綾部市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、綾部市から提供を受ける情報について、綾部市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、綾部市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、綾部市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、綾部市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年3月31日

綾部市：京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市長 山崎善也

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 宮坂学

資料 1－27 災害救助物資の調達に関する協定書

綾部市（以下「甲」という。）と株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）とは災害時における物資の供給に関し、次の通り協定を締結する。

（要 請）

第 1 条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請することができる。

（物資の範囲）

第 2 条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 日用品等（トイレ関係用品を含む。）
- (2) 作業関係用品
- (3) 冷暖房機器及び電気用品等
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第 3 条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記 1 号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払）

第 4 条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

（物資の引渡し）

第 5 条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

- 2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第 2 号様式により報告するものとする。

（担当者名簿の作成）

第 6 条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年 4 月 1 日現在の事務担当者名簿（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

- 2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年4月30日までとする。

ただし、期間の満了の1箇月前までに甲又は乙が各相手方に対し格段の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年5月1日

甲 京都府綾部市若竹町8番地の1
綾部市長 山 崎 善 也

乙 島根県益田市下本郷町206番地5
株式会社ジュンテンドー
代表取締役社長 飯塚 正

資料 1－28 特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

綾部市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、特設公衆電話を設置し、避難者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定書に規定する「災害の発生」とは、災害発生時または、災害が発生するおそれがあり、甲において避難所開設を行う必要がある場合、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を設置し、災害の発生時に電話機を接続することで避難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定書に基づき、災害発生時に速やかに利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（通信設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を整備し、乙が設置する通信設備（屋外線、保安器、屋内配線、モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に速やかに利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 乙が設置する通信設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、修復に係る費用は、原則して甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は別記を作成し甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

2 前項に定める特設公衆電話の設置に係る経費は、乙が負担するものとする。ただし、設置に際して屋内配管等新たな設備の設置が必要な場合は、甲乙協議の上、甲が負担するものとする。

(移転、廃止等)

第6条 甲は、特設公衆電話が設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

(定期試験の実施)

第7条 甲および乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施することに努めるものとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の開設が必要となった場合は、甲の判断により利用を開始することができるものとし、特設公衆電話の撤去後、甲は乙に対し施設場所・期間について報告を行うこととする。

2 前項の定めは、甲が実施する防災訓練等で甲が特設公衆電話を利用することを妨げるものではない。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう努めるものとする。

2 特設公衆電話の利用に関する費用は、乙が負担する。ただし、甲が第14条に反して目的外利用を行った場合は、この限りでない。

(国際通話可能な回線の扱い)

第11条 国際通話可能な回線については、原則1避難所1台として設置する。

(特設公衆電話の利用の終了)

第12条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、後日、甲は乙に対し撤去した施設の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第13条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第14条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合の撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第15条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名・押印のうえ、各自がその1通を保有する。

2019年10月28日

甲 京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市長 山 崎 善 也 印

乙 京都府京都市中京区烏丸三条上ル場之町604

西日本電信電話株式会社

京都支店長 大 野 敬 印

(別 記)

綾部市 事前設置型特設公衆電話 設置場所一覧

2019.10.28

No.	地区名	名 称	所在地	連絡電話番号	収容人数	設置台数
1	綾部地区	綾部小学校	上野町上野168番地	42-0290	500	2
2		綾部中学校	宮代町明知7番地	42-0292	500	2
3		綾部高等東分校	川糸町堀ノ内39番地	42-0453	200	1
4		綾部市まちづくりセンター	若竹町8の1番地	42-3280	30	1
5		新・市民センター	西町 三丁目 南大坪39 番地 の10	42-1320	900	3
6		I・Tビル	西町一丁目4の1番地	42-1920	100	1
7		宮代コミュニティセンター	宮代町土代2の3番地	42-9845	70	2
8		綾部会館	味方町石風呂50の50番地	42-8565	100	1
9		田野コミュニティセンター	田野町赤坂55番地	42-8617	30	1
10		林業センター	宮代町前田20番地	42-9120	50	1
11		大本綾部梅松苑松香館	本宮町東四ツ辻3・4番地	42-0187	180	1
12	中筋地区	中筋小学校	大島町外山田8の1番地	42-0294	300	1
13		綾部高等学校(第一体育館)	岡町長田18番地	42-0451	500	1
14		綾部高等学校(第二体育館)				1
15		ふれあいセンター	大島町内山田32番地	42-9399	100	1
16		高津コミュニティセンター	高津町西ノ開市8の1番地	42-7477	200	1
17	吉美地区	吉美小学校	有岡町田坂16番地	42-0295	100	1
18		農業振興センター	多田町寺田2の2番地	42-6772	100	1
19		清山荘	里町潜り9の1番地	42-4601	100	1
20		中央公民館	里町久田山21の20番地	42-7782	70	1
21	西八田地区	西八田小学校	岡安町家ノ下10番地	44-0145	200	1
22		農村婦人の家	岡安町22の1番地	44-1124	100	1
23		綾部工業団地・交流プラザ	とよさか町4番地	43-1236	70	1
24	東八田地区	東八田小学校	上杉町中島2番地	44-0004	200	1
25		八田中学校	梅迫町大野20番地	44-0004	200	1
26		東八田公民館	梅迫町溝尻1の16番地	44-0018	100	1
27		研修センター	上杉町日後30番地	44-1785	50	1
28		総合運動公園体育館	上杉町大宝山10番地	44-0990	300	1
29	山家地区	東稜小・中学校	鷹栖町小丸山25番地	46-0033	200	1
30		基幹集落センター	鷹栖町豊後田32番地	46-0345	100	1
31		山家城址館	広瀬町上ノ町85番地	45-1828	50	1
32		山家城址公園 梅里苑				1
33	口上林地区	健康ファミリーセンター	武吉町中井根35番地	45-1821	100	1
34	豊里地区	豊里小学校	栗町花貝2番地	47-0013	200	1
35		豊里交流研修センター森もりホール	鍛冶屋町茅倉9番地	47-0040	100	1
36		豊里中学校	豊里町三宅53番地	47-0020	300	1
37		農業大学校	位田町桧前30番地	48-0321	300	1
38		豊里コミュニティーセンター	栗町大野1の202番地	47-0150	100	1
39		栗文化センター	栗町相定47の3番地	48-0311	50	1
40	物部地区	物部小学校	物部町北前田51番地	49-0025	200	1
41		何北中学校	物部町高倉前18番地	49-0002	200	1
42		物部保育園	物部町建田15番地	49-0026	100	1
43		物部営農指導センター	物部町東野46の1番地	49-0001	70	1
44		物部会館	部町西樋ノ口25番	49-0094	50	1
45	志賀郷地区	志賀小学校	志賀郷町丁田8番地	49-0207	100	1
46		志賀郷公民館	志賀郷町北町17番地	49-0201	100	1
47	中上林地区	上林小・中学校	八津合町片山17番地	54-0001	150	1
48		観光センター	八津合町縄手1番地	54-0002	70	1
49		五泉荘	五泉町西巻12番地	54-0207	30	1
50	奥上林地区	林業者等健康管理センター	故屋岡町三反田15番地	55-0001	50	1
51		あやべ山の家	睦寄町今竹10-1	55-0443	100	1
		合 計				56

資料 1-29 災害時におけるボランティア活動等に関する協定書

綾部市（以下「甲」という。）と社会福祉法人綾部市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、災害時におけるボランティア活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において甲及び乙が協力して行う綾部市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（センターの設置）

第2条 乙は、災害時における被災者の生活復旧に迅速に対応するため、センターを常設し、甲と連携・協力して災害ボランティア活動の支援を行うものとする。

（センターの設置場所）

第3条 センターの設置場所は、綾部市社会福祉協議会内とする。ただし、甲は、当該施設が罹災し、設置することが困難な場合又は災害の規模が大きくセンターの運営に支障がある場合は、これに代わる場所を確保するよう努めるものとする。

2 センターは、災害ボランティア活動を効果的に進めるために、現地サテライトを置くことができる。この場合において、甲は乙と協議の上、設置場所の確保に努めるものとする。

（平常時体制における取組）

第4条 乙は、センターの円滑な運営のため、平常時からボランティアやボランティアコーディネーターの育成に資する研修や講習等を行うとともに、災害時に備えた資機材の確保、防災訓練への参加等、関係機関・団体との連携強化に努めるものとする。

2 甲は、前項に定める事項に関し、必要な範囲で支援を行うものとする。

（災害時体制における連携及び協力）

第5条 甲は、綾部市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置されたときは、乙に対しその旨を連絡するものとし、乙は、必要に応じ災害対策本部へ担当者を派遣するものとする。

2 甲は、災害対策本部が設置された場合において、ボランティア活動支援が必要と判断したときは、乙に対し、センターの非常時体制への移行を要請するものとする。

3 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、特別の理由がない限り、非常時体制への移行を実施するものとする。

4 乙は、災害の事態が急迫し、甲からの要請を待つことができないときは、自らの判断により非常時体制に移行することができるものとする。この場合において、乙は直ちに甲にその旨を報告するものとする。

5 甲及び乙は、相互に連携、協力し、非常時体制に移行したセンターの運営に当たるものとする。

（非常時体制における業務）

第6条 非常時体制においてセンターが実施する業務は、次に掲げるとおりとする。

（1）災害ボランティアの受入及び活動依頼

- (2) 災害ボランティアのニーズ把握及び提供
- (3) 災害ボランティア活動に必要な物品等の調達
- (4) 災害時ボランティア活動についての情報の受発信
- (5) 応援ボランティアコーディネーター等の宿泊機能の確保
- (6) その他、災害ボラセン運営に当たり必要と認められる事項
(資機材等の確保)

第7条 甲及び乙は、相互に協力して災害時におけるボランティア活動に必要な資機材等を確保するものとする。

(費用負担)

第8条 第6条に規定する業務に関し必要な費用負担は、甲乙協議の上、決定するものとする。

ただし、乙が別途活用できる助成金等がある場合はそれを充当するものとし、法令その他別段の定めがある場合は、その定めによる。

2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

(平常時体制への移行)

第9条 センターの平常時体制へ移行は、災害復旧の状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 非常時体制における残務がある場合は、甲乙協議してそれぞれ引き継ぐものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年11月15日

甲 綾部市若竹町8番地の1
綾部市長 山崎善也

乙 綾部市川糸町南古屋敷5番地の1
社会福祉法人 綾部市社会福祉協議会
会長 朝倉正道

資料 1－30 大規模災害時における災害復旧支援に関する協定

京都府（以下「甲」という。）、別紙 1 に定める京都府内の 22 市町（以下「乙」という。）及び公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「丙」という。）は、大規模災害等が発生した場合に甲又は乙が管理する下水道管路施設の復旧支援に関する業務に関して、以下のとおり、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 15 条の 2 の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、大規模災害等が発生した場合に、下水道管路施設の点検・調査等の復旧支援に関する業務を行うことについて、甲及び乙が丙と協力し、府民の安心・安全を確保するため、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定において「大規模災害等」とは、災害対策基本法に基づく京都府災害対策本部が設置された場合又は甲若しくは乙が特に必要と認めた場合の災害とする。

2 この協定において「下水道管路施設」とは、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 3 号で定義される公共下水道、同条第 4 号で定義される流域下水道又は同条第 5 号で定義される都市下水路における同条第 2 号で定義される下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設をいう。

（復旧支援業務の要請）

第 3 条 甲又は乙は、大規模災害時において、下水道管路施設に「下水道事業における災害時支援に関するルールの解説（公益社団法人日本下水道協会 令和 2 年 12 月改定）」の「(4)支援、応援、派遣の区分」（40 ページ）の中で定義される以下の業務が必要と認めるときは、丙に対し復旧支援業務を要請することができる。

- (1) 緊急点検
- (2) 緊急調査
- (3) 緊急措置
- (4) 一次調査（応急復旧のための調査）
- (5) 二次調査（本復旧のための調査）

2 乙が丙に対し、復旧支援業務の要請を行う場合は、甲の事務局が乙の復旧支援業務の要請を取りまとめた上で、丙の連絡窓口へ要請する。

（復旧支援業務に伴う費用）

第 4 条 この協定に基づく復旧支援業務は、丙の支援を受けた甲又は乙の負担とする。

（下水道台帳データの提供）

第 5 条 甲及び乙は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等を PDF 等の電子データとして、丙に提供するものとする。

2 丙は甲及び乙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲及び乙は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。

（下水道台帳データの開示）

第 6 条 丙は、甲及び乙から支援要請があったとき、支援出動する丙の会員に対し、甲及び乙から提供を受けた電子データを開示することができる。

（事務局及び連絡体制）

第7条 甲及び丙の復旧支援業務に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

- （1）甲の事務局は、京都府建設交通部水環境対策課とする。
- （2）丙の連絡窓口は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関西支部とする。

（協定の期間及び更新）

第8条 この協定は、令和3年4月1日からその効力を有するものとし、有効期間は、令和4年3月31日までとする。

- 2 協定の有効期間が満了する30日前までに甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない場合は、更に1年間その効力を継続することとし、その後においても同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙による協議のうえ解決する。

- 2 甲、乙及び丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙及び丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

この協定の締結を証するため、この協定を2通作成し、甲及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

また、乙は、甲及び丙に提出する記名押印された同意書をもって本協定の締結を証する。

令和3年3月25日

甲 京都府知事 西 脇 隆 俊

丙 公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会 長 長谷川 健 司

資 料 編

1 条例、協定等

別紙1 乙 京都府内22市町

福知山市長	大 橋 一 夫
舞鶴市長	多々見 良 三
綾部市長	山 崎 善 也
宇治市長	松 村 淳 子
宮津市長	城 崎 雅 文
亀岡市長	桂 川 孝 裕
城陽市長	奥 田 敏 晴
向日市長	安 田 守
長岡京市長	中小路 健 吾
八幡市長	堀 口 文 昭
京田辺市長	上 村 崇
京丹後市長	中 山 泰
南丹市長	西 村 良 平
木津川市長	河 井 規 子
大山崎町長	前 川 光
久御山町長	信 貴 康 孝
井手町長	汐 見 明 男
宇治田原町長	西 谷 信 夫
和束町長	堀 忠 雄
精華町長	杉 浦 正 省
京丹波町長	太 田 昇
与謝野町長	山 添 藤 真

資料 1－31 大規模災害時における災害査定業務支援に関する協定

京都府（以下「甲」という。）、別紙 1 に定める京都府内の 22 市町（以下「乙」という。）及び公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部（以下「丙」という。）は、大規模災害等が発生した場合に甲又は乙が管理する下水道施設の災害査定支援に関する業務に関して、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、大規模災害等が発生した場合に、下水道施設の災害査定図書の作成等の災害査定支援に関する業務を行うことについて、甲及び乙が丙と協力し、府民の安心・安全を確保するため、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定において「大規模災害等」とは、災害対策基本法に基づく京都府災害対策本部が設置された場合又は甲若しくは乙が特に必要と認めた場合の災害とする。

2 この協定において「下水道施設」とは、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 3 号で定義される公共下水道、同条第 4 号で定義される流域下水道又は同条第 5 号で定義される都市下水路における同条第 2 号で定義される下水道の施設をいう。

（平常時の準備）

第 3 条 丙は、災害査定の支援業務を行うため、平常時から次の各号に掲げる項目について実施する。なお、実施時期については、甲、乙及び丙の協議により定める。

（1）大規模災害発生時における連絡体制の確認

（2）甲、乙及び丙の情報伝達訓練等の合同訓練

（災害査定業務の要請）

第 4 条 甲又は乙は、大規模災害時において、下水道施設の災害査定に係る業務が必要と認めるときは、丙に対し災害査定業務の支援を要請することができる。

2 丙は、前項の要請があったときは、速やかに会員に連絡を行い、業務が可能な会員リストを甲又は乙に通知する。但し、災害の状況等やむを得ない事情により、会員が災害査定支援業務を実施できない場合においては、この限りではない。

3 甲又は乙は、前項により丙から通知された会員に対し、災害査定に係る業務を依頼することができる。

4 乙が丙に対し、復旧支援業務の要請を行う場合は、甲の事務局が乙の復旧支援業務の要請を取りまとめた上で、丙の連絡窓口へ要請する。

（活動に伴う費用）

第 5 条 この協定に基づく支援内容のうち、第 4 条第 2 項の業務が可能な会員リストの通知については丙の負担とし、第 4 条第 3 項で依頼した災害査定に係る業務については甲又は乙の負担

資 料 編

1 条例、協定等

とする。

(事務局及び連絡体制)

第6条 甲及び丙の復旧支援業務に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、京都府建設交通部水環境対策課とする。
- (2) 丙の連絡窓口は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部とする。

(協定の期間及び更新)

第7条 この協定は、令和3年4月1日からその効力を有するものとし、有効期間は、令和4年3月31日までとする。

- 2 協定の有効期間が満了する30日前までに甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない場合は、更に1年間その効力を継続することとし、その後においても同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙による協議のうえ解決する。

- 2 甲、乙及び丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙及び丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

この協定の締結を証するため、この協定を2通作成し、甲及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

また、乙は、甲及び丙に提出する記名押印された同意書をもって本協定の締結を証する。

令和3年3月25日

甲 京都府知事 西 脇 隆 俊

丙 公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
関西支部長 押領司 重 昭

別紙1 乙 京都府内22市町

福知山市長	大橋 一夫
舞鶴市長	多々見 良三
綾部市長	山崎 善也
宇治市長	松村 淳子
宮津市長	城崎 雅文
亀岡市長	桂川 孝裕
城陽市長	奥田 敏晴
向日市長	安田 守
長岡京市長	中小路 健吾
八幡市長	堀口 文昭
京田辺市長	上村 崇
京丹後市長	中山 泰
南丹市長	西村 良平
木津川市長	河井 規子
大山崎町長	前川 光
久御山町長	信貴 康孝
井手町長	汐見 明男
宇治田原町長	西谷 信夫
和束町長	堀 忠雄
精華町長	杉浦 正省
京丹波町長	太田 昇
与謝野町長	山添 藤真

資料 1－32 京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会の構成市町による災害時等相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会を構成する京都府北部5市2町（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）（以下「連携市町」という。）が、激甚化が進む災害に対し水平連携の理念に基づく枠組みとして、自治体の境界を越えた防災体制を構築することにより、連携市町内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項及び第2項に規定する災害などが発生し、又は発生するおそれがあり、被災市町のみでは十分な応急措置ができない場合に、連携市町が一体となって相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑かつ効果的に遂行できる体制（以下「広域防災体制」という。）を確立するため、次のとおり協定を締結する。

さらに、連携市町以外の市町村が被災した場合、状況に応じ、本協定に基づき連携市町が一体となって、応援活動を実施するものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 資機材、備蓄物資等の共同保有及び共同運用
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供
- (3) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 広域避難に必要な施設の提供及び運営の支援
- (5) 被災者及び避難者の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

(応援の要請)

第3条 応援を要請しようとする市町（以下「要請市町」という。）は、次の事項を明らかにして、他の連携市町に対し、文書により要請を行うものとする。ただし、時間的余裕がない場合には、口頭、電話等により要請を行うことができる。この場合において要請市町は、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第3号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、業務内容、人員等
- (4) 前条第4号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、世帯数、人数等
- (5) 前条第5号に掲げる事項を要請する場合にあっては、施設の名称及び必要な運営支援項目等
- (6) 応援の場所及びその場所への経路
- (7) 応援を必要とする期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された連携市町（以下「応援市町」という。）は、誠意をもってこれに応ずるものとする。

(広域避難場所の運営)

第5条 広域避難場所の運営は、要請市町、応援市町が相互に協力しながら行うものとする。

(物資等の携行)

第6条 応援市町は、職員等を派遣する場合には、職員等が消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

(応援の自主出動等)

第7条 応援市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により要請市町と連絡がとれない場合には、第3条に定める応援要請を待つことなく、他の連携市町と連絡調整を図りながら、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、第3条に定める応援要請があったものとみなし、第8条の規定を適用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する旅費等の必要となる経費は、応援市町の負担とする。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第8条 応援のため派遣された職員は、要請市町長等の指揮の下に活動する。

(応援経費の負担)

第9条 応援に要した経費は、原則として要請市町の負担とし、広域避難の場合も同様とする。

2 要請市町が前項に規定する費用を支弁する時間的余裕がなく、応援市町に対し当該費用の一時繰替支弁の求めがあった場合は、応援市町はこれに応じるものとする。この場合において、要請市町は、当該費用の支弁が可能となったときは、速やかに当該費用を一時繰替支弁した応援市町へ支払うものとする。

3 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体に障害が残った場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市町が地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところにより行うものとする。

4 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合においては、要請市町がその賠償の責めを負うものとする。ただし、その損害が要請市町への往復途中に生じたものである場合は、応援市町がその賠償の責めを負うものとする。

5 前各項に定めるもののほか経費負担に関し必要な事項は、別途協議するものとする。

(広域避難により生じた損害の賠償)

第10条 広域避難の実施に際し、滞在者、施設、施設の物品等に何らかの損害が生じた場合で

あって、その損害の責めが要請市町にある場合にあっては、要請市町がその責任を負う。

(平常時の活動)

第 11 条連携市町は、平時から連携して次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 連絡会等の開催
- (2) 地域防災計画その他必要な資料、情報等の相互交換
- (3) 防災訓練の実施、住民への啓発等
- (4) 応援に必要な物品等の備蓄連携及び調達
- (5) 各種モニタリングシステム等の研究、導入等
- (6) その他災害時の相互応援に必要な事項

(広域防災対策)

第 12 条連携市町は、広域的な災害対策に関して必要な事項を協議し、及び協働して取り組むことに努めるものとする。なお、広域防災体制の構築に際し、標準的な運用の手順は別に定める。

(他の協定との関係)

第 13 条この協定は、連携市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(その他)

第 14 条この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、連携市町が協議の上、決定するものとする。

上記協定締結の証しとして本協定書を 7 通作成し、連携市町長署名の上、各 1 通を保有する。

令和 4 年 5 月 1 1 日

福知山市長
舞鶴市長
綾部市長
宮津市長
京丹後市長
伊根町長
与謝野町長

資料 1-33 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

綾部市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、綾部市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、綾部市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

資 料 編

1 条例、協定等

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和4年5月11日

甲) 京都府綾部市若竹町8番地の1
綾部市
綾部市長 山崎善也

乙) 大阪府大阪市淀川区西宮原1丁目8-10
株式会社ゼンリン
関西支社長 岩崎 登

資料 1－34 大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

綾部市（以下「甲」という。）と関西電力送配電株式会社 京都支社 電力本部 福知山配電営業所（以下「乙」という。）は、大規模災害時に相互連携して災害対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、綾部市内での地震及び風水害・雪害等による大規模災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合や大規模災害に備えて平時から、甲及び乙が相互に連携し、迅速かつ的確に対応することにより、市民生活の早期復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、綾部市における乙の電力供給区域とする。

（連携内容）

第3条 甲及び乙がそれぞれ連携する内容は次の各号のとおりとする。

- （1） 甲乙相互に連絡体制を確立し、停電情報等必要な情報の共有に努めるものとする。
- （2） 甲及び乙は、大規模災害発生時に乙が所有する設備を原因として甲が管理する道路の通行に支障を来たした場合は、甲乙連携して通行の確保にあたり、甲が管理する緊急輸送道路や被災時に孤立集落が発生する道路については、これを優先的に実施する。
- （3） 乙は、早期の停電復旧作業のため、甲に対して必要な箇所の道路上の障害物除去作業を要請できるものとする。甲は、甲が管理する道路については、道路上の障害物除去作業に協力するものとし、甲が管理しない道路については、当該道路管理者等関係機関へ協力を要請するものとする。なお、「道路上の障害物除去作業」とは、乙の停電復旧作業に伴う車両等の通行のため、最低限の障害物の除去及び簡易な段差修正等により通行を確保する作業をいう。
- （4） 乙は、停電の仮復旧のための電源車の使用にあたっては、復旧見通し及び仮復旧箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案してその配置先を決定するとともに、甲又は京都府と適宜協議を行うものとする。
- （5） 乙は、停電復旧作業に必要となる活動拠点の確保について、必要に応じて、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力する。
- （6） 甲及び乙は、双方が保有する連絡・通信手段等を利用し、市民に対して停電情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信する。
- （7） 甲及び乙は、病院、防災関連施設等の重要施設について、可能な限り自家発電設備の設置等の対策を促進するよう取り組むとともに、優先して停電復旧又は仮復旧すべき重要施設について、平時から確認・調整等情報を共有するものとする。
- （8） 甲及び乙は、倒木等による停電、道路の寸断等の発生を防止するため、京都府等と連携の上、事前対策について検討するものとする。
- （9） 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

(連携方法)

第4条 前条の連携内容の詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(費用負担)

第5条 この協定に基づいて実施した事項に要した甲又は乙の費用のうち、本来相手方が行うべき作業に係る費用について、甲乙協議の上、相手方へ請求できるものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報を他人（関西電力株式会社を除く。）に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第7条 この協定の実施にあたっては、甲乙それぞれの責任において、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(期間)

第8条 この協定は、令和5年3月31日までの間効力を有する。ただし、期間満了日までに甲又は乙から書面による終了の申し出がないときには、効力を有する期間を期間満了日の翌日から1年間延長することとし、以降も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年7月1日

甲 京都府綾部市若竹町8番地の1
綾部市長 山崎善也

乙 京都府福知山市駅南町3丁目82番地
関西電力送配電株式会社 京都支社
電力本部 福知山配電営業所
所長 後藤栄次

資料 1－35 災害時における物資輸送等に関する協定書

綾部市（以下「要請者」という。）と株式会社村上運送（以下「協力者」という。）は、地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における物資輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、要請者、協力者間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、要請者が協力者に対して行う貨物自動車による物資輸送等の支援協力要請、その他要請者、協力者間における協力事項に関し定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時等において、要請者は協力者に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、協力者は、要請者の要請に基づき可能な限り協力するよう努めるものとする。

- （1）要請者が管理する防災備蓄品の避難所への配送
- （2）要請者が指定する物資拠点施設から避難所への物資の配送
- （3）要請者が指定する物資拠点施設の運営補助等
- （4）前各号に掲げるもののほか、要請者が必要とする事項

2 要請者は、災害時等において、協力者が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、協力者の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。

- （1）協力者が物資輸送に使用する車両に対する、緊急通行車両確認標章等の速やかな発行
- （2）り災状況に係る情報の提供
- （3）前各号に掲げるもののほか、協力者が必要とする事項

（協力要請の手続き）

第3条 前条の規定による協力の要請は、要請書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 協力者は、前項の規定による要請を受けたときは、要請者に対して速やかに協力するよう努めるものとする。ただし、協力者が被災等により支援が困難と判断した場合や協力者の事業の支障となる場合は、この限りではない。

（事故等）

第4条 協力者は、供給した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、速やかに代替の貨物自動車を手配のうえ、その輸送を継続するよう努めるものとする。なお、貨物自動車の手配ができない場合においては、協力者は、要請者に速やかに連絡を行い、要請者の指示を受けるものとする。

（報告）

第5条 協力者は、要請者の要請を受けて実施した支援内容について、要請者に報告書（別紙2）を提出するものとする。

（費用等の負担）

第6条 協力者が第2条に規定する協力内容の実施に要した費用については、要請者の負担とする。

2 第2条に規定する協力内容の実施により生じた損害の負担については、要請者、協力者が協議のうえ、その都度決定するものとする。

3 前各項の費用等及びその支払方法等については、要請者、協力者が協議のうえ、その都度決定するものとする。なお、第1項の費用については、原則として貨物自動車運送業法に基づき協力者が国土交通大臣に届け出た運賃によるものとする。

（連絡体制）

第7条 要請者及び協力者は、要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡責任者名簿（別紙3）を作成し、相互に交換するものとする。

2 要請者及び協力者は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（平常時の活動）

第8条 要請者及び協力者は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や要請者が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（協定の解除）

第9条 要請者及び協力者は、相手方又は相手方の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したときは協定を解除するものとする。

（1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団をいう。以下同じ。）

（2）暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（3）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

（4）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（5）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（6）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（有効期間）

資 料 編

1 条例、協定等

第10条 この協定は、協定締結の日から1年間効力を有するものとし、要請者、協力者のいずれからも契約満了の3か月前までに文書をもって相手方に対して協定終了の申し出をしない限り、1年間同内容で効力を継続するものとし、以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度要請者、協力者で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、要請者、協力者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年7月11日

要請者 綾部市若竹町8番地の1
綾部市長 山崎 善也

協力者 綾部市味方町雨宮10番地の3
村上運送株式会社
代表取締役 村上 和也

資料1-36 災害時における物資輸送等に関する協定書

綾部市（以下「要請者」という。）と福山通運株式会社 綾部営業所（以下「協力者」という。）は、地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における物資輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、要請者、協力者間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、要請者が協力者に対して行う貨物自動車による物資輸送等の支援協力要請、その他要請者、協力者間における協力事項に関し定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時等において、要請者は協力者に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、協力者は、要請者の要請に基づき可能な限り協力するよう努めるものとする。

- （1）要請者が管理する防災備蓄品の避難所への配送
- （2）要請者が指定する物資拠点施設から避難所への物資の配送
- （3）要請者が指定する物資拠点施設の運営補助等
- （4）前各号に掲げるもののほか、要請者が必要とする事項

2 要請者は、災害時等において、協力者が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、協力者の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。

- （1）協力者が物資輸送に使用する車両に対する、緊急通行車両確認標章等の速やかな発行
- （2）り災状況に係る情報の提供
- （3）前各号に掲げるもののほか、協力者が必要とする事項

（協力要請の手続き）

第3条 前条の規定による協力の要請は、要請書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 協力者は、前項の規定による要請を受けたときは、要請者に対して速やかに協力するよう努めるものとする。ただし、協力者が被災等により支援が困難と判断した場合や協力者の事業の支障となる場合は、この限りではない。

（事故等）

第4条 協力者は、供給した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、速やかに代替の貨物自動車を手配のうえ、その輸送を継続するよう努めるものとする。なお、貨物自動車の手配ができない場合においては、協力者は、要請者に速やかに連絡を行い、要請者の指示を受けるものとする。

資 料 編

1 条例、協定等

(報告)

第5条 協力者は、要請者の要請を受けて実施した支援内容について、要請者に報告書（別紙2）を提出するものとする。

(費用等の負担)

第6条 協力者が第2条に規定する協力内容の実施に要した費用については、要請者の負担とする。

2 第2条に規定する協力内容の実施により生じた損害の負担については、要請者、協力者が協議のうえ、その都度決定するものとする。

3 前各項の費用等及びその支払方法等については、要請者、協力者が協議のうえ、その都度決定するものとする。なお、第1項の費用については、原則として貨物自動車運送業法に基づき協力者が国土交通大臣に届け出た運賃によるものとする。

(連絡体制)

第7条 要請者及び協力者は、要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡責任者名簿（別紙3）を作成し、相互に交換するものとする。

2 要請者及び協力者は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(平常時の活動)

第8条 要請者及び協力者は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や要請者が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(協定の解除)

第9条 要請者及び協力者は、相手方又は相手方の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したときは協定を解除するものとする。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から1年間効力を有するものとし、要請者、協力者のいずれからも契約満了の3か月前までに文書をもって相手方に対して協定終了の申し出をしない限り、1年間同内容で効力を継続するものとし、以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度要請者、協力者で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、要請者、協力者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年2月14日

要請者 京都府綾部市若竹町8番地の1
綾部市長 山崎 善也

協力者 京都府綾部市桜が丘3丁目2-4
福山通運株式会社 綾部営業所
所長 辰川 圭介

資 料 編

1 条例、協定等

資料 1－37 災害時における避難所等としての使用に関する協定書

綾部市（以下「要請者」という。）と志摩機械株式会社（以下「協力者」という。）は、綾部市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生又は発生するおそれのある場合に要請者が協力者の管理する施設を指定避難所及び指定緊急避難場所（以下「避難所等」という。）として使用することに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、要請者が協力者の管理する施設を避難所等として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（避難所等として使用できる施設）

第2条 本協定の対象施設及び管理者は、次に掲げる各号のとおりとする。

（1）所在地 綾部市陸寄町今竹10番地の1

（2）施設名 指定避難所 : あやべ山の家

指定緊急避難場所：あやべ山の家

（3）管理者 志 摩 敏 樹

2 災害の状況等により、前項に定める対象施設以外の施設が必要となった場合は、要請者、協力者で協議の上、決定するものとする。

3 要請者は、対象施設を市民に周知するための必要な措置を講ずるものとする。

（緊急時の連絡体制及び手段）

第3条 要請者及び協力者は、本協定に関する連絡責任者を選任し、相互へ書面により通知するものとし、変更があった場合はその都度通知するものとする。

（避難所等の開設）

第4条 要請者は、災害が発生し、避難所等を開設する必要がある場合、第2条に定める避難所等の被害状況（安全）を確認した上で、開設することができる。

ただし、緊急を要する事態が発生したと協力者が判断し、避難所等を開設した場合には、要請者にその旨を報告するものとする。

（開設の通知及び開錠）

第5条 要請者は、前条の規定により対象施設を開設する場合、事前にその旨を避難所等開設要請書（第1号様式）で、協力者に対して通知するとともに、協力者へ対象施設の開錠を依頼する。

2 協力者は、要請者から避難所等の開錠依頼を受けた場合、速やかに開錠を行うよう努めるものとする。

3 要請者は、避難所等を開設する場合、要請者の職員を派遣するものとする。

4 協力者は、要請者から施設利用等の要請を受けたときは、施設運営に支障のない範囲で施設利用等に協力するものとする。

（避難所等の管理運営）

第6条 避難所等の管理運営は、要請者の責任において行うものとする。

2 避難所等で必要な物品等は、要請者が準備又は配布するものとする。

3 要請者は、避難所等の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置するものとする。

4 協力者は、避難所等の管理運営について要請者への協力に努めるものとする。

（費用負担）

第7条 対象施設の土地建物使用料については、無償とする。

2 対象施設の使用により生じた損害（施設又は設備等の破損）及び光熱水費等の施設使用等に要した経費は、原則要請者が負担するものとする。ただし、協力者による負担を妨げない。

3 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、その定めに従うものとする。

（原状回復義務）

第8条 要請者は、避難所等の開設期間を終えたときは対象施設を原状に回復しなければならない（地震、土砂等の災害により損傷した部分を除く。）。

（開設期間）

第9条 対象施設の開設期間は、災害発生時から原則7日以内とし、開設期間を延長する場合は、要請者、協力者で協議の上、決定するものとする。

2 要請者は、協力者が早期に活動を再開できるように配慮するとともに、避難所等としての使用の早期解消に努めるものとする。

（閉鎖の通知）

第10条 要請者は、対象施設の使用を終了する際は、協力者に避難所等使用終了連絡書（第2号様式）を提出するものとする。

（協議）

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合には、要請者、協力者で協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに要請者又は協力者から解約の申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後同様とする。

資 料 編

1 条例、協定等

要請者と協力者は、この協定を証するため、この書面を2通作成し、要請者、協力者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和6年4月30日

要請者 京都府綾部市若竹町8番地の1
綾部市長 山 崎 善 也

協力者 京都府舞鶴市上福井117番地
志摩機械株式会社
代表取締役 志 摩 敏 樹

災害時における物資供給に関する協定書

綾部市（以下「甲」という。）と株式会社コスモス薬品（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害、または、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に規定する武力攻撃災害（以下「災害」という。）により甚大な被害が発生し、または発生するおそれがある場合に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、綾部市内に災害が発生し、または発生するおそれがあり、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、物資供給要請書（別記様式1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後速やかに要請書を交付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受託する場合は、物資供給受託書（別記様式2号）を提出するものとする。ただし、急を要するときは口頭で要請し、その後速やかに受託書を交付するものとする。

（価格）

第6条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運

賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

（運搬および引渡し）

第7条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、原則として乙の店舗で行うこととし、甲は、甲が指定する職員等を派遣し引き受けするものとする。

2 物資の引き渡しは、甲の文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

3 乙は、物資の供給が完了したら、物資調達確認書（別記様式3号）を甲に提出し、甲はこれに基づき受領の確認を行う。

（代金の支払い）

第8条 乙は、第7条第2項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては綾部市市長公室防災・危機管理課とし、乙においては株式会社コスモス薬品総務部とする。

（情報の交換）

第10条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協議）

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合またはこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了日の1ヶ月前までに甲または乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合は、期間満了日の翌日から1年間延長され、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ各1通を保有する。

令和7年5月27日

甲 綾部市若竹町8番地の1

綾部市長 山崎善也

乙 福岡市博多区博多駅東2-10-1

JR博多駅東NSビルS館4階

株式会社コスモス薬品

代表取締役 社長 横山英昭

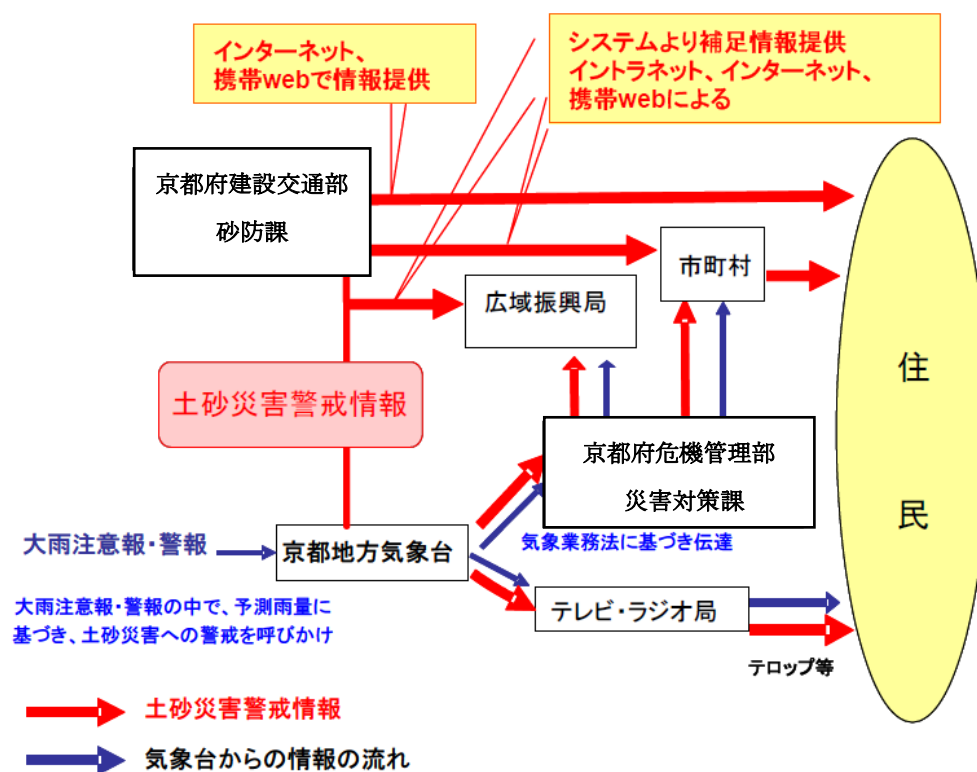
資料2-1 京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）

第1 京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報（目的）

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、京都府と京都地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

市町村は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。（災害対策基本法第51条、第55条、気象業務法第11条、第13条、第15条及び第15条の2、土砂災害防止法第27条）

【土砂災害警戒情報の伝達経路】



第2 基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準とからなり、以下のとおりとする。

- 警戒基準は、大雨特別警報または大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達したときとする。また、その他必要が認められる場合には、府砂防課と京都地方気象台が協議のうえ、土砂災害警戒情報を発表する。
- 警戒解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、京都府建設交通部砂防課と京都地方気象台が協議の上、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌

の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

- 地震等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、府砂防課と京都地方気象台は「地震等発生後の暫定基準（土砂災害警戒情報）」により基準を取り扱うものとする。

第3 発表単位

該当市町村に対して土砂災害警戒情報を発表する。ただし、合併市町村及び京都市は、旧町及び区別で発表する。(48 箇所)

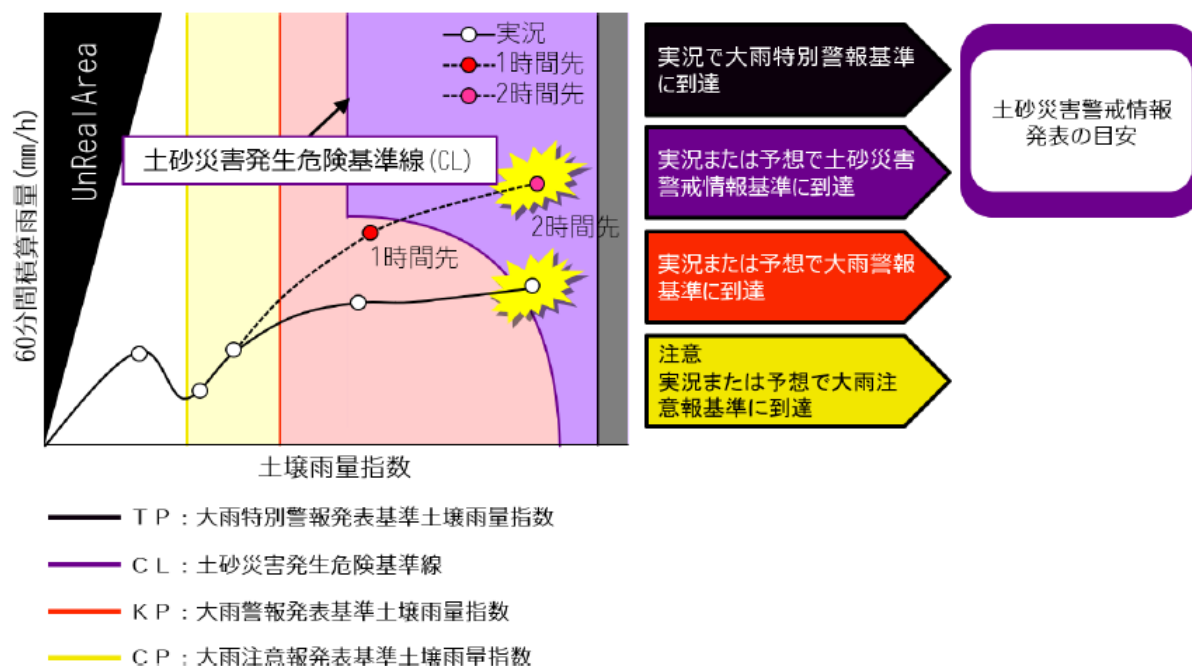
第4 留意点

- 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。
- 個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を直接反映したものではない。このため、個別の災害発生箇所・時刻・規模等を特定するものではない。

第5 京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）

1 システムの概要

本システムは気象台による降水予測と、京都府の作成した1KMメッシュエリア毎の土砂災害発生危険基準線（CL）を基に土砂災害発生の危険性の判定を行うものである。



2 市町村への情報提供

京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）において災害発生の危険性があると判断された時には、京都府防災情報システムを活用して伝達するとともに事前に登録されている PC メール、携帯メールに対して危険度の通知を行う。また、京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）により地図上で危険度レベルの確認できる情報をイントラネット、インターネット、携帯 WEB で発信を行う。

3 用語解説

解析雨量：気象庁・国土交通省が保有する気象レーダーの観測データに加え、気象庁・国土交通省・地方自治体が保有する全国の雨量計のデータを組み合わせて、1 時間の降水量分布を 1km 四方の細かさで解析したもの。

土壌雨量指数：降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。

CL：この値（線）を越えると土砂災害が発生する可能性が高まる線。過去の土砂災害の実績をもとに設定しており、大きな土砂災害が発生した場合には、検証を行った上で必要に応じて見直すこととし、さらなる精度向上を図ることとする。

資料2-2 土石流危険渓流一覧

NO	渓流番号	河川名	渓流名	町 名	流 域 面 積	土石流氾濫面積
1	へ001	由良川	私市川	私市	0.08	29,937
2	へ004	犀川	小西川	小西町	0.10	21,356
3	へ005	犀川	今田川	今田町	0.05	28,304
4	へ008	伊路屋川	本城奥川	小畑町	0.07	44,108
5	へ009	伊路屋川	小畑川	小畑町	0.24	80,641
6	へ010	天野川	物部川	物部町	0.04	43,145
7	へ011	西坂川	西坂谷	西坂町	0.03	30,963
8	へ012	西坂川	西坂谷	西坂町	0.06	55,309
9	へ013	西坂川	西坂谷	西坂町	0.04	51,613
10	へ015	西坂川	西坂谷	西坂町	0.05	14,816
11	へ016	向田川	向田谷	向田町	0.05	49,400
12	へ017	向田川	向田谷	向田町	0.03	49,450
13	へ018	向田川	安の谷川	別所町	0.07	71,459
14	へ019	向田川	神宮谷川	別所町	0.19	71,459
15	へ020	向田川	別所川	別所町	0.19	9,545
16	へ022	向田川	篠田川	篠田町	0.02	3,038
17	へ025	向田川	篠田川	篠田町	0.37	3,572
18	へ026	犀川	志賀郷川	志賀郷町	0.04	25,124
19	へ027	西方川	西方谷	西方町	0.03	17,202
20	へ029	西方川	西方谷	西方町	0.05	17,140
21	へ031	西方川	西方谷	西方町	0.25	26,501
22	へ034	犀川	仁和川	仁和町	0.14	42,450
23	へ035	犀川	仁和川	仁和町	0.03	23,206
24	へ036	犀川	仁和川	仁和町	0.06	23,206
25	へ037	犀川	丸田川	坊口町	0.26	23,684
26	へ039	犀川	金河内川	金河内町	0.34	9,135
27	へ041	犀川	内久井川	内久井町	0.03	7,980
28	へ044	由良川	大島川	大島町	0.05	18,914
29	へ045	由良川	畠田川	大島町	0.11	33,738
30	へ046	由良川	宮谷川	大島町	0.07	43,978
31	へ047	由良川	ヒナサキ川	大島町	0.06	50,915
32	へ048	安場川	新庄川	上延町	0.09	37,788
33	へ049	安場川	下山川	宮代町	0.02	57,582
34	へ052	由良川	一の丸	宮代町	0.06	40,018
35	へ053	由良川	宮代川	宮代町	0.08	36,453
36	へ054	由良川	宮代川	宮代町	0.04	96,076
37	へ057	小呂川	小呂川	小呂町	0.03	12,851
38	へ058	八田川	多田川	多田町	0.02	27,556
39	へ060	上林川	山入川	旭町	0.01	2,698
40	へ062	大谷川	上八田谷	七百石町	0.02	33,366
41	へ063	上八田川	上八田谷	上八田町	0.01	12,559
42	へ064	上八田川	上八田谷	上八田町	0.01	12,337
43	へ065	上八田川	中筋川	中筋町	0.05	22,626
44	へ066	八田川	安国寺川	安国寺町	0.04	28,272
45	へ067	八田川	梅迫川	梅迫町	0.19	37,672
46	へ068	八田川	高槻川	高槻町	0.13	25,778
47	へ069	八田川	高槻川	高槻町	0.04	26,162
48	へ071	八田川	延近川	上杉町	0.03	58,476
49	へ072	八田川	門川	上杉町	0.05	32,031
50	へ073	八田川	施福寺川	上杉町	0.10	42,241
51	へ075	八田川	矢の谷川	上杉町	0.05	13,560
52	へ077	由良川	上地川	味方町	0.25	22,867
53	へ078	田野川	寺川	寺町	0.10	28,905
54	へ079	田野川	田野谷川	田野町	0.07	19,911
55	へ080	由良川	上地川	味方町	0.07	35,329
56	へ083	由良川	西原川	西原町	0.11	116,059
57	へ084	由良川	鷹栖川	鷹栖町	0.04	13,464
58	へ085	由良川	滝谷川	下原町	0.11	53,356
59	へ086	由良川	滝谷川	下原町	0.23	43,483

NO	溪流番号	河川名	溪流名	町 名	流 域 面 積	土石流氾濫面積
60	へ087	由良川	段川	鷹栖町	0.06	21,904
61	へ088	上林川	塩谷川	旭町	0.12	78,489
62	へ089	八田川	十倉志茂川	十倉志茂町	0.06	17,323
63	へ093	井根川	井根谷	井根町	0.06	3,063
64	へ094	井根川	井根谷	井根町	0.03	38,865
65	へ096	上林川	久保地川	武吉町	0.03	69,099
66	へ097	上林川	忠川	忠町	0.22	11,653
67	へ098	上林川	忠川	忠町	0.09	9,571
68	へ099	上林川	忠川	忠町	0.05	7,276
69	へ101	上林川	第一区川	睦合町	0.10	24,177
70	へ102	上林川	第一区川	睦合町	0.07	25,650
71	へ103	上林川	第一区川	睦合町	0.07	25,349
72	へ105	上林川	真野川	睦合町	0.02	43,031
73	へ106	上林川	西屋川	八津合町	0.04	41,327
74	へ107	上林川	神谷川	八津合町	0.07	14,696
75	へ108	上林川	神谷川	八津合町	0.05	20,150
76	へ109	上林川	神谷川	八津合町	0.04	20,150
77	へ111	上林川	山田川	八津合町	0.58	147,073
78	へ112	上林川	日置屋川	八津合町	0.02	24,711
79	へ113	上林川	片山川	八津合町	0.12	36,894
80	へ114	畑口川	大町川	五津合町	0.08	32,430
81	へ115	畑口川	寺内川	五津合町	0.50	29,550
82	へ118	畑口川	清水川	五津合町	0.08	37,505
83	へ119	畑口川	清水川	五津合町	0.08	46,677
84	へ120	畑口川	西谷川	五津合町	0.11	37,488
85	へ121	畑口川	奥の谷川	五泉町	0.10	28,015
86	へ122	畑口川	辻川	五泉町	0.02	28,015
87	へ124	畑口川	宮の奥川	五泉町	0.30	13,751
88	へ127	上林川	弓削川	五津合町	0.32	115,332
89	へ129	上林川	折戸川	睦寄町	0.09	62,725
90	へ130	上林川	遊降宮川	睦寄町	0.08	62,725
91	へ131	上林川	奥の谷川	睦寄町	0.06	50,258
92	へ132	草壁川	鳥垣川	睦寄町	0.02	14,704
93	へ134	草壁川	草壁谷	睦寄町	0.02	42,002
94	へ135	草壁川	草壁谷	睦寄町	0.11	30,598
95	へ136	草壁川	草壁谷	睦寄町	0.21	33,507
96	へ137	草壁川	草壁谷	睦寄町	0.12	20,498
97	へ138	草壁川	古屋川	睦寄町	0.33	4,753
98	へ139	草壁川	古屋川	睦寄町	0.64	6,171
99	へ140	上林川	細迫川	睦寄町	0.08	34,835
100	へ141	上林川	川原川	睦寄町	0.01	17,279
101	へ142	上林川	大田谷川	睦寄町	0.07	16,664
102	へ144	上林川	川原川	故屋岡町	0.05	21,228
103	へ146	古和木川	朝根川	故屋岡町	0.15	10,417
104	へ147	古和木川	古和木谷	故屋岡町	0.08	10,417
105	へ148	上林川	小仲川	故屋岡町	0.02	16,962
106	へ149	上林川	大迫谷川	光野町	0.06	24,923
107	へ150	上林川	光野川	光野町	0.03	35,146
108	へ151	上林川	光野川	光野町	0.04	35,146
109	へ152	上林川	栃川	老富町	0.24	12,660
110	へ154	上林川	木和田川	老富町	0.51	12,279
111	へ156	由良川	上原川	上原町	0.07	29,779
112	へ157	由良川	広瀬川	広瀬町	0.04	77,708
113	へ158	伊佐津川	黒谷川	黒谷町	0.04	13,873
114	へ160	伊佐津川	黒谷川	黒谷町	0.04	5,505
115	へ163	伊佐津川	黒谷川	八代町	0.51	12,620
116	へ164	伊佐津川	黒谷川	黒谷町	0.05	23,012
117	へ165	伊佐津川	黒谷川	黒谷町	0.60	23,012
118	へ166	伊佐津川	見内川	於与岐町	0.02	9,079

NO	溪流番号	河川名	溪流名	町 名	流 域 面 積	土石流氾濫面積
119	～167	伊佐津川	谷 川	於与岐町	0.38	9,079
120	～168	伊佐津川	見内川	於与岐町	0.04	4,528
121	～171	伊佐津川	見内川	於与岐町	0.20	8,676
122	～172	伊佐津川	於与岐川	於与岐町	0.04	5,100
123	～502	犀 川	大 畠 谷	大 畠 町	0.02	28,728
124	～506	西 坂 川	西 坂 谷	西 坂 町	0.16	48,339
125	～511	白 道 路 川	白 道 路 谷	白 道 路 町	0.03	43,851
126	～521	西 方 川	西 方 谷	西 方 町	0.13	56,839
127	～524	西 方 川	西 方 谷	西 方 町	0.03	22,028
128	～526	丸 田 川	坊 口 谷	坊 口 町	0.11	46,118
129	～527	丸 田 川	坊 口 谷	坊 口 町	0.18	46,118
130	～535	大 谷 川	七 百 石 谷	七 百 石 町	0.09	42,931
131	～549	上 林 川	橋 上 谷	橋 上 町	0.05	24,193
132	～550	上 林 川	武 吉 谷	武 吉 町	0.03	34,130
133	～552	上 林 川	佃 谷	佃 町	0.07	32,921
134	～559	畑 口 川	清 水 谷	五 津 合 町	0.03	46,677
135	～583	上 林 川	市 茅 野 谷	老 富 町	0.31	4,711
136	～585	由 良 川	戸 奈 瀬 谷	戸 奈 瀬 町	0.05	50,115
137	新～1001	荒 倉 川		高 津 町	0.19	48,187
138	新～1002	由 良 川		大 島 町	0.36	19,855
139	新～1004	安 場 川		安 場 町	0.03	4,586
140	新～1005	安 場 川		上 延 町	0.02	16,066
141	新～1007	平 尾 川		上 野 町	0.14	24,951
142	新～1010	田 野 川		上 野 町	0.05	7,538
143	新～1012	安 場 川	一 の 丸	岡 町	0.02	27,663
144	新～1017	由 良 川		位 田 町	0.04	24,690
145	新～1026	犀 川		仁 和 町	0.11	55,601
146	新～1028	長 尾 川		西 方 町	0.01	23,512
147	新～1029	犀 川		物 部 町	0.23	44,718
148	新～1037	犀 川		小 西 町	0.01	21,356
149	新～1044	安 場 川		安 場 町	0.16	24,689
150	新～1045	由 良 川		上 原 町	0.40	20,515
151	新～1050	上 林 川	肘 谷 川	十 倉 志 茂 町	0.38	43,406
152	新～1051	上 林 川	風呂ノ谷川	十 倉 志 茂 町	0.69	27,080
153	新～1054	浅 原 川		睦 合 町	0.09	11,676
154	新～1055	浅 原 川		睦 合 町	0.02	11,676
155	新～1058	上 林 川	日 置 谷 川	八 津 合 町	0.68	24,711
156	新～1061	上 林 川		八 津 合 町	0.01	6,027
157	新～1064	草 壁 川		睦 寄 町	0.03	14,704
158	新～1065	草 壁 川		睦 寄 町	0.12	21,608
159	新～1067	上 林 川		睦 寄 町	0.03	34,835
160	新～1068	山 内 川		睦 寄 町	0.04	7,488
161	新～1069	畑 口 川		五 津 合 町	0.06	29,550
162	新～1070	畑 口 川		五 津 合 町	0.02	23,436
163	新～1076	上 八 田 川		上 八 田 町	0.01	14,260
164	新～1078	上 八 田 川		上 八 田 町	0.11	56,951
165	新～1083	八 田 川		上 杉 町	0.03	30,755
166	新～1086	伊 佐 津 川		於 与 岐 町	0.05	24,136
167	新～1087	伊 佐 津 川		於 与 岐 町	0.27	21,572
168	新～1089	宮 川		金 河 内 町	0.01	9,135
169	新～1093	八 田 川		安 国 寺 町	0.04	13,986
170	新～1097	井 根 川		武 吉 町	0.05	22,679
171	新～1098	浅 原 川		睦 合 町	0.02	11,676
172	新～2018	八 田 川		下 八 田 町	0.03	4,640
173	～002	荒 倉 川	高 津 川	高 津 町	0.17	19,431
174	～003	荒 倉 川	高 津 川	高 津 町	0.03	9,270
175	～006	犀 川	大 島 川	大 島 町	0.04	22,112
176	～007	伊 路 屋 川	新 庄 川	新 庄 町	0.06	26,043
177	～014	西 坂 川	西 坂 谷	西 坂 町	0.01	7,368

NO	溪流番号	河川名	溪流名	町 名	流 域 面 積	土石流氾濫面積
178	～021	向 田 川	別 所 川	別 所 町	0.04	26,621
179	～023	向 田 川	別 所 川	別 所 町	0.06	3,572
180	～024	向 田 川	篠 田 川	篠 田 町	0.09	6,761
181	～028	西 方 川	西 方 谷	西 方 町	0.03	29,584
182	～030	西 方 川	西 方 谷	西 方 町	0.03	27,325
183	～032	西 方 川	西 方 谷	西 方 町	0.08	15,965
184	～033	西 方 川	西 方 谷	西 方 町	0.09	9,206
185	～038	犀 川	丸 田 川	坊 口 町	0.25	23,684
186	～040	犀 川	金 河 内 川	金 河 内 町	0.06	28,819
187	～042	犀 川	内 久 井 川	内 久 井 町	0.03	16,263
188	～043	犀 川	内 久 井 川	内 久 井 町	0.03	15,638
189	～050	安 場 川	旦 寺 川	上 延 町	0.12	9,050
190	～051	安 場 川	上 延 川	上 延 町	0.33	17,958
191	～055	由 良 川	星 原 川	星 原 町	0.07	12,224
192	～056	小 呂 川	星 原 川	星 原 町	0.04	18,505
193	～061	上 八 田 川	中 筋 川	中 筋 町	0.02	19,142
194	～070	八 田 川	高 槻 川	高 槻 町	0.03	13,443
195	～074	八 田 川	大 門 川	上 杉 町	0.05	15,929
196	～076	八 田 川	施 福 寺 川	上 杉 町	0.09	20,600
197	～082	由 良 川	奥 和 木 川	和 木 町	0.87	33,477
198	～090	井 根 川	井 根 谷	井 根 町	0.02	2,968
199	～091	井 根 川	井 根 谷	井 根 町	0.03	2,839
200	～092	井 根 川	井 根 谷	井 根 町	0.02	3,703
201	～095	上 林 川	田 重 川	武 吉 町	0.23	80,125
202	～100	上 林 川	忠 川	忠 町	0.04	7,276
203	～104	浅 原 川	浅 原 谷	睦 合 町	0.09	14,909
204	～110	上 林 川	志 古 田 川	睦 寄 町	0.07	38,339
205	～116	畑 口 川	赤 谷 川	五 津 合 町	0.20	37,852
206	～117	畑 口 川	清 水 川	五 津 合 町	0.04	21,409
207	～123	畑 口 川	小 谷 川	五 泉 町	0.03	21,952
208	～125	畑 口 川	平 野 瀬 川	五 泉 町	0.06	5,151
209	～126	上 林 川	弓 削 川	五 津 合 町	0.02	11,277
210	～128	上 林 川	長 野 川	睦 寄 町	0.03	21,984
211	～133	草 壁 川	草 壁 谷	睦 寄 町	0.02	25,508
212	～143	上 林 川	川 原 川	故 屋 岡 町	0.03	7,703
213	～145	古 和 木 川	古 和 木 谷	故 屋 岡 町	0.04	10,417
214	～153	上 林 川	矢 黒 畑 川	老 富 町	0.09	10,246
215	～155	上 林 川	市 茅 野 川	市 茅 野	0.01	4,711
216	～159	伊 佐 津 川	黒 谷 川	黒 谷 町	0.06	2,961
217	～169	伊 佐 津 川	見 内 川	於 与 岐 町	0.02	3,369
218	～170	伊 佐 津 川	見 内 川	於 与 岐 町	0.02	8,676
219	～501	伊 路 屋 川	小 畑 谷	小 畑 町	0.18	27,865
220	～503	西 坂 川	西 坂 谷	西 坂 町	0.13	44,924
221	～504	西 坂 川	西 坂 谷	西 坂 町	0.02	17,557
222	～507	西 坂 川	西 坂 谷	西 坂 町	0.09	13,376
223	～508	西 坂 川	西 坂 谷	西 坂 町	0.01	4,862
224	～509	西 坂 川	西 坂 谷	西 坂 町	0.01	3,608
225	～510	西 坂 川	西 坂 谷	西 坂 町	0.04	41,015
226	～512	白 道 路 川	白 道 路 谷	白 道 路 町	0.02	12,285
227	～513	白 道 路 川	白 道 路 谷	白 道 路 町	0.04	37,754
228	～514	向 田 川	別 所 谷	別 所 町	0.02	19,869
229	～516	向 田 川	別 所 谷	別 所 町	0.10	9,545
230	～517	向 田 川	篠 田 谷	篠 田 町	0.01	8,552
231	～518	向 田 川	篠 田 谷	篠 田 町	0.05	5,106
232	～519	向 田 川	篠 田 谷	篠 田 町	0.05	8,552
233	～520	向 田 川	篠 田 谷	篠 田 町	0.03	12,643
234	～522	西 方 川	西 方 谷	西 方 町	0.04	34,771
235	～523	西 方 川	西 方 谷	西 方 町	0.16	11,129
236	～525	西 方 川	西 方 谷	西 方 町	0.03	14,428

NO	溪流番号	河川名	溪流名	町 名	流 域 面 積	土石流氾濫面積
237	～528	犀 川	金 河 内 谷	金 河 内 町	0.08	19,459
238	～529	犀 川	金 河 内 谷	金 河 内 町	0.03	8,607
239	～530	犀 川	内 久 井 谷	内 久 井 町	0.02	6,943
240	～531	犀 川	内 久 井 谷	内 久 井 町	0.13	7,976
241	～532	小 呂 川	星 原 谷	星 原 町	0.14	15,531
242	～533	上 林 川	旭 谷	旭 町	0.03	5,394
243	～534	上 林 川	旭 谷	旭 町	0.03	6,082
244	～536	大 谷 川	七 百 石 谷	七 百 石 町	0.04	6,363
245	～537	大 谷 川	七 百 石 谷	七 百 石 町	0.03	4,792
246	～539	大 谷 川	七 百 石 谷	七 百 石 町	0.06	44,960
247	～540	八 田 川	施 福 寺 谷	上 杉 町	0.08	39,208
248	～541	八 田 川	施 福 寺 谷	上 杉 町	0.02	15,940
249	～542	八 田 川	施 福 寺 谷	上 杉 町	0.04	15,940
250	～543	八 田 川	施 福 寺 谷	上 杉 町	0.02	5,610
251	～544	由 良 川	上 谷	下 八 田 町	0.09	9,864
252	～545	由 良 川	鷹 栖 谷	鷹 栖 町	0.04	8,490
253	～546	由 良 川	鷹 栖 谷	鷹 栖 町	0.09	38,748
254	～547	由 良 川	滝 谷 川	下 原 町	0.32	43,483
255	～548	上 林 川	旭 谷	旭 町	0.04	9,274
256	～551	上 林 川	佃 谷	佃 町	0.02	5,147
257	～553	上 林 川	佃 谷	佃 町	0.08	35,591
258	～554	上 林 川	佃 谷	佃 町	0.05	17,030
259	～555	上 林 川	佃 谷	佃 町	0.02	37,337
260	～556	上 林 川	第 一 区 谷	睦 合 町	0.05	13,399
261	～557	浅 原 川	浅 原 谷	睦 合 町	0.05	7,451
262	～558	浅 原 川	浅 原 谷	睦 合 町	0.15	6,688
263	～560	畑 口 川	水 谷 川	五 泉 町	0.12	21,952
264	～561	畑 口 川	市 之 瀬 谷	五 泉 町	0.17	11,821
265	～562	畑 口 川	市 志 谷	五 津 合 町	0.23	4,889
266	～563	上 林 川	鳥 垣 川	睦 寄 町	0.10	10,435
267	～564	上 林 川	鳥 垣 川	睦 寄 町	0.15	14,091
268	～565	草 壁 川	草 壁 谷	睦 寄 町	0.28	22,302
269	～567	草 壁 川	古 屋 谷	睦 寄 町	0.46	7,246
270	～568	上 林 川	有 安 谷	睦 寄 町	0.06	2,682
271	～570	古 和 木 川	古 和 木 谷	故 屋 岡 町	0.22	21,875
272	～571	古 和 木 川	古 和 木 谷	故 屋 岡 町	0.04	11,634
273	～572	上 林 川	小 仲 谷	故 屋 岡 町	0.08	17,953
274	～573	上 林 川	光 野 谷	光 野 町	0.02	5,375
275	～574	上 林 川	船 道 谷 川	光 野 町	0.19	12,368
276	～575	上 林 川	光 野 谷	光 野 町	0.02	12,368
277	～576	上 林 川	光 野 谷	光 野 町	0.12	21,002
278	～577	上 林 川	栃 谷	老 富 町	0.05	16,907
279	～578	上 林 川	栃 谷	老 富 町	0.23	16,907
280	～579	上 林 川	庵 の 谷 川	老 富 町	0.02	6,904
281	～581	上 林 川	市 茅 野 谷	老 富 町	0.01	4,055
282	～582	上 林 川	市 茅 野 谷	老 富 町	0.03	6,044
283	～584	由 良 川	戸 奈 瀬 谷	戸 奈 瀬 町	0.02	50,115
284	～587	伊 佐 津 川	八 代 谷	八 代 町	0.52	3,709
285	～589	伊 佐 津 川	見 内 谷	於 与 岐 町	0.06	6,689
286	～590	伊 佐 津 川	見 内 谷	於 与 岐 町	0.02	8,676
287	～591	伊 佐 津 川	於 与 岐 谷	於 与 岐 町	0.37	14,153
288	～592	伊 佐 津 川	於 与 岐 谷	於 与 岐 町	0.01	7,055
289	～593	伊 佐 津 川	於 与 岐 谷	於 与 岐 町	0.08	4,929
290	～594	伊 佐 津 川	於 与 岐 谷	於 与 岐 町	0.03	9,015
291	新～1006	安 場 川		田 野 町	0.08	20,061
292	新～1008	八 田 川		下 八 田 町	0.03	16,559
293	新～1020	上 林 川		老 富 町	0.02	3,991
294	新～1030	西 坂 川		西 坂 町	0.03	35,710
295	新～1034	西 坂 川		西 坂 町	0.20	83,484

NO	溪流番号	河川名	溪流名	町 名	流 域 面 積	土石流氾濫面積
296	新へ1043	犀 川	大 畠 川	大 畠 町	0.02	22,112
297	新へ1047	由 良 川		戸 奈 瀬 町	0.01	17,086
298	新へ1049	上 林 川		旭 町	0.39	13,908
299	新へ1060	上 林 川	石 橋 川	八 津 合 町	0.48	38,339
300	新へ1066	上 林 川		睦 寄 町	0.04	6,893
301	新へ1071	畑 口 川		五 津 合 町	0.09	15,936
302	新へ1073	古 和 木 川		古 屋 岡 町	0.06	16,390
303	新へ1075	向 田 川		篠 田 町	0.05	45,652
304	新へ1080	八 田 川	高 谷 川	上 八 田 町	0.13	36,497
305	新へ1081	八 田 川		上 八 田 町	0.05	35,253
306	新へ1085	八 田 川		上 杉 町	0.05	21,039
307	新へ1094	由 良 川		下 原 町	0.02	22,164
308	新へ2004	由 良 川	小 呂 川	有 岡 町	0.04	14,207
309	新へ2005	由 良 川		館 町	0.04	15,189
310	新へ2008	浅 原 川		睦 合 町	0.02	16,735
311	新へ2009	草 壁 川		睦 寄 町	0.14	6,751
312	新へ2010	荒 倉 川		高 津 町	0.02	3,291
313	新へ2011	安 場 川		安 場 町	0.01	6,784
314	新へ2013	安 場 川		上 延 町	0.01	7,213
315	新へ2014	安 場 川		安 場 町	0.02	5,752
316	新へ2016	安 場 川		田 野 町	0.03	7,518
317	新へ2017	由 良 川		味 方 町	0.35	6,868
318	新へ2021	八 田 川		渕 垣 町	0.06	15,441
319	新へ2023	八 田 川		下 八 田 町	0.03	5,151
320	新へ2024	八 田 川		下 八 田 町	0.02	7,774
321	新へ2025	田 野 川		田 野 町	0.04	4,583
322	新へ2026	由 良 川		野 田 町	0.16	20,364
323	新へ2030	八 田 川		旭 町	0.04	6,511
324	新へ2031	八 田 川		旭 町	0.02	3,800
325	新へ2032	八 田 川		里 町	0.04	15,332
326	新へ2033	小 呂 川		有 岡 町	0.05	8,207
327	新へ2035	小 呂 川		小 呂 町	0.01	8,755
328	新へ2036	小 呂 川		小 呂 町	0.22	35,843
329	新へ2037	八 田 川		安 国 寺 町	0.02	6,661
330	新へ2038	由 良 川		位 田 町	0.03	14,360
331	新へ2041	上 林 川		老 富 町	0.02	4,603
332	新へ2043	上 林 川		光 野 町	0.12	5,995
333	新へ2044	上 林 川		光 野 町	0.06	10,963
334	新へ2045	上 林 川		光 野 町	0.34	5,375
335	新へ2046	上 林 川		光 野 町	0.17	5,375
336	新へ2047	上 林 川		光 野 町	0.24	6,645
337	新へ2050	畑 口 川		五 泉 町	0.09	18,261
338	新へ2053	畑 口 川		五 泉 町	0.04	10,222
339	新へ2054	西 方 川		西 方 町	0.11	8,650
340	新へ2055	西 方 川		西 方 町	0.02	6,324
341	新へ2057	西 方 川		西 方 町	0.04	7,402
342	新へ2058	西 方 川		西 方 町	0.20	11,129
343	新へ2059	西 方 川		西 方 町	0.03	5,907
344	新へ2060	西 方 川		西 方 町	0.07	8,878
345	新へ2063	西 方 川		西 方 町	0.10	29,584
346	新へ2064	西 方 川		西 方 町	0.43	62,102
347	新へ2065	犀 川		西 坂 町	0.20	57,013
348	新へ2067	伊 路 屋 川		新 庄 町	0.03	8,404
349	新へ2068	西 坂 川		西 坂 町	0.02	15,146
350	新へ2072	西 坂 川		西 坂 町	0.05	10,047
351	新へ2073	西 坂 川		西 坂 町	0.01	35,238
352	新へ2074	西 坂 川		西 坂 町	0.13	59,332
353	新へ2075	西 坂 川		西 坂 町	0.03	13,868
354	新へ2076	西 坂 川		西 坂 町	0.04	21,548

NO	溪流番号	河川名	溪流名	町 名	流 域 面 積	土石流氾濫面積
355	新へ2077	伊路屋川		小畑町	0.02	14,091
356	新へ2078	伊路屋川		小畑町	0.05	20,220
357	新へ2081	犀川		新庄町	0.03	26,797
358	新へ2082	由良川		私市町	0.02	16,168
359	新へ2083	屑川		今田町	0.04	38,734
360	新へ2085	安場川		安場町	0.20	18,174
361	新へ2086	安場川		安場町	0.40	35,370
362	新へ2091	由良川		釜輪町	0.65	8,248
363	新へ2092	上林川		十倉志茂町	0.03	13,464
364	新へ2093	上林川		旭町	0.36	31,959
365	新へ2094	上林川		十倉中町	0.19	21,488
366	新へ2097	上林川		睦合町	0.02	9,814
367	新へ2099	浅原川		睦合町	0.02	10,586
368	新へ2100	浅原川		睦合町	0.02	7,672
369	新へ2101	上林川		八津合町	0.08	6,962
370	新へ2102	山内川		睦寄町	0.04	6,731
371	新へ2104	睦志川		五津合町	0.05	16,314
372	新へ2106	上林川		故屋岡町	0.04	7,391
373	新へ2109	大谷川		七百石町	0.01	7,729
374	新へ2110	向田川		篠田町	0.15	10,305
375	新へ2111	向田川		篠田町	0.01	22,252
376	新へ2112	向田川		篠田町	0.02	3,572
377	新へ2115	大谷川		七百石町	0.01	3,306
378	新へ2119	小呂川		小呂町	0.03	15,573
379	新へ2120	白道路川		星原町	0.03	13,673
380	新へ2121	八田川		上杉町	0.02	31,032
381	新へ2122	伊佐津川		於与岐町	0.21	31,400
382	新へ2123	西坂川		西坂町	0.11	41,015
383	新へ2124	田野川		田野町	0.23	14,584
384	新へ2126	犀川		坊口町	0.07	23,684
385	新へ2134	由良川		野田町	0.09	18,304
386	新へ2135	由良川		野田町	0.04	19,949
387	新へ2137	上林川		十倉向町	0.01	14,920
計	387箇所					

資料2-3 土石流危険渓流に準ずる渓流

N0	渓流番号	河川名	渓流名	町名	流域面積	氾濫区域面積
1	〜059	八田川	多田川	多田町	0.10	24,691
2	新へ3001	伊路屋川		小畑町	0.02	48,947
3	新へ3002	伊路屋川		小畑町	0.01	4,002
4	新へ3003	伊路屋川		小畑町	0.02	9,133
5	新へ3004	伊路屋川		小畑町	0.03	13,443
6	新へ3005	伊路屋川		小畑町	0.02	14,214
7	新へ3006	伊路屋川		小畑町	0.02	8,577
8	新へ3007	伊路屋川		小畑町	0.02	10,351
9	新へ3008	西坂川		西坂町	0.03	12,486
10	新へ3009	西坂川		西坂町	0.03	13,780
11	新へ3010	西坂川		西坂町	0.01	3,472
12	新へ3011	西坂川		西坂町	0.01	11,554
13	新へ3012	西坂川		西坂町	0.04	11,624
14	新へ3013	犀川		志賀郷町	0.07	12,098
15	新へ3014	犀川		志賀郷町	0.06	19,899
16	新へ3015	犀川		志賀郷町	0.01	4,630
17	新へ3016	犀川		志賀郷町	0.08	12,248
18	新へ3017	犀川		志賀郷町	0.04	9,778
19	新へ3018	西方川		西方町	0.06	4,518
20	新へ3019	西方川		西方町	0.05	6,671
21	新へ3020	西方川		西方町	0.03	3,748
22	新へ3021	西方川	長尾川	西方町	0.21	4,518
23	新へ3022	西方川		西方町	0.01	4,326
24	新へ3023	西方川		西方町	0.02	6,130
25	新へ3024	西方川		西方町	0.22	18,068
26	新へ3025	西方川		西方町	0.14	5,907
27	新へ3026	西方川		西方町	0.03	17,007
28	新へ3027	犀川		坊口町	0.01	3,343
29	新へ3028	犀川		金河内町	0.30	37,246
30	新へ3029	犀川		仁和町	0.60	34,315
31	新へ3030	犀川		志賀郷町	0.02	7,338
32	新へ3031	向田川		向田町	0.02	38,265
33	新へ3032	白道路川		白道路町	0.02	7,329
34	新へ3033	白道路川		白道路町	0.01	7,995
35	新へ3034	犀川		白道路町	0.22	21,457
36	新へ3035	犀川		白道路町	0.11	25,113
37	新へ3036	犀川		白道路町	0.08	8,805
38	新へ3037	犀川		大畠町	0.03	13,448
39	新へ3038	犀川		大畠町	0.05	10,465
40	新へ3039	犀川		大畠町	0.07	4,124
41	新へ3040	犀川		内久井町	0.02	11,614
42	新へ3041	犀川		内久井町	0.34	11,180
43	新へ3042	犀川		内久井町	0.19	5,382
44	新へ3043	犀川		内久井町	0.02	6,203
45	新へ3044	犀川		内久井町	0.08	6,215
46	新へ3045	向田川		篠田町	0.04	8,273
47	新へ3046	向田川		篠田町	0.07	7,735
48	新へ3047	向田川		篠田町	0.18	17,479
49	新へ3048	向田川		篠田町	0.02	10,955
50	新へ3049	向田川		篠田町	0.06	6,384
51	新へ3050	向田川		篠田町	0.11	19,711
52	新へ3051	向田川		篠田町	0.13	17,741
53	新へ3052	白道路川		白道路町	0.06	10,105
54	新へ3053	大谷川		七百石町	0.24	19,388
55	新へ3054	大谷川		七百石町	0.01	6,084
56	新へ3055	大谷川		七百石町	0.02	4,098
57	新へ3056	大谷川		七百石町	0.10	7,368
58	新へ3057	大谷川		七百石町	0.02	6,312
59	新へ3058	大谷川		七百石町	0.17	5,738

NO	溪流番号	河川名	溪流名	町名	流域面積	氾濫区域面積
60	新へ3059	大谷川		七百石町	0.02	7,126
61	新へ3060	大谷川		七百石町	0.10	13,114
62	新へ3061	大谷川		七百石町	0.03	14,654
63	新へ3062	大谷川	岩王寺川	高槻町	0.21	3,138
64	新へ3063	八田川		高槻町	0.06	4,585
65	新へ3064	八田川		高槻町	0.03	6,841
66	新へ3065	伊佐津川		於与岐町	0.06	3,880
67	新へ3066	伊佐津川		於与岐町	0.02	3,621
68	新へ3067	伊佐津川		於与岐町	0.03	4,714
69	新へ3068	八田川		上杉町	0.14	19,968
70	新へ3069	八田川		梅迫町	0.02	8,536
71	新へ3070	八田川		梅迫町	0.04	14,426
72	新へ3071	八田川		梅迫町	0.03	11,470
73	新へ3072	八田川		梅迫町	0.06	10,633
74	新へ3073	八田川		梅迫町	0.19	22,650
75	新へ3074	八田川		梅迫町	0.20	3,165
76	新へ3075	八田川		梅迫町	0.05	22,650
77	新へ3076	八田川		梅迫町	0.04	9,657
78	新へ3077	八田川		梅迫町	0.40	9,657
79	新へ3078	八田川		梅迫町	0.09	10,979
80	新へ3079	八田川		梅迫町	0.09	12,340
81	新へ3080	犀川		小西町	0.04	11,628
82	新へ3081	犀川		小西町	0.07	17,823
83	新へ3082	犀川		小西町	0.05	4,432
84	新へ3083	犀川		小西町	0.03	17,823
85	新へ3084	犀川		小西町	0.05	12,947
86	新へ3085	犀川		小西町	0.08	20,562
87	新へ3086	犀川		小西町	0.10	18,736
88	新へ3087	犀川		小西町	0.06	15,690
89	新へ3088	犀川		石原町	0.03	30,785
90	新へ3089	犀川		石原町	0.05	33,135
91	新へ3090	荒倉川		高津町	0.09	13,078
92	新へ3091	荒倉川		高津町	0.05	4,806
93	新へ3092	安場川		上延町	0.01	4,809
94	新へ3093	安場川		安場町	0.03	4,769
95	新へ3094	犀川		館町	0.06	16,712
96	新へ3095	犀川		館町	0.04	13,221
97	新へ3096	犀川		位田町	0.02	4,191
98	新へ3097	犀川		位田町	0.01	3,244
99	新へ3098	犀川		位田町	0.03	8,512
100	新へ3099	犀川		位田町	0.03	4,830
101	新へ3100	犀川		位田町	0.02	9,250
102	新へ3101	犀川		位田町	0.07	14,207
103	新へ3102	八田川		位田町	0.02	1,854
104	新へ3103	八田川		位田町	0.02	3,985
105	新へ3104	八田川		位田町	0.03	7,642
106	新へ3105	八田川		高倉町	0.05	4,158
107	新へ3106	八田川		高倉町	0.02	3,884
108	新へ3107	八田川		安国寺町	0.02	12,098
109	新へ3108	八田川		中山町	0.03	7,393
110	新へ3109	八田川		中山町	0.08	10,702
111	新へ3110	八田川		旭町	0.11	6,844
112	新へ3111	上林川		旭町	0.02	3,009
113	新へ3112	上林川		旭町	0.04	2,941
114	新へ3113	上林川		旭町	0.07	3,737
115	新へ3114	上林川		旭町	0.01	2,049
116	新へ3115	上林川		旭町	0.09	3,377
117	新へ3116	八田川		下八田町	0.07	3,451

NO	溪流番号	河川名	溪流名	町名	流域面積	氾濫区域面積
118	新へ3117	犀川		金河内町	0.14	9,135
119	新へ3118	八田川		多田町	0.04	24,691
120	新へ3119	伊路屋川		小畑町	0.02	5,108
121	新へ3120	八田川		安国寺町	0.37	10,346
122	新へ3121	八田川		梅迫町	0.03	4,552
計	122箇所					

資料2-4 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

NO	傾斜 区分	箇所番号	箇所名	大字	小字	延長	高さ	傾斜 度	地盤状況	人家 戸数
1	自然	へ1001	田 岸	位 田 町	田 岸	110	30	30		19
2	自然	へ1002	岩 井	位 田 町	岩 井	140	10	40	強風化岩	8
3	自然	へ1003	有 岡 Ⅲ	有 岡 町	御 領	320	10	30	強風化岩	11
4	自然	へ1004	里 Ⅰ	里 町	向 屋 敷	210	10	30	強風化岩	6
5	自然	へ1005	里 Ⅱ	里 町	築 宮	300	10	30	強風化岩	11
6	自然	へ1008	大 迫 Ⅰ	下 八 田 町	大 迫	110	20	30	強風化岩	8
7	自然	へ1011	カ ト カ	岡 安 町	カ ト カ	150	15	30		7
8	人工	へ1012	寺 所	岡 安 町	寺 所	120	10	30	強風化岩	0
9	自然	へ1013	中 山	中 山 町	本 丸 段	120	10	30	強風化岩	5
10	自然	へ1014	渡 り 畔	神 宮 寺 町	渡 り 畔	120	5	30		16
11	自然	へ1015	神 宮 寺	神 宮 寺 町	蟹 田	150	10	30	強風化岩	12
12	人工	へ1016	新	新 町	新	160	5	30	強風化岩	7
13	自然	へ1017	上 野 Ⅰ	上 野 町	藤 山	200	5	30	強風化岩	21
14	自然	へ1018	田 野 Ⅰ	田 野 町	風 久 呂 Ⅰ	120	50	30	強風化岩	20
15	自然	へ1020	上 野 Ⅱ	田 野 町	藤 山	280	20	35	強風化岩	14
16	自然	へ1021	寺 Ⅰ	寺 町	山 根	220	15	30	強風化岩	16
17	人工	へ1022	並 松	並 松 町	並 松 町	140	-	30	強風化岩	16
18	自然	へ1023	野 田	野 田 町	伊 根 山	120	30	30	火山破屑物	9
19	自然	へ1024	味 方	味 方 町	久 保 勝	350	30	30	強風化岩	21
20	自然	へ1026	南海団地Ⅰ	味 方 町	平 林	90	20	30	火山破屑物	22
21	自然	へ1027	上 谷 Ⅰ	下 八 田 町	上 谷	160	40	30	強風化岩	6
22	自然	へ1028	旭 Ⅰ	旭 町	小 嶋	130	70	35		6
23	自然	へ1029	十 倉 志 茂	十 倉 志 茂 町	小 仲	200	40	40	強風化岩	9
24	自然	へ1031	張 田	十 倉 中 町	張 田	320	10	30	火山破屑物	22
25	自然	へ1034	武 吉	武 吉 町	片 山	270	5	30	強風化岩	7
26	自然	へ1037	長 瀬 Ⅰ	鷹 栖 町	下 長 瀬	340	10	30	火山破屑物	11
27	自然	へ1039	上 原	上 原 町	戸 尻	100	5	30	強風化岩	8
28	自然	へ1040	広 瀬	広 瀬 町	宮 ノ 前	50	5	30	強風化岩	5
29	自然	へ1042	下 替 地	下 替 地 町	下 針 木	350	10	30	強風化岩	8
30	自然	へ1043	和 木 Ⅱ	和 木 町	樋 ノ 口	200	10	35	強風化岩	5
31	自然	へ1045	高 津 Ⅰ	高 津 町	前 地	120	30	30	強風化岩	7
32	自然	へ1046	高 津 Ⅱ	高 津 町	市 場	140	50	40	強風化岩	26
33	自然	へ1049	高 津 Ⅲ	高 津 町	遠 所	110	15	40	強風化岩	11
34	自然	へ1051	梶 長	大 島 町	梶 長	230	20	35		35
35	自然	へ1052	大 島	大 島 町	内 山 田	240	40	35	火山破屑物	21
36	自然	へ1055	蛭 子 Ⅰ	上 延 町	蛭 子	140	10	30	強風化岩	6
37	自然	へ1056	蛭 子 Ⅱ	上 延 町	蛭 子	130	10	30		6
38	人工	へ1057	明 知	宮 代 町	明 知	250	10	30	軟 岩	16
39	自然	へ1059	位 田 Ⅰ	位 田 町	市 場	350	20	30	段丘堆積物	17
40	自然	へ1060	位 田 Ⅱ	位 田 町	蓮 花 寺	170	20	30	崩 積 土	9
41	自然	へ1061	旭 ケ 丘	位 田 町	峠	250	30	35	強風化岩	24
42	自然	へ1063	上 村 Ⅱ	栗 町	上 村	80	40	35		10
43	自然	へ1065	豊 里 Ⅰ	豊 里 町	福 垣	80	30	35		6
44	自然	へ1066	豊 里 Ⅱ	豊 里 町	福 垣	140	10	30		8
45	自然	へ1068	石 原 Ⅰ	石 原 町	長 畑	140	20	30	強風化岩	9
46	自然	へ1069	小 貝	小 貝 町	峠	350	20	35	段丘堆積物	12
47	自然	へ1072	私 市	私 市 町	西 ノ 段	300	20	35	強風化岩	11
48	自然	へ1073	坊 ノ 口	忠 町	坊 ノ 口	60	35	35		11
49	自然	へ1075	念 道	睦 合 町	念 道	200	50	35	強風化岩	25

NO	傾斜 区分	箇所番号	箇所名	大字	小字	延長	高さ	傾斜 度	地盤状況	人家 戸数
50	自然	へ1077	真野Ⅰ	睦合町	真野	250	60	30	強風化岩	11
51	自然	へ1079	大門段Ⅱ	睦合町	大門段	230	13	30		8
52	自然	へ1080	引地西谷	睦合町～ 八津合町	引地西屋	500	15	30	強風化岩	29
53	自然	へ1081	神谷	八津合町	神谷	500	60	30	強風化岩	15
54	自然	へ1082	八津合	八津合町	日置～片山	500	40	30	強風化岩	26
55	自然	へ1083	片山Ⅰ	八津合町	片山	100	16	30	強風化岩	5
56	自然	へ1084	片山Ⅱ	八津合町	片山	200	32	30		8
57	自然	へ1086	遊里	五津合町	遊里	150	50	30	火山破屑物	9
58	自然	へ1088	睦志	五津合町	睦志	80	20	30	強風化岩	11
59	自然	へ1089	辻	五泉町	辻	200	50	30	強風化岩	6
60	自然	へ1090	水梨	五泉町	水梨	130	25	30	強風化岩	9
61	自然	へ1092	吟	五泉町	吟	100	60	30		3
62	自然	へ1094	市志	五泉町	市志	150	30	30	強風化岩	8
63	自然	へ1095	竹原	八津合町	竹原下	100	25	30	強風化岩	3
64	自然	へ1096	瀬尾谷	八津合町	瀬尾谷	130	22	30	強風化岩	6
65	自然	へ1097	弓削	五津合町	弓削	70	15	30	強風化岩	12
66	自然	へ1098	長野Ⅰ	睦寄町	長野	150	30	35	強風化岩	5
67	自然	へ1099	長野Ⅱ	睦寄町	長野	200	50	30	段丘堆積物	5
68	自然	へ1100	鳥垣	睦寄町	鳥垣	100	10	30	強風化岩	5
69	自然	へ1101	庄Ⅰ	睦寄町	有安	70	30	35	強風化岩	5
70	自然	へ1103	有安Ⅰ	睦寄町	有安	60	25	30		12
71	自然	へ1105	有安Ⅱ	睦寄町	有安	90	30	30	強風化岩	5
72	自然	へ1107	狸岩	睦寄町	狸岩	120	40	30		0
73	自然	へ1108	川原Ⅰ	故屋岡町	川原	250	20	30	崩積土	7
74	自然	へ1109	神塚	故屋岡町	神塚	150	30	30		6
75	自然	へ1112	庄畑	故屋岡町	古和木	190	30	30	強風化岩	7
76	自然	へ1114	内久井Ⅰ	内久井町	元屋敷	120	40	35	強風化岩	7
77	自然	へ1116	篠田Ⅰ	篠田町	クゴノ下	260	20	30	火山破屑物	12
78	自然	へ1118	大谷	七百石町	石堂ノ下	140	20	35	強風化岩	5
79	自然	へ1119	八代	八代町	段	250	55	30	強風化岩	6
80	自然	へ1121	黒谷Ⅳ	黒谷町	西谷～東谷	230	30	35	強風化岩	22
81	自然	へ1122	南小呂	小呂町	堂ノ本	250	20	30	強風化岩	6
82	自然	へ1126	大日	七百石町	百合ノ下	100	12	30	強風化岩	5
83	自然	へ1127	殿垣Ⅰ	中筋町	殿垣	60	5	30		4
84	自然	へ1128	殿垣Ⅱ	中筋町	殿垣	150	20	30		6
85	人工	へ1129	家ノ奥Ⅰ	中筋町	家ノ奥	50	5	30	強風化岩	1
86	自然	へ1130	中筋Ⅰ	中筋町		100	10	30	強風化岩	8
87	自然	へ1133	谷口	高槻町	谷口	120	20	30		12
88	自然	へ1135	上背戸	安国寺町	上背戸	150	22	30		10
89	自然	へ1137	新町	梅迫町	新町	100	10	30		6
90	自然	へ1140	鐘鑄場	梅迫町	鐘鑄場	150	40	35		14
91	自然	へ1142	施福寺Ⅰ	上杉町	施福寺	200	30	30	強風化岩	13
92	自然	へ1143	位田Ⅲ	位田町	下位田	300	5	30	崩積土	6
93	自然	へ1144	下村Ⅰ	於与岐町	下村	170	20	30	強風化岩	6
94	自然	へ1145	中川原	於与岐町	安ノ坂	300	25	30	強風化岩	18
95	自然	へ1147	大又	於与岐町	大又	220	40	35	強風化岩	5
96	自然	へ1148	見内Ⅰ	於与岐町	下ノ谷	110	40	35	強風化岩	7
97	自然	へ1149	見内Ⅱ	於与岐町	上ノ谷	150	40	30	強風化岩	5
98	自然	へ1150	十倉名畑	十倉名畑町	欠戸	150	30	30	軟岩	1

NO	傾斜 区分	箇所番号	箇所名	大字	小字	延長	高さ	傾斜 度	地盤状況	人家 戸数
99	自然	へ1151	井 根	井 根 町	大 田	150	45	30	強 風 化 岩	6
100	自然	へ1162	出 口	西 方 町	出 口	190	20	30		5
101	人工	へ1169	小 倉 団 地	上 野 町		240	10	30	強 風 化 岩	55
102	人工	へ1172	上 原 II	上 原 町	坂 牧	200	10	30	強 風 化 岩	6
103	自然	へ1175	宮 ノ 下	宮 代 町	宮 ノ 下	130	10	30	火山破屑物	10
104	自然	へ1188	城 山 I	物 部 町	城 山	110	10	30	火山破屑物	9
105	自然	へ1044	松ヶ崎 I	高 津 町	松ヶ崎	70	30	35		4
106	自然	へ1068	石 原 I	石 原 町	長 畑	300	30	30	強 風 化 岩	4
107	自然	へ2001	有 岡 IV	有 岡 町	季ヶ坪	130	10	30	強 風 化 岩	3
108	自然	へ2002	柳 原 I	有 岡 町	柳 原	80	15	30		3
109	自然	へ2004	岩 鼻 I	有 岡 町	岩 鼻	60	30	40		1
110	自然	へ2008	東 浦	里 町	東 浦	100	20	30		3
111	自然	へ2009	谷 I	下 八 田 町	谷	60	15	30		1
112	自然	へ2013	中 西 口	下 八 田 町	中 西 口	150	30	40		3
113	自然	へ2015	下 路	城 山 町	下 路	110	20	45		4
114	自然	へ2016	馬 場 I	渕 垣 町	馬 場	70	15	30		2
115	自然	へ2017	渕 垣 I	渕 垣 町	林 ノ 下	100	15	60	崩 積 土	4
116	人工	へ2020	田 野 III	田 野 町	風 久 呂	70	20	30		4
117	自然	へ2022	岡 倉 I	田 野 町	岡 倉	110	10	40		4
118	自然	へ2024	西 山	田 野 町	西 山	90	10	30		3
119	自然	へ2026	井上寺 I	味 方 町	井 上 寺	120	20	30		4
120	自然	へ2028	鷺 垣	味 方 町	鷺 垣	120	20	40		2
121	人工	へ2030	旭 II	旭 町	妙 見	130	60	40		3
122	自然	へ2033	肘 谷	十倉志茂町	肘 谷	80	20	35		3
123	自然	へ2034	小 谷 II	十倉志茂町	小 谷	80	50	45		1
124	自然	へ2038	二 反 田	武 吉 町	二 反 田	120	30	35		3
125	自然	へ2039	岸 畑	橋 上 町	岸 畑	120	40	35		3
126	自然	へ2042	寺 ノ 前	橋 上 町	寺 ノ 前	80	10	30		1
127	自然	へ2044	山 家	東 山 町	山 家	120	10	30		4
128	自然	へ2045	釜 輪 I	釜 輪 町	唐 次 道 上	100	15	30		2
129	自然	へ2046	釜 輪 II	釜 輪 町	上ヶ山	70	60	35	強 風 化 岩	1
130	自然	へ2047	釜 輪 III	釜 輪 町	川 原 田	110	50	35	強 風 化 岩	2
131	自然	へ2052	和 木 I	和 木 町	西ヶ平	200	20	35	火山破屑物	4
132	自然	へ2053	菅	上 延 町	菅	60	25	30		1
133	自然	へ2054	野 山	上 延 町	野 山	50	30	30		4
134	自然	へ2055	下 山	岡 町	下 山	40	20	40		3
135	自然	へ2057	梁 谷	安 場 町	梁 谷	80	20	30		2
136	自然	へ2061	位 田 IV	位 田 町	宮 ノ 超	110	25	30		3
137	自然	へ2062	沢 III	栗 町	沢	70	20	20		4
138	自然	へ2064	大 畠 I	大 畠 町	東 谷 田	80	20	20		3
139	自然	へ2065	大 畠 II	大 畠 町	東 谷 田	120	30	30		4
140	自然	へ2067	下 関	今 田 町	下 関	130	20	30		4
141	自然	へ2069	オンドリ I	小 西 町	オンドリ	130	30	30		1
142	自然	へ2075	小 白 井	忠 町	小 白 井	60	30	30		2
143	自然	へ2076	滝 ノ 口	忠 町	滝 ノ 口	70	20	30		1
144	自然	へ2078	上 忠 II	忠 町	上 忠	150	60	30		4
145	自然	へ2079	小 山 II	忠 町	小 山	90	40	30		1
146	自然	へ2082	浅 原 II	睦 合 町	浅 原	250	100	40	強 風 化 岩	3
147	自然	へ2083	岩 ノ 元	睦 合 町	岩 ノ 元	60	50	30		3

NO	傾斜 区分	箇所番号	箇所名	大字	小字	延長	高さ	傾斜 度	地盤状況	人家 戸数
148	自然	へ2084	菖蒲谷Ⅰ	睦合町	菖蒲谷	70	30	30		1
149	自然	へ2085	城下Ⅰ	八津合町	城下	110	10	30		4
150	自然	へ2089	吉田Ⅲ	八津合町	吉田	50	5	30		4
151	自然	へ2090	清水Ⅰ	五津合町	清水	200	55	40	強風化岩	4
152	自然	へ2091	森ノ下	五津合町	森ノ下	140	70	37		4
153	自然	へ2092	清水Ⅱ	五津合町	清水	100	30	35		4
154	自然	へ2093	中地	五津合町	中地	60	70	35		3
155	自然	へ2095	小谷Ⅲ	五泉町	小谷	140	30	50	強風化岩	4
156	自然	へ2096	小谷Ⅳ	五泉町	小谷	90	45	35		2
157	自然	へ2097	田中	五泉町	田中	50	50	30		1
158	自然	へ2100	久保	五泉町	久保	90	40	30		4
159	自然	へ2102	別当Ⅰ	五泉町	別当	60	30	30		2
160	自然	へ2103	別当Ⅱ	五泉町	別当	60	30	30		1
161	自然	へ2104	芝原	五泉町	芝原	100	20	30		3
162	自然	へ2106	太郎垣	五泉町	太郎垣	150	40	35		4
163	自然	へ2107	縄手	五津合町	縄手	160	10	30		4
164	自然	へ2109	石井	睦寄町	石井	50	20	30		1
165	自然	へ2115	古屋Ⅱ	睦寄町	古屋	100	30	35		2
166	自然	へ2116	草壁	睦寄町	草壁	50	10	30		3
167	自然	へ2117	稲荷Ⅰ	睦寄町	稲荷	100	50	35		3
168	自然	へ2119	長野Ⅳ	睦寄町	長野	60	35	30		1
169	自然	へ2120	内今竹	睦寄町	内今竹	80	40	30		1
170	自然	へ2123	市場Ⅱ	睦寄町	市場	120	30	30		2
171	自然	へ2124	坪ノ下Ⅰ	睦寄町	坪ノ下	90	40	30		1
172	自然	へ2126	幸ノ神	睦寄町	幸ノ神	100	10	30		1
173	自然	へ2127	川原Ⅱ	故屋岡町	川原	60	50	35	崩積土	2
174	自然	へ2128	小仲	故屋岡町	小中	80	60	30		3
175	自然	へ2129	馬場Ⅲ	故屋岡町	馬場	90	15	30		4
176	自然	へ2130	神子谷	故屋岡町	神子谷	110	35	35		3
177	自然	へ2132	田ノ谷	光野町	田ノ谷	200	30	40	強風化岩	4
178	自然	へ2133	菅谷	光野町	菅谷	50	30	30		1
179	自然	へ2134	食田	光野町	食田	90	30	35		4
180	自然	へ2135	奥谷	光野町	奥谷	60	40	30		1
181	自然	へ2136	原口	光野町	原口	100	40	35		2
182	自然	へ2139	平田Ⅰ	故屋岡町	平田	270	40	35		4
183	自然	へ2140	平田Ⅱ	故屋岡町	平田	80	20	30		2
184	自然	へ2141	庄畑Ⅱ	故屋岡町	庄畑	70	28	35		3
185	自然	へ2142	岩村	故屋岡町	古和木	250	30	40	軟岩	3
186	自然	へ2143	内久井Ⅱ	内久井町	元屋敷	60	15	35		2
187	自然	へ2144	内久井Ⅲ	内久井町	句領田	160	30	50	強風化岩	3
188	自然	へ2145	内久井Ⅳ	内久井町	句領田	90	50	50	強風化岩	3
189	自然	へ2146	内久井Ⅴ	内久井町	元屋敷	60	30	30		2
190	自然	へ2149	安ノ谷	別所町	安ノ谷	90	55	35		2
191	自然	へ2150	刈垣Ⅱ	刈垣町	林ノ下	110	40	30		3
192	自然	へ2151	篠田Ⅲ	篠田町	八反堂	70	30	30		1
193	自然	へ2152	篠田Ⅳ	篠田	摺ヶ谷	60	20	30		2
194	自然	へ2153	篠田Ⅴ	篠田町	深山	100	30	35		3
195	自然	へ2154	篠田Ⅵ	篠田町	深山	100	20	40	強風化岩	2
196	自然	へ2155	篠田Ⅶ	篠田町	摺ヶ谷	50	20	35		1
197	自然	へ2156	篠田Ⅷ	篠田町	大蔵畑	80	40	35		1

NO	傾斜 区分	箇所番号	箇所名	大字	小字	延長	高さ	傾斜 度	地盤状況	人家 戸数
198	自然	へ2157	西 谷	八 代 町	西 谷	60	60	30		1
199	自然	へ2158	北 谷	八 代 町	北 谷	80	50	30		4
200	自然	へ2159	谷 Ⅲ	八 代 町	谷	90	30	30		3
201	自然	へ2160	黒 谷 Ⅰ	黒 谷 町	タ ド 原	110	50	35		2
202	自然	へ2161	坪 蔭	星 原 町	坪 蔭	80	20	30		2
203	自然	へ2163	坪 崎 Ⅱ	星 原 町	坪 崎	80	30	35		2
204	自然	へ2165	土井ノ内	星 原 町	土井ノ内	100	40	30		3
205	自然	へ2166	大 迫 Ⅱ	小 呂 町	大 迫	40	30	30		2
206	自然	へ2168	宮ヶ迫Ⅰ	小 呂 町	宮ヶ迫	70	20	30		1
207	自然	へ2169	宮ヶ迫Ⅱ	小 呂 町	宮ヶ迫	90	10	30		3
208	自然	へ2170	大 机 Ⅰ	小 呂 町	大 机	70	20	30		2
209	自然	へ2171	大 机 Ⅱ	小 呂 町	大 机	60	40	30		1
210	自然	へ2174	宮ヶ迫Ⅳ	小 呂 町	宮ヶ迫	60	12	30		3
211	自然	へ2175	西 ノ 谷	上 八 田 町	西 ノ 谷	60	40	40		4
212	自然	へ2178	寺 垣	上 八 田 町	寺 垣	50	30	30		3
213	自然	へ2179	西 屋 Ⅰ	上 八 田 町	西 屋	80	35	30		4
214	自然	へ2185	鳥ヶ坪Ⅱ	七 百 石 町	鳥ヶ坪	150	20	35		2
215	自然	へ2187	出 ノ 谷	七 百 石 町	出 ノ 谷	60	20	30		3
216	自然	へ2189	岬	安 国 寺 町	岬	90	30	30		2
217	自然	へ2192	延 近	上 杉 町	延 近	110	20	35		3
218	自然	へ2193	小 嶋 Ⅰ	上 杉 町	小 嶋	60	22	30		1
219	自然	へ2194	小 嶋 Ⅱ	上 杉 町	小 嶋	90	30	30		1
220	自然	へ2195	小 嶋 Ⅲ	上 杉 町	小 嶋	100	35	30		2
221	自然	へ2198	杉 谷 口	上 杉 町	杉 谷 口	70	30	35		3
222	自然	へ2200	下 村 Ⅱ	於 与 岐 町	下 村	200	20	30	強風化岩	4
223	自然	へ2203	向 坊 Ⅱ	於 与 岐 町	向 坊	60	20	30		1
224	自然	へ2206	宮 谷	於 与 岐 町	宮 谷	110	40	30		3
225	自然	へ2207	下 ノ 谷	於 与 岐 町	下 ノ 谷	80	20	30		1
226	自然	へ2209	見 内 Ⅲ	於 与 岐 町	見 内	70	35	30		1
227	自然	へ2210	カリヤバ	於 与 岐 町	カリヤバ	100	40	35		4
228	自然	へ2211	カミノ谷	於 与 岐 町	カミノ谷	110	20	35		2
229	自然	へ2212	横 縄 手	十倉名畑町	横 縄 手	100	20	30		2
230	自然	へ2213	西 大 末	十倉名畑町	東 大 末	200	20	35		4
231	自然	へ2214	南ノ前Ⅰ	井 根 町	南ノ前	150	20	35		4
232	自然	へ2215	南ノ前Ⅱ	井 根 町	南ノ前	100	20	30		4
233	自然	へ2216	中 筋 Ⅲ	井 根 町	中 筋	110	10	30		3
234	自然	へ2217	太 田	井 根 町	大 田	130	30	30		3
235	自然	へ2218	深	新 庄 町	深	60	20	30		3
236	自然	へ2219	岬ヶ上	鍛冶屋町	岬ノ上	40	20	30		2
237	自然	へ2220	三ノ宮	鍛冶屋町	三ノ宮	90	40	30		2
238	自然	へ2221	鍛冶屋Ⅰ	鍛冶屋町	奥	150	20	45	火山破屑物	3
239	自然	へ2224	松 原	小 畑 町	松 原	50	40	30		1
240	自然	へ2225	原 貝 Ⅱ	小 畑 町	原 貝	90	40	30		4
241	自然	へ2227	大 迫 Ⅳ	新 庄 町	大 迫	60	22	30		4
242	自然	へ2228	仲	新 庄 町	仲	60	40	35		3
243	自然	へ2230	堂ノ奥	西 坂 町	堂ノ奥	100	20	30		4
244	自然	へ2232	大 門	西 坂 町	大 門	60	20	30		2
245	自然	へ2239	物 部	物 部 町	城 山	110	30	35		3
246	自然	へ2240	茶売ヶ淵Ⅰ	物 部 町	茶売ヶ淵	50	20	30		1

NO	傾斜 区分	箇所番号	箇所名	大字	小字	延長	高さ	傾斜 度	地盤状況	人家 戸数
247	自然	へ2241	茶売ヶ渕Ⅱ	物部町	茶売ヶ渕	160	40	35		4
248	自然	へ2243	亀ヶ谷Ⅲ	白道路町	亀ヶ谷	100	34	30		2
249	自然	へ2247	岫ヶ岐	向田町	岫ヶタハ	60	40	35		1
250	自然	へ2248	石塚	西方町	石塚	50	20	30		2
251	自然	へ2249	大善	西方町	大善	50	30	30		1
252	自然	へ2250	虫田	西方町	虫田	100	50	35		1
253	自然	へ2251	桜Ⅱ	西方町	桜	50	30	35		1
254	自然	へ2252	多田部Ⅰ	西方町	多田部	110	30	35		3
255	自然	へ2253	多田部Ⅱ	西方町	多田部	110	10	30		1
256	自然	へ2254	貝尻Ⅱ	西方町	貝尻	60	10	30		2
257	自然	へ2258	篠田Ⅸ	仁和町	クゴノシタ	150	30	35		4
258	自然	へ2260	谷坪	仁和町	谷坪	70	45	35		2
259	自然	へ2262	林	坊口町	林	40	20	30		3
260	自然	へ2265	出合Ⅱ	坊口町	出合	50	25	30		1
261	自然	へ2267	下小谷	老富町	下小谷	100	30	30		3
262	自然	へ2268	栃	老富町	栃	40	21	35		2
263	自然	へ2269	堂ノ下Ⅳ	老富町	堂ノ下	130	20	30		4
264	自然	へ2270	仏徳谷	老富町	佛徳谷	50	20	35		2
265	自然	へ2271	マヤゴⅠ	老富町	マヤゴ	100	20	35		4
266	自然	へ2272	マヤゴⅡ	老富町	マヤゴ	60	40	35		3
267	自然	へ2273	矢黒畑	老富町	矢黒畑	60	30	35		1
268	自然	へ2274	市茅野	老富町	市茅野	70	32	35		3
269	自然	へ2275	在中Ⅱ	老富町	在中	130	20	30		1
270	自然	へ2277	岩鼻Ⅲ	有岡町	岩鼻	60	20	40		1
271	自然	へ2278	黒岩Ⅱ	高倉町	黒岩	80	20	40		4
272	自然	へ2279	渕垣Ⅲ	とよさか町	渕垣	100	15	30		3
273	自然	へ2280	赤坂Ⅱ	田野町	赤坂	110	15	30		2
274	自然	へ2281	倉谷Ⅱ	味方町		50	30	35		1
275	自然	へ2301	遊里Ⅱ	五津合町	遊里	110	10	50	火山破屑物	3
276	自然	へ2302	稲荷Ⅱ	睦寄町	稲荷	90	20	35		1
277	自然	へ2307	西屋Ⅱ	上八田町	西屋	60	40	45		1
278	自然	へ3003	下替地町	下替地町		230	30	30	崩積土	
279	自然	へ3005	上延町	上延町		250	60	53	強風化岩	
280	自然	へ3006	八津合町	八津合町		170	60	49	強風化岩	
281	自然	へ3007	五津合町	五津合町		130	80	63	強風化岩	
282	自然	へ3008	故屋岡Ⅰ	故屋岡町		130	80	63	強風化岩	
283	自然	へ3009	故屋岡Ⅱ	故屋岡町		110	60	42	強風化岩	
284	自然	へ3010	故屋岡Ⅲ	故屋岡町		440	80	42	強風化岩	
285	自然	へ3013	於与岐町	於与岐町		190	30	48	強風化岩	
286	自然	へ3014	十倉名畑町	十倉名畑町		180	30	59	崩積土	
計		286箇所								

資料 2-5 急傾斜地崩壊危険区域一覧

危険区域名	所在地	指定年次	追加指定年次	面積 HA
宮代町	宮代町	昭 4 6		0. 2 0
神宮寺町	神宮寺町	昭 4 9		0. 7 2
黒谷Ⅰ	黒谷	昭 5 4	昭 5 7	1. 6 6
黒谷Ⅱ	黒谷	昭 5 4		2. 4 8
上原町	上原町	昭 5 6	昭 6 2	0. 7 9
野田町	野田町	昭 5 6		0. 6 2
八津合町	八津合町	昭 5 7		3. 4 4
睦寄町	睦寄町	昭 5 8		0. 6 7
物部町	物部町	昭 6 1	平 1 9	1. 6 5
水梨町	水梨町	昭 6 1		0. 2 9
水梨Ⅱ	五泉町	昭 6 2		0. 4 9
見内町	於与岐町	昭 6 3		1. 1 6
中川原町	於与岐町	昭 6 3		1. 6 7
見内Ⅱ	於与岐町	平 1		1. 8 1
梅迫町	梅迫町	平 1		0. 6 6
張田町	十倉中町	平 2		0. 4 5
下村町	於与岐町	平 2		1. 0 4
小貝町	小貝町	平 4	平 1 2	3. 5 5
位田Ⅰ	位田町	平 4		2. 1 7
庄畑町	故屋岡町	平 5		1. 1 8
大又町	於与岐町	平 5		1. 8 7
安国寺町	安国寺町	平 6		1. 5 9
中山町	中山町	平 7		0. 9 8
位田Ⅱ	位田町	平 8		1. 9 0
位田Ⅲ	位田町	平 2 6		0. 3 6
栗上町	栗上町	平 8		0. 2 5
広瀬町	広瀬町	平 8		1. 2 2
大谷町	七百石町	平 9		0. 9 3
川原町	故屋岡町	平 1 0		1. 3 8
市野瀬Ⅰ	五泉町	平 1 1		0. 8 6
市野瀬Ⅱ	五泉町	平 1 1		0. 4 6
八代町	八代町	平 1 2		1. 1 8
刈垣町	刈垣町	平 1 3		0. 2 7
篠田町	篠田町	平 1 4		1. 8 6
上谷町	下八田町	平 1 7		0. 9 9
八代Ⅱ	八代町	平 1 8		0. 2 5
八代Ⅲ	八代町	平 1 8		0. 3 1
長瀬町	鷹栖町	平 1 9		0. 8 0
八代Ⅳ	八代町	平 2 0		0. 2 8
篠田Ⅱ	篠田町	平 2 2		0. 3 4
古和木町	故屋岡町	平 2 2		0. 1 5
五泉町	五泉町	平 2 4		0. 1 6
老富町	老富町	平 2 7		0. 1 3
井根Ⅰ	井根町平垣	平 2 7		0. 6 4
井根Ⅱ	井根町中筋	平 2 7		1. 5 5
有岡町	有岡町	平 2 8		0. 5 8

資料2-6 山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）一覧

番 号		位 置		
市町村	地 区	市町村	大字	字
203	1	綾部市	睦寄町	長野石井
203	2	綾部市	睦寄町	奥ノ谷
203	3	綾部市	睦寄町	山内在ノ下
203	4	綾部市	睦寄町	山内家ノ上
203	5	綾部市	睦寄町	有安細迫
203	6	綾部市	睦寄町	有安方丈谷
203	7	綾部市	故屋岡町	川原寺谷
203	8	綾部市	故屋岡町	小仲小中尻
203	9	綾部市	故屋岡町	小仲神塚
203	10	綾部市	故屋岡町	小仲神子谷
203	11	綾部市	光野町	カミスキ谷
203	12	綾部市	光野町	田ノ谷上
203	13	綾部市	光野町	大迫
203	14	綾部市	光野町	布谷
203	15	綾部市	光野町	光野在ノ奥
203	16	綾部市	光野町	原口ノ上
203	17	綾部市	光野町	沢田上・舟迫上
203	18	綾部市	光野町	舟迫向
203	19	綾部市	老富町	栃舟迫向
203	20	綾部市	老富町	栃風呂ノ奥
203	21	綾部市	老富町	栃迫根
203	22	綾部市	老富町	大唐内森ノ上
203	23	綾部市	老富町	大唐内庵ノ谷
203	24	綾部市	老富町	市茅野下奥谷
203	25	綾部市	老富町	市茅野小唐内
203	26	綾部市	老富町	市茅野本風呂
203	27	綾部市	故屋岡町	古和木石ヶ谷
203	28	綾部市	故屋岡町	古和木シュリ
203	29	綾部市	故屋岡町	古和木アゲ谷
203	30	綾部市	故屋岡町	古和木岩村上
203	31	綾部市	故屋岡町	古和木庄畑上
203	32	綾部市	故屋岡町	八代井根ヶ谷
203	33	綾部市	故屋岡町	八代八代谷
203	34	綾部市	故屋岡町	八代砂ヶ谷
203	35	綾部市	睦寄町	有安高風呂
203	36	綾部市	睦寄町	有安釜戸
203	37	綾部市	睦寄町	草壁井谷奥
203	38	綾部市	睦寄町	古屋大岩
203	39	綾部市	睦寄町	鳥垣在ノ上
203	40	綾部市	睦寄町	鳥垣今飼ノ上
203	41	綾部市	睦寄町	志古田久保木
203	42	綾部市	睦合町	浅原歩瀬谷・大谷
203	43	綾部市	睦合町	本谷
203	44	綾部市	睦合町	浅原堀尾
203	45	綾部市	睦合町	浅原夕船
203	46	綾部市	睦合町	浅原引廻・向山

番 号		位 置		
市町村	地 区	市町村	大字	字
203	47	綾部市	睦合町	在ノ上外
203	48	綾部市	八津合町	瀬尾谷後ヶ谷
203	49	綾部市	五津合町	弓削西山
203	50	綾部市	五津合町	弓削東山
203	51	綾部市	睦合町	真野
203	52	綾部市	八津合・睦合町	西屋・引地西ノ段・引地谷
203	53	綾部市	八津合町	神谷・寺町椿山
203	54	綾部市	八津合町	日置谷・殿片山村中・村奥
203	55	綾部市	八津合町	日置谷・殿片山片山
203	56	綾部市	五津合町	遊里朝白
203	57	綾部市	五津合町	遊里ユリノ山
203	58	綾部市	五津合町	遊里寺内東
203	59	綾部市	五津合町	遊里寺内西
203	60	綾部市	五津合町	清水上ノ山
203	61	綾部市	五津合町	清水赤谷
203	62	綾部市	五津合町	清水片瀬
203	63	綾部市	五津合町	清水鏡谷
203	64	綾部市	五津合町	清水井関谷
203	65	綾部市	五津合町	睦志サビシロ
203	66	綾部市	五津合町	睦志上ノ山
203	67	綾部市	五津合町	睦志西ノ谷
203	68	綾部市	五泉町	辻西谷
203	69	綾部市	五泉町	市之瀬堂野谷
203	70	綾部市	五泉町	市之瀬大迫
203	71	綾部市	五泉町	市之瀬大迫
203	72	綾部市	五泉町	市之瀬別当
203	73	綾部市	五泉町	市之瀬芝原谷
203	74	綾部市	五泉町	市之瀬堂野谷
203	75	綾部市	五泉町	水梨田中
203	76	綾部市	五泉町	水梨細谷
203	77	綾部市	五泉町	市志兵谷
203	78	綾部市	五泉町	市志大小屋
203	79	綾部市	五泉町	市志小谷尾
203	80	綾部市	五泉町	市志岡山
203	81	綾部市	十倉志茂町	境ノ奥
203	82	綾部市	十倉志茂町	大栗
203	83	綾部市	十倉志茂・十倉中町	寺ノ上・池ノ谷
203	84	綾部市	十倉中町	森林
203	85	綾部市	十倉向町	イヤ谷
203	86	綾部市	十倉名畑町	久瀬谷
203	87	綾部市	十倉名畑町	古気良谷
203	88	綾部市	井根町	ユマチ

番 号		位 置		
市町村	地 区	市町村	大字	字
203	89	綾部市	井根町	奥山・寺ノ段
203	90	綾部市	武吉町	藤藪・中山
203	91	綾部市	佃町	ウエ山
203	92	綾部市	佃町	山ノ神・東ヶ谷
203	93	綾部市	忠町	段ノ下
203	94	綾部市	忠町	坊ノ奥
203	95	綾部市	忠町	滝ノ森
203	96	綾部市	武吉町	稚子林
203	97	綾部市	野田町	西ノ谷
203	98	綾部市	野田町	須知山
203	99	綾部市	野田町	須知山
203	100	綾部市	野田町	井根山
203	101	綾部市	味方町	竜仏
203	102	綾部市	味方町	アミダジ
203	103	綾部市	味方町	アミダジ
203	104	綾部市	田野町	山王
203	105	綾部市	田野町	西側
203	106	綾部市	田野町	愛宕
203	107	綾部市	田野町	愛宕
203	108	綾部市	上野町	藤山・本宮山
203	109	綾部市	神宮寺町	藤兵衛谷
203	110	綾部市	井倉町	須ヶ谷
203	111	綾部市	井倉町	一ノ丸
203	112	綾部市	岡町	日向外
203	113	綾部市	上延町	岩鼻
203	114	綾部市	高津町	古路ヶ谷
203	115	綾部市	高津町	古路ヶ谷
203	116	綾部市	高津町	菅谷外
203	117	綾部市	西原町	平井
203	118	綾部市	西原町	宮ノ谷
203	119	綾部市	和木町	西和木谷
203	120	綾部市	和木町	西ヶ平
203	121	綾部市	鷹栖町	梨迫山
203	122	綾部市	鷹栖町	東倉ヶ谷
203	123	綾部市	旭町	一ノ谷
203	124	綾部市	橋上町	太谷
203	125	綾部市	旭町	鍋倉・玉子
203	126	綾部市	旭町	中ノ谷
203	127	綾部市	旭町	本谷
203	128	綾部市	橋上町	榎畠
203	129	綾部市	橋上町	小熊
203	130	綾部市	橋上町	小屋ヶ谷
203	131	綾部市	広瀬町	城山
203	132	綾部市	釜輪町	努多ヶ成
203	133	綾部市	釜輪町	薬師前・宮尾
203	134	綾部市	戸奈瀬町	段ノ尾・戸奈瀬谷
203	135	綾部市	下替地町	山根
203	136	綾部市	下替地町	柳木迫
203	137	綾部市	上原町	オノ谷・松尾

番 号		位 置		
市町村	地 区	市町村	大字	字
203	138	綾部市	下原町	念五郎谷
203	139	綾部市	安国寺・梅迫町	濃谷・崩
203	140	綾部市	梅迫町	鐘鋳場崩
203	141	綾部市	梅迫町	大野石子
203	142	綾部市	梅迫町	岫
203	143	綾部市	上杉町	延近清水奥
203	144	綾部市	上杉町	久保下桑替
203	145	綾部市	上杉町	施福寺矢野谷
203	146	綾部市	上杉町	久保坂原・戸谷
203	147	綾部市	上杉町	施福寺戸谷
203	148	綾部市	上杉町	鳥居野日向後
203	149	綾部市	上杉町	鳥居野日後
203	150	綾部市	高槻町	西山
203	151	綾部市	高槻町	北山
203	152	綾部市	八代町	段
203	153	綾部市	八代町	藤角
203	154	綾部市	黒谷町	向イ山
203	155	綾部市	黒谷町	西谷
203	156	綾部市	黒谷町	樋ノ口
203	157	綾部市	於与岐町	見内向山
203	158	綾部市	於与岐町	見内日向山
203	159	綾部市	於与岐町	見内松尾
203	160	綾部市	於与岐町	下村仲山口
203	161	綾部市	於与岐町	中川原迫田奥
203	162	綾部市	於与岐町	中川原安ノ坂
203	163	綾部市	於与岐町	大又西向北
203	164	綾部市	於与岐町	大又宮ノ口
203	165	綾部市	於与岐町	大又中山
203	166	綾部市	里町	築宮
203	167	綾部市	多田町	丸山
203	168	綾部市	有岡町	若宮・御領
203	169	綾部市	高倉町	奥路
203	170	綾部市	有岡町	東山
203	171	綾部市	星原町	坪カゲ
203	172	綾部市	小呂町	横尾
203	173	綾部市	小呂町	中尾小谷
203	174	綾部市	上八田町	佐々里小畑奥
203	175	綾部市	中筋町	鳥尾，西屋
203	176	綾部市	中筋町	向山
203	177	綾部市	上八田町	勢期ヒシロ
203	178	綾部市	上八田町	高垣
203	179	綾部市	上八田町	勢期寺垣
203	180	綾部市	七百石町	小銚子
203	181	綾部市	七百石町	山達
203	182	綾部市	七百石町	二俣迫
203	183	綾部市	七百石町	糺屋谷
203	184	綾部市	中筋町	東大安宮ノ谷
203	185	綾部市	中筋町	大安下茶臼
203	186	綾部市	下八田町	柿差

番 号		位 置		
市町村	地 区	市町村	大字	字
203	187	綾部市	下八田町	柿差
203	188	綾部市	下八田町	田ノ前
203	189	綾部市	下八田町	橋谷口・橋谷奥
203	190	綾部市	篠田町	赤ハゲ
203	191	綾部市	篠田町	小西・八反堂深山
203	192	綾部市	篠田町	オノ下
203	193	綾部市	別所町	神宮谷
203	194	綾部市	別所町	大西口
203	195	綾部市	別所町	御用柿
203	196	綾部市	別所町	御用柿
203	197	綾部市	向田町	深田ヶ奥
203	198	綾部市	向田町	貝谷
203	199	綾部市	志賀郷町	迎山
203	200	綾部市	向田町	滝
203	201	綾部市	仁和町	大畑・藪ノ谷
203	202	綾部市	仁和町	藪ノ谷
203	203	綾部市	西方町	南側
203	204	綾部市	西方町	北側
203	205	綾部市	西方町	北側
203	206	綾部市	西方町	北側
203	207	綾部市	西方町	南側
203	208	綾部市	西方町	南側
203	209	綾部市	西方町	南側
203	210	綾部市	西方町	北側
203	211	綾部市	西方町	北側
203	212	綾部市	仁和町	北側
203	213	綾部市	仁和町	北側
203	214	綾部市	坊口町	尾ノ内
203	215	綾部市	坊口町	尾ノ内
203	216	綾部市	金河内町	山尾
203	217	綾部市	金河内町	山尾
203	218	綾部市	金河内町	東谷
203	219	綾部市	金河内町	大迫
203	220	綾部市	内久井町	元屋敷
203	221	綾部市	内久井町	日和

番 号		位 置		
市町村	地 区	市町村	大字	字
203	222	綾部市	内久井町	奥山
203	223	綾部市	内久井町	奥山
203	224	綾部市	内久井町	奥山
203	225	綾部市	西坂町	清水山
203	226	綾部市	西坂町	清水山
203	227	綾部市	西坂町	清水山
203	228	綾部市	西坂町	宝勺
203	229	綾部市	西坂町	鴻巣
203	230	綾部市	新庄町	赤尾
203	231	綾部市	新庄町	下山
203	232	綾部市	物部町	下山
203	233	綾部市	白道路町	高浪
203	234	綾部市	白道路町	向内
203	235	綾部市	私市町	西谷
203	236	綾部市	小貝町	岩ヶ鼻
203	237	綾部市	石原町	坊ヶ谷
203	238	綾部市	小西町	ナル下
203	239	綾部市	小西町	北山
203	240	綾部市	鍛冶屋町	市ヶ後
203	241	綾部市	小西町	中山
203	242	綾部市	鍛冶屋町	空山
203	243	綾部市	小畑町	宗谷
203	244	綾部市	小畑町	別所
203	245	綾部市	小畑町	原貝
203	246	綾部市	今田町	唐部山
203	247	綾部市	大畠町	一ノ丸
203	248	綾部市	大畠町	向日山
203	249	綾部市	位田町	岡倉
203	250	綾部市	豊里町	福垣
203	251	綾部市	栗町	裏山
203	252	綾部市	栗町	城山
203	253	綾部市	位田町	浦壁・田岸
203	254	綾部市	位田町	岩井
203	255	綾部市	位田町	細谷

資料 2-7 地すべり危険箇所、地すべり防止区域

【地すべり危険箇所】

箇所名	所在地	危険箇所面積	地質条件	被害想定区域面積
上位田	位田町上位田	9.3HA	粘土岩・輝緑凝灰岩	17.1HA
石隈	新庄町石隈	7.6HA	粘板岩	7.6HA
上林	八津合町西屋	25.8HA	粘土岩・輝緑凝灰岩	25.8HA

【地すべり防止区域】

区域名	所在地	防止区域面積	指定年月日及び番号
上林	睦合・八津合	17.38HA	昭和37年3月1日建設省告示 第387号

資料2－8 災害危険箇所調査票

調査票の記入要領（様式）

(1) 番 号

通し番号を記入し、危険箇所地図に表示する番号と同一とする。

(2) 危険度

危険度は、次により区分する。

Aランク……人命、住家等に多大なる被害を与えることが予想される著しく危険な箇所

Bランク……人命、住家、公共施設等に被害を与えることが予想される危険な箇所

Cランク……急迫の被害は予想されないが、現状のままに放置しておけば、人命、住家、公共施設等に被害を与えることが予想される危険な箇所

Dランク……急迫の被害は予想されないが、現状のままに放置しておけば、人命、住家には影響がなくとも、公共施設、田畑、山林等に被害を与えることが予想される危険な箇所

(3) 災害の種別

河川（記入例－〇〇川溢水による床上床下浸水、〇〇川堤防決壊による……等）

ため池（記入例－〇〇池決壊による、〇〇池漏水による……等）

道路（記入例－〇〇山崩土、落石による〇〇道不通、〇〇道路冠水による不通…等）

危険宅地、造成地（記入例－擁壁亀裂、裏山崩壊……等）

採石、山砂利採取場（記入例－山腹崩壊、土砂流出、道路河川への影響……等）

地すべり（記入例－隆起、滑動……等）

急傾斜地（記入例－亀裂、崖面崩壊……等）

低地浸水（記入例－床上床下浸水……等）

(4) 過去の被災

過去の主要災害を記入する。

(5) 現況及び対策その他

おおむね次のとおり区分される。

応 急 措 置　－　災害期を前に実施する応急措置を記入

当面の措置　－　応急措置とともに住民の生命と財産を守るため、事前に連絡体制、避難計画、活動体制等の計画を記入

恒 久 対 策　－　防災工事、河川改修事業等長期対策を記入

問 題 点　－　措置不能等の理由を記入

そ の 他　－　業者に対する指示、指導の方法、内容等を記入

様式 年度災害危険箇所調査票

年 月 日調査

番号	危険度	災害種別	所在地	災害予想		過去の被災	避難所等	現況及び 対策その他
				世帯	人口			

資料2-9 重要水防区域、河川重点警戒箇所

(1) 国土交通省重要水防箇所

国土交通省重要水防箇所評定基準

種別	重要度等		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返して生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障が生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返して生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障が生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

令和5年12月末時点

直轄河川重要水防箇所箇所別調書(抜粋)

事務所名: 福知山河川国道事務所

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右 岸の 別	④ 種別	⑤ 重要 度	⑥ 地点名	⑦ 距離杭	⑧ 延長 (m)	⑨ 対象とする 流量 (m ³ /s)	⑩ 対象とする流 量を現況河道 に流した時の 水位(T.P. m)	⑪ 現堤防高 (橋梁: 桁下高) (T.P. m)	⑫ 計画堤防 余裕高 (m)	⑬ 担当 出張所	⑭ 備考
40	由良川	左	越水(溢水)	B	福知山市川北～綾部市大島町	40.9～46.1	4,969	5,200	25.76	26.30	1.5	福知山	41.0k
41	"	"	堤体漏水	B	福知山市興～綾部市大島町	43.9～46.9	2,913	5,200	29.26	29.94	1.5	福知山	44.0k ※2
42	"	"	越水(溢水)	A	綾部市大島町	46.1～46.3	191	5,200	32.46	32.67	1.5	福知山	46.2k
43	"	"	越水(溢水)	B	綾部市大島町	46.3～47.5	1,321	5,200	32.88	32.96	1.5	福知山	46.4k
44	"	"	越水(溢水)	B	綾部市延町～青野町	47.7～50.3	2,332	5,200	34.93	35.93	1.5	福知山	47.8k
45	"	"	堤体漏水	B	綾部市延町	48.1～48.5	384	5,200	35.44	36.49	1.5	福知山	48.2k ※2、※3
46	"	"	堤体漏水	B	綾部市井倉町	48.9～49.7	672	5,200	37.28	38.13	1.5	福知山	49.0k ※2
47	"	"	越水(溢水)	B	綾部市青野町	50.5～52.1	1,094	4,800	40.66	41.93	1.5	福知山	50.6k
48	"	"	堤体漏水	B	綾部市青野町	51.3～51.5	107	4,800	41.53	42.72	1.5	福知山	51.4k ※2、※3
49	"	"	越水(溢水)	B	綾部市並松町	52.3～52.5	226	4,800	43.31	44.72	1.5	福知山	52.4k
50	"	"	堤体漏水	B	綾部市並松町	52.3～52.5	226	4,800	43.31	44.72	1.5	福知山	52.4k ※2
51	"	"	越水(溢水)	A	綾部市並松町～野田町	52.5～53.7	1,276	4,800	44.02	42.39	1.5	福知山	52.6k ※1
52	"	"	越水(溢水)	B	綾部市野田町	53.7～54.1	331	4,800	46.88	47.58	1.5	福知山	53.8k ※1
コ	"	"	工作物	B	綾部市小貝町	45.1	—	5,200	30.83	(30.95)	1.5	福知山	新小貝橋
サ	"	"	工作物	B	綾部市大島町	47.6	—	5,200	34.52	(34.97)	1.5	福知山	以久田橋
シ	"	"	工作物	B	綾部市井倉町	49.3	—	5,200	37.99	(38.20)	1.5	福知山	位田橋
ス	"	"	工作物	A	綾部市青野町	50.2	—	4,800	39.84	40.70	1.5	福知山	青野第二樋門
セ	"	"	工作物	B	綾部市青野町	50.4	—	4,800	40.17	(40.78)	1.5	福知山	白瀬橋
ソ	"	"	工作物	A	綾部市青野町	50.7	—	4,800	40.83	42.11	1.5	福知山	青野樋管
タ	"	"	工作物	B	綾部市青野町	51.9	—	4,800	42.87	(44.22)	1.5	福知山	下由良川橋梁
チ	"	"	工作物	A	綾部市並松町	52.6	—	4,800	44.02	(43.74)	1.5	福知山	綾部大橋
30	"	右	越水(溢水)	A	福知山市川北～綾部市私市町	42.3～43.7	1,413	5,200	27.30	25.77	1.5	福知山	42.4k ※1
31	"	"	越水(溢水)	B	綾部市私市町～位田町	43.7～48.5	4,665	5,200	28.97	29.73	1.5	福知山	43.8k
32	"	"	堤体漏水	B	綾部市小貝町～栗町	44.9～47.3	2,317	5,200	30.67	31.18	1.5	福知山	45.0k ※2
33	"	"	水衝・洗掘	B	綾部市小貝町	45.1～45.2	106	5,200	30.98	31.44	1.5	福知山	45.2k
34	"	"	水衝・洗掘	B	綾部市小貝町	45.4～45.5	84	5,200	31.17	31.80	1.5	福知山	45.4k
35	"	"	水衝・洗掘	B	綾部市小貝町	45.6～45.7	100	5,200	31.36	32.05	1.5	福知山	45.6k
36	"	"	水衝・洗掘	B	綾部市栗町	47.2～47.3	96	5,200	33.92	34.73	1.5	福知山	47.2k
37	"	"	水衝・洗掘	B	綾部市位田町	47.9～48.0	84	5,200	35.05	36.14	1.5	福知山	48.0k
38	"	"	越水(溢水)	B	綾部市位田町～里町	48.7～50.3	1,608	5,200	36.67	37.76	1.5	福知山	48.8k
39	"	"	越水(溢水)	B	綾部市里町	50.5～50.7	249	4,800	40.66	41.73	1.5	福知山	50.6k
40	"	"	越水(溢水)	B	綾部市里町～味方町	51.1～51.5	382	4,800	41.45	42.46	1.5	福知山	51.2k
41	"	"	越水(溢水)	B	綾部市味方町	51.7～52.5	772	4,800	42.49	43.64	1.5	福知山	51.8k
42	"	"	堤体漏水	B	綾部市味方町	52.5～52.7	210	4,800	44.02	46.03	1.5	福知山	52.6k ※2
43	"	"	越水(溢水)	B	綾部市味方町	53.1～53.7	514	4,800	45.27	46.02	1.5	福知山	53.2k ※1
44	"	"	越水(溢水)	A	綾部市味方町	53.7～54.1	329	4,800	46.88	46.87	1.5	福知山	53.8k ※1
ケ	"	"	工作物	B	綾部市小貝町	45.1	—	5,200	30.83	(30.95)	1.5	福知山	新小貝橋
コ	"	"	工作物	B	綾部市位田町	47.6	—	5,200	34.52	(34.97)	1.5	福知山	以久田橋
サ	"	"	工作物	A	綾部市位田町	48.0	—	5,200	35.05	36.14	1.5	福知山	瀬戸川樋門
シ	"	"	工作物	B	綾部市位田町	49.3	—	5,200	37.99	(38.20)	1.5	福知山	位田橋

⑨～⑫の値は、⑭記載の地点における値である。

※1 無堤区間

※2 $t \geq 0.01$ (堤体漏水評定基準)

※3 裏法すべりNG (堤体漏水評定基準)

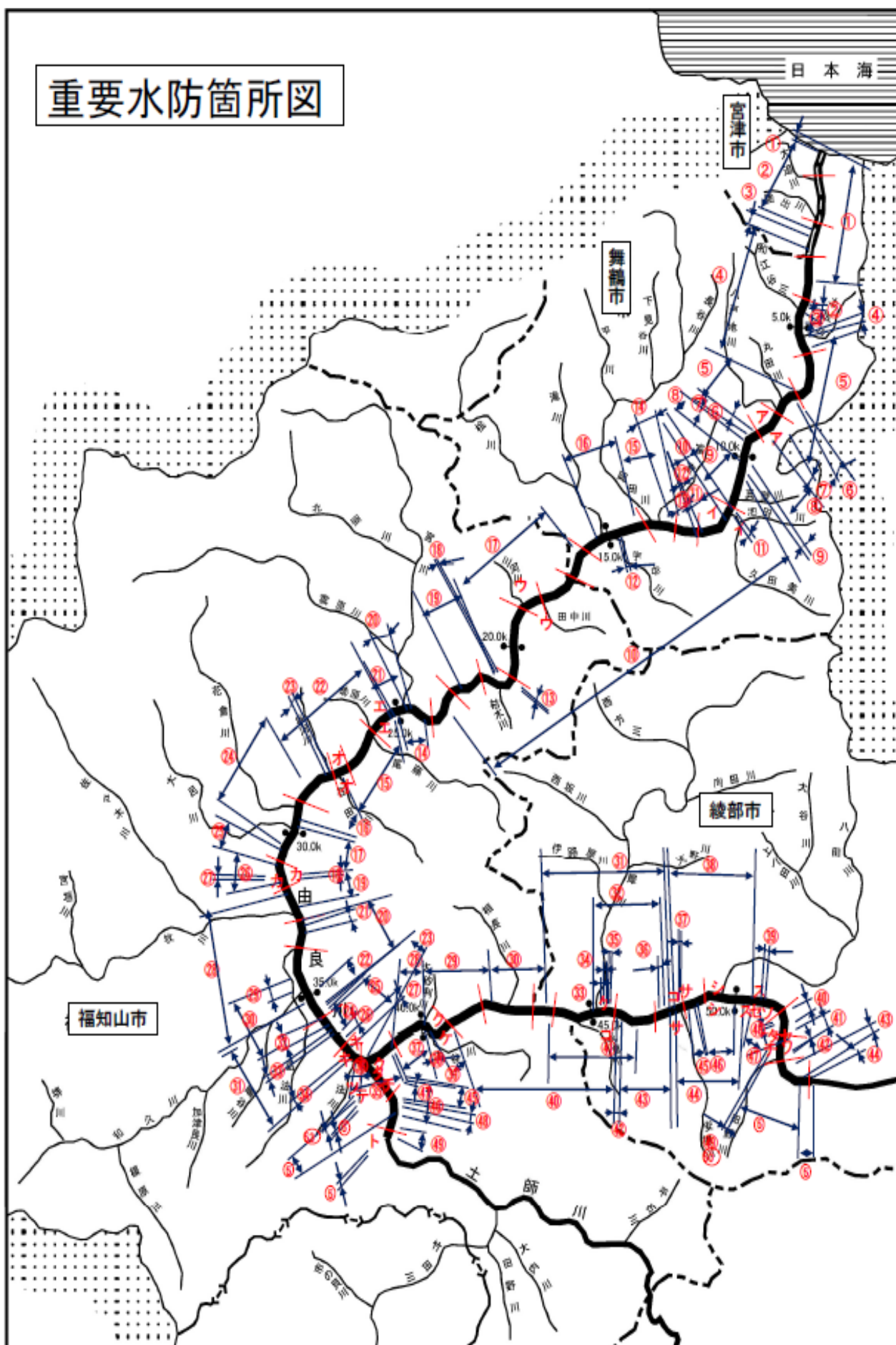
令和5年12月末時点

直轄河川重要水防箇所箇所別調書(抜粋)

事務所名: 福知山河川国道事務所

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右 岸の 別	④ 種別	⑤ 重 要 度	⑥ 地点名	⑦ 距離杭	⑧ 延長 (m)	⑨ 対象とする 流量 (m ³ /s)	⑩ 対象とする流量を現況河道に流した時の水位(T.P. m)	⑪ 現堤防高 (橋梁: 桁下高) (T.P. m)	⑫ 計画堤防 余裕高 (m)	⑬ 担当 出張所	⑭ 備考
ス	〃	〃	工作物	B	綾部市里町	50.4	—	4,800	40.17	(40.78)	1.5	福知山	白瀬橋
セ	〃	〃	工作物	B	綾部市味方町	51.9	—	4,800	42.87	(44.22)	1.5	福知山	下由良川橋梁
ソ	〃	〃	工作物	A	綾部市味方町	52.6	—	4,800	44.02	(43.74)	1.5	福知山	綾部大橋
	〃	左	旧川跡	要注意	福知山市興～綾部市高津町	44.4～44.6	213	5,200	30.10	30.51	1.5	福知山	44.4k
	〃	〃	旧川跡	要注意	綾部市小貝町～大島町	45.2～46.6	1,232	5,200	30.98	31.21	1.5	福知山	45.2k
	〃	〃	旧川跡	要注意	綾部市大島町～延町	47～47.8	937	5,200	33.73	34.41	1.5	福知山	47.0k
	〃	〃	旧川跡	要注意	綾部市延町	47.9～48.4	468	5,200	35.05	36.20	1.5	福知山	48.0k
	〃	〃	旧川跡	要注意	綾部市青野町	49.8～50	182	4,800	39.14	39.96	1.5	福知山	49.8k
	〃	〃	旧川跡	要注意	綾部市青野町	50.2～50.4	188	4,800	39.84	40.70	1.5	福知山	50.2k
	〃	〃	旧川跡	要注意	綾部市青野町～並松町	50.6～52.6	1,508	4,800	40.66	41.93	1.5	福知山	50.6k
	〃	右	旧川跡	要注意	綾部市小貝町	45.3～45.4	93	5,200	31.17	31.80	1.5	福知山	45.4k
	〃	〃	旧川跡	要注意	綾部市小貝町	45.5～45.6	84	5,200	31.36	32.05	1.5	福知山	45.6k

⑦距離杭は範囲を示したものであり、⑧の実延長とは異なる。



(2) 京都府重要水防区域

京都府重要水防区域（箇所）の指定基準

昭和54年2月9日付け4河第86号

各土木事務所長あて 土木建築部長

1. 重要水防区域（箇所）の指定

重要水防区域は、出水時に危険が予想され注意すべき区域をあらかじめ知らせるため指定するものであり、流下能力・堤防強度及び背後地の重要性等を考慮し水防活動の指針となるように水防上有効な区域を指定するものである（昭和42年11月27日付け2河第400号通達「重要水防区域及び特に危険な区域の指定基準」は廃止する）。

2. 重要水防区域（箇所）の指定基準

指定は次表の種別のいずれかに該当し、かつ過去の被害実績等を勘案して行うものとする。

重要水防区域（箇所）の指定基準

種別	重要水防区域（箇所）	適用
流下能力	流下能力が年超過確率1／3相当流量以下の区域（箇所）	高潮区間あるいは湖沼等で被害の予想される場合には、別に定める基準水位を基に危険箇所を定めるものとする。
堤防断面	堤防断面が一連の堤防のうち部分的に不足している箇所	
堤体強度	堤体あるいは基礎地盤の土質が不良等のため法崩壊、急激な沈下等の実績があり且つ予想される区域、あるいは長時間の降雨又は洪水の継続により堤体強度に危険が予想される区域	過去において破堤の実績のある箇所及び旧河道あとで堤体の強度上不安が予想される区域を含む。
漏水	堤体あるいは基礎地盤より漏水の実績がある区域又はその恐れがある区域	
水衝	洪水時の水衝部となり、堤防、護岸等の河川管理施設等が破損され、破堤又は重大な決壊等の実績がある区域又は予想される区域	護岸施設等で、老朽等により効力が著しく減じている区域も考慮する。
洗掘	堤脚、護岸等の根固が現在洗掘されている箇所又は水制等が破損している個所で危険が予想される区域	橋台取付部やその他の工作物の突出による堤体洗掘についても考慮する。なお、波浪による河岸決壊により危険を頻した実績のある区域も含む。
工事施工	水門、樋門、樋管等の工作物を施工中のもので、堤防を横断して開削している箇所。築壊、掘削工事等のため、堤防を横断方向に開削している箇所（巾員4m以上の陸のある場合も含む）。その他工事施工に伴い一時的ではあるが危険と思われる箇所	
工作物	取水堰、樋門、樋管、橋梁等の堤防横断工作物及び河川工作物で不等沈下、漏水、流水疎通の障害等が認められる箇所又は予想される箇所	

補 足 説 明

(1) 年超過確率1／3とは、昭和47年の出水規模程度である。

(2) 重要水防区域のうち次に示す場合は「特に重要な区域（箇所）」として指定するものとする。

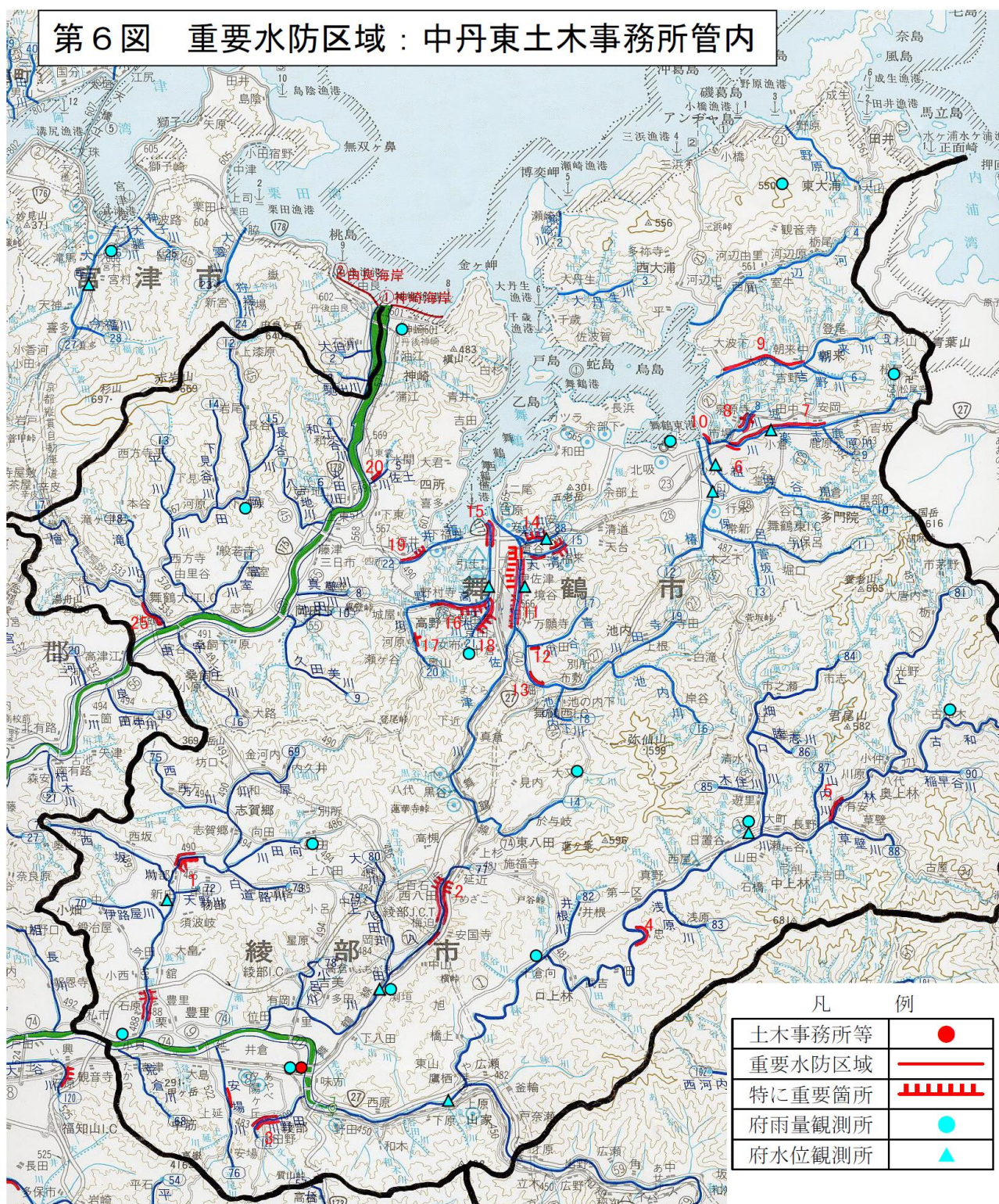
重要水防区域のうちその危険の程度が著しく、かつ背後地に人家が存し多大な被害が生じると予想される区域（箇所）

京 都 府 重 要 水 防 区 域 調 書

中丹東土木事務所

図面 対象 番号	水系名	河 川 名	担当水防 管理団体	(うち、特に重要な区域) 重 要 水 防 区 域		延 長 m	予想被害 原因 及 び 予想水防 工法	備 考
				左右 岸別	区 間			
1	由良川	犀 川	綾 部 市	(左) 左右	(物部橋付近) 物部町西坂川合流点から金屋橋	50 各 800	溢水:積土 俵	水防警報
2	"	八 田 川	"	(左右) 左右	(八幡橋より上流) 安国寺町石田橋から梅迫町増水橋	各 200 各 1,300	溢水:積土 俵	水防警報
3	"	田 野 川	"	左右	上野町池田橋から小倉橋	各 800		
4	"	上 林 川	"	左	忠町下忠橋から上忠橋	200		水防警報
5	"	"	"	右	睦寄町睦寄橋から兼里橋	210		水防警報
6	志 楽 川	志 楽 川	舞 鶴 市	左	市場地内市場橋から JR 小浜線鉄橋	100		水防警報
7	"	"	"	右	泉源寺地内安岡橋から市場橋	2,700		水防警報
8	"	堀 川	"	(左右) 左右	(泉源寺地内愛宕小橋上流 50m) 泉源寺地内愛宕小橋上流 200m	各 50 各 200	溢水:竹流 し	
9	朝 来 川	朝 来 川	"	右	朝来新橋から朝来川橋	2,600		
10	祖母谷川	祖 母 谷 川	"	右	溝尻地内富士橋から朝潮橋	150		
11	伊佐津川	伊 佐 津 川	"	(左) 左右	(大内地内) 七日市地内九杵橋下流	1,000 各 2,400	溢水:積土 俵	水防警報
12	"	青 谷 川	"	左	今田地内池内川合流点上流	20		
13	"	池 内 川	"	右	今田地内	300		
14	"	米 田 川	"	(右) 右	(南上安地内) 南上安地内	250 250	決壊:積土 俵	水防警報
15	高 野 川	高 野 川	"	左右	河口から堀上橋	各 750		
16	"	"	"	(右) 右	(KTR 宮津線野村寺鉄橋から女布川) KTR 宮津線野村寺鉄橋から女布川	1,000 2,300	溢水:積土 俵	
17	"	"	"	(右) 右	(河原地内) 奥城屋地内	20 100	決壊:竹流 し	
18	"	女 布 川	"	(右) 右	(京田地内) 女布地内から高野川合流点	600 1,500	溢水:積土 俵	
19	福 井 川	福 井 川	"	(左) 左	(国道 175 号福井橋上流) 国道 175 号福井橋上流	100 800	溢水:積土 俵	
20	由良川	土 佐 川	"	(右) 右	(KTR 宮津線鉄橋上流) KTR 宮津線鉄橋上流	150 150	決壊:積土 俵	
計				(12) 26		3,670 23,880		

第6図 重要水防区域：中丹東土木事務所管内



(3) 京都府河川重点警戒箇所

区分①：高さ2m以上の築堤区間で、かつ人家が連たんする区間

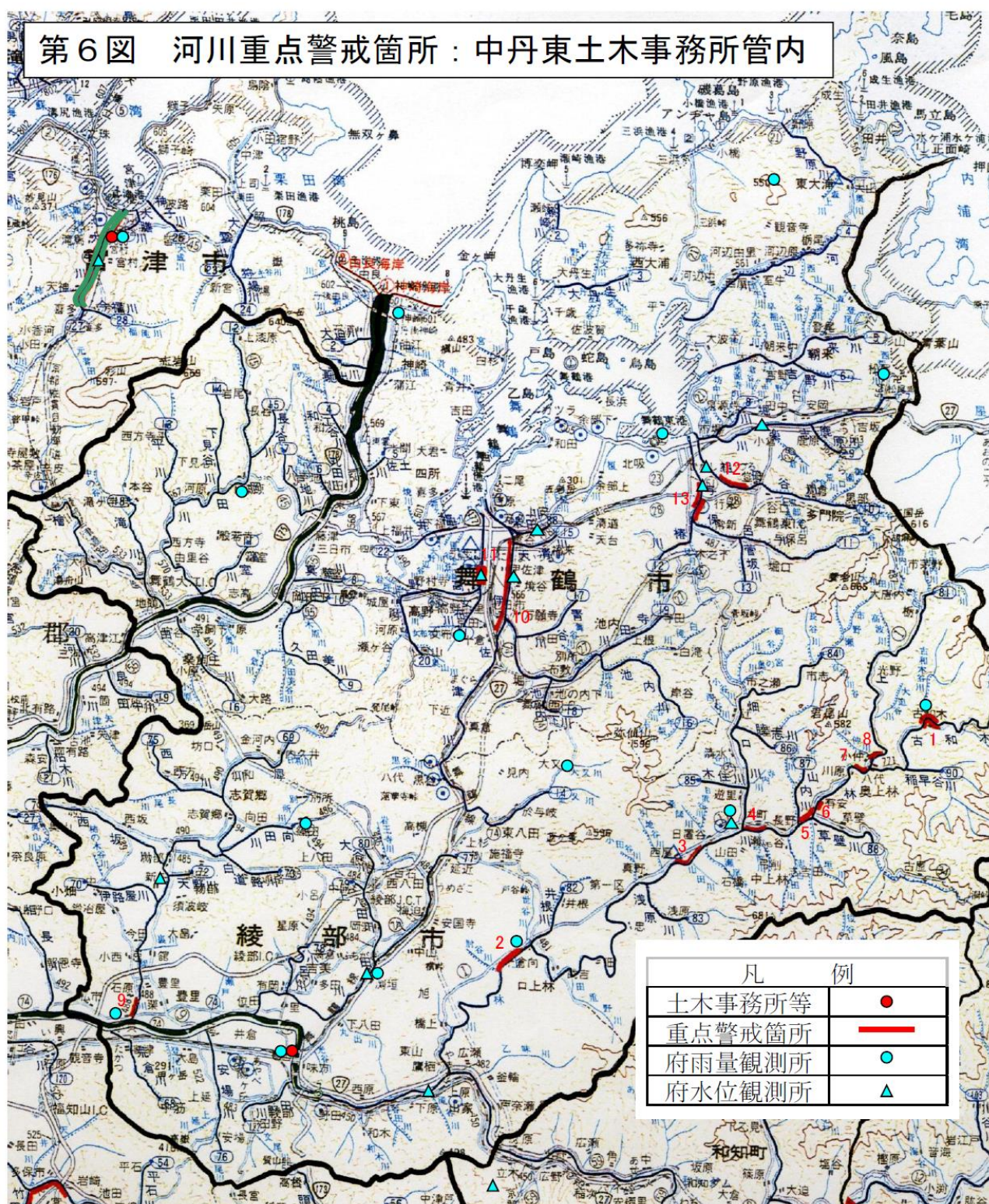
区分②：近年の台風や集中豪雨等により、溢水や越水等により人家連たん部で浸水被害が生じた区域内の区間（区分①を除く）

京都府河川重点警戒箇所調書

中丹東土木事務所管内

図面 対象 番号	水系名	河川名	担当水防管理 団体	河川重点警戒箇所		延 長 m	区分	重要水防区 域との重複	備 考
				左右 岸別	区 間				
1	由良川	古和木川	綾部市	左 右	故屋岡町平田(平坦橋～朝根橋)	各 500	①		
2	〃	上林川	〃	右	十倉志茂～十倉中(野田地先～戸谷橋)	1,100	①		
3	〃	上林川	〃	右	八津合町西屋(西屋37地先～日置谷川合流)	1,200	①		
4	〃	上林川	〃	右	五津合町大町(畑口川合流～井堰)	700	①		
5	〃	上林川	〃	右	睦寄町市場前(愛宕橋～兼里橋)	1,000	①	一部区間	
6	〃	上林川	〃	左	睦寄町有安(兼里橋～有安橋)	300	①		
7	〃	上林川	〃	右	故屋岡町三反田(前川橋～八代橋)	600	①		
8	〃	上林川	〃	右	故屋岡町小仲下(小仲橋～神塚橋)	900	①		
9	〃	犀川	〃	右	小貝町坪(小貝橋～石原橋)	300	①		
10	伊佐津川	伊佐津川	舞鶴市	左	大内～京田(JR舞鶴線橋梁下流～JR舞鶴線橋梁上流)	3,220	①	一部区間	
11	高野川	高野川	〃	左 右	引土(出雲谷橋～茶臼山橋)	各 300	①		
12	祖母谷川	祖母谷川	〃	右	溝尻町(田口橋付近～溝尻橋付近)	900	①		
13	与保呂川	与保呂川	〃	左	行永	900	①		
				右	〃	950	①		
計		7河川				13,670			

第6図 河川重点警戒箇所：中丹東土木事務所管内



資料２－１０ 防災重点農業用ため池一覧

ため池名	所在地	規模					防災重点 農業用ため池選 理理由
		流域面積 (ha)	堤頂幅 (m)	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千m ³)	
又池	味方町	9.40	4.00	5.40	40.00	12.00	①
奥の谷池	味方町	13.30	3.10	7.60	60.00	25.00	③
竜仏池	味方町	6.00	3.20	6.40	46.00	3.40	①
山の神池	上延町	19.60	3.50	3.50	89.00	12.00	②
東の段池	安場町	7.00	2.50	4.10	37.00	3.80	④
戸石下池	位田町	1.60	3.50	5.80	56.00	13.50	③
福垣上池	豊里町	2.00	2.00	5.00	32.00	0.90	①
館新池	館町	179.80	6.00	6.00	87.00	28.00	③
小西上池	小西町	26.00	4.00	3.60	97.00	17.00	④
奥の畑池	小西町	6.00	3.00	6.90	40.00	2.70	①
寺内池	鍛冶屋町	37.00	2.50	11.09	63.60	32.17	②
深田池	小畑町	2.20	2.20	4.69	34.20	0.87	①
紺屋谷池	小畑町	3.00	2.50	5.50	38.00	2.70	①
姥ヶ池	私市町	3.00	3.00	2.03	31.00	1.55	①
早間池	物部町	49.37	2.50	7.50	142.00	79.50	④
鳶ヶ谷池	物部町	7.30	3.70	5.80	40.00	20.00	②
市ヶ坪池	物部町	7.70	3.50	2.72	67.00	8.72	②
池谷池	物部町	3.00	3.00	2.50	28.00	3.00	④
口山王池	西坂町	10.40	2.00	4.99	62.70	5.01	①
三本松池	新庄町	2.00	2.80	5.70	36.00	23.50	②
北谷池	新庄町	4.00	2.00	4.20	40.00	1.50	①
新宮池	新庄町	8.00	2.00	3.00	56.00	2.00	①
大畑池	白道路町	33.98	4.00	9.00	103.00	25.00	②
門谷池	白道路町	20.26	2.80	6.80	90.00	30.00	②
普光寺池	志賀郷町	35.00	4.60	8.70	95.00	28.00	③
市殿口池	志賀郷町	2.00	1.50	4.60	34.00	0.70	④
鳥居奥池	金河内町	10.70	3.50	10.00	71.00	12.00	②
栢ノ木池	坊口町	3.40	5.00	5.40	60.00	15.00	③
矢保根池	西方町	15.20	4.50	10.00	49.00	27.00	③
長尾池	西方町	15.00	2.00	5.00	103.00	20.00	④
破堰池	有岡町	15.60	3.00	8.06	59.00	20.44	④
焼山上池	多田町	11.40	4.00	7.09	74.20	30.40	②
焼山下池	多田町	14.50	2.80	4.56	74.00	19.24	②
八重坂池	上八田町	38.38	3.00	5.40	91.00	26.00	②
白田池	七百石町	3.67	3.20	6.00	54.00	24.00	①
宮の谷池	中筋町	12.00	3.15	6.15	54.60	5.44	①
ヨゴミ池	岡安町	2.00	4.00	3.40	26.00	1.20	④
清水奥池	上杉町	2.00	4.00	8.60	51.00	12.00	④
東谷池	上杉町	1.00	2.00	5.80	29.00	2.00	②
奥池	鷹栖町	32.00	3.90	8.93	68.40	18.00	②

鷹栖新池	鷹栖町	17.00	2.60	11.23	49.50	13.00	③
堂の奥池	下八田町	37.49	4.00	11.13	85.00	48.00	②
鍛冶屋池	下原町	11.70	2.90	6.43	56.70	4.81	①
井根奥池	上原町	14.30	2.60	11.80	45.40	18.01	②
片山池	八津合町	3.00	2.00	3.90	60.00	2.00	①

防災重点農業用ため池選定条件:①ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの

②ため池から100m～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000m³以上のもの

③ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000m³以上のもの

④地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの

資料2－11 土砂災害警戒区域指定状況一覧

地区名	急傾斜地	土石流	地すべり	合計	指定年度
故 屋 岡 町	3 4	2 0		5 4	平成19、20年度
光 野 町	1 8	1 8		3 6	平成19年度
老 富 町	2 0	1 8		3 8	平成19年度
睦 寄 町	5 2	3 8		9 0	平成20年度
五 泉 町	2 3	1 6		3 9	平成21年度
五 津 合 町	2 7	2 6		5 3	平成21年度
八 津 合 町	1 9	2 0	1	4 0	平成21、27年度
睦 合 町	2 7	2 2		4 9	平成21年度
十 倉 向 町	3	3		6	平成22年度
忠 町	1 0	6		1 6	平成22年度
佃 町	3	5		8	平成22年度
武 吉 町	1 1	6		1 7	平成22年度
十 倉 名 畑 町	1 0	1		1 1	平成22年度
井 根 町	1 3	9		2 2	平成22年度
十 倉 志 茂 町	7	6		1 3	平成22年度
十 倉 中 町	6	1		7	平成22年度
広 瀬 町	1 0	1		1 1	平成22年度
橋 上 町	6	3		9	平成22年度
釜 輪 町	1 4	1		1 5	平成22年度
戸 奈 瀬 町	1 3	3		1 6	平成22年度
旭 町	1 6	1 4		3 0	平成22年度
鷹 栖 町	8	5		1 3	平成22年度
東 山 町	7	1		8	平成22年度
上 原 町	8	2		1 0	平成22年度
西 原 町	3	3		6	平成22年度
下 原 町	1 1	6		1 7	平成22年度
和 木 町	1 5	5		2 0	平成22年度
下 替 地 町	8	1		9	平成22年度
志 賀 郷 町	7	7		1 4	平成23年度
向 田 町	4	3		7	平成23年度
篠 田 町	1 3	2 5		3 8	平成23年度
別 所 町	9	1 1		2 0	平成23年度
内 久 井 町	7	1 1		1 8	平成23年度
金 河 内 町	5	7		1 2	平成23年度
坊 口 町	1 3	6		1 9	平成23年度
仁 和 町	4	4		8	平成23年度
西 方 町	2 6	3 2		5 8	平成23年度
物 部 町	1 1	5		1 6	平成24年度
西 坂 町	2 4	3 5		5 9	平成24年度
新 庄 町	1 1	7	1	1 9	平成24、27年度
白 道 路 町	1 0	1 3		2 3	平成24年度
中 山 町	6	3		9	平成24年度
安 国 寺 町	9	6		1 5	平成24年度
梅 迫 町	8	8		1 6	平成24年度
高 槻 町	7	3		1 0	平成24年度
上 杉 町	1 9	2 4		4 3	平成24年度
於 与 岐 町	5 2	3 7		8 9	平成24年度
黒 谷 町	8	9		1 7	平成24年度
八 代 町	1 1	6		1 7	平成24年度
七 百 石 町	1 9	1 4		3 3	平成25年度
岡 安 町	3			3	平成25年度
上 八 田 町	7	3		1 0	平成25年度
下 八 田 町	1 1	8		1 9	平成25年度
中 筋 町	2 0	1 4		3 4	平成25年度
渕 垣 町	1 4	1		1 5	平成25年度
と よ さ か 町	5	5		1 0	平成25年度

資料2-11 土砂災害警戒区域指定状況一覧

地区名	急傾斜地	土石流	地すべり	合計	指定年度
小呂町	18	9		27	平成25年度
星原町	8	9		17	平成25年度
桜が丘	4			4	平成25年度
有岡町	13	6		19	平成25年度
多田町	3	2		5	平成25年度
城山町	1			1	平成25年度
高倉町	5	2		7	平成25年度
里町	4	1		5	平成25年度
位田町	13	11	1	25	平成26、27年度
小畑町	14	14		28	平成27年度
鍛冶屋町	9	4		13	平成27年度
今田町	2	1		3	平成27年度
小貝町	1	1		2	平成27年度
私市町	2	4		6	平成27年度
小西町	11	5		16	平成27年度
豊里町	1			1	平成27年度
大畠町	3	4		7	平成27年度
栗町	6	2		8	平成27年度
館町	2	1		3	平成27年度
石原町	3	1		4	平成27年度
安場町	11	8		19	平成26年度
高津町	9	8		17	平成27年度
上延町	7	6		13	平成27年度
大島町	5	4		9	平成27年度
岡町	2	3		5	平成27年度
上野町	10	5		15	平成26、27年度
野田町	2	4		6	平成26年度
本宮町	1			1	平成27年度
寺町	4	1		5	平成27年度
田野町	19	19		38	平成27年度
新町	1			1	平成27年度
神宮寺町	6	1		7	平成27年度
宮代町	6	1		7	平成27年度
味方町	10	3		13	平成27年度
計	961	707	3	1,671	

資料2-12 土砂災害警戒区域指定箇所一覧（急傾斜地）

指定年月日	区域番号	区域名	所在地	区域指定の種類
H20.3.25	～1108	川原A	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～1109-1	神塚A	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～1109-2	神塚B	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～1112	庄畑A	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2127	川原B	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2128-1	小仲A	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2128-2	小仲B	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2129-1	馬場A	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2129-2	馬場B	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2129-3	馬場C	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2129-4	馬場D	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2129-5	馬場E	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2130-1	神子谷A	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2130-2	神子谷B	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2130-3	神子谷C	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2130-4	神子谷D	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2139-1	平田A	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2139-2	平田B	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2139-3	平垣A	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2139-4	平垣B	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2139-5	平垣C	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2139-6	平垣D	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2140-1	平田C	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2140-2	平田D	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2140-3	平田E	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2141-1	庄畑B	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2141-2	庄畑C	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2142-1	岩村A	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2142-2	岩村B	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2142-3	岩村C	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～3010-1	故屋岡町A	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～3010-2	故屋岡町B	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2132-1	田ノ谷A	光野町	警戒区域／特別警戒区域
	～2132-2	田ノ谷B	光野町	警戒区域／特別警戒区域
	～2132-3	田ノ谷C	光野町	警戒区域／特別警戒区域
	～2133-1	菅谷A	光野町	警戒区域／特別警戒区域
	～2133-2	菅谷B	光野町	警戒区域／特別警戒区域
	～2134-1	食田A	光野町	警戒区域／特別警戒区域
	～2134-2	食田B	光野町	警戒区域／特別警戒区域
	～2134-3	食田C	光野町	警戒区域／特別警戒区域
	～2134-4	食田D	光野町	警戒区域／特別警戒区域
	～2134-5	食田E	光野町	警戒区域／特別警戒区域
	～2134-6	食田F	光野町	警戒区域／特別警戒区域
	～2134-7	食田G	光野町	警戒区域／特別警戒区域
	～2135	奥谷	光野町	警戒区域／特別警戒区域
	～2136-1	原口A	光野町	警戒区域／特別警戒区域
	～2136-2	原口B	光野町	警戒区域／特別警戒区域
	～2136-3	原口C	光野町	警戒区域／特別警戒区域
	～2136-4	原口D	光野町	警戒区域／特別警戒区域
	～2136-5	原口E	光野町	警戒区域／特別警戒区域
	～2267-1	下小谷A	老富町	警戒区域／特別警戒区域
	～2267-2	下小谷B	老富町	警戒区域／特別警戒区域
	～2268-1	栃A	老富町	警戒区域／特別警戒区域
	～2268-2	栃B	老富町	警戒区域／特別警戒区域
	～2269-1	堂ノ下A	老富町	警戒区域／特別警戒区域
	～2269-2	堂ノ下B	老富町	警戒区域／特別警戒区域
	～2270-1	仏徳谷A	老富町	警戒区域／特別警戒区域
	～2270-2	仏徳谷B	老富町	警戒区域／特別警戒区域

土砂災害警戒区域指定箇所一覧（急傾斜地）

指定年月日	区域番号	区域名	所在地	区域指定の種類
H20.3.25	へ2270-3	仏徳谷C	老富町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2271	マヤゴA	老富町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2272	マヤゴB	老富町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2273	矢黒畑	老富町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2274	市茅野	老富町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2275-1	在中A	老富町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2275-2	在中B	老富町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2275-3	在中C	老富町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2275-4	在中D	老富町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2275-5	在中E	老富町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2275-6	在中F	老富町	警戒区域／特別警戒区域
H21.3.24	へ1098-1	長野A	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ1098-2	長野B	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ1098-3	長野C	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ1099-1	長野D	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ1099-2	長野E	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ1099-3	長野F	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ1100-1	鳥垣A	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ1100-2	鳥垣B	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ1100-3	鳥垣C	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ1100-4	鳥垣D	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ1100-5	鳥垣E	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ1100-6	鳥垣F	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ1100-7	鳥垣G	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ1100-8	鳥垣H	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ1101-1	庄A	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ1101-2	庄B	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ1101-3	庄C	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ1103-1	市場A	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ1103-2	市場B	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ1103-3	市場C	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ1103-4	市場D	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ1105-1	有安A	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ1105-2	有安B	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ1105-3	有安C	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ1107-1	狸岩A	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ1107-2	狸岩B	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ1107-3	狸岩C	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2109	石井	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2115-1	古屋A	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2115-2	古屋B	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2115-3	古屋C	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2115-4	古屋D	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2115-5	古屋E	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2116-1	草壁A	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2116-2	草壁B	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2116-3	草壁C	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2116-4	草壁D	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2117-1	稻荷C	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2117-2	稻荷D	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2119-1	長野G	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2119-2	長野H	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2120-1	在ノ向A	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2120-2	在ノ向B	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2120-3	在ノ向C	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2123	市場E	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2124-1	峠ノ下A	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域

土砂災害警戒区域指定箇所一覧（急傾斜地）

指定年月日	区域番号	区域名	所在地	区域指定の種類
H21. 3. 24	～2124-2	峠ノ下B	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	～2124-3	峠ノ下C	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	～2124-4	峠ノ下D	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	～2126-1	幸ノ神A	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2126-2	幸ノ神B	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2302	稲荷A	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	～3008	稲荷B	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
	～3009	狸岩D	睦寄町	警戒区域／特別警戒区域
H21. 11. 17	～1089-1	辻前A	五泉町	警戒区域／特別警戒区域
	～1090-1	水梨A	五泉町	警戒区域／特別警戒区域
	～1090-2	水梨B	五泉町	警戒区域／特別警戒区域
	～1090-3	水梨C	五泉町	警戒区域／特別警戒区域
	～1092-1	吟A	五泉町	警戒区域／特別警戒区域
	～1092-2	吟B	五泉町	警戒区域／特別警戒区域
	～1092-3	吟C	五泉町	警戒区域／特別警戒区域
	～1094	市志	五泉町	警戒区域／特別警戒区域
	～2095	小谷A	五泉町	警戒区域／特別警戒区域
	～2096	小谷B	五泉町	警戒区域／特別警戒区域
	～2097-1	田中A	五泉町	警戒区域／特別警戒区域
	～2097-2	田中B	五泉町	警戒区域／特別警戒区域
	～2097-3	田中C	五泉町	警戒区域／特別警戒区域
	～2097-4	田中D	五泉町	警戒区域／特別警戒区域
	～2100-1	久保A	五泉町	警戒区域／特別警戒区域
	～2100-2	久保B	五泉町	警戒区域／特別警戒区域
	～2100-3	久保C	五泉町	警戒区域／特別警戒区域
	～2102	別当A	五泉町	警戒区域／特別警戒区域
	～2103	別当B	五泉町	警戒区域／特別警戒区域
	～2104	芝原	五泉町	警戒区域／特別警戒区域
	～2106-1	太郎垣A	五泉町	警戒区域／特別警戒区域
	～2106-2	太郎垣B	五泉町	警戒区域／特別警戒区域
	～2106-3	太郎垣C	五泉町	警戒区域／特別警戒区域
	～1097-1	塚ノ下A	五津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～1097-2	塚ノ下B	五津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～1097-3	塚ノ下C	五津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～1097-4	塚ノ下D	五津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～1097-5	塚ノ下E	五津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～1086-1	遊里A	五津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～1086-2	遊里B	五津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～1088-1	邑中A	五津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～1088-2	邑中B	五津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～1088-3	邑中C	五津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～1089-2	辻前B	五津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2089-1	吉田A	五津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2089-2	吉田B	五津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2089-3	吉田C	五津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2089-4	吉田D	五津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2089-5	吉田E	五津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2090	上地	五津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2091	森ノ下	五津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2092-1	高岸A	五津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2092-2	高岸B	五津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2093	中地	五津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2107-1	縄手A	五津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2107-2	縄手B	五津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2107-3	縄手C	五津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2301	上遊里	五津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～3006	塚ノ下F	五津合町	警戒区域／特別警戒区域

土砂災害警戒区域指定箇所一覧（急傾斜地）

指定年月日	区域番号	区域名	所在地	区域指定の種類
H21. 11. 17	～3007	井関口	五津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～1080-2	引地西屋B	八津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～1081-1	神谷A	八津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～1081-2	神谷B	八津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～1082	日置村中	八津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～1083-1	片山B	八津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～1083-2	片山A	八津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～1083-3	片山C	八津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～1084	片山D	八津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～1095	竹原	八津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～1096-1	瀬尾谷A	八津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～1096-2	瀬尾谷B	八津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～1096-3	瀬尾谷C	八津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2085-1	城下A	八津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2085-2	城下C	八津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2085-3	城下D	八津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2085-4	馬場A	八津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2085-5	馬場B	八津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2085-6	城下B	八津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2085-7	山ノ神	八津合町	警戒区域／特別警戒区域
	～1075-1	念道A	睦合町	警戒区域／特別警戒区域
	～1075-2	古川	睦合町	警戒区域／特別警戒区域
	～1077-1	真野A	睦合町	警戒区域／特別警戒区域
	～1077-2	真野B	睦合町	警戒区域／特別警戒区域
	～1077-3	真野C	睦合町	警戒区域／特別警戒区域
	～1077-4	真野D	睦合町	警戒区域／特別警戒区域
	～1079	大門段	睦合町	警戒区域／特別警戒区域
	～1080-1	引地西屋A	睦合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2079-1	在中	睦合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2079-2	念道B	睦合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2082-1	歩瀬谷A	睦合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2082-2	大畑	睦合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2082-3	下田	睦合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2083-1	岩ノ元A	睦合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2083-2	岩ノ元B	睦合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2083-3	岩ノ元C	睦合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2084-1	菖蒲谷A	睦合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2084-2	段ヶ池A	睦合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2084-3	段ヶ池B	睦合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2084-4	菖蒲谷B	睦合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2084-5	菖蒲谷C	睦合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2084-6	歩瀬谷B	睦合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2084-7	平林	睦合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2084-8	勢名A	睦合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2084-9	勢名B	睦合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2084-10	下高岸	睦合町	警戒区域／特別警戒区域
	～2084-11	西ヶ岡	睦合町	警戒区域／特別警戒区域
H23. 2. 25	～1034-7	上尾	十倉向町	警戒区域／特別警戒区域
	～1034-8	大黒田	十倉向町	警戒区域／特別警戒区域
	～1034-9	小松谷	十倉向町	警戒区域／特別警戒区域
	～1073-1	坊ノ口A	忠町	警戒区域／特別警戒区域
	～1073-2	坊ノ口B	忠町	警戒区域／特別警戒区域
	～1073-3	坊ノ口C	忠町	警戒区域／特別警戒区域
	～1073-4	滝ノ口B	忠町	警戒区域／特別警戒区域
	～2075-1	小白井A	忠町	警戒区域／特別警戒区域
	～2075-2	小白井B	忠町	警戒区域／特別警戒区域
	～2075-3	段	忠町	警戒区域／特別警戒区域
	～2076	滝ノ口A	忠町	警戒区域／特別警戒区域
	～2078-1	上忠A	忠町	警戒区域／特別警戒区域
	～2078-2	上忠B	忠町	警戒区域／特別警戒区域
	～1034-10	宮ノ上	佃町	警戒区域／特別警戒区域

土砂災害警戒区域指定箇所一覧（急傾斜地）

指定年月日	区域番号	区域名	所在地	区域指定の種類
H23. 2. 25	～1034-11	細野	佃町	警戒区域／特別警戒区域
	～1034-12	坂尻	佃町	警戒区域／特別警戒区域
	～1034-1	堂ノ本	武吉町	警戒区域／特別警戒区域
	～1034-2	中井根	武吉町	警戒区域／特別警戒区域
	～1034-3	柳	武吉町	警戒区域／特別警戒区域
	～1034-4	中山	武吉町	警戒区域／特別警戒区域
	～1034-5	西	武吉町	警戒区域／特別警戒区域
	～1034-6	奥ノ谷	武吉町	警戒区域／特別警戒区域
	～2038-1	二反田A	武吉町	警戒区域／特別警戒区域
	～2038-2	二反田B	武吉町	警戒区域／特別警戒区域
	～2038-3	湯舟	武吉町	警戒区域／特別警戒区域
	～2039-1	岸畑	武吉町	警戒区域／特別警戒区域
	～2039-2	材木	武吉町	警戒区域／特別警戒区域
	～1150-1	欠戸	十倉名畑町	警戒区域／特別警戒区域
	～1150-2	久瀬谷	十倉名畑町	警戒区域／特別警戒区域
	～1150-3	正号	十倉名畑町	警戒区域／特別警戒区域
	～1150-4	名畑	十倉名畑町	警戒区域／特別警戒区域
	～2212	野坂	十倉名畑町	警戒区域／特別警戒区域
	～2213-1	古気良谷A	十倉名畑町	警戒区域／特別警戒区域
	～2213-2	古気良谷B	十倉名畑町	警戒区域／特別警戒区域
	～2213-3	古気良	十倉名畑町	警戒区域／特別警戒区域
	～2213-4	大宮A	十倉名畑町	警戒区域／特別警戒区域
	～2213-5	大宮B	十倉名畑町	警戒区域／特別警戒区域
	～1151-1	太田A	井根町	警戒区域／特別警戒区域
	～1151-2	中筋A	井根町	警戒区域／特別警戒区域
	～1151-3	南ノ前A	井根町	警戒区域／特別警戒区域
	～2214-1	南ノ前B	井根町	警戒区域／特別警戒区域
	～2214-2	清水尻	井根町	警戒区域／特別警戒区域
	～2215	南ノ前C	井根町	警戒区域／特別警戒区域
	～2216	中筋B	井根町	警戒区域／特別警戒区域
	～2217-1	太田B	井根町	警戒区域／特別警戒区域
	～2217-2	寺ノ段A	井根町	警戒区域
	～2217-3	寺ノ段B	井根町	警戒区域／特別警戒区域
	～2217-4	日尾	井根町	警戒区域／特別警戒区域
	～2217-5	竹ノ下	井根町	警戒区域／特別警戒区域
	～3014	中ノ本	井根町	警戒区域／特別警戒区域
	～1029	小仲	十倉志茂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2033-1	宮ノ前	十倉志茂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2033-2	肘谷	十倉志茂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2033-3	山谷川	十倉志茂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2033-4	菅撓	十倉志茂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2033-5	境A	十倉志茂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2033-6	境B	十倉志茂町	警戒区域／特別警戒区域
	～1031-1	張田	十倉中町	警戒区域／特別警戒区域
	～1031-2	沼ヶ段A	十倉中町	警戒区域／特別警戒区域
	～1031-3	小谷	十倉中町	警戒区域／特別警戒区域
	～1031-4	上川原	十倉中町	警戒区域／特別警戒区域
	～1031-5	元陣屋	十倉中町	警戒区域／特別警戒区域
	～2034	沼ヶ段B	十倉中町	警戒区域／特別警戒区域
	～1040-1	宮ノ前	広瀬町	警戒区域
	～1040-2	道ノ下	広瀬町	警戒区域／特別警戒区域
	～1040-3	上ノ町A	広瀬町	警戒区域／特別警戒区域
	～1040-4	上ノ町B	広瀬町	警戒区域／特別警戒区域
	～1040-5	上ノ町C	広瀬町	警戒区域／特別警戒区域
	～1040-6	上ノ町D	広瀬町	警戒区域／特別警戒区域
	～1040-7	上ノ町E	広瀬町	警戒区域／特別警戒区域
	～1040-9	泉田	広瀬町	警戒区域／特別警戒区域

土砂災害警戒区域指定箇所一覧（急傾斜地）

指定年月日	区域番号	区域名	所在地	区域指定の種類
H23. 2. 25	～1040-10	由里	広瀬町	警戒区域／特別警戒区域
	～2042-5	下照用A	橋上町	警戒区域／特別警戒区域
	～2042-6	下照用B	橋上町	警戒区域／特別警戒区域
	～2042-7	照用	橋上町	警戒区域／特別警戒区域
	～2042-8	丸山A	橋上町	警戒区域／特別警戒区域
	～2042-9	丸山B	橋上町	警戒区域／特別警戒区域
	～2042-10	芋谷	橋上町	警戒区域／特別警戒区域
	～2045-1	唐次道ノ上	釜輪町	警戒区域／特別警戒区域
	～2045-2	宮ノ谷	釜輪町	警戒区域／特別警戒区域
	～2045-3	蘭頭A	釜輪町	警戒区域／特別警戒区域
	～2045-4	蘭頭B	釜輪町	警戒区域／特別警戒区域
	～2045-5	藪ノ元	釜輪町	警戒区域／特別警戒区域
	～2045-6	乙味井根ノ上A	釜輪町	警戒区域／特別警戒区域
	～2045-7	乙味井根ノ上B	釜輪町	警戒区域／特別警戒区域
	～2045-8	溝黒道ノ下	釜輪町	警戒区域／特別警戒区域
	～2046-1	上ヶ山A	釜輪町	警戒区域／特別警戒区域
	～2046-2	上ヶ山B	釜輪町	警戒区域
	～2046-3	橋戸	釜輪町	警戒区域／特別警戒区域
	～2047-1	河原田	釜輪町	警戒区域／特別警戒区域
	～2047-2	栃谷口	釜輪町	警戒区域／特別警戒区域
	～2047-3	日後口	釜輪町	警戒区域／特別警戒区域
	～2045-9	迫ノ手	戸奈瀬町	警戒区域／特別警戒区域
	～2045-10	四ツ町A	戸奈瀬町	警戒区域／特別警戒区域
	～2045-11	四ツ町B	戸奈瀬町	警戒区域／特別警戒区域
	～2045-12	松原A	戸奈瀬町	警戒区域／特別警戒区域
	～2045-13	小屋ノ本A	戸奈瀬町	警戒区域／特別警戒区域
	～2045-14	小屋ノ本B	戸奈瀬町	警戒区域／特別警戒区域
	～2045-15	松原B	戸奈瀬町	警戒区域／特別警戒区域
	～2045-16	松原C	戸奈瀬町	警戒区域／特別警戒区域
	～2045-17	道ノ上	戸奈瀬町	警戒区域／特別警戒区域
	～2045-18	家ノ後A	戸奈瀬町	警戒区域
	～2045-19	家ノ後B	戸奈瀬町	警戒区域／特別警戒区域
	～2045-20	家ノ後C	戸奈瀬町	警戒区域／特別警戒区域
	～2045-21	下ヶ成	戸奈瀬町	警戒区域／特別警戒区域
	～1028-1	大峠	旭町	警戒区域／特別警戒区域
	～1028-2	小嶋	旭町	警戒区域／特別警戒区域
	～1028-3	大工田	旭町	警戒区域／特別警戒区域
	～1028-4	出合ノ尾A	旭町	警戒区域／特別警戒区域
	～1028-5	出合ノ尾B	旭町	警戒区域／特別警戒区域
	～1028-6	土仏A	旭町	警戒区域／特別警戒区域
	～1028-7	土仏B	旭町	警戒区域／特別警戒区域
	～1028-8	峠	旭町	警戒区域／特別警戒区域
	～1028-9	朝金A	旭町	警戒区域／特別警戒区域
	～1028-10	朝金B	旭町	警戒区域／特別警戒区域
	～2030-1	妙見A	旭町	警戒区域／特別警戒区域
	～2030-2	妙見B	旭町	警戒区域／特別警戒区域
	～2042-1	寺ノ前	旭町	警戒区域／特別警戒区域
	～2042-2	根木	旭町	警戒区域／特別警戒区域
	～2042-3	谷ノ奥A	旭町	警戒区域／特別警戒区域
	～2042-4	谷ノ奥B	旭町	警戒区域／特別警戒区域
	～1037-1	上長瀬	鷹栖町	警戒区域／特別警戒区域
	～1037-2	栖岡	鷹栖町	警戒区域／特別警戒区域
	～1037-3	鳥原A	鷹栖町	警戒区域／特別警戒区域
	～1037-4	鳥原B	鷹栖町	警戒区域／特別警戒区域
	～1172-1	坂牧	鷹栖町	警戒区域／特別警戒区域
	～1172-2	東田中	鷹栖町	警戒区域／特別警戒区域
	～1172-3	奈留	鷹栖町	警戒区域／特別警戒区域
	～1172-4	ヌタノ元	鷹栖町	警戒区域／特別警戒区域

土砂災害警戒区域指定箇所一覧（急傾斜地）

指定年月日	区域番号	区域名	所在地	区域指定の種類
H23. 2. 25	～2044-1	萩ノ蔭A	東山町	警戒区域／特別警戒区域
	～2044-2	井坪谷	東山町	警戒区域／特別警戒区域
	～2044-3	見付A	東山町	警戒区域／特別警戒区域
	～2044-4	見付B	東山町	警戒区域／特別警戒区域
	～2044-5	萩ノ蔭B	東山町	警戒区域／特別警戒区域
	～2044-6	吹越	東山町	警戒区域／特別警戒区域
	～2044-7	山家	東山町	警戒区域／特別警戒区域
	～1039-1	木帛	上原町	警戒区域／特別警戒区域
	～1039-2	仲西	上原町	警戒区域
	～1039-3	上ノ山	上原町	警戒区域／特別警戒区域
	～1039-4	上林	上原町	警戒区域／特別警戒区域
	～1039-5	舟戸	上原町	警戒区域／特別警戒区域
	～1039-6	梅迫	上原町	警戒区域／特別警戒区域
	～1039-7	才ノ谷	上原町	警戒区域／特別警戒区域
	～1039-8	的谷	上原町	警戒区域／特別警戒区域
	～2028-1	鷺垣	西原町	警戒区域／特別警戒区域
	～2028-2	地主	西原町	警戒区域／特別警戒区域
	～2028-3	中ヶ沢	西原町	警戒区域／特別警戒区域
	～1039-9	布毛	下原町	警戒区域／特別警戒区域
	～1039-10	五反田	下原町	警戒区域／特別警戒区域
	～1039-11	野毛	下原町	警戒区域／特別警戒区域
	～1039-12	鍛冶屋	下原町	警戒区域／特別警戒区域
	～1039-13	上ノ山A	下原町	警戒区域／特別警戒区域
	～1039-14	上ノ山B	下原町	警戒区域／特別警戒区域
	～1039-15	角畑A	下原町	警戒区域／特別警戒区域
	～1039-16	角畑B	下原町	警戒区域／特別警戒区域
	～1039-17	角畑C	下原町	警戒区域／特別警戒区域
	～1039-18	野々成	下原町	警戒区域／特別警戒区域
	～1039-19	大平	下原町	警戒区域／特別警戒区域
	～1043-1	和木A	和木町	警戒区域／特別警戒区域
	～1043-2	和木B	和木町	警戒区域／特別警戒区域
	～1043-3	和木C	和木町	警戒区域／特別警戒区域
	～1043-4	和木D	和木町	警戒区域／特別警戒区域
	～1043-5	和木E	和木町	警戒区域／特別警戒区域
	～1043-6	和木F	和木町	警戒区域／特別警戒区域
	～1043-7	和木G	和木町	警戒区域／特別警戒区域
	～1043-8	和木H	和木町	警戒区域／特別警戒区域
	～1043-9	和木I	和木町	警戒区域／特別警戒区域
	～1043-10	和木J	和木町	警戒区域／特別警戒区域
	～1043-11	和木K	和木町	警戒区域／特別警戒区域
	～1043-12	和木L	和木町	警戒区域／特別警戒区域
	～1043-13	和木M	和木町	警戒区域／特別警戒区域
	～2052	和木N	和木町	警戒区域／特別警戒区域
	～1043-14	和木O	和木町	警戒区域／特別警戒区域
	～1042-1	下替地A	下替地町	警戒区域／特別警戒区域
	～1042-2	下替地B	下替地町	警戒区域／特別警戒区域
	～1042-3	下替地C	下替地町	警戒区域／特別警戒区域
	～1042-4	下替地D	下替地町	警戒区域／特別警戒区域
	～1042-5	下替地E	下替地町	警戒区域／特別警戒区域
	～1042-6	下替地F	下替地町	警戒区域／特別警戒区域
	～1042-7	下替地G	下替地町	警戒区域／特別警戒区域
	～3003	下替地H	下替地町	警戒区域／特別警戒区域
H24. 3. 21	～2247-2	志賀郷A	志賀郷町	警戒区域／特別警戒区域
	～2247-6	志賀郷B	志賀郷町	警戒区域／特別警戒区域
	～2247-5	志賀郷C	志賀郷町	警戒区域／特別警戒区域
	～2240-2	志賀郷D	志賀郷町	警戒区域／特別警戒区域
	～2240-3	志賀郷E	志賀郷町	警戒区域／特別警戒区域
	～2247-4	志賀郷F	志賀郷町	警戒区域／特別警戒区域

土砂災害警戒区域指定箇所一覧（急傾斜地）

指定年月日	区域番号	区域名	所在地	区域指定の種類
H24. 3. 21	へ2247-3	志賀郷G	志賀郷町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2247	向田A	向田町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2247-7	向田B	向田町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2247-8	向田C	向田町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2247-9	向田D	向田町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2151-1	篠田A	篠田町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2151-2	篠田B	篠田町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2151-3	篠田C	篠田町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2151-4	篠田D	篠田町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2152-1	篠田E	篠田町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2152-2	篠田F	篠田町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2153-1	篠田G	篠田町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2153-2	篠田H	篠田町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2154-1	篠田I	篠田町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2154-2	篠田J	篠田町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2154-3	篠田K	篠田町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2155	篠田L	篠田町	警戒区域／特別警戒区域
	へ1116	篠田M	篠田町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2149-1	別所A	別所町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2149-2	別所B	別所町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2149-3	別所C	別所町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2149-4	別所D	別所町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2149-5	別所E	別所町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2149-6	別所F	別所町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2149-7	別所G	別所町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2150-1	別所H	別所町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2150-2	別所I	別所町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2143	内久井A	内久井町	警戒区域／特別警戒区域
	へ1114	内久井B	内久井町	警戒区域／特別警戒区域
	へ1114-2	内久井C	内久井町	警戒区域／特別警戒区域
	へ1114-3	内久井D	内久井町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2146	内久井E	内久井町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2144	内久井F	内久井町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2145	内久井G	内久井町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2143-2	金河内A	金河内町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2143-3	金河内B	金河内町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2143-4	金河内C	金河内町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2143-5	金河内D	金河内町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2143-6	金河内E	金河内町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2262-2	坊口A	坊口町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2262-3	坊口B	坊口町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2262	坊口C	坊口町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2262-5	坊口D	坊口町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2262-4	坊口E	坊口町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2265	坊口F	坊口町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2265-2	坊口G	坊口町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2265-3	坊口H	坊口町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2265-4	坊口I	坊口町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2265-5	坊口J	坊口町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2265-6	坊口K	坊口町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2265-7	坊口L	坊口町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2265-8	坊口M	坊口町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2260-2	仁和A	仁和町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2260	仁和B	仁和町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2258	仁和C	仁和町	警戒区域／特別警戒区域
	へ1162	仁和D	仁和町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2249-3	西方A	西方町	警戒区域／特別警戒区域
	へ2249-2	西方B	西方町	警戒区域／特別警戒区域

土砂災害警戒区域指定箇所一覧（急傾斜地）

指定年月日	区域番号	区域名	所在地	区域指定の種類
H24. 3. 21	～2 2 4 9－1	西方C	西方町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 4 8－2	西方D	西方町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 4 8－1	西方E	西方町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 4 8－3	西方F	西方町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 4 8－5	西方G	西方町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 4 8－4	西方H	西方町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 5 0－1	西方I	西方町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 5 0－2	西方J	西方町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 5 0－3	西方K	西方町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 5 0－4	西方L	西方町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 5 0－5	西方M	西方町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 5 1－1	西方N	西方町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 5 2－1	西方O	西方町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 5 4－1	西方P	西方町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 5 4－4	西方Q	西方町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 5 4－5	西方R	西方町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 5 4－6	西方S	西方町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 5 4－7	西方T	西方町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 5 4－3	西方U	西方町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 5 4－2	西方V	西方町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 5 2－2	西方W	西方町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 5 1－3	西方X	西方町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 5 1－4	西方Y	西方町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 5 1－2	西方Z	西方町	警戒区域／特別警戒区域
H25. 3. 19	～1 1 8 8	物部A	物部町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 4 0	物部B	物部町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 4 1	物部C	物部町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 4 1－2	物部D	物部町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 4 1－3	物部E	物部町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 4 1－4	物部F	物部町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 4 1－5	物部G	物部町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 4 1－6	物部H	物部町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 4 1－7	物部I	物部町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 3 7	物部J	物部町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 1 5 8	物部K	物部町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 2 8	新庄A	新庄町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 2 8－2	新庄B	新庄町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 2 8－3	新庄C	新庄町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 2 7	新庄D	新庄町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 2 7－2	新庄E	新庄町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 2 7－3	新庄F	新庄町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 2 7－4	新庄G	新庄町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 2 7－5	新庄H	新庄町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 2 7－6	新庄I	新庄町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 1 5 3	新庄J	新庄町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 1 8	新庄K	新庄町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 2 9	西坂A	西坂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 3 1 7	西坂B	西坂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 3 1－1	西坂C	西坂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 3 1－2	西坂D	西坂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 3 1－3	西坂E	西坂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 3 1－4	西坂F	西坂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 3 1－5	西坂G	西坂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 3 1－6	西坂H	西坂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 3 1－7	西坂I	西坂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 3 1－8	西坂J	西坂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 3 1－9	西坂K	西坂町	警戒区域／特別警戒区域

土砂災害警戒区域指定箇所一覧（急傾斜地）

指定年月日	区域番号	区域名	所在地	区域指定の種類
H25. 3. 19	～2 2 3 2－1	西坂L	西坂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 3 2－2	西坂M	西坂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 3 3－1	西坂N	西坂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 3 3－2	西坂O	西坂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 3 3－3	西坂P	西坂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 3 3－4	西坂Q	西坂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 3 4－1	西坂R	西坂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 3 4－2	西坂S	西坂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 3 4－3	西坂T	西坂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 3 4－4	西坂U	西坂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 3 4－5	西坂V	西坂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 3 4－6	西坂W	西坂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 3 4－7	西坂X	西坂町	警戒区域
	～2 3 1 9	白道路A	白道路町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 1 5 7	白道路B	白道路町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 1 5 7－2	白道路C	白道路町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 1 5 7－3	白道路D	白道路町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 1 5 7－4	白道路E	白道路町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 1 5 7－5	白道路F	白道路町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 1 5 7－6	白道路G	白道路町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 1 5 7－7	白道路H	白道路町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 1 5 7－8	白道路I	白道路町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 4 4	白道路J	白道路町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 1 3	中山A	中山町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 1 8	中山B	中山町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 1 1－3	中山C	中山町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 1 8－3	中山D	中山町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 1 1－2	中山E	中山町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 1 1	中山F	中山町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 1 3 6	安国寺A	安国寺町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 1 3 5	安国寺B	安国寺町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 1 3 6－2	安国寺C	安国寺町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 1 3 6－3	安国寺D	安国寺町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 1 3 6－4	安国寺E	安国寺町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 1 3 6－7	安国寺F	安国寺町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 1 3 6－5	安国寺G	安国寺町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 1 3 6－6	安国寺H	安国寺町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 1 0 8－2	安国寺I	安国寺町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 1 4 0	梅迫A	梅迫町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 1 4 0－2	梅迫B	梅迫町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 1 3 9	梅迫C	梅迫町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 1 3 8	梅迫D	梅迫町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 1 3 7	梅迫E	梅迫町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 1 9 1	梅迫F	梅迫町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 1 9 0	梅迫G	梅迫町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 1 9 0－2	梅迫H	梅迫町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 1 8 5－2	高槻A	高槻町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 1 8 5－4	高槻B	高槻町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 1 3 4	高槻C	高槻町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 1 3 3	高槻D	高槻町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 1 3 3－2	高槻E	高槻町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 1 8 8	高槻F	高槻町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 1 8 8－2	高槻G	高槻町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 1 9 8	上杉A	上杉町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 3 1 1	上杉B	上杉町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 1 9 3	上杉C	上杉町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 1 9 4	上杉D	上杉町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 1 9 5	上杉E	上杉町	警戒区域／特別警戒区域

土砂災害警戒区域指定箇所一覧（急傾斜地）

指定年月日	区域番号	区域名	所在地	区域指定の種類
H25. 3. 19	～2195-2	上杉F	上杉町	警戒区域／特別警戒区域
	～2196	上杉G	上杉町	警戒区域／特別警戒区域
	～2197	上杉H	上杉町	警戒区域／特別警戒区域
	～1186	上杉I	上杉町	警戒区域／特別警戒区域
	～1142	上杉J	上杉町	警戒区域／特別警戒区域
	～1142-2	上杉K	上杉町	警戒区域／特別警戒区域
	～1142-3	上杉L	上杉町	警戒区域／特別警戒区域
	～1142-4	上杉M	上杉町	警戒区域／特別警戒区域
	～2192	上杉N	上杉町	警戒区域
	～1185	上杉O	上杉町	警戒区域／特別警戒区域
	～1141-3	上杉P	上杉町	警戒区域／特別警戒区域
	～1141	上杉Q	上杉町	警戒区域／特別警戒区域
	～1141-2	上杉R	上杉町	警戒区域／特別警戒区域
	～1141-4	上杉S	上杉町	警戒区域／特別警戒区域
	～1144	下村A	於与岐町	警戒区域
	～2199	下村B	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～3013	下村C	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～1143	下村D	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～1144-2	下村E	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～1144-3	下村F	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～1144-4	下村G	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～1144-5	下村H	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～1144-6	下村I	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～1144-7	下村J	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～1145	中川原A	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～1145-2	中川原B	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～1145-5	中川原C	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～1145-3	中川原D	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～1145-4	中川原E	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～2202	中川原F	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～2201	中川原G	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～2200	中川原H	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～2200-2	中川原I	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～2203	大又A	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～2313-2	大又B	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～2313	大又C	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～2204	大又D	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～2204-2	大又E	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～2204-3	大又F	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～2314	大又G	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～2205	大又H	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～2205-2	大又I	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～1146	大又J	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～2206-2	大又K	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～2206-3	大又L	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～2206	大又M	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～1147	大又N	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～1148	見内A	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～1148-2	見内B	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～1149	見内C	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～1149-2	見内D	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～2210	見内E	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～2211	見内F	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～2211-2	見内G	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～2210-2	見内H	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～2209	見内I	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～1148-3	見内J	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～2207	見内K	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域

土砂災害警戒区域指定箇所一覧（急傾斜地）

指定年月日	区域番号	区域名	所在地	区域指定の種類
H25. 3. 19	～2207-2	見内L	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～2207-3	見内M	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～2207-4	見内N	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～2208	見内O	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～2208-2	見内P	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～2208-3	見内Q	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～2208-4	見内R	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～2211-3	見内S	於与岐町	警戒区域／特別警戒区域
	～1120	黒谷A	黒谷町	警戒区域／特別警戒区域
	～1121	黒谷B	黒谷町	警戒区域／特別警戒区域
	～1121-2	黒谷C	黒谷町	警戒区域／特別警戒区域
	～1121-3	黒谷D	黒谷町	警戒区域／特別警戒区域
	～2160	黒谷E	黒谷町	警戒区域／特別警戒区域
	～2160-2	黒谷F	黒谷町	警戒区域／特別警戒区域
	～1181	黒谷G	黒谷町	警戒区域／特別警戒区域
	～1120-2	黒谷H	黒谷町	警戒区域／特別警戒区域
	～1119-1	八代A	八代町	警戒区域／特別警戒区域
	～1119-2	八代B	八代町	警戒区域／特別警戒区域
	～1119-3	八代C	八代町	警戒区域／特別警戒区域
	～1119-4	八代D	八代町	警戒区域／特別警戒区域
	～1119-5	八代E	八代町	警戒区域／特別警戒区域
	～1119-6	八代F	八代町	警戒区域／特別警戒区域
	～1119-7	八代G	八代町	警戒区域／特別警戒区域
	～1119-8	八代H	八代町	警戒区域／特別警戒区域
	～2157	八代I	八代町	警戒区域／特別警戒区域
	～2158	八代J	八代町	警戒区域／特別警戒区域
	～2159	八代K	八代町	警戒区域／特別警戒区域
H26. 3. 25	～1118	七百石A	七百石町	警戒区域／特別警戒区域
	～1118-2	七百石B	七百石町	警戒区域／特別警戒区域
	～1118-3	七百石C	七百石町	警戒区域／特別警戒区域
	～1118-4	七百石D	七百石町	警戒区域／特別警戒区域
	～1118-5	七百石E	七百石町	特別警戒／特別警戒区域
	～2187-2	七百石F	七百石町	警戒区域／特別警戒区域
	～2187-3	七百石G	七百石町	警戒区域／特別警戒区域
	～2187-4	七百石H	七百石町	警戒区域／特別警戒区域
	～2187	七百石I	七百石町	警戒区域／特別警戒区域
	～2187-6	七百石J	七百石町	警戒区域／特別警戒区域
	～2187-5	七百石K	七百石町	警戒区域／特別警戒区域
	～1131	七百石L	七百石町	警戒区域／特別機械区域
	～1131-2	七百石M	七百石町	警戒区域／奥別警戒区域
	～2185-2	七百石N	七百石町	警戒区域／特別警戒区域
	～2185-3	七百石O	七百石町	警戒区域／特別警戒区域
	～2185	七百石P	七百石町	警戒区域／特別警戒区域
	～1132	七百石Q	七百石町	警戒区域／特別警戒区域
	～1132-2	七百石R	七百石町	警戒区域／特別警戒区域
	～1126	七百石S	七百石町	警戒区域／特別警戒区域
	～1012	岡安A	岡安町	警戒区域／特別警戒区域
	～1012-2	岡安B	岡安町	警戒区域／特別警戒区域
	～1012-3	岡安C	岡安町	警戒区域／特別警戒区域
	～2175-2	上八田A	上八田町	警戒区域／特別警戒区域
	～2175	上八田B	上八田町	警戒区域／特別警戒区域
	～2175-3	上八田C	上八田町	警戒区域／特別警戒区域
	～2178-2	上八田D	上八田町	警戒区域／特別警戒区域
	～2178	上八田E	上八田町	警戒区域／特別警戒区域
	～2178-3	上八田F	上八田町	警戒区域／特別警戒区域

土砂災害警戒区域指定箇所一覧（急傾斜地）

指定年月日	区域番号	区域名	所在地	区域指定の種類
H26. 3. 25	～2178-4	上八田G	上八田町	警戒区域／特別警戒区域
	～1008	下八田A	下八田町	警戒区域／特別警戒区域
	～1008-2	下八田B	下八田町	警戒区域／特別警戒区域
	～1008-3	下八田C	下八田町	警戒区域／特別警戒区域
	～1008-4	下八田D	下八田町	警戒区域／特別警戒区域
	～1008-5	下八田E	下八田町	警戒区域／特別警戒区域
	～2009	下八田F	下八田町	警戒区域／特別警戒区域
	～2009-2	下八田G	下八田町	警戒区域／特別警戒区域
	～2009-3	下八田H	下八田町	警戒区域／特別警戒区域
	～2009-4	下八田I	下八田町	警戒区域／特別警戒区域
	～1027-2	下八田J	下八田町	警戒区域／特別警戒区域
	～1027	上谷	下八田町	警戒区域／特別警戒区域
	～2308-2	中筋A	中筋町	警戒区域／特別警戒区域
	～2308	中筋B	中筋町	警戒区域／特別警戒区域
	～1127-3	中筋C	中筋町	警戒区域／特別警戒区域
	～1127-4	中筋D	中筋町	警戒区域／特別機械区域
	～1127-5	中筋E	中筋町	警戒区域／特別警戒区域
	～1130-2	中筋F	中筋町	警戒区域／特別警戒区域
	～1130-3	中筋G	中筋町	警戒区域／特別警戒区域
	～1130	中筋H	中筋町	警戒区域／特別警戒区域
	～1130-4	中筋I	中筋町	警戒区域／特別警戒区域
	～1130-5	中筋J	中筋町	警戒区域／特別警戒区域
	～1130-6	中筋K	中筋町	警戒区域／特別警戒区域
	～1130-7	中筋L	中筋町	警戒区域／特別警戒区域
	～1128-2	中筋M	中筋町	警戒区域／特別警戒区域
	～1128	中筋N	中筋町	警戒区域／特別警戒区域
	～1127-2	中筋O	中筋町	警戒区域／特別警戒区域
	～1127	中筋P	中筋町	警戒区域／特別警戒区域
	～2179-4	中筋Q	中筋町	警戒区域／特別警戒区域
	～2179-3	中筋R	中筋町	警戒区域／特別警戒区域
	～2179-2	中筋S	中筋町	警戒区域／特別警戒区域
	～2179	中筋T	中筋町	警戒区域／特別警戒区域
	～1012-4	とよさかA	とよさか町	警戒区域／特別警戒区域
	～1012-5	とよさかB	とよさか町	警戒区域／特別警戒区域
	～1012-6	とよさかC	とよさか町	警戒区域／特別警戒区域
	～1012-7	とよさかD	とよさか町	警戒区域／特別警戒区域
	～1012-8	とよさかE	とよさか町	警戒区域／特別警戒区域
	～2017	淵垣	淵垣町	警戒区域／特別警戒区域
	～1011-4	淵垣A	淵垣町	警戒区域／特別警戒区域
	～2017-2	淵垣B	淵垣町	警戒区域／特別警戒区域
	～2017-3	淵垣C	淵垣町	警戒区域／特別警戒区域
	～2017-4	淵垣D	淵垣町	警戒区域／特別警戒区域
	～2016-4	淵垣E	淵垣町	警戒区域／特別警戒区域
	～2016-3	淵垣F	淵垣町	警戒区域／特別警戒区域
	～2016-2	淵垣G	淵垣町	警戒区域／特別警戒区域
	～2016	淵垣H	淵垣町	警戒区域／特別警戒区域
	～2016-5	淵垣I	淵垣町	警戒区域／特別警戒区域
	～2016-6	淵垣J	淵垣町	警戒区域／特別警戒区域
	～2279-3	淵垣K	淵垣町	警戒区域／特別警戒区域
	～2279	淵垣L	淵垣町	警戒区域／特別警戒区域
	～2279-2	淵垣M	淵垣町	警戒区域／特別警戒区域
	～2174-3	小呂A	小呂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2173	小呂B	小呂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2172-2	小呂C	小呂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2172	小呂D	小呂町	警戒区域／特別警戒区域

土砂災害警戒区域指定箇所一覧（急傾斜地）

指定年月日	区域番号	区域名	所在地	区域指定の種類
H26. 3. 25	～2172-2	小呂E	小呂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2171	小呂F	小呂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2170	小呂G	小呂町	警戒区域／特別警戒区域
	～1122-2	小呂H	小呂町	警戒区域／特別警戒区域
	～1122	小呂I	小呂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2166-2	小呂J	小呂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2166-3	小呂K	小呂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2166	小呂L	小呂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2167	小呂M	小呂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2167-2	小呂N	小呂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2168	小呂O	小呂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2169	小呂P	小呂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2174-2	小呂Q	小呂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2174	小呂R	小呂町	警戒区域／特別警戒区域
	～2163-2	星原A	星原町	警戒区域／特別警戒区域
	～2163	星原B	星原町	警戒区域／特別警戒区域
	～2164	星原C	星原町	警戒区域／特別警戒区域
	～2165	星原D	星原町	警戒区域／特別警戒区域
	～2165-2	星原E	星原町	警戒区域／特別警戒区域
	～2161-3	星原F	星原町	警戒区域／特別警戒区域
	～2161-2	星原G	星原町	警戒区域／特別警戒区域
	～2161	星原H	星原町	警戒区域／特別警戒区域
	～2014-2	桜が丘A	桜が丘	警戒区域／特別警戒区域
	～2014-3	桜が丘B	桜が丘	警戒区域／特別警戒区域
	～2014-4	桜が丘C	桜が丘	警戒区域／特別警戒区域
	～2014-5	桜が丘D	桜が丘	警戒区域／特別警戒区域
	～2001-2	有岡A	有岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2001	有岡B	有岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2003	有岡C	有岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2003-2	有岡D	有岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2003-3	有岡E	有岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2003-4	有岡F	有岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2004-2	有岡G	有岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2004	有岡H	有岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2004-3	有岡I	有岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～1003	有岡J	有岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～1003-2	有岡K	有岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2003-5	有岡L	有岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2003-6	有岡M	有岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2006-2	多田A	多田町	警戒区域／特別警戒区域
	～2006	多田B	多田町	警戒区域／特別警戒区域
	～1007	多田C	多田町	警戒区域／特別警戒区域
	～2015-5	城山A	城山町	警戒区域／特別警戒区域
	～2015	高倉A	高倉町	警戒区域／特別警戒区域
	～2015-2	高倉B	高倉町	警戒区域／特別警戒区域
	～2015-3	高倉C	高倉町	警戒区域／特別警戒区域
	～2015-4	高倉D	高倉町	警戒区域／特別警戒区域
	～2014	高倉E	高倉町	警戒区域／特別警戒区域
	～1004	里A	里町	警戒区域／特別警戒区域
	～1004-2	里B	里町	警戒区域／特別警戒区域
	～1005	里C	里町	警戒区域／特別警戒区域
	～2008	里D	里町	警戒区域／特別警戒区域
H27. 3. 31	～1060-2	位田F	位田町	警戒区域／特別警戒区域
	～1060	位田G	位田町	警戒区域／特別警戒区域
	～1060-3	位田H	位田町	警戒区域／特別警戒区域

土砂災害警戒区域指定箇所一覧（急傾斜地）

指定年月日	区域番号	区域名	所在地	区域指定の種類
H27. 3. 31	～1 0 5 9	位田 I	位田町	警戒区域／特別警戒区域
H27. 6. 23	～1 0 6 1	位田D	位田町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 6 1－2	位田E	位田町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 2 4	小畑A	小畑町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 1 5 6	小畑B	小畑町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 2 6	小畑C	小畑町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 2 5	小畑D	小畑町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 2 5－2	小畑E	小畑町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 2 5－3	小畑F	小畑町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 2 5－4	小畑G	小畑町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 2 5－5	小畑H	小畑町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 2 5－6	小畑 I	小畑町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 2 3	小畑 J	小畑町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 2 3－2	小畑K	小畑町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 2 3－3	小畑 L	小畑町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 2 3－5	小畑N	小畑町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 1 9	鍛冶屋C	鍛冶屋町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 1 9－2	鍛冶屋D	鍛冶屋町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 2 0	鍛冶屋E	鍛冶屋町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 2 0－2	鍛冶屋F	鍛冶屋町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 3 1 5	鍛冶屋G	鍛冶屋町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 2 1	鍛冶屋H	鍛冶屋町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 2 2 2	鍛冶屋 I	鍛冶屋町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 6 8	今田B	今田町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 6 9	小貝	小貝町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 7 2	私市A	私市	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 7 2－2	私市B	私市	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 7 2－5	小西B	小西町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 7 2－6	小西C	小西町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 6 9	小西D	小西町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 6 9－2	小西E	小西町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 6 9－3	小西F	小西町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 6 9－4	小西G	小西町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 7 2－3	小西H	小西町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 7 2－2	小西 I	小西町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 7 4－3	小西K	小西町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 7 4－4	豊里A	豊里町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 6 6－3	大畠A	大畠町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 6 6－2	大畠B	大畠町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 6 6	大畠C	大畠町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 6 4	栗上	栗町	警戒区域／特別警戒区域
H27. 3. 31	～2 0 5 8－2	安場A	安場町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 5 8－3	安場B	安場町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 5 8－4	安場C	安場町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 5 8－5	安場D	安場町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 5 8	安場E	安場町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 5 8	安場F	安場町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 5 7	安場G	安場町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 5 7－2	安場H	安場町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 5 7－3	安場 I	安場町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 5 7－4	安場 J	安場町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 5 7－5	安場K	安場町	警戒区域／特別警戒区域
H27. 6. 23	～1 0 0 7	高津A	高津町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 4 6	高津C	高津町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 4 6－3	高津D	高津町	警戒区域／特別警戒区域

土砂災害警戒区域指定箇所一覧（急傾斜地）

指定年月日	区域番号	区域名	所在地	区域指定の種類
H27. 6. 23	～1 0 4 6－4	高津E	高津町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 4 6－5	高津F	高津町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 4 6－2	高津G	高津町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 4 4－2	高津H	高津町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 5 5	上延B	上延町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 5 5－2	上延C	上延町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 5 3－2	上延D	上延町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 5 3	上延E	上延町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 5 3－3	上延F	上延町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 5 6	上延G	上延町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 5 2	大島	大島町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 5 2－2	大島A	大島町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 5 1	大島B	大島町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 5 1－2	大島C	大島町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 5 1－3	大島D	大島町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 5 5－2	岡A	岡町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 5 5－3	岡B	岡町	警戒区域／特別警戒区域
H27. 3. 31	～2 0 8 0－6	上野B	上野町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 8 0－5	上野C	上野町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 8 0－4	上野D	上野町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 8 0－3	上野E	上野町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 8 0－2	上野F	上野町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 2 0－2	上野I	上野町	警戒区域／特別警戒区域
H27. 6. 23	～1 0 2 0－3	上野A	上野町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 2 0	上野H	上野町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 1 6 9－1	松寿苑A	上野町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 2 3	野田A	野田町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 2 3－2	野田B	野田町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 1 6 8	本宮A	野田町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 2 2	寺町A	寺町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 2 2－3	寺町C	寺町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 2 2－4	寺町D	寺町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 1 8－6	田野A	田野町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 1 8－5	田野B	田野町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 1 8－4	田野C	田野町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 1 8－3	田野D	田野町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 1 8－2	田野E	田野町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 2 0	田野G	田野町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 2 0－2	田野H	田野町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 5 9	田野I	田野町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 2 4－2	田野J	田野町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 2 4	田野K	田野町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 2 4－3	田野L	田野町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 2 2－6	田野M	田野町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 2 2－5	田野N	田野町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 2 2－4	田野O	田野町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 2 2－2	田野P	田野町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 2 2	田野Q	田野町	警戒区域／特別警戒区域
	～2 0 2 2－3	田野R	田野町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 1 6 9－2	松寿苑B	田野町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 1 6 8－2	新町A	新町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 1 4－2	神宮寺A	神宮寺町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 1 5－2	神宮寺D	神宮寺町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 1 5－3	神宮寺E	神宮寺町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 1 5－4	神宮寺F	神宮寺町	警戒区域／特別警戒区域
	～1 0 1 4	宮代A	宮代町	警戒区域／特別警戒区域

土砂災害警戒区域指定箇所一覧（急傾斜地）

指定年月日	区域番号	区域名	所在地	区域指定の種類
H27. 6. 23	～1175-2	宮代B	宮代町	警戒区域／特別警戒区域
	～1057	宮代C	宮代町	警戒区域／特別警戒区域
	～1057-2	宮代D	宮代町	警戒区域／特別警戒区域
	～2055	宮代E	宮代町	警戒区域／特別警戒区域
	～1175	宮代F	宮代町	警戒区域／特別警戒区域
H28. 3. 29	～2064	位田A	位田町	警戒区域／特別警戒区域
	～2063	位田B	位田町	警戒区域／特別警戒区域
	～2063-2	位田C	位田町	警戒区域／特別警戒区域
	～1059-2	位田J	位田町	警戒区域／特別警戒区域
	～1001	位田K	位田町	警戒区域／特別警戒区域
	～1165	位田L	位田町	警戒区域／特別警戒区域
	～1002	位田M	位田町	警戒区域／特別警戒区域
	～2223-4	小畑M	小畑町	警戒区域／特別警戒区域
	～1154	鍛冶屋A	鍛冶屋町	警戒区域
	～1155	鍛冶屋B	鍛冶屋町	警戒区域／特別警戒区域
	～2298	今田A	今田町	警戒区域／特別警戒区域
	～2072-4	小西A	小西町	警戒区域／特別警戒区域
	～2072	小西J	小西町	警戒区域／特別警戒区域
	～1064-2	栗上B	栗町	警戒区域／特別警戒区域
	～2062-3	栗A	栗町	警戒区域／特別警戒区域
	～2062-4	栗B	栗町	警戒区域／特別警戒区域
	～2062	栗C	栗町	警戒区域／特別警戒区域
	～2062-2	栗D	栗町	警戒区域／特別警戒区域
	～1067	館A	館町	警戒区域／特別警戒区域
	～1067-2	館B	館町	警戒区域／特別警戒区域
	～1068	石原	石原町	警戒区域／特別警戒区域
	～2074	石原A	石原町	警戒区域／特別警戒区域
	～2074-2	石原B	石原町	警戒区域／特別警戒区域
	～1007-2	高津B	高津町	警戒区域／特別警戒区域
	～1044	高津I	高津町	警戒区域／特別警戒区域
	～1174	上延A	上延町	警戒区域／特別警戒区域
	～2280	上野G	上野町	警戒区域／特別警戒区域
	～1022-2	寺町B	寺町	警戒区域／特別警戒区域
	～1018	田野F	田野町	警戒区域／特別警戒区域
	～1014-3	神宮寺B	神宮寺町	警戒区域
	～1015	神宮寺C	神宮寺町	警戒区域／特別警戒区域
	～1024-3	味方A	味方町	警戒区域／特別警戒区域
	～1024-4	味方B	味方町	警戒区域／特別警戒区域
	～1024-5	味方C	味方町	警戒区域／特別警戒区域
	～1024-6	味方D	味方町	警戒区域／特別警戒区域
	～1024-7	味方E	味方町	警戒区域／特別警戒区域
	～2006-4	味方F	味方町	警戒区域／特別警戒区域
	～2006-3	味方G	味方町	警戒区域／特別警戒区域
	～1024-8	味方H	味方町	警戒区域／特別警戒区域
	～1024	味方I	味方町	警戒区域／特別警戒区域
	～1024-2	味方J	味方町	警戒区域／特別警戒区域

資料2-13 土砂災害警戒区域指定箇所一覧（土石流）

指定年月日	区域番号	区域名	所在地	区域指定の種類
H20. 3. 25	～143	川原川1	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区
	～144-1	川原川2	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区
	～144-2	川原川3	故屋岡町	警戒区域
	～145	古和木谷1	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区
	～146-1	朝根川1	故屋岡町	警戒区域
	～146-2	朝根川2	故屋岡町	警戒区域
	～147-1	古和木谷2	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区
	～147-2	古和木谷3	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区
	～147-3	古和木谷4	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区
	～148	小仲川	故屋岡町	警戒区域
	～570	古和木谷5	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区
	～571-1	古和木谷6	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区
	～571-2	古和木谷7	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区
	～571-3	古和木谷8	故屋岡町	警戒区域
	～571-4	古和木谷9	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区
	～572	小仲谷1	故屋岡町	警戒区域
	新～1073	古和木谷10	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区
	新～2106-1	小仲谷2	故屋岡町	警戒区域／特別警戒区
	新～2106-2	小仲谷3	故屋岡町	警戒区域
	新～2106-3	小仲谷4	故屋岡町	警戒区域
	～149-1	光野川1	光野町	警戒区域／特別警戒区
	～149-2	光野川2	光野町	警戒区域／特別警戒区
	～149-3	光野川3	光野町	警戒区域／特別警戒区
	～150	光野川4	光野町	警戒区域
	～151	光野川5	光野町	警戒区域／特別警戒区
	～573	光野谷1	光野町	警戒区域／特別警戒区
	～574-1	光野谷2	光野町	警戒区域
	～574-2	光野谷3	光野町	警戒区域／特別警戒区
	～575	光野谷4	光野町	警戒区域／特別警戒区
	～576	光野谷5	光野町	警戒区域／特別警戒区
	新～2043	光野谷6	光野町	警戒区域／特別警戒区
	新～2044	光野谷7	光野町	警戒区域／特別警戒区
	新～2045	光野谷8	光野町	警戒区域／特別警戒区
	新～2046	光野谷9	光野町	警戒区域／特別警戒区
	新～2047-1	光野川6	光野町	警戒区域／特別警戒区
	新～2047-2	光野川7	光野町	警戒区域／特別警戒区
	新～2047-3	光野川8	光野町	警戒区域／特別警戒区
	新～2047-4	光野川9	光野町	警戒区域
	～152-1	栃川1	老富町	警戒区域
	～152-2	栃川2	老富町	警戒区域／特別警戒区
	～153-1	矢黒畑川1	老富町	警戒区域
	～153-2	矢黒畑川2	老富町	警戒区域／特別警戒区
	～154	木和田川	老富町	警戒区域／特別警戒区
	～155	市茅野川	老富町	警戒区域
	～577	栃谷1	老富町	警戒区域
	～578	栃谷2	老富町	警戒区域／特別警戒区
	～579	庵の谷川1	老富町	警戒区域
	～581-1	市茅野谷1	老富町	警戒区域／特別警戒区
	～581-2	市茅野谷2	老富町	警戒区域／特別警戒区
	～582	市茅野谷3	老富町	警戒区域／特別警戒区
	～583-1	市茅野谷4	老富町	警戒区域／特別警戒区
	～583-2	市茅野谷5	老富町	警戒区域／特別警戒区
	～583-3	市茅野谷6	老富町	警戒区域／特別警戒区
	新～1020	庵の谷川2	老富町	警戒区域／特別警戒区
	新～2041-1	矢黒畑川3	老富町	警戒区域／特別警戒区
	新～2041-2	矢黒畑川4	老富町	警戒区域／特別警戒
	～128	長野川	睦寄町	警戒区域／特別警戒区
	～129-1	折戸川1	睦寄町	警戒区域

土砂災害警戒区域指定箇所一覧（土石流）

指定年月日	区域番号	区域名	所在地	区域指定の種類
H20. 3. 25	へ129-2	折戸川2	睦寄町	警戒区域／特別警戒
	へ129-3	折戸川3	睦寄町	警戒区域／特別警戒
	へ130-1	遊降谷川1	睦寄町	警戒区域
	へ130-2	遊降谷川2	睦寄町	警戒区域／特別警戒
	へ131	奥ノ谷川	睦寄町	警戒区域／特別警戒
	へ132-1	鳥垣川1	睦寄町	警戒区域／特別警戒
	へ132-2	鳥垣川2	睦寄町	警戒区域／特別警戒
	へ133-1	草壁谷2	睦寄町	警戒区域／特別警戒
	へ133-2	草壁谷3	睦寄町	警戒区域／特別警戒
	へ134	草壁谷8	睦寄町	警戒区域／特別警戒
	へ135	草壁谷9	睦寄町	警戒区域／特別警戒
	へ136	草壁谷10	睦寄町	警戒区域／特別警戒
	へ137-1	草壁谷4	睦寄町	警戒区域
	へ137-2	草壁谷5	睦寄町	警戒区域／特別警戒
	へ138	古屋川1	睦寄町	警戒区域／特別警戒
	へ139-1	古屋川2	睦寄町	警戒区域／特別警戒
	へ139-2	古屋川3	睦寄町	警戒区域
	へ140-1	細迫川1	睦寄町	警戒区域
	へ140-2	細迫川2	睦寄町	警戒区域／特別警戒
	へ141	川原川	睦寄町	警戒区域
	へ142	大田谷川	睦寄町	警戒区域
	へ563	鳥垣川3	睦寄町	警戒区域／特別警戒
	へ564-1	鳥垣川4	睦寄町	警戒区域／特別警戒
	へ564-2	鳥垣川5	睦寄町	警戒区域／特別警戒
	へ565	草壁谷6	睦寄町	警戒区域／特別警戒
	へ567-1	古屋谷1	睦寄町	警戒区域／特別警戒
	へ567-2	古屋谷2	睦寄町	警戒区域／特別警戒
	へ568	有安谷	睦寄町	警戒区域／特別警戒
	新へ1064	草壁川	睦寄町	警戒区域／特別警戒
	新へ1065-1	草壁谷1	睦寄町	警戒区域／特別警戒
	新へ1065-2	草壁谷7	睦寄町	警戒区域／特別警戒
	新へ1066	市場谷	睦寄町	警戒区域／特別警戒
	新へ1067	細迫川3	睦寄町	警戒区域
	新へ1068	山内谷1	睦寄町	警戒区域／特別警戒
	へ2009	古屋川4	睦寄町	警戒区域／特別警戒
	新へ2102	山内谷2	睦寄町	警戒区域／特別警戒
H21. 11. 17	へ120-1	西谷川1	五泉町	警戒区域
	へ120-2	西谷川2	五泉町	警戒区域／特別警戒
	へ121	奥の谷川	五泉町	警戒区域
	へ122	辻川	五泉町	警戒区域／特別警戒
	へ123	小谷川1	五泉町	警戒区域／特別警戒
	へ124	宮の奥川1	五泉町	警戒区域／特別警戒
	へ125	市野瀬川	五泉町	警戒区域
	へ560	小谷川2	五泉町	警戒区域
	へ561-1	市野瀬谷1	五泉町	警戒区域
	へ561-2	市野瀬谷2	五泉町	警戒区域
	へ562	市志谷	五泉町	警戒区域／特別警戒
	新へ2050	宮の奥川6	五泉町	警戒区域／特別警戒
	新へ2053-1	宮の奥川2	五泉町	警戒区域／特別警戒
	新へ2053-2	宮の奥川3	五泉町	警戒区域／特別警戒
	新へ2053-3	宮の奥川4	五泉町	警戒区域／特別警戒
	新へ2053-4	宮の奥川5	五泉町	警戒区域／特別警戒
	へ114	大町川1	五津合町	警戒区域／特別警戒
	へ115	寺内川1	五津合町	警戒区域
	へ116	赤谷川	五津合町	警戒区域
	へ117	清水川1	五津合町	警戒区域／特別警戒
	へ118	清水川2	五津合町	警戒区域／特別警戒
	へ119-1	清水川3	五津合町	警戒区域

土砂災害警戒区域指定箇所一覧（土石流）

指定年月日	区域番号	区域名	所在地	区域指定の種類
H21. 11. 17	～119-2	清水川4	五津合町	警戒区域
	～126-1	弓削川1	五津合町	警戒区域／特別警戒
	～126-2	弓削川2	五津合町	警戒区域／特別警戒
	～126-3	弓削川3	五津合町	警戒区域／特別警戒
	～126-4	弓削川4	五津合町	警戒区域
	～126-5	弓削川5	五津合町	警戒区域／特別警戒
	～126-6	弓削川6	五津合町	警戒区域／特別警戒
	～126-7	弓削川7	五津合町	警戒区域／特別警戒
	～127-1	弓削川8	五津合町	警戒区域
	～127-2	弓削川9	五津合町	警戒区域／特別警戒
	～127-3	弓削川10	五津合町	警戒区域
	～559	清水谷	五津合町	警戒区域／特別警戒
	新～1069-1	寺内川2	五津合町	警戒区域
	新～1070	大町川2	五津合町	警戒区域／特別警戒
	新～1071-1	大町川3	五津合町	警戒区域／特別警戒
	新～1071-2	大町川4	五津合町	警戒区域／特別警戒
	新～2104-1	西谷川3	五津合町	警戒区域
	新～2104-2	西谷川4	五津合町	警戒区域／特別警戒
	新～2104-3	西谷川5	五津合町	警戒区域／特別警戒
	新～2104-4	西谷川6	五津合町	警戒区域
	～106-1	西屋川	八津合町	警戒区域／特別警戒
	～107	神谷川1	八津合町	警戒区域／特別警戒
	～108	神谷川2	八津合町	警戒区域
	～109	神谷川3	八津合町	警戒区域
	～110	志古田川	八津合町	警戒区域／特別警戒
	～111-1	山田川1	八津合町	警戒区域
	～111-2	山田川2	八津合町	警戒区域／特別警戒
	～111-3	山田川3	八津合町	警戒区域
	～111-4	馬場崎2	八津合町	警戒区域／特別警戒
	～111-5	馬場崎1	八津合町	警戒区域／特別警戒
	～112-1	日置谷川2	八津合町	警戒区域
	～112-2	日置谷川3	八津合町	警戒区域／特別警戒
	～113-1	片山川	八津合町	警戒区域／特別警戒
	～113-2	村中2	八津合町	警戒区域／特別警戒
	新～1058-1	日置谷川1	八津合町	警戒区域
	新～1058-2	村中1	八津合町	警戒区域／特別警戒
	新～1060	石橋川	八津合町	警戒区域／特別警戒
	新～1061	瀬尾谷川3	八津合町	警戒区域／特別警戒
	新～2101-1	瀬尾谷川1	八津合町	警戒区域
	新～2101-2	瀬尾谷川2	八津合町	警戒区域／特別警戒
	～101	第一区川1	睦合町	警戒区域
	～102	第一区川2	睦合町	警戒区域／特別警戒
	～103	第一区川3	睦合町	警戒区域
	～104	浅原谷12	睦合町	警戒区域
	～105-1	真野川	睦合町	警戒区域
	～105-2	小田	睦合町	警戒区域
	～106-2	引地	睦合町	警戒区域
	～556	才ヶ坪	睦合町	警戒区域
	～557	浅原谷4	睦合町	警戒区域
	～558-1	浅原谷5	睦合町	警戒区域／特別警戒
	～558-2	浅原谷6	睦合町	警戒区域／特別警戒
	新～1054	浅原谷2	睦合町	警戒区域／特別警戒
	新～1055	浅原谷1	睦合町	警戒区域
	新～1098	浅原谷3	睦合町	警戒区域
	新～2008-1	浅原谷11	睦合町	警戒区域／特別警戒
	新～2008-2	浅原谷10	睦合町	警戒区域／特別警戒
	新～2097-1	西ヶ岡	睦合町	警戒区域／特別警戒
	新～2097-2	浅原谷14	睦合町	警戒区域／特別警戒

土砂災害警戒区域指定箇所一覧（土石流）

指定年月日	区域番号	区域名	所在地	区域指定の種類
H21. 11. 17	新へ2097-3	浅原谷13	睦合町	警戒区域／特別警戒
	新へ2099	浅原谷9	睦合町	警戒区域
	新へ2100-1	浅原谷8	睦合町	警戒区域／特別警戒
	新へ2100-2	浅原谷7	睦合町	警戒区域／特別警戒
H23. 2. 25	新へ2137-1	上尾谷	十倉向町	警戒区域／特別警戒
	新へ2137-2	金屋谷	十倉向町	警戒区域／特別警戒
	新へ2137-3	小松谷	十倉向町	警戒区域／特別警戒
	へ097-1	忠川5	忠町	警戒区域／特別警戒
	へ097-2	忠川6	忠町	警戒区域
	へ098-1	忠川3	忠町	警戒区域／特別警戒
	へ098-2	忠川4	忠町	警戒区域／特別警戒
	へ099	忠川2	忠町	警戒区域／特別警戒
	へ100	忠川1	忠町	警戒区域／特別警戒
	へ551	佃谷1	佃町	警戒区域／特別警戒
	へ552	佃谷2	佃町	警戒区域／特別警戒
	へ553	佃谷3	佃町	警戒区域／特別警戒
	へ554	佃谷4	佃町	警戒区域／特別警戒
	へ555	佃谷5	佃町	警戒区域
	へ095-1	田重川	武吉町	警戒区域／特別警戒
	へ095-2	二反田谷	武吉町	警戒区域
	へ095-3	西谷	武吉町	警戒区域／特別警戒
	へ096	久保地川	武吉町	警戒区域／特別警戒
	へ550	武吉谷	武吉町	警戒区域／特別警戒
	新へ1097	柳谷	武吉町	警戒区域
	へ090-3	古気良谷	十倉名畑町	警戒区域／特別警戒
	へ090-1	井根川1	井根町	警戒区域／特別警戒
	へ090-2	西大末谷	井根町	警戒区域／特別警戒
	へ091-1	井根川2	井根町	警戒区域／特別警戒
	へ091-2	中筋谷	井根町	警戒区域／特別警戒
	へ092	井根川3	井根町	警戒区域／特別警戒
	へ093	井根川4	井根町	警戒区域／特別警戒
	へ094-1	井根川5	井根町	警戒区域／特別警戒
	へ094-2	大谷1	井根町	警戒区域／特別警戒
	へ094-3	大谷2	井根町	警戒区域／特別警戒
	へ089	十倉志茂川	十倉志茂町	警戒区域／特別警戒
	へ548-1	旭谷1	十倉志茂町	警戒区域／特別警戒
	へ548-2	大畑谷	十倉志茂町	警戒区域／特別警戒
	へ548-3	才ヶ谷	十倉志茂町	警戒区域／特別警戒
	新へ1050	肘谷川	十倉志茂町	警戒区域／特別警戒
	新へ1051	風呂の谷川	十倉志茂町	警戒区域
	新へ2094	沼ヶ段谷	十倉中町	警戒区域／特別警戒
	へ157	広瀬川	広瀬町	警戒区域／特別警戒
	へ549-1	橋上谷	橋上町	警戒区域／特別警戒
	へ549-2	下照用谷1	橋上町	警戒区域
	新へ2092	下照用谷2	橋上町	警戒区域／特別警戒
	新へ2091	栃谷口谷	釜輪町	警戒区域／特別警戒
	へ584	戸奈瀬谷1	戸奈瀬町	警戒区域
	へ585-1	戸奈瀬谷2	戸奈瀬町	警戒区域／特別警戒
	新へ1047	四ツ町谷	戸奈瀬町	警戒区域／特別警戒
	へ060	山入川	旭町	警戒区域／特別警戒
	へ088	塩谷川	旭町	警戒区域
	へ533	旭谷2	旭町	警戒区域／特別警戒
	へ534	旭谷3	旭町	警戒区域／特別警戒
	新へ2030	妙見谷1	旭町	警戒区域／特別警戒
	新へ2031	妙見谷2	旭町	警戒区域／特別警戒
	新へ2093-1	朝金谷1	旭町	警戒区域／特別警戒
	新へ2093-2	朝金谷2	旭町	警戒区域／特別警戒
	新へ3110	詰迫谷	旭町	警戒区域／特別警戒

土砂災害警戒区域指定箇所一覧（土石流）

指定年月日	区域番号	区域名	所在地	区域指定の種類
H23. 2. 25	新へ3111	大工田谷1	旭町	警戒区域
	新へ3112	出合ノ尾谷1	旭町	警戒区域
	新へ3113	滝ノ元谷	旭町	警戒区域／特別警戒
	新へ3114	大工田谷2	旭町	警戒区域／特別警戒
	新へ3115	大工田谷3	旭町	警戒区域／特別警戒
	へ084	鷹栖川	鷹栖町	警戒区域
	へ087-1	段川	鷹栖町	警戒区域／特別警戒
	へ087-2	奥ノ谷	鷹栖町	警戒区域
	へ545	鷹栖谷1	鷹栖町	警戒区域／特別警戒
	へ546	鷹栖谷2	鷹栖町	警戒区域／特別警戒
	新へ1049	井坪谷	東山町	警戒区域／特別警戒
	へ156	上原川	上原町	警戒区域
	新へ1045	惣谷	上原町	警戒区域／特別警戒
	へ083-1	西原川	西原町	警戒区域／特別警戒
	へ083-2	岩西谷	西原町	警戒区域／特別警戒
	新へ2017	鷲谷口谷	西原町	警戒区域／特別警戒
	へ085-1	滝谷川1	下原町	警戒区域／特別警戒
	へ085-2	滝谷川2	下原町	警戒区域／特別警戒
	へ086-1	滝谷川3	下原町	警戒区域／特別警戒
	へ086-2	滝谷川4	下原町	警戒区域／特別警戒
	へ547	滝谷川5	下原町	警戒区域／特別警戒
	新へ1094	角畑谷	下原町	警戒区域／特別警戒
	へ082-1	和木1	和木町	警戒区域／特別警戒
	へ082-2	和木2	和木町	警戒区域／特別警戒
	へ082-3	和木3	和木町	警戒区域／特別警戒
	へ082-4	和木4	和木町	警戒区域／特別警戒
	へ082-5	和木5	和木町	警戒区域／特別警戒
	へ585-2	下替地	下替地町	警戒区域／特別警戒
H24. 3. 21	へ026	志賀郷1	志賀郷町	警戒区域／特別警戒
	新へ3014	志賀郷2	志賀郷町	警戒区域
	新へ3015	志賀郷3	志賀郷町	警戒区域
	新へ3016	志賀郷4	志賀郷町	警戒区域
	新へ3017	志賀郷5	志賀郷町	警戒区域／特別警戒
	新へ3029	志賀郷6	志賀郷町	警戒区域／特別警戒
	新へ3030	志賀郷7	志賀郷町	警戒区域／特別警戒
	へ016	向田1	向田町	警戒区域
	へ017	向田2	向田町	警戒区域／特別警戒
	新へ3031	向田3	向田町	警戒区域／特別警戒
	へ021	篠田1	篠田町	警戒区域／特別警戒
	へ022	篠田2	篠田町	警戒区域／特別警戒
	へ023	篠田3	篠田町	警戒区域／特別警戒
	へ024	篠田4	篠田町	警戒区域／特別警戒
	へ025-1	篠田5	篠田町	警戒区域／特別警戒
	へ025-2	篠田6	篠田町	警戒区域
	へ517	篠田7	篠田町	警戒区域／特別警戒
	へ518-1	篠田8	篠田町	警戒区域／特別警戒
	へ518-2	篠田9	篠田町	警戒区域／特別警戒
	へ519-1	篠田10	篠田町	警戒区域／特別警戒
	へ519-2	篠田11	篠田町	警戒区域／特別警戒
	へ520	篠田12	篠田町	警戒区域／特別警戒
	新へ1075	篠田13	篠田町	警戒区域／特別警戒
	新へ2110-1	篠田14	篠田町	警戒区域／特別警戒
	新へ2110-2	篠田15	篠田町	警戒区域／特別警戒
	新へ2111	篠田16	篠田町	警戒区域
	新へ2112	篠田17	篠田町	警戒区域／特別警戒
	新へ3045	篠田18	篠田町	警戒区域／特別警戒
	新へ3046	篠田19	篠田町	警戒区域
	新へ3047	篠田20	篠田町	警戒区域／特別警戒

土砂災害警戒区域指定箇所一覧（土石流）

指定年月日	区域番号	区域名	所在地	区域指定の種類
H24. 3. 21	新へ3048	篠田21	篠田町	警戒区域／特別警戒
	新へ3049	篠田22	篠田町	警戒区域／特別警戒
	新へ3050	篠田23	篠田町	警戒区域／特別警戒
	新へ3051-1	篠田24	篠田町	警戒区域／特別警戒
	新へ3051-2	篠田25	篠田町	警戒区域／特別警戒
	へ018	安の谷川	別所町	警戒区域
	へ019	大西川	別所町	警戒区域
	へ020	神宮谷川	別所町	警戒区域
	へ514-1	別所1	別所町	警戒区域／特別警戒
	へ514-2	別所2	別所町	警戒区域／特別警戒
	へ514-3	別所3	別所町	警戒区域／特別警戒
	へ516-1	別所4	別所町	警戒区域／特別警戒
	へ516-2	別所5	別所町	警戒区域／特別警戒
	へ516-3	別所6	別所町	警戒区域
	へ516-4	別所7	別所町	警戒区域／特別警戒
	へ516-5	別所8	別所町	警戒区域／特別警戒
	へ041	内久井1	内久井町	警戒区域
	へ043	内久井2	内久井町	警戒区域
	新へ3040	内久井3	内久井町	警戒区域
	新へ3041	内久井4	内久井町	警戒区域／特別警戒
	へ530	内久井5	内久井町	警戒区域
	へ531	内久井6	内久井町	警戒区域／特別警戒
	新へ3042	内久井7	内久井町	警戒区域／特別警戒
	へ042	内久井8	内久井町	警戒区域
	新へ3043	内久井9	内久井町	警戒区域／特別警戒
	新へ3044	内久井10	内久井町	警戒区域／特別警戒
	新へ3042-2	内久井11	内久井町	警戒区域／特別警戒
	新へ3028	金河内川5	金河内町	警戒区域／特別警戒
	へ039	金河内川1	金河内町	警戒区域
	へ040	金河内川2	金河内町	警戒区域／特別警戒
	へ528	金河内谷1	金河内町	警戒区域／特別警戒
	へ529	金河内谷2	金河内町	警戒区域
	新へ1089	金河内川3	金河内町	警戒区域
	新へ3117	金河内川4	金河内町	警戒区域／特別警戒
	へ526	坊口1	坊口町	警戒区域／特別警戒
	へ527	坊口2	坊口町	警戒区域／特別警戒
	新へ3027	坊口3	坊口町	警戒区域
	新へ2126	坊口4	坊口町	警戒区域
	へ038	坊口5	坊口町	警戒区域
	へ037	坊口6	坊口町	警戒区域
	新へ1026	仁和1	仁和町	警戒区域
	へ034	仁和2	仁和町	警戒区域
	へ036	仁和3	仁和町	警戒区域
	へ035	仁和4	仁和町	警戒区域
	へ524	西方1	西方町	警戒区域
	へ031	西方2	西方町	警戒区域／特別警戒
	へ032	西方3	西方町	警戒区域
	へ525	西方4	西方町	警戒区域
	へ033-1	西方5	西方町	警戒区域
	へ033-2	西方6	西方町	警戒区域
	新へ2054	西方7	西方町	警戒区域
	新へ2055	西方8	西方町	警戒区域／特別警戒
	新へ3023	西方9	西方町	警戒区域／特別警戒
	新へ3024	西方10	西方町	警戒区域／特別警戒
	新へ2057	西方11	西方町	警戒区域
	へ523	西方12	西方町	警戒区域／特別警戒
	新へ3025	西方13	西方町	警戒区域／特別警戒
	新へ2058	西方14	西方町	警戒区域／特別警戒

土砂災害警戒区域指定箇所一覧（土石流）

指定年月日	区域番号	区域名	所在地	区域指定の種類
H24. 3. 21	新へ2059	西方15	西方町	警戒区域／特別警戒
	新へ2060	西方16	西方町	警戒区域
	へ030	西方17	西方町	警戒区域／特別警戒
	へ029	西方18	西方町	警戒区域／特別警戒
	へ521	西方19	西方町	警戒区域／特別警戒
	へ027	西方20	西方町	警戒区域
	新へ3026	西方21	西方町	警戒区域／特別警戒
	新へ2063	西方22	西方町	警戒区域
	へ028	西方23	西方町	警戒区域
	新へ1028	西方24	西方町	警戒区域
	新へ3018	西方25	西方町	警戒区域
	新へ3019	西方26	西方町	警戒区域／特別警戒
	新へ3020	西方27	西方町	警戒区域
	新へ3021	長尾川	西方町	警戒区域
	新へ3022	西方28	西方町	警戒区域／特別警戒
	へ522	西方29	西方町	警戒区域
	新へ2064-2	西方30	西方町	警戒区域／特別警戒
	新へ2064-1	西方31	西方町	警戒区域／特別警戒
H25. 3. 19	新へ1029	物部1	物部町	警戒区域／特別警戒
	新へ3013	物部2	物部町	警戒区域／特別警戒
	へ010	物部3	物部町	警戒区域／特別警戒
	新へ1032	物部4	物部町	警戒区域／特別警戒
	新へ3010	物部5	物部町	警戒区域／特別警戒
	へ007	新庄1	新庄町	警戒区域
	へ007-2	新庄2	新庄町	警戒区域
	新へ2066	新庄3	新庄町	警戒区域
	新へ2067	新庄4	新庄町	警戒区域
	新へ1091	新庄5	新庄町	警戒区域
	新へ3037	新庄6	新庄町	警戒区域／特別警戒
	新へ3037-2	新庄7	新庄町	警戒区域
	新へ2071	西坂1	西坂町	警戒区域／特別警戒
	へ015	西坂2	西坂町	警戒区域／特別警戒
	へ014	西坂3	西坂町	警戒区域／特別警戒
	へ508	西坂4	西坂町	警戒区域／特別警戒
	新へ1033-1	西坂5	西坂町	警戒区域／特別警戒
	へ507	西坂6	西坂町	警戒区域／特別警戒
	新へ1033-2	西坂7	西坂町	警戒区域
	へ011-2	西坂8	西坂町	警戒区域／特別警戒
	へ011-1	西坂9	西坂町	警戒区域／特別警戒
	新へ2072	西坂10	西坂町	警戒区域
	新へ2073	西坂11	西坂町	警戒区域／特別警戒
	へ506	西坂12	西坂町	警戒区域／特別警戒
	へ503	西坂13	西坂町	警戒区域
	新へ1031	西坂14	西坂町	警戒区域
	新へ1030	西坂15	西坂町	警戒区域
	新へ3011-2	西坂16	西坂町	警戒区域
	新へ3011-1	西坂17	西坂町	警戒区域／特別警戒
	新へ2076	西坂18	西坂町	警戒区域／特別警戒
	新へ2075	西坂19	西坂町	警戒区域／特別警戒
	へ504	西坂20	西坂町	警戒区域／特別警戒
	新へ3012-1	西坂21	西坂町	警戒区域／特別警戒
	新へ3012-2	西坂22	西坂町	警戒区域／特別警戒
	新へ2074-1	西坂23	西坂町	警戒区域
	新へ2074-2	西坂24	西坂町	警戒区域
	新へ1034-1	西坂25	西坂町	警戒区域／特別警戒
	新へ1034-2	西坂26	西坂町	警戒区域／特別警戒
	へ012	西坂27	西坂町	警戒区域／特別警戒
	へ013	西坂28	西坂町	警戒区域／特別警戒

土砂災害警戒区域指定箇所一覧（土石流）

指定年月日	区域番号	区域名	所在地	区域指定の種類
H25. 3. 19	新へ2125	西坂29	西坂町	警戒区域／特別警戒
	新へ2123	西坂30	西坂町	警戒区域／特別警戒
	へ510	西坂31	西坂町	警戒区域／特別警戒
	新へ2069-4	西坂32	西坂町	警戒区域／特別警戒
	新へ2069-3	西坂33	西坂町	警戒区域／特別警戒
	新へ2069-1	西坂34	西坂町	警戒区域／特別警戒
	新へ2069-2	西坂35	西坂町	警戒区域／特別警戒
	新へ2129	白道路1	白道路町	警戒区域／特別警戒
	へ512	白道路2	白道路町	警戒区域
	へ512-2	白道路3	白道路町	警戒区域
	へ512-3	白道路4	白道路町	警戒区域
	新へ3052	白道路5	白道路町	警戒区域
	へ513	白道路6	白道路町	警戒区域
	へ513-2	白道路7	白道路町	警戒区域／特別警戒
	新へ1082	白道路8	白道路町	警戒区域
	新へ1082-2	白道路9	白道路町	警戒区域／特別警戒
	新へ1082-3	白道路10	白道路町	警戒区域／特別警戒
	新へ1082-4	白道路11	白道路町	警戒区域／特別警戒
	へ511	白道路12	白道路町	警戒区域
	へ511-2	白道路13	白道路町	警戒区域／特別警戒
	新へ3108-4	中山1	中山町	警戒区域／特別警戒
	新へ3108-3	中山2	中山町	警戒区域／特別警戒
	新へ3108-2	中山3	中山町	警戒区域
	へ066	安国寺1	安国寺町	警戒区域
	新へ2132	安国寺2	安国寺町	警戒区域／特別警戒
	新へ1093	安国寺3	安国寺町	警戒区域／特別警戒
	新へ2037	安国寺4	安国寺町	警戒区域／特別警戒
	新へ2096	安国寺5	安国寺町	警戒区域／特別警戒
	新へ3120	安国寺6	安国寺町	警戒区域／特別警戒
	へ067-4	梅迫1	梅迫町	警戒区域／特別警戒
	へ067-3	梅迫2	梅迫町	警戒区域
	へ067-2	梅迫3	梅迫町	警戒区域／特別警戒
	へ067	梅迫4	梅迫町	警戒区域／特別警戒
	へ067-5	梅迫5	梅迫町	警戒区域／特別警戒
	へ067-6	梅迫6	梅迫町	警戒区域／特別警戒
	新へ3075-2	梅迫7	梅迫町	警戒区域／特別警戒
	新へ3077	梅迫8	梅迫町	警戒区域／特別警戒
	へ070	高槻1	高槻町	警戒区域
	へ069	高槻2	高槻町	警戒区域
	へ068	高槻3	高槻町	警戒区域／特別警戒
	新へ2121-2	上杉1	上杉町	警戒区域／特別警戒
	新へ2121-3	上杉2	上杉町	警戒区域
	新へ2121	上杉3	上杉町	警戒区域
	へ540	上杉4	上杉町	警戒区域
	へ540-2	上杉5	上杉町	警戒区域／特別警戒
	へ541	上杉6	上杉町	警戒区域／特別警戒
	へ542	上杉7	上杉町	警戒区域
	へ073	上杉8	上杉町	警戒区域
	へ073-2	上杉9	上杉町	警戒区域
	へ074	大門川	上杉町	警戒区域
	へ075	矢ノ谷川	上杉町	警戒区域
	へ076	上杉10	上杉町	警戒区域
	へ076-2	上杉11	上杉町	警戒区域
	へ076-3	上杉12	上杉町	警戒区域
	新へ1083	上杉13	上杉町	警戒区域
	へ072	上杉14	上杉町	警戒区域／特別警戒
	へ072-2	上杉15	上杉町	警戒区域／特別警戒
	へ071	上杉16	上杉町	警戒区域／特別警戒

土砂災害警戒区域指定箇所一覧（土石流）

指定年月日	区域番号	区域名	所在地	区域指定の種類
H25. 3. 19	～071-2	上杉17	上杉町	警戒区域／特別警戒
	新～3079	上杉18	上杉町	警戒区域
	新～3079-2	上杉19	上杉町	警戒区域／特別警戒
	新～3079-3	上杉20	上杉町	警戒区域／特別警戒
	新～3078	上杉21	上杉町	警戒区域／特別警戒
	新～1085	上杉22	上杉町	警戒区域
	新～2122-2	下村1	於与岐町	警戒区域
	新～2122-3	下村2	於与岐町	警戒区域
	新～2122-4	下村3	於与岐町	警戒区域
	新～2122-5	下村4	於与岐町	警戒区域
	新～2122-6	下村5	於与岐町	警戒区域
	新～2122	下村6	於与岐町	警戒区域／特別警戒
	新～1087	中川原1	於与岐町	警戒区域／特別警戒
	～172-2	中川原2	於与岐町	警戒区域
	～172-3	中川原3	於与岐町	警戒区域／特別警戒
	～172	中川原4	於与岐町	警戒区域／特別警戒
	～172-4	中川原5	於与岐町	警戒区域
	～591	大又1	於与岐町	警戒区域／特別警戒
	～592	大又2	於与岐町	警戒区域
	～592-2	大又3	於与岐町	警戒区域
	～593-2	大又4	於与岐町	警戒区域／特別警戒
	～593	大又5	於与岐町	警戒区域
	～594	大又6	於与岐町	警戒区域
	新～2138	大又7	於与岐町	警戒区域／特別警戒
	新～2138-2	大又8	於与岐町	警戒区域／特別警戒
	新～2138-3	大又9	於与岐町	警戒区域
	～171	見内1	於与岐町	警戒区域／特別警戒
	～171-2	見内2	於与岐町	警戒区域
	～171-3	見内3	於与岐町	警戒区域／特別警戒
	～171-4	見内4	於与岐町	警戒区域
	～169-2	見内5	於与岐町	警戒区域／特別警戒
	～169	見内6	於与岐町	警戒区域
	～166-2	見内7	於与岐町	警戒区域／特別警戒
	～166	見内8	於与岐町	警戒区域／特別警戒
	～167	見内9	於与岐町	警戒区域／特別警戒
	～167-2	見内10	於与岐町	警戒区域／特別警戒
	～589-2	見内11	於与岐町	警戒区域
	～589	見内12	於与岐町	警戒区域／特別警戒
	～168-2	見内13	於与岐町	警戒区域
	～168	見内14	於与岐町	警戒区域／特別警戒
	～168-3	見内15	於与岐町	警戒区域
	～590	見内16	於与岐町	警戒区域
	～170	見内17	於与岐町	警戒区域／特別警戒
	～165-2	黒谷1	黒谷町	警戒区域
	～165	黒谷2	黒谷町	警戒区域／特別警戒
	～164	黒谷3	黒谷町	警戒区域／特別警戒
	～158	黒谷4	黒谷町	警戒区域／特別警戒
	～159	黒谷5	黒谷町	警戒区域／特別警戒
	～161	黒谷6	黒谷町	警戒区域／特別警戒
	～160-2	黒谷7	黒谷町	警戒区域／特別警戒
	～160	黒谷8	黒谷町	警戒区域
	～165-3	黒谷9	黒谷町	警戒区域
	～163-1	黒谷川1	八代町	警戒区域／特別警戒
	～163-2	黒谷川2	八代町	警戒区域／特別警戒
	～163-3	黒谷川3	八代町	警戒区域／特別警戒
	～163-4	黒谷川4	八代町	警戒区域
	～587-1	八代谷1	八代町	警戒区域／特別警戒
	～587-2	八代谷2	八代町	警戒区域／特別警戒

土砂災害警戒区域指定箇所一覧（土石流）

指定年月日	区域番号	区域名	所在地	区域指定の種類
H26. 3. 25	新へ2108	七百石1	七百石町	警戒区域
	へ537	七百石2	七百石町	警戒区域
	新へ3055-2	七百石3	七百石町	警戒区域／特別警戒
	新へ3055	七百石4	七百石町	警戒区域
	新へ3054	七百石5	七百石町	警戒区域
	へ536	七百石6	七百石町	警戒区域
	へ062	七百石7	七百石町	警戒区域
	新へ3061	七百石8	七百石町	警戒区域
	新へ2115	七百石9	七百石町	警戒区域
	新へ2116	七百石10	七百石町	警戒区域
	へ539	七百石11	七百石町	警戒区域／特別警戒
	へ535-1	七百石12	七百石町	警戒区域
	へ535-2	七百石13	七百石町	警戒区域
	新へ3062	岩王寺川	七百石町	警戒区域
	へ064	上八田1	上八田町	警戒区域
	新へ1080	上八田2	上八田町	警戒区域／特別警戒
	新へ1081	上八田3	上八田町	警戒区域
	新へ2018	下八田1	下八田町	警戒区域
	新へ2024	下八田2	下八田町	警戒区域
	新へ2023	下八田3	下八田町	警戒区域／特別警戒
	新へ2023-2	下八田4	下八田町	警戒区域／特別警戒
	新へ3116	下八田5	下八田町	警戒区域／特別警戒
	へ544	下八田6	下八田町	警戒区域
	へ544-2	下八田7	下八田町	警戒区域／特別警戒
	へ544-3	下八田8	下八田町	警戒区域／特別警戒
	へ065-6	中筋1	中筋町	警戒機
	へ061-5	中筋2	中筋町	警戒区域／特別警戒
	へ061-6	中筋3	中筋町	警戒区域／特別警戒
	へ061-7	中筋4	中筋町	警戒区域
	へ061-8	中筋5	中筋町	警戒区域
	へ061-4	中筋6	中筋町	警戒区域／特別警戒
	へ061-3	中筋7	中筋町	警戒区域
	へ061	中筋8	中筋町	警戒区域
	へ061-2	中筋9	中筋町	警戒区域
	へ065-5	中筋10	中筋町	警戒区域
	へ065-4	中筋11	中筋町	警戒区域／特別警戒
	へ065	中筋12	中筋町	警戒区域
	へ065-2	中筋13	中筋町	警戒区域
	へ065-3	中筋14	中筋町	警戒区域
	へ061-9	とよさか1	とよさか町	警戒区域
	へ061-10	とよさか2	とよさか町	警戒区域／特別警戒
	へ061-11	とよさか3	とよさか町	警戒区域／特別警戒
	へ061-12	とよさか4	とよさか町	警戒区域／特別警戒
	へ061-13	とよさか5	とよさか町	警戒区域／特別警戒
	へ061-14	淵垣1	淵垣町	警戒区域
	新へ2118	小呂1	小呂町	警戒区域／特別警戒
	新へ2035	小呂2	小呂町	警戒区域／特別警戒
	新へ2036	小呂3	小呂町	警戒区域／特別警戒
	へ057-4	小呂4	小呂町	警戒区域／特別警戒
	へ057-5	小呂5	小呂町	警戒区域
	へ057	小呂6	小呂町	警戒区域
	へ057-2	小呂7	小呂町	警戒区域
	へ057-3	小呂8	小呂町	警戒区域
	新2119	小呂9	小呂町	警戒区域／特別警戒
	へ532	星原1	星原町	警戒区域
	へ532-2	星原2	星原町	警戒区域／特別警戒
	へ532-3	星原3	星原町	警戒区域
	へ056-2	星原4	星原町	警戒区域

土砂災害警戒区域指定箇所一覧（土石流）

指定年月日	区域番号	区域名	所在地	区域指定の種類
H26. 3. 25	へ056-3	星原5	星原町	警戒区域
	へ056	星原6	星原町	警戒区域
	新へ2120	星原7	星原町	警戒区域
	新へ2120-2	星原8	星原町	警戒区域／特別警戒
	新へ2120-3	星原9	星原町	警戒区域
	へ055	有岡1	有岡町	警戒区域／特別警戒
	新へ2033	有岡2	有岡町	警戒区域／特別警戒
	新へ2033-2	有岡3	有岡町	警戒区域
	新へ2033-3	有岡4	有岡町	警戒区域／特別警戒
	新へ2033-4	有岡5	有岡町	警戒区域／特別警戒
	新へ2033-5	有岡6	有岡町	警戒区域
	新へ2019-2	多田1	多田町	警戒区域／特別警戒
	新へ2019	多田2	多田町	警戒区域／特別警戒
	新へ1013	高倉1	高倉町	警戒区域／特別警戒
	新へ1013-2	高倉2	高倉町	警戒区域
H. 27. 3. 31	新へ2019-3	里1	里町	警戒区域
	新へ1017-2	位田5	位田町	警戒区域
	新へ2038	位田6	位田町	警戒区域
	新へ2039	位田7	位田町	警戒区域
	新へ2039-2	位田8	位田町	警戒区域
	新へ2039-3	位田9	位田町	警戒区域
H. 27. 6. 23	新へ1017	位田4	位田町	警戒区域／特別警戒
	新へ1035	小畑1	小畑町	警戒区域
	新へ2001	小畑2	小畑町	警戒区域
	新へ1036-1	小畑3	小畑町	警戒区域
	新へ1036-2	小畑4	小畑町	警戒区域
	新へ1053	小畑5	小畑町	警戒区域／特別警戒
	新へ2080	小畑6	小畑町	警戒区域
	新へ2079	小畑7	小畑町	警戒区域
	へ501	小畑8	小畑町	警戒区域
	新へ3119	小畑9	小畑町	警戒区域
	へ009	小畑10	小畑町	警戒区域／特別警戒
	へ009-2	小畑11	小畑町	警戒区域
	へ008-1	小畑12	小畑町	警戒区域
	へ008-2	小畑13	小畑町	警戒区域
	へ008-3	小畑14	小畑町	警戒区域／特別警戒
	新へ1090	鍛冶屋1	鍛冶屋町	警戒区域／特別警戒
	新へ1090-2	鍛冶屋2	鍛冶屋町	警戒区域
	新へ1090-3	鍛冶屋3	鍛冶屋町	警戒区域／特別警戒
	へ005	今田1	今田町	警戒区域
	新へ1040-2	小貝1	小貝町	警戒区域／特別警戒
	新へ2082	私市1	私市町	警戒区域
	へ001	私市2	私市町	警戒区域／特別警戒
	へ001-2	私市3	私市町	警戒区域／特別警戒
	へ004-2	小西1	小西町	警戒区域
	へ004	小西2	小西町	警戒区域
	新へ3080	小西3	小西町	警戒区域
	新へ1042	小西4	小西町	警戒区域／特別警戒
	新へ2040-2	小西5	小西町	警戒区域
	へ006-2	大畠1	大畠町	警戒区域
	新へ1043-2	大畠2	大畠町	警戒区域／特別警戒
	新へ1043	大畠3	大畠町	警戒区域
	へ006	大畠4	大畠町	警戒区域／特別警戒
	新へ1018	栗1	栗町	警戒区域
	新へ1018-2	栗2	栗町	警戒区域／特別警戒
H27. 3. 31	新へ2011	安場1	安場町	警戒区域
	新へ2011-2	安場2	安場町	警戒区域
	新へ1044	安場3	安場町	警戒区域

土砂災害警戒区域指定箇所一覧（土石流）

指定年月日	区域番号	区域名	所在地	区域指定の種類
H27. 3. 31	新へ1044-2	安場4	安場町	警戒区域／特別警戒
	新へ1044-3	安場5	安場町	警戒区域／特別警戒
	新へ2085-3	安場6	安場町	警戒区域／特別警戒
	新へ2085-1	安場7	安場町	警戒区域／特別警戒
	新へ2085-2	安場8	安場町	警戒区域／特別警戒
H27. 6. 23	新へ1001	高津1	高津町	警戒区域／特別警戒
	へ003	高津2	高津町	警戒区域／特別警戒
	新へ3091	高津3	高津町	警戒区域
	新へ3091-2	高津4	高津町	警戒区域
	新へ2010	高津5	高津町	警戒区域
	新へ3090	高津6	高津町	警戒区域／特別警戒
	へ048	新庄川	上延町	警戒区域
	へ051	菅谷川	上延町	警戒区域
	へ050	上延1	上延町	警戒区域／特別警戒
	新へ2013	上延2	上延町	警戒区域
	新へ2013-2	上延3	上延町	警戒区域
	新へ1003	上延4	上延町	警戒区域
	へ044	大島1	大島町	警戒区域／特別警戒
	へ045	道屋川	大島町	警戒区域
	へ046	宮谷川	大島町	警戒区域
	へ047	ヒナサキ川	大島町	警戒区域
	へ049	下山川	岡町	警戒区域
	新へ1012	一の丸1	岡町	警戒区域
	へ052	一の丸2	岡町	警戒区域
	新へ1010-4	上野1	上野町	警戒区域／特別警戒
	新へ1010-3	上野2	上野町	警戒区域／特別警戒
	新へ1010-2	上野3	上野町	警戒区域／特別警戒
	新へ2025	上野5	上野町	警戒区域
	新へ1010	上野6	上野町	警戒区域／特別警戒
	新へ2026-2	野田1	野田町	警戒区域／特別警戒
	新へ2026	野田2	野田町	警戒区域／特別警戒
	新へ2134	野田3	野田町	警戒区域
	新へ2135	野田4	野田町	警戒区域
	へ078	寺町1	寺町町	警戒区域
	新へ1007-3	田野1	田野町	警戒区域
	新へ1007-2	田野2	田野町	警戒区域
	新へ1007	田野3	田野町	警戒区域／特別警戒
	新へ1006	田野4	田野町	警戒区域／特別警戒
	新へ1006-2	田野5	田野町	警戒区域／特別警戒
	新へ1006-3	田野6	田野町	警戒区域
	新へ3093	田野7	田野町	警戒区域
	新へ3093-2	田野8	田野町	警戒区域
	新へ3093-3	田野9	田野町	警戒区域／特別警戒
	新へ3093-4	田野10	田野町	警戒区域／特別警戒
	新へ3093-5	田野11	田野町	警戒区域／特別警戒
	新へ3093-6	田野12	田野町	警戒区域／特別警戒
	新へ3093-7	田野13	田野町	警戒区域
	新へ3093-8	田野14	田野町	警戒区域
	へ079	田野15	田野町	警戒区域／特別警戒
	新へ2124-3	田野16	田野町	警戒区域
	新へ2124-2	田野17	田野町	警戒区域／特別警戒
	新へ2124-1	田野18	田野町	警戒区域／特別警戒
	新へ2124-4	田野19	田野町	警戒区域／特別警戒
	へ054	宮代川	神宮寺町	警戒区域
	へ053	宮代1	宮代町	警戒区域
H28. 3. 29	新へ3101-2	位田1	位田町	警戒区域／特別警戒
	新へ3101	位田2	位田町	警戒区域
	新へ2084	位田3	位田町	警戒区域

土砂災害警戒区域指定箇所一覧（土石流）

指定年月日	区域番号	区域名	所在地	区域指定の種類
H28. 3. 29	新へ1016	位田10	位田町	警戒区域
	新へ2032	位田11	位田町	警戒区域
	新へ2081	鍛冶屋4	鍛冶屋町	警戒区域／特別警戒
	新へ1040	私市4	私市町	警戒区域／特別警戒
	新へ2083	館1	館町	警戒区域／特別警戒
	新へ2040	石原1	石原町	警戒区域／特別警戒
	へ002	高津7	高津町	警戒区域／特別警戒
	へ002-2	高津8	高津町	警戒区域
	へ077	味方1	味方町	警戒区域／特別警戒
	へ080	味方2	味方町	警戒区域／特別警戒
	新へ2017	味方3	味方町	警戒区域／特別警戒

資料2-14

土砂災害警戒区域指定箇所一覧（地すべり）

指定年月日	区域番号	区域名	所在地	区域指定の種類
H28. 3. 29	10	上位田	位田町	警戒区域
	17	新庄	新庄町	警戒区域
	42	上林	八津合町	警戒区域

資料2-15 通行不能となるおそれのある避難路

代替ルートの確保が困難な路線で土砂災害の発生等により通行できなくなる恐れのある路線は、以下のとおりである。

No.	地区名	区分	路線名	避難所	対象となる自治会	土砂災害警戒区域指定の有無
1	口上林	市道	市道井根線	井根公会堂	井根町	有
2	口上林	市道	市道井根南ノ前線	井根公会堂	井根町	有
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

資料３－１ 水防倉庫及び資機材

＜水防倉庫＞

河 川 名	設 置 箇 所
由 良 川	味方町 1 栗町 1
上 林 川	睦寄町 1
犀 川	物部町 1

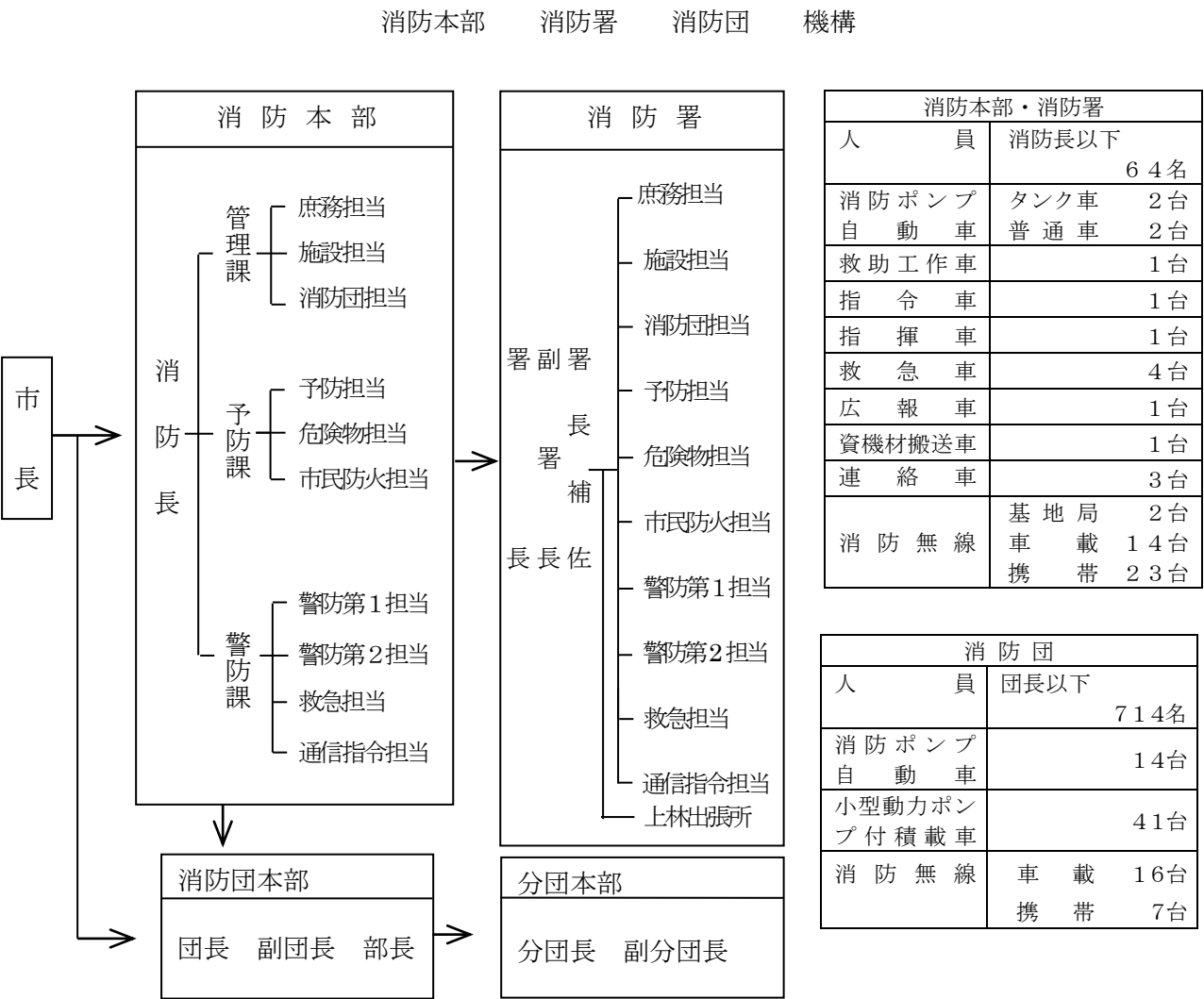
＜資 材＞ 水防倉庫 1 棟当たりに対する品目数量は次の基準による。

品 目	数 量	品 目	数 量	品 目	数 量
麻袋、空俵、 ポリプロピレン 土のう袋	600 枚	くぎ（6 インチ）	12 kg	木材（丸太、杭） 1m 長、2 m 長	150 本
なわ	600 kg	鉄線（10 番）	100 kg	予備土、玉石 砂利	若 干
ビニールシート	10 枚	鉄線（8 番）	100 kg		
むしろ	100 枚	竹	50 本		

＜器 具＞

品 目	数 量	品 目	数 量	品 目	数 量
スコップ	30 丁	かけや	10 丁	のこぎり	4 丁
かま	10 丁	おの又はなた	5 丁	ペンチ	3 丁
たこづち	8 丁	くわ	10 丁	バケツ	1 個
ツルハシ	2 丁	金づち	3 丁	一輪車	1 台
照明灯	若 干	にない棒	若 干	もっこ	若 干

資料3-2 消防本部 消防署 消防団 機構



消防本部・消防署

人 員	消防長以下
	64名
消防ポンプ自動車	タンク車 2台 普通車 2台
救助工作車	1台
指令車	1台
指揮車	1台
救急車	4台
広報車	1台
資機材搬送車	1台
連絡車	3台
消防無線	基地局 2台 車載 14台 携帯 23台

消防団

人 員	団長以下
	714名
消防ポンプ自動車	14台
小型動力ポンプ付積載車	41台
消防無線	車載 16台 携帯 7台

資料3-3 消防施設設備基準及び充当率

区分	基準	現有	充当率	備考
消防ポンプ	104口	77口	74.0%	小型動力ポンプ 1口 消防ポンプ自動車 2口
消防水利	1,113	709	63.7%	防火水槽 40㎡以上のもの 消火栓 150mm以上の水道管に接続のもの

資料 3－4 消防施設配置表

分 団 別 施 設 別		綾 部	中 筋	吉 美	西 八 田	東 八 田	山 家	口 上 林	上 林	豊 里	物 部	志 賀 郷	合 計
消 防 団	消防ポンプ自動車	3	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	14
	小型動力ポンプ付 積 載 車	5	2	2	3	4	4	3	4	5	4	3	39
防 火 水 槽		89	24	51	84	78	89	47	104	94	66	70	796
消 火 栓		298	139	80	111	49	22			134	88	89	1010

(防火水槽は20 m³以上、消火栓は簡易水道分は除く。)

資 料 編

3 その他資料、様式等

資料3-5 防 火 管 理 者 の 選 任 を 必 要 と す る 防 火 対 象 物

No.	区 分	所 在 地	名 称
1	集 会 場	鷹 栖 町	綾部市基幹集落センター
2	〃	味 方 町	綾部市人権福祉センター 綾部会館
3	〃	と よ さ か 町	綾部工業団地 交流プラザ 一般社団法人綾部工業団地振興センター
4	〃	大 島 町	綾部市ふれあいセンター
5	〃	八 津 合 町	綾部市観光センター
6	〃	宮 代 町	綾部市市民ホール
7	〃	上 杉 町	綾部市総合運動公園
8	〃	多 田 町	綾部市農業振興センター
9	〃	岡 安 町	綾部市農村婦人の家
10	〃	宮 代 町	綾部市林業センター
11	〃	宮 代 町	宮代コミュニティセンター
12	〃	栗	栗文化センター
13	〃	高 津 町	高津コミュニティセンター
14	〃	梅 迫 町	東八田公民館
15	〃	物 部 町	綾部市物部会館
16	〃	栗	豊里コミュニティセンター
17	〃	物 部 町	綾部市物部営農指導センター
18	〃	武 吉 町	綾部市健康ファミリーセンター
19	〃	味 方 町	沙羅双樹
20	〃	味 方 町	綾部市味方共同集会所
21	遊 技 場	井 倉 新 町	CO-MO
22	〃	大 島 町	シルク
23	カラオケボックス等	高 津 町	カラオケ本舗まねきねこ 綾部店
24	飲 食 店	岡	こだま
25	〃	味 方 町	ひと粒 綾部店
26	〃	月 見 町	柿蔵
27	〃	若 松 町	花山
28	〃	大 島 町	麺や新風館
29	〃	駅 前 通	味しるべ盾
30	〃	駅 前 通	宗右衛門BAR
31	〃	大 島 町	五郎茶屋
32	〃	高 津 町	丹波牛 一也
33	〃	並 松 町	丹波茶屋ゆらり
34	〃	味 方 町	マクドナルド27号綾部店
35	〃	大 島 町	餃子の王将 綾部店
36	〃	幸 通 り	栄亭 綾部店
37	〃	本 町 八 丁 目	一二三亭
38	〃	睦 寄 町	二王公園管理棟
39	〃	井 倉 新 町	めん処 大黒
40	〃	大 島 町	ジョイフル綾部店
41	〃	広小路一丁目	茶寮ゆらり結鶴
42	〃	大 島 町	丸亀製麺 綾部店
43	〃	高 津 町	台湾料理 金香園
44	〃	高 津 町	宗右衛門本店
45	〃	幸 通 り	MIOビル
46	〃	西 町 三 丁 目	ココス綾部店
47	〃	〃	和食さと あやベグンゼタウン店
48	〃	幸 通 り	お食事処 和牛肉処榮吉
49	物 品 販 売 店	宮 代 町	ローソン綾部宮代店
50	〃	宮 代 町	株式会社 マツモト 綾部店

51	物 品 販 売 店	幸 通 り	フレッシュバザール綾部幸通り店
52	〃	青 野 町	ギフト館 株式会社 藤善 綾部店
53	〃	広小路三丁目	株式会社鎌田電器
54	〃	味 方 町	オオツキ綾部店
55	〃	青 野 町	ジュンテンドー綾部店
56	〃	川 糸 町	ローソン綾部高校東分校前店
57	〃	渕 垣 町	ローソン綾部渕垣店
58	〃	西 町 一 丁 目	株式会社 芦田呉服店
59	〃	大 島 町	インテルナモリイ 綾部店
60	〃	大 島 町	ダイソー綾部店
61	〃	岡	セリア 綾部岡町店
62	〃	青 野 町	生鮮&業務スーパー 青野店
63	〃	大 島 町	生鮮&業務スーパー 綾部店
64	〃	大 島 町	ワークマンプラス綾部店
65	〃	大 島 町	ファッションセンター しまむら 綾部店
66	〃	井 倉 町	ミニストップ綾部井倉店
67	〃	下 八 田 町	コメリハードアンドグリーン綾部店
68	〃	西 町 三 丁 目	バザールタウン綾部 ストック館
69	〃	下 八 田 町	ファミリーマート綾部下八田店
70	〃	下 八 田 町	セブン-イレブン綾部下八田店
71	〃	西 町 三 丁 目	ココカラファイン綾部店
72	〃	高 津 町	セブン-イレブン綾部高津店
73	〃	井 倉 町	セブン-イレブン綾部井倉店
74	〃	大 島 町	ゴダイドラッグ綾部店
75	〃	上 延 町	ドラッグコスモス綾部店
76	〃	駅 前 通	ドコモショップ綾部店
77	〃	大 島 町	セブン-イレブン綾部大島店
78	〃	青 野 町	あやべ特産館
79	〃	西 町 三 丁 目	アヤベグンゼタウンセンター ケーズデンキ綾部店
80	〃	味 方 町	株式会社 北陸近畿クボタ綾部営業所
81	〃	大 島 町	ドラッグユタカ 綾部店
82	〃	大 島 町	オートバックス 京都綾部
83	〃	井 倉 町	ドラッグコスモス綾部井倉店
84	旅館・ホテル等	本 町 三 丁 目	株式会社亀甲家
85	〃	田	株式会社小西屋
86	〃	駅 前 通	株式会社コスモ
87	〃	並 松 町	現長
88	〃	並 松 町	有限会社ふしみや
89	〃	高 槻 町	綾部アイネ
90	〃	本 町 三 丁 目	料理旅館 萬家
91	〃	上 野 町	宗教法人大本望仙館
92	〃	本 宮 町	宗教法人大本松香館
93	〃	上 杉 町	綾部市研修センター
94	〃	井 倉 新 町	ステーションホテル綾部
95	〃	佃	綾部ゆにわ
96	共 同 住 宅	西 町 三 丁 目	府営住宅綾部西町団地
97	〃	綾 中 町	府営住宅花ノ木団地
98	〃	井 倉 新 町	プレシアスアヤベ
99	〃	上 野 町	近畿財務局綾部合同宿舍
100	〃	位 田 町	京都府立農業大学校学生寮

資 料 編

3 その他資料、様式等

101	共 同 住 宅	井 倉 新 町	府営住宅井倉新町団地
102	〃	上 野 町	府営住宅上野団地
103	〃	下 八 田 町	エグゼ綾部
104	病 院 ・ 医 院	青 野 町	財団法人 綾部医療公社 綾部市立病院
105	〃	高 津 町	公益社団法人 京都保健会 京都協立病院
106	〃	大 島 町	医療法人綾富士会 綾部ルネス病院
107	〃	本 町 一 丁 目	由良産婦人科・小児科医院
108	老 人 福 祉 施 設	田 野 町	特別養護老人ホーム 松寿苑
109	〃	田 野 町	特別養護老人ホーム 第2松寿苑
110	〃	田 野 町	ケアハウス ウォーターヒルズ 松寿
111	〃	田 野 町	グループホーム たのやま
112	〃	田 野 町	ケアハウス たのやま
113	〃	青 野 町	ニチイケアセンター 綾部
114	〃	十 倉 名 畑 町	綾部東部デイサービスセンター
115	〃	八 津 合 町	高齢者支援センター 松寿苑
116	〃	八 津 合 町	地域密着型小規模特別養護老人ホーム あたご
117	〃	里 町	どんぐりの家
118	〃	里 町	どんぐりの家 「おこしやす」
119	〃	里 町	綾部市 清山荘
120	〃	栗 町	ミストラル とよさと
121	〃	栗 町	ミストラル介護センター 綾部
122	〃	豊 里 町	ニチイケアセンター ゆらの里
123	〃	小 畑 町	老人保健施設 あやべ
124	〃	小 畑 町	特別養護老人ホーム 丹の国荘
125	〃	上 杉 町	社協の家 つどい
126	〃	上 杉 町	うえすぎ 松寿苑
127	〃	岡 安 町	西八田高齢者支援センター松寿苑
128	〃	上 原 町	山家小規模多機能型居宅介護施設 やまぶき
129	〃	高 津 町	介護老人保健施設 京都綾部 さくらホーム
130	〃	高 津 町	特別養護老人ホーム 京都綾部さきょうの郷 1号館
131	〃	高 津 町	特別養護老人ホーム 京都綾部さきょうの郷 2号館
132	〃	志 賀 郷 町	社協の家 なごみ
133	〃	岡 町	中筋小規模多機能型居宅介護施設 丹都
134	〃	十 倉 名 畑 町	いこいの村 聴覚言語障害センター 梅の木寮
135	福 祉 施 設	物 部 町	あやべ作業所
136	〃	川 糸 町	綾部市福祉ホール
137	〃	青 野 町	綾部市保健福祉センター
138	〃	青 野 町	ワークショップサクラティエ
139	〃	青 野 町	にっこりホーム
140	〃	味 方 町	いかるがの郷
141	〃	味 方 町	ゆらがわの郷
142	〃	栗 町	綾部市 ふれあいの家
143	〃	天 神 町	ともの家
144	〃	梅 迫 町	就労継続支援B型事業所 PLUM OFFICE
145	〃	物 部 町	グループホーム「ゆうゆう荘」
146	〃	並 松 町	ゆらりんホーム
147	〃	寺 町	陽だまりの里さんさん上石
148	〃	神 宮 寺 町	グループホームみどり
149	〃	十 倉 名 畑 町	いこいの村 聴覚言語障害センター 栗の木寮
150	福 祉 施 設	十 倉 名 畑 町	いこいの村 コスモス寮

151	児童福祉施設	中筋町	綾部市なかすじ児童センター
152	〃	上野町	綾部ひまわり共同保育園
153	〃	十倉名畑町	社会福祉法人綾東こども園
154	〃	物部町	綾部市立物部保育園
155	〃	上野町	社会福祉法人せんだん苑南こども園
156	〃	相生町	社会福祉法人綾部保育園
157	〃	有岡町	社会福祉法人吉美こども園
158	〃	青野町	社会福祉法人せんだん苑こども園
159	〃	栗町	社会福祉法人豊里幼児園
160	〃	大島町	社会福祉法人中筋幼児園
161	〃	十倉中町	社会福祉法人るんに苑
162	〃	於与岐町	風の子共同保育園
163	小学校	八津合町	綾部市立上林小学校
164	〃	上野町	綾部市立綾部小学校
165	〃	有岡町	綾部市立吉美小学校
166	〃	岡安町	綾部市立西八田小学校
167	〃	上杉町	綾部市立東八田小学校
168	〃	鷹栖町	綾部市立東綾小学校
169	〃	大島町	綾部市立中筋小学校
170	〃	栗町	綾部市立豊里小学校
171	〃	物部町	綾部市立物部小学校
172	〃	志賀郷町	綾部市立志賀小学校
173	中学校	宮代町	綾部市立綾部中学校
174	〃	鷹栖町	綾部市立東綾中学校
175	〃	豊里町	綾部市立豊里中学校
176	〃	物部町	綾部市立何北中学校
177	〃	八津合町	綾部市立上林中学校
178	高等学校	岡町	京都府立綾部高等学校
179	〃	川糸町	京都府立綾部高等学校(東分校)
180	大学校	位田町	京都府立農業大学校
181	図書館等	里町	綾部市資料館
182	〃	里町	綾部市天文館パオ
183	〃	青野町	グンゼ博物苑
184	寺社寺院	神宮寺町	金光教綾部教会
185	〃	本宮町	宗教法人大本 長生殿
186	〃	上野町	宗教法人大本 信徒集会場
187	〃	鷹栖町	照福寺
188	〃	下八田町	創価学会綾部礼拝所綾部平和会館
189	〃	並松町	天理教綾ノ本分教会
190	〃	館町	塩岳山 楞嚴寺
191	〃	味方町	宗教法人宝住寺
192	工場	中山町	オムロン株式会社綾部事業所
193	〃	とよさか町	カルビー株式会社京都工場
194	〃	とよさか町	カワイ電線株式会社京都工場
195	〃	城山町	綾部エンブラ株式会社
196	〃	井倉新町	グンゼ株式会社研究開発部
197	〃	青野町	グンゼ株式会社メディカル事業部
198	〃	青野町	グンゼ株式会社本社工場及びレグ物流センター
199	〃	青野町	グンゼ株式会社研究開発部京都研究所
200	工場	青野町	グンゼ株式会社 旧SOZ事業本部(本社工場管理)

資 料 編

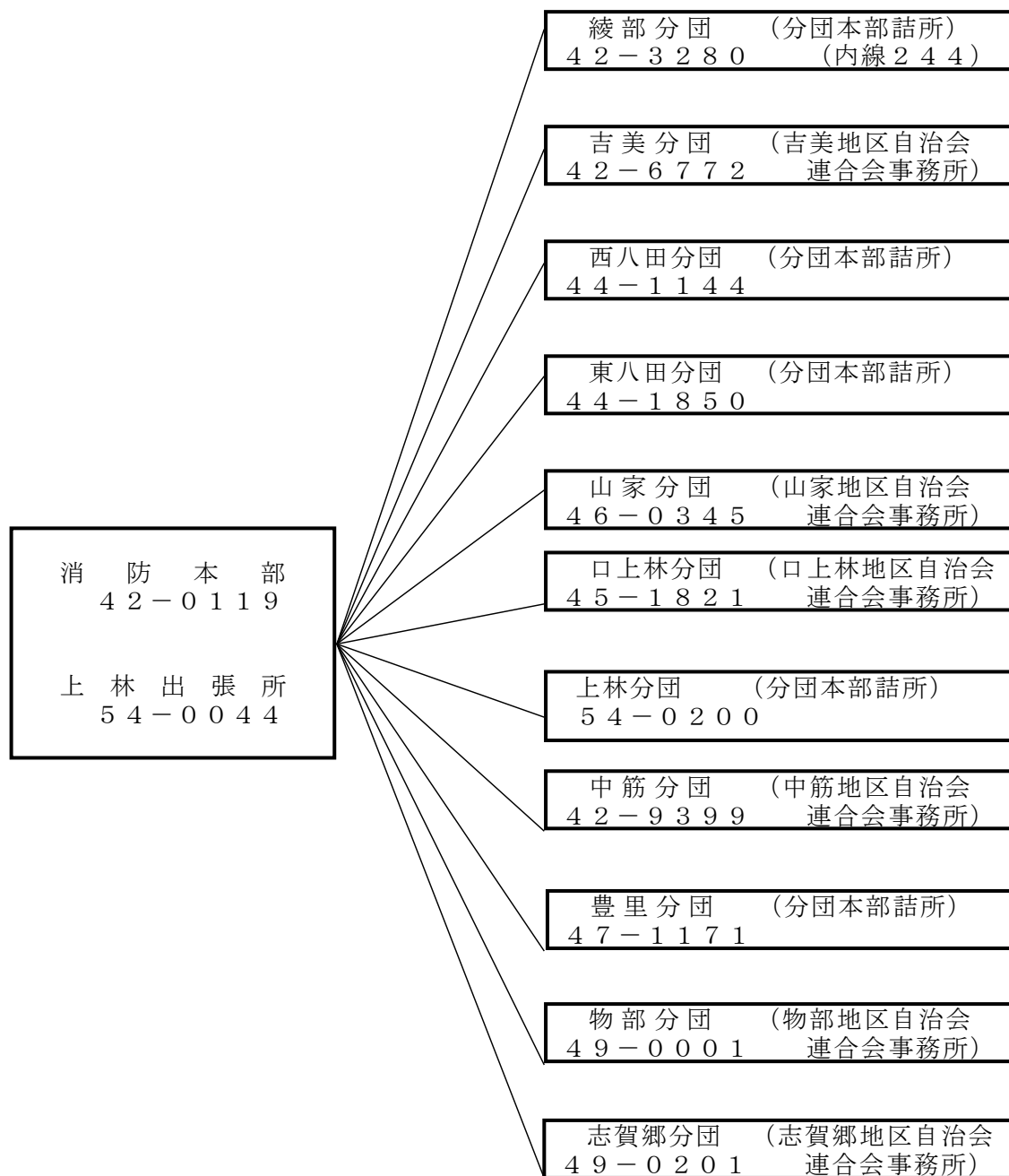
3 その他資料、様式等

201	〃	城 山 町	国産部品工業株式会社京都工場
202	〃	井 倉 新 町	サント機工株式会社
203	〃	栗 町	綾部トーヨーゴム株式会社
204	〃	青 野 町	タマヤ株式会社
205	〃	宮 代 町	綾部紡績株式会社
206	〃	と よ さ か 町	株式会社住友理工ホーステックス
207	〃	城 山 町	株式会社関西ダイエットクック
208	〃	井 倉 新 町	株式会社アカツキ製作所
209	〃	高 津 町	株式会社神内電機製作所綾部工場
210	〃	と よ さ か 町	株式会社片山化学工業研究所綾部工場
211	〃	城 山 町	株式会社堀内機械京都工場
212	〃	味 方 町	藤本食品株式会社
213	〃	城 山 町	コカコーラウエスト株式会社 北近畿支店
214	〃	城 山 町	三ツ星ベルト技研株式会社綾部生産システム開発センター
215	〃	城 山 町	日東公進株式会社本社工場 日東精工株式会社城山第2工場
216	〃	井 倉 町	日東精工株式会社
217	〃	城 山 町	日東精工株式会社城山工場(産機事業部)
218	〃	下 八 田 町	日東精工株式会社ファスナー事業部八田工場
219	〃	延 町	日東精工株式会社制御システム事業部
220	〃	大 島 町	豊英化工株式会社
221	〃	桜が丘三丁目	Az-comLogisticsAyabe(株式会社関西丸和ロジスティクス)
222	〃	桜が丘三丁目	株式会社バルテックス京都工場
223	〃	城 山 町	福田工業株式会社京都工場
224	〃	と よ さ か 町	株式会社ハンシンデリカ
225	〃	味 方 町	京セラ株式会社京都綾部工場
226	〃	青 野 町	株式会社シゲノ
227	〃	と よ さ か 町	日東薬品工業株式会社綾部工場
228	〃	と よ さ か 町	株式会社本田味噌本店綾部工場
229	〃	と よ さ か 町	株式会社ファーストダウン京都工場
230	〃	城 山 町	株式会社バルテックス城山工場
231	事 業 所	宮 代 町	京都府綾部警察署
232	〃	田 野 町	綾部市斎場
233	〃	若 竹 町	綾部市役所
234	〃	岡 町	綾部自動車学校
235	〃	駅 前 通	京都北都信用金庫綾部中央支店
236	〃	幸 通 り	日本郵便株式会社 綾部郵便局
237	〃	並 松 町	株式会社綾部建設会館
238	〃	駅 前 通	京都銀行株式会社綾部支店
239	〃	宮 代 町	京都丹の国農業協同組合本店
240	〃	里 町	京都丹の国農業協同組合吉美センター
241	〃	川 糸 町	京都府綾部総合庁舎
242	〃	川 糸 町	京都府総合教育センター北部研修所
243	〃	川 糸 町	京都府中丹東農業改良普及センター
244	〃	青 野 町	あやべ健康プラザ 株式会社 水夢
245	〃	十 倉 名 畑 町	黒谷和紙工芸の里
246	〃	川 糸 町	コインランドリーひろせ 綾部川糸店
247	〃	味 方 町	綾部市消防本部
248	複 合 用 途	駅 前 通	アライビル
249	〃	岡 町	LSビル
250	複 合 用 途	宮 代 町	SKYマツモト

251	〃	岡 町	アイランドリー綾部・ミューフルール
252	〃	綾 中 町	バザールタウン綾部 アスパ
253	〃	睦 寄 町	あやべ温泉
254	〃	青 野 町	ウイステリア
255	〃	青 野 町	北部産業創造センター
256	〃	岡 町	インターナショナルファッションフォーラムOSh
257	〃	西 町 一 丁 目	カサセントロ
258	〃	西 町 一 丁 目	はとや文具店
259	〃	駅 前 通	ホテルアルファ綾部
260	〃	西 町 一 丁 目	ヲギノ楽器店
261	〃	位 田 町	綾部ふれあい牧場
262	〃	西 町 三 丁 目	綾部市市民センター(あやべ日東精工アリーナ)
263	〃	宮 代 町	廣瀬産業ビル宮代
264	〃	高 津 町	株式会社 ホンダ西京都
265	〃	高 津 町	京都トヨタ株式会社中丹営業所
266	〃	里 町	京都府中丹文化会館/綾部市中央公民館
267	〃	黒 谷 町	黒谷和紙会館(黒谷町公民館)
268	〃	志 賀 郷 町	志賀郷公民館 診療所
269	〃	青 野 町	由良ビルリヴィ1号館
270	〃	青 野 町	由良ビルリヴィ2号館
271	〃	井 倉 新 町	綾部シティホール
272	〃	西 町 一 丁 目	森本博愛堂薬局
273	〃	故 屋 岡 町	綾部市林業者等健康管理センター
274	〃	大 島 町	福井建設ビル
275	〃	大 島 町	エスポール
276	〃	大 島 町	讃岐うどん吾平 / 大槻建具店
277	〃	田 町	オサトマーケット
278	〃	新 宮 町	Get to me the Church / 綾部コワーキング新宮
279	〃	井 倉 新 町	大嶋カーサービス綾部店
280	〃	鍛 冶 屋 町	綾部市里山交流研修センター
281	〃	本 町 二 丁 目	赤尾漢方薬局 薬膳喫茶悠々
282	〃	十 倉 名 畑 町	綾部市かんばやし交流館
283	〃	西 町 三 丁 目	ローソン綾部西町店・クリーニングふらんせ西町店
284	〃	幸 通 り	アスティムⅠ・Ⅱ
285	〃	本 町 八 丁 目	カーサルーチェ
286	〃	睦 合 町	たからの里・カフェわびすけ
287	〃	下 八 田 町	明日香セレモニーいかるがホール
288	〃	駅 前 通	公益社団法人京都保健会あやべ協立診療所
289	〃	駅 前 通	Ayabe peace building
290	〃	駅 前 通	HARASHO 1
291	〃	西 町 二 丁 目	たらふくビル
292	〃	西 町 一 丁 目	綾部市I・Tビル
293	〃	青 野 町	ワークショップ サクラティエ(綾部福祉会)
294	〃	梅 迫 町	綾部市立八田中学校・綾部市立八田幼稚園
295	〃	本 町 八 丁 目	福井食品株式会社ビル
296	〃	青 野 町	麺FACTORY JAWS ZERO
297	〃	青 野 町	あやテラス
298	文 化 財	睦 寄 町	君尾山 光明寺 二王門
299	〃	本 宮 町	宗教法人大本 みろく殿
300	〃	安 国 寺 町	宗教法人景德山 安国寺

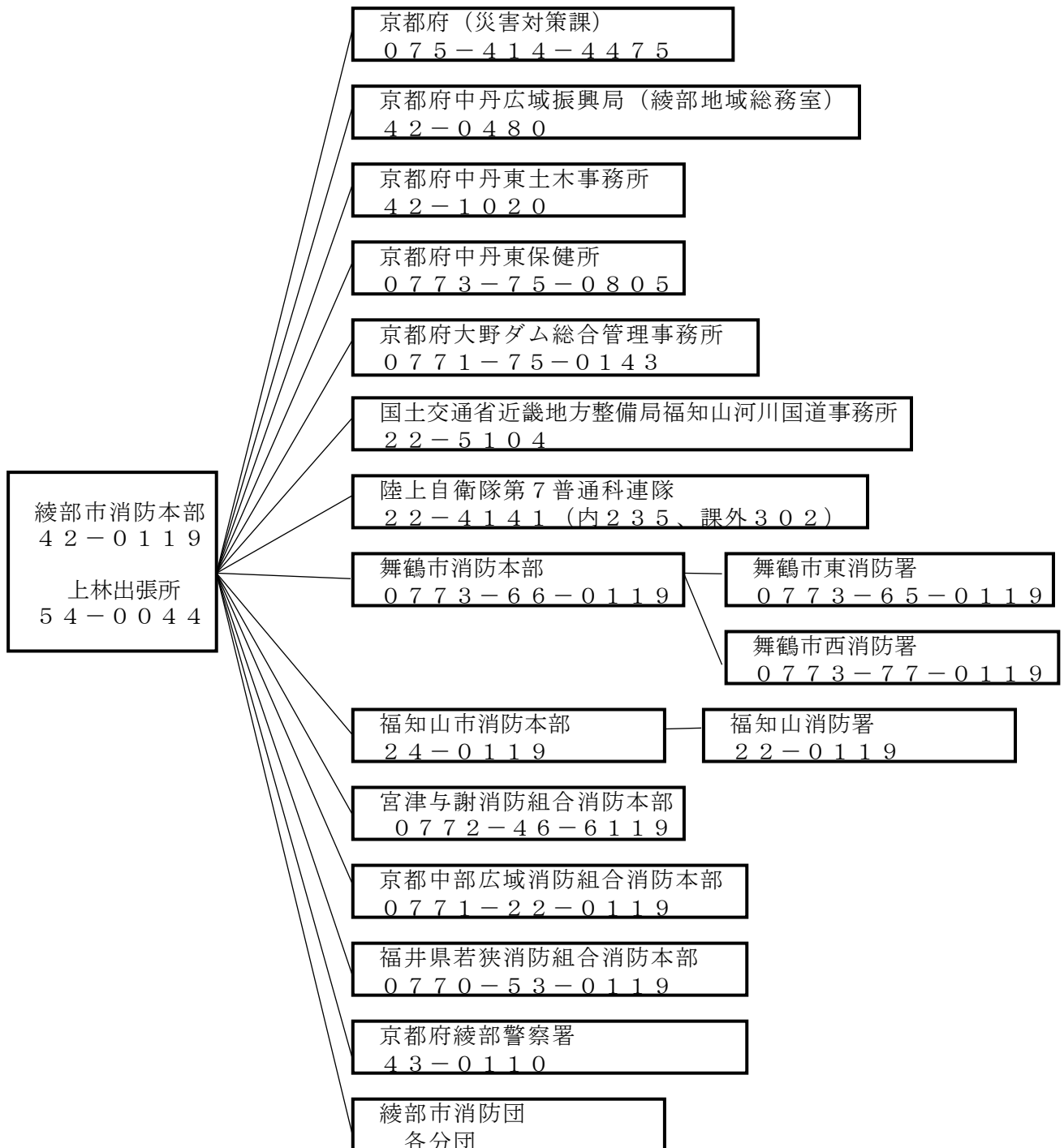
資料 3 - 6

情 報 連 絡 系 統 図



資料 3 - 6

情 報 連 絡 系 統 図



資料 3－7 強風下における市街地大規模火災防ぎょ措置計画

1 目的

この計画は、強風下における市街地大規模火災に対する必要な措置について定め、火災による被害の軽減を図ることを目的とする。

2 定義

- (1) 強風下とは、強風注意報又は暴風警報が発表され、 12 m/s 以上の平均風速が観測される場合をいう。
- (2) 市街地とは、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）の定めるところによる。
- (3) 大規模火災とは、道路等によって形成された街区全体に拡大した火災であって、更に他の街区に拡大のおそれがあるものをいう。

3 体制の強化

強風下の市街地において大規模火災が発生し、又は発生のおそれがある場合は、速やかに次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 非直消防職員の非常招集及び消防団員の全動員を実施する。
- (2) 消防長は、速やかに市長へ報告し、綾部市災害対策本部の設置を進言して綾部市地域防災計画に基づく災害応急対策を実施する。
- (3) 京都府消防相互応援協定又は両丹都市消防相互応援協定に基づく応援について、時機を失することなく要請する。

なお、応援要請を実施した場合、消防本部は、消防本部庁舎を集結地とし、庁舎内に設置した活動調整本部において、応援部隊の活動調整を実施する。

4 延焼防止対策

- (1) 火災の拡大方向を予測し、最大限の消防力を投入して風横及び風下への延焼阻止を主眼とした部隊配置を行い、可能な限り多口放水による延焼阻止を図る。
- (2) 地形や道路状況、建物状況を勘案し、風横、風下側の延焼阻止線を早期に決定し、筒先を集中的に配備する。

なお、延焼阻止線の設定は、道路、河川、空地等を利用する。

5 飛び火対策

- (1) 風速が大きくなるに伴い、飛び火の飛散距離は長くなる。条件によっては火元からの飛散距離が 1 km に及ぶ危険性もあり、早期に飛び火警戒部隊の配置を考慮する。
- (2) 火の粉が激しく落下している屋根や家の周囲等には事前に散水する等の

予防措置をとる。

- (3) 広報車等により風下一帯に飛び火警戒広報を実施し、状況により、自主防災組織や事業所の自衛消防隊に対し飛び火警戒を要請する。

6 避難対策

- (1) 消防長は、火災の状況から、延焼拡大の危険性が著しく高いと判断した場合には、適切な「避難指示」の発令ができるよう、避難該当地域等を速やかに綾部市災害対策本部へ報告する。
- (2) 避難所は、原則として風上に位置する指定緊急避難場所又は指定避難所とし、綾部市災害対策本部が指定する。

7 水利対策

- (1) 大規模火災では、多くの筒先による大量放水が必要となることから、早期に水利関係者に連絡し、協力を依頼する。

ア 消火栓 綾部市上水道課 TEL 4 2 - 1 8 1 5 (内線 7 8 6)

イ 綾部用水 綾部井堰土地改良区 内線 3 4 7 (不在時: TEL 4 2 - 4 3 9 1 大志万)

- (2) 綾部市災害対策本部は、必要であれば「災害時における応急復旧対策業務協定」に基づき、綾部市建設業協会に対し、消火用水の運搬を要請する。

8 その他

市街地において、建物倒壊危険度（老朽木造建築物比率）及び火災危険度（木造建ぺい率）からみた危険度ランクが最も高く、消火が困難と判断される地域については、危険地域を指定し、防ぎよ計画を別に定めるものとする。

資料 3－8 その他の大規模火災防ぎょ措置計画

1 目的

この計画は、市域において発生した建物火災、林野火災、その他の火災について、火勢が市の最大限の消防力を上回り、市域に相当の被害が生じるおそれがあると認めた場合に必要な措置について定め、火災による被害の軽減を図ることを目的とする。

2 措置

「強風下における市街地大規模火災防ぎょ措置計画」に準じた体制及び対策を実施するものとする。

資料 3－9 備蓄物資一覧

品 名	形質及び寸法等	単 位	数 量	保 管 先
アルファ化米	五目ごはん	食	9,944	各小中学校・各公民館 新防災倉庫・南庁舎 2 階等
	梅がゆ		6,850	
保存水	500ml	本	16,370	各小中学校・各公民館 新防災倉庫
エコ給食セット	セット内容 紙皿ボウル、平皿、小皿、紙スプーン、割りばし、紙コップ	組	3,800	各小中学校・各公民館 南庁舎 2 階等
毛布	難燃性 140cm×195cm	枚	2,385	各小中学校・各公民館 南庁舎 2 階等
不織布毛布	不織布 約470 g	枚	1,760	各小中学校・各公民館 新防災倉庫・南庁舎 2 階等
女性用更衣室	強化段ボール製 840mm×840mm×1800mm	組	18	各小中学校・各公民館 新防災倉庫等
おむつ	大人用	枚	1,376	新防災倉庫
	子ども用 (S) (1パック82枚入)		984	
	〃 (M) (1パック64枚入)		768	
	〃 (L) (1パック54枚入)		568	
生理用品	1 パック昼用 28 枚、夜用 15 枚入	枚	2,580	新防災倉庫
トイレ非常用袋	凝固剤	個	5250	新防災倉庫
簡易トイレ	組立式 防災ターポリン製	基	4	総合運動公園管理センター
	サニタリーエース OD 据置式	台	3	口上林公民館、吉美小学校
	自動ラップ式簡易トイレ	台	5	防災危機室
	日本アサヒ 厨機 段ボール製 (便収納袋 5、持ち運び袋 5、便凝固剤 5)	組	84	各公民館、上林防災倉庫、 新防災倉庫
ワンタッチトイレテント	(株)ケンコー ベンリーテント (収納袋 1、ペグ 4、ロールペーパーかけ 1)	張	43	各公民館、上林防災倉庫、 新防災倉庫
トイレ用テント (組立式)	LOGOS エマージェンシーテントFR (収納袋 1、ペグ 9、ロープ 4 本、ハンマー付き)	張	50	上林防災倉庫、新防災倉庫
発電機 (ガソリン)	ヤンマー YSG-1300B 1.1kVA 100V 11A	台	1	本庁舎北防災倉庫
	ホンダ EBR2300CX 100V-2.3kVA	台	1	本庁舎北防災倉庫
	ホンダ EU24i 100V-2.4kVA 12V-10A	台	4	南庁舎 1 階倉庫(3)
	ホンダ EB45i (府防災システム用)	台	1	本庁舎北防災倉庫
	ホンダ EU9i 100V-900VA	台	1	古屋公民館
ポータブルガス発電機	ミツビシ MGC900GB 100V-800VA 12V-8.3A	台	1	老富会館

資 料 編

3 その他資料、様式等

品 名	形質及び寸法等	単 位	数 量	保 管 先
ポータブルガス発電機 サークルサイト	ホンダ EU9iGB ミツビシ MGC900GB 30W×5段、三脚、	台	12	各公民館
	GV-9ig CR-GKBL250		18	各小中学校
コードリール	30m	個	33	南庁舎2階倉庫 新防災倉庫
リヤカー	折りたたみ式アルミ製 荷台 (960×580×290mm)	台	1	消防署
組立式テント	3間×4間 31.8mmパイプ	張	2	総合運動公園管理センター
	イーザーアップ テント (DXA30-17WH)	張	12	各公民館
防水シート	5.4m×7.2m	枚	5	総合運動公園管理センター
マリンタンク	1,000リットル 飲料水用	個	2	南庁舎1階倉庫(1)、総合 運動公園管理センター(1)
非常用給水袋	6リットル	袋	400	南庁舎1階防災倉庫
非常用給水タンク	給水コック 20リットル	個	24	各公民館
懐中電灯		個	30	防災機器室 いきいきセンター
灯光器		台	1	古屋公民館
防災用備蓄畳	畳工房ヨシオカ ウレタン製 820mm×820mm 厚さ7mm	枚	150	綾部小学校、中筋小学校
大なべ(炊出し用)		組	2	本庁舎北防災倉庫
ヘルメット		個	63	本庁舎北防災倉庫
LEDセンサーヘッドライト	デルタピークDPX-533H	個	22	本庁舎北防災倉庫
簡易ベッド	段ボールベッド	台	106	各小中学校・各公民館、新 防災倉庫、上林防災倉庫 保健福祉センター
	ワンタッチベッド	台	20	新防災倉庫(要員用)
首振り機能付工業扇 (スタンド型)		台	3	新防災倉庫
避難所シールセット		個	30	各小中学校・各公民館
体温計(接触型)		本	30	防災機器室(要員用)
寝袋	封筒型寝袋	個	20	新防災倉庫(要員用)
非接触体温計	ヒュービディック スマート サーモ	本	30	各小中学校・各公民館、防 災機器室(要員用)
	タニタ BT-540		30	

品 名	形質及び寸法等	単 位	数 量	保 管 先
間仕切りテント	ジョイントスクリーン (2m×2m) 8部屋セット	張	15	総合運動公園管理センター
	スマートスクリーン (2m×2m) 4部屋セット	張	10	総合運動公園管理センター
	㈱ケンコー ベンリー間仕切りⅡ (屋根1、収納袋1、表札1、伝言板1、ペン 1、ボード消し1、砂袋4、アルミマット1)	張	50	各小中学校・各公民館 新防災倉庫
	プライバシー保護テント (収納袋1)	張	50	上林防災倉庫、新防災倉庫
ブルーシート	3.6m×5.4m (1) 5.4m×5.4m (8) 5.4m×7.2m (17) 10m×10m (18)	枚	44	新防災倉庫

資 料 編

3 その他資料、様式等

備 蓄 物 資 一 覧 （原子力防災用備蓄資機材）

品 名	形 質 及 び 寸 法 等	単 位	数 量	保 管 先
アルファ化米	五目ごはん	食	1,400	奥上林公民館
	梅がゆ		800	
パンの缶詰	レーズン味、コーヒーナッツ味、チョコチップ味	個	1,512	
保存水	500ml	本	1,416	
非常用圧縮難燃毛布	難燃フリースタイプ	枚	160	
災害対策用大型ケトル	やかん	個	2	
飲食用紙コップ	ストロングカップホワイト	個	880	
災害用食器セット	食器セット（1箱100人用）	組	3	
パネル	上透明パネル	枚	4	
安定脚（パネル脚）	安定脚	本	8	
GMサーベイメータ	T G S - 1 1 4 6	台	1	
GM管式サーベイ	T G S - 1 3 6	台	2	原子力防災倉庫
電離箱式サーベイ	I C S - 3 2 3 C	台	6	消防本部（2）、原子力防災倉庫（2）、上林出張所、上林いきいきセンター
γシンチレーション式サーベイ	T C S - 1 6 6	台	3	原子力防災倉庫
	T C S - 1 7 1		2	
ポケット線量計	A D M - 1 0 2	台	51	
特定小電力トランシーバー	U B Z - B M 2 0 R	台	10	
放射線防護服	Sサイズ	着	30	
	Mサイズ		245	
	Lサイズ		195	
	X Lサイズ		30	
	X X Lサイズ		4	
衛星携帯電話	イリジウム Extreme	台	2	原子力防災倉庫、奥上林公民館

資料3-10 浸水想定区域内の要配慮者施設

対象河川：由良川、荒倉川、犀川、八田川、上林川

	施設名	住所	電話番号	階数	入・通所	対象河川	浸水深	浸水深	重要施設 (24h 滞在)
					定員		(計画最大規模)	(計画規模)	
1	三愛会リハビリテーションクリニック	井倉町東12-1	43-3339	1階	4クール 10人	由良川	0.5m～3.0m	1.0m～2.0m	
2	ニチイケアセンター綾部	青野町館ノ後47	40-1405	2階	25人	由良川	3.0m～5.0m	1.0m～2.0m	
3	ワークショップ サクラティエ	青野町西青野18	43-3366	1階	20人	由良川	0.5m～3.0m	—	
4	にっこりホーム	青野町西青野21-2	21-1423	2階	10人	由良川	0.5m～3.0m	—	
5	綾部市療育教室 あいむ	青野町東馬場下15-6	42-0111	2階	10人	由良川	0.5m～3.0m	0.5m未満	
6	いかるがの郷	味方町アミダジ12-1	40-5388	2階	40人	由良川	0.5m～3.0m	—	
7	ゆらがわの郷	味方町石風呂25-1	45-3820	2階	20人	由良川	3.0m～5.0m	0.5m～1.0m	
8	ミストラル生き生きクラブ	広小路2丁目12-1	40-2310	2階	2クール 15人	由良川	0.5m未満	—	
9	ゆらりんホーム	並松町寺下7-2	42-1239	2階	4人	由良川	0.5m～3.0m	1.0m～2.0m	
10	中筋小規模多機能型居宅介護施設丹都	岡町長田3-1	40-5515	2階	29人	由良川	0.5m～3.0m	1.0m～2.0m	
11	らいく	上延町岩鼻68	0773-21-7029	2階	10人	由良川	0.5m未満	—	
12	デイサービスプラトール あやべ	高津町藤ノ木1-5	45-3297	1階	2クール 15人	由良川 荒倉川	0.5m～3.0m	1.0m～2.0m	
13	どんぐりの家 通所介護事業所	里町向屋敷33	42-6957	2階	40人	由良川	0.5m～3.0m	—	
14	どんぐりの家 絆	里町向屋敷33	42-6957	2階	12人	由良川	0.5m～3.0m	—	
15	どんぐりの家 おこしやす	里町西ノ糸29-2	43-0050	1階	30人	由良川	3.0m～5.0m	0.5m～1.0m	
16	ミストラル とよさと (グループホーム) (デイケア)	栗町土居ノ内31	47-5511 47-5100	3階	18人 12人	由良川	0.5m未満	0.5未満	○
17	ミストラル介護センター綾部	栗町土居ノ内31	47-5333	2階	38人	由良川	0.5m未満	0.5未満	
18	ミストラル 健康センター豊里	栗町土居ノ内31	47-5333	2階	20人	由良川	0.5m未満	0.5未満	
19	ミストラル あんじゅとよさと	栗町土居ノ内31	47-5007	2階	10人	由良川	0.5m未満	0.5未満	
20	社協の家なごみ	志賀郷町下町3	49-5035	1階	20人	犀川	0.5m～1.0m	—	
21	小規模特養 おかやす	岡安町大道16	44-8007	2階	20人	八田川	0.5m未満	—	○
22	就労継続支援B型事務所 PLUM OFFICE	梅迫町新町62-1	51-0012	1階	20人	八田川	0.5m未満	—	
23	綾部東部デイサービスセンター	十倉名畑町欠戸29-1	46-0155	1階	35人	上林川	3.0m～5.0m	—	
24	いこいの村・とくらの家	十倉名畑町欠戸20-1	45-0771	1階	9人	上林川	2.0m～3.0m	—	
25	いこいの村・コスモス寮	十倉名畑町折紙田18-3	46-0751	2階	5人	上林川	3.0m～5.0m	—	
26	いこいの村たからの里(栗の木寮分場)	睦合町前田22-1	21-4166	1階	10人	上林川	2.0m～3.0m	—	

資 料 編

3 その他資料、様式等

	施設名	住所	電話番号	階数	入・通所	対象河川	浸水深	浸水深	重要施設
					定 員		(計画最大規模)	(計画規模)	(24h 滞在)
27	綾部市立病院	青野町大塚 2 0 - 1	43-0123	5階	199床	由良川	0.5m～3.0m	1.0m～2.0m	○
28	由良産婦人科小児科医院	本町一丁目 2 0	42-2528	2階	9床	由良川	0.5m～3.0m	—	○
29	(公社) 京都保健会京都協立病院	高津町三反田 1	42-0440	4階	99床	由良川 荒倉川	0.5m～3.0m	1.0m～2.0m	○
30	(医) 綾富士会綾部ルネス病院	大島町二反田 7 - 1 6	42-8601	5階	86床	由良川	0.5m～3.0m	2.0m～5.0m	○
31	中筋幼稚園	大島町外山田 8 - 1 4	42-1588	2階	—	由良川	0.5m～3.0m	1.0m～2.0m	
32	せんだん苑こども園	青野町宮ノ前 2 8	43-2547	2階	—	由良川	0.5m～3.0m	0.5m未満	
33	豊里幼稚園	栗町土居ノ内 5 7 - 1	48-0256	2階	—	由良川	0.5m～3.0m	1.0m～2.0m	
34	宮代児童センター	宮代町土代 2 - 3	42-9845	3階	—	由良川	0.5m～3.0m	1.0m～2.0m	
35	中筋第 1 放課後学級 (なかよしくらぶ)	大島町内山田 5	43-0164	1階	—	由良川	0.5m～3.0m	1.0m～2.0m	
36	中筋第 2 ・ 第 3 放課後学級 (ふらわあくらぶ)	大島町外山田 8 - 1	080-1452-9165	3階	—	由良川	0.5m～3.0m	1.0m～2.0m	
		中筋小学校内	080-2527-9068						
37	志賀放課後学級	志賀郷町丁田 8	080-2501-6631	2階	—	犀川	0.5m未満	—	
		志賀小学校内							
38	豊里第 1 ・ 第 2 放課後学級	栗町花貝 2	090-5657-8088	3階	—	犀川	0.5m～3.0m	1.0m～2.0m	
		豊里小学校内							
39	物部児童館	物部町西樋ノ口 1 8	49-1195	1階	—	犀川	0.5m未満	—	
40	中筋小学校	大島町外山田 8 - 1	42-0294	3階	—	由良川	0.5m～3.0m	1.0m～2.0m	
41	豊里小学校	栗町花貝 2	47-0013	3階	—	由良川	0.5m～3.0m	1.0m～2.0m	
42	志賀小学校	志賀郷町丁田 8	49-0207	2階	—	犀川	0.5m未満	—	
43	綾部高等学校 (四ツ尾山キャンパス)	岡町長田 1 8	42-0451	3階	—	由良川	0.5m～3.0m	0.5m～1.0m	
44	綾部高等学校 (由良川キャンパス)	川糸町堀ノ内 1 8	42-0453	3階	—	由良川	0.5m～3.0m	—	

資料3-11 土砂災害警戒区域内の要配慮者施設

	施設名	住所	電話番号	階数	入・通所	土砂災害の 種類	区域名	区域番号	警戒区域区分	重要施設
					定員					(24h 滞在)
1	陽だまりの里 さんさん上石	寺町上石28-6	21-2634	1階	4人	土石流	上野1	新へ1010-4	Y	○
2	養護老人ホーム松寿苑	田野町田野山2-163	42-0386	2階	21人	急傾斜地	松寿苑A	へ1169-1	Y	○
3	特別養護老人ホーム松寿苑	田野町田野山2-163	42-0386	1階	34人	急傾斜地	松寿苑B	へ1169-2	Y、一部R	○
4	ケアハウス ウォーターヒルズ松寿	田野町田野山2-163	43-1850	4階	50人	急傾斜地	松寿苑A	へ1169-1	Y	○
5	特別養護老人ホーム第2松寿苑	田野町田野山2-169	43-1123	一部2階	70人	急傾斜地	松寿苑B	へ1169-2	Y	○
6	グループホームたのやま	田野町田野山2-183	40-1237	1階	9人	急傾斜地	松寿苑B	へ1169-2	Y、一部R	○
7	特定施設ケアハウスたのやま	田野町田野山2-183	40-1185	1階	29人	急傾斜地	松寿苑B	へ1169-2	Y、一部R	○
8	綾部デイサービスセンター	田野町田野山2-169	43-1123	1階	(25人)	急傾斜地	松寿苑B	へ1169-2	Y	—
9	社協の家つどい	上杉町宮ノ谷10	44-0396	1階	30人	土石流	上杉21	新へ3078	Y	—
10	特別養護老人ホーム いこいの村梅の木寮	十倉名畑町久瀬谷2	46-0101	3階	87人	急傾斜地	欠戸	へ1150-1	Y	○
11	綾部東部デイサービスセンター	十倉名畑町欠戸29-1	46-0155	1階	35人	急傾斜地	欠戸	へ1150-1	Y	—
12	いこいの村・とくらの家	十倉名畑町欠戸20-1	45-0771	1階	9人	急傾斜地	欠戸	へ1150-1	R	○
13	高齢者支援センター松寿苑 生活支援ハウス	八津合町寺町1・25	54-9030	1階	10人	土石流	日置谷川	へ112-2	Y	○
14	高齢者支援センター松寿苑デイサービスセンター	八津合町寺町1・25	54-9030	1階	20人	土石流	日置谷川	へ112-2	Y	—
15	いかるがの郷	味方町アミダジ12-1	40-5388	2階	40人	急傾斜地	味方J	へ1024-2	Y、一部R	
16	就労継続支援B型事業所 PLUM OFFICE	梅迫町新町62-1	51-0012	1階	20人	土石流	梅迫6	へ067-6	Y	
17	グループホームみどり	神宮寺町筋違畑2-1	080-8074-9536	2階	4人	土石流	宮代川	へ054	Y	
18	いこいの村たからの里 (栗の木寮分場)	睦合町前田22-1	21-4166	1階	10人	急傾斜地	真野A	へ1077-1	Y	

資 料 編

3 その他資料、様式等

	施設名	住所	電話番号	階数	入・通所	土砂災害の 種類	区域名	区域番号	警戒区域区分	重要施設
					定 員					(24h 滞在)
19	吉美こども園	有岡町樋ノ本 1 8 - 1	42-0296	1部2階	—	急傾斜地	有岡 I	へ2004-3	Y、一部R	—
20	綾東こども園	十倉名畑町三ツ辻 7 - 2	45-1488	1階	—	急傾斜地	欠戸	へ1150-1	Y、一部R	—
21	なかすじ児童センター	中筋町二ノ段 1 7	44-1022	1階	—	急傾斜地 土石流	中筋E	へ1127-3	Y	—
							中筋H	へ1130	Y	
							中筋4	へ061-7	Y	
22	上林放課後学級	八津合町片山 1 7 上林小学校内	080-2458-3606	2階	—	土石流	片山川	へ113-1	Y	—
						急傾斜地	片山C	へ1083-3	Y	
						急傾斜地	片山D	へ1084	Y	
23	西八田放課後学級	岡安町田中 1 0 - 1		1 階	—	急傾斜地	岡安A	へ1012	R	—
24	中筋小学校	大島町外山田 8 - 1	42-0294	3階	—	土石流	ヒナサキ川	へ047	Y	—
25	吉美小学校	有岡町田坂 1 8	42-0295	3階	—	急傾斜地	多田A	へ2006-2	R	—
26	西八田小学校	岡安町家ノ下 1 0	44-0145	2階	—	急傾斜地	岡安A	へ1012	R	—
27	綾部中学校	宮代町明智 7	42-0292	3階	—	土石流	宮代 1	へ053	Y	—
						急傾斜地	宮代 F	へ1175	Y	
28	何北中学校	物部町高倉前 2 0	49-0002	1階	—	土石流	物部 1	新へ1029	Y	—
							物部 2	新へ3013		
29	上林小学校・上林中学校	八津合町片山 1 7	54-0001	2階	—	土石流	片山川	へ113-1	Y	—
						急傾斜地	片山C	へ1083-3	Y	
						急傾斜地	片山D	へ1084	Y	

資料3-12 ヘリポート一覧表

地区	ヘリコプター緊急離着陸指定地	所在地	面積	機種
東部地区	東綾小学校・東綾中学校運動場	鷹 栖 町	6,113 m ²	中 型
	奥上林研修センターグラウンド	睦 寄 町	9,176 m ²	中 型
	上林小学校・上林中学校運動場	八 津 合 町	8,283 m ²	中 型
	東 部 グ ラ ウ ン ド	十 倉 中 町	10,000 m ²	大 型
中部地区	綾 部 小 学 校 運 動 場	上 野 町	4,896 m ²	中 型
	吉 美 小 学 校 運 動 場	有 岡 町	11,191 m ²	大 型
	西 八 田 小 学 校 運 動 場	岡 安 町	5,229 m ²	中 型
	東 八 田 小 学 校 運 動 場	上 杉 町	7,412 m ²	中 型
	綾 部 中 学 校 運 動 場	宮 代 町	14,742 m ²	大 型
	綾部高等学校東分校運動場	川 糸 町	3,532 m ²	中 型
	八 田 中 学 校 運 動 場	梅 迫 町	15,192 m ²	大 型
	第1市民グラウンド野球場	川 糸 町	8,307 m ²	中 型
	同上ソフトボール場	川 糸 町	8,648 m ²	中 型
	第2市民グラウンド野球場	青 野 町	14,934 m ²	大 型
	同上サッカー場	青 野 町	12,935 m ²	大 型
	田 野 グ ラ ウ ン ド	田 野 町	6,230 m ²	中 型
	綾部工業団地・ヘリストップ	とよさか町	1,184 m ²	中 型
	湧 垣 グ ラ ウ ン ド	湧 垣 町	9,382 m ²	中 型
	綾部市総合運動公園グラウンド	上 杉 町	30,020 m ²	大 型
西部地区	中 筋 小 学 校 運 動 場	大 島 町	10,211 m ²	大 型
	豊 里 小 学 校 運 動 場	栗 町	4,544 m ²	中 型
	物 部 小 学 校 運 動 場	物 部 町	5,246 m ²	中 型
	志 賀 小 学 校 運 動 場	志 賀 郷 町	6,529 m ²	中 型
	豊 里 中 学 校 運 動 場	豊 里 町	8,364 m ²	中 型
	何 北 中 学 校 運 動 場	物 部 町	5,760 m ²	中 型
	綾 部 高 等 学 校 運 動 場	岡 町	24,094 m ²	大 型
	農 業 大 学 校 グ ラ ウ ン ド	位 田 町	6,500 m ²	中 型
	高 津 グ ラ ウ ン ド	高 津 町	6,650 m ²	中 型
	う ず い 野 農 村 広 場	小 畑 町	8,600 m ²	中 型
	西 部 グ ラ ウ ン ド	物 部 町	17,640 m ²	大 型
	今 田 広 場	今 田 町	3,989 m ²	中 型

【注】表中の「機種」欄は、以下の区分による。

大型 100m×100m／進入勾配 6°／450m

中型 36m×36m／進入勾配 8°／450m

資料3-13 ヘリコプター発着基準及び表示要領

ヘリコプター発着基準及び標示要領

条件		昼間使用	夜間使用
発着場基準	小型機	20m 5m 20m 5m 15° ← 450m →	30m 5m 30m 5m 10° ← 450m →
	中型各機	30m 6m 30m 6m 14° ← 450m →	36m 6m 36m 6m 8° ← 450m →
	大型機	45m 15m 45m (38m) (8m) 8° ← 450m →	45m 15m 45m (38m) (8m) 6° ← 450m →
標示要領		進入方向 0.45m以上 3m以上 2m以上 0.3m以上 半径 2m以上 進入方向	0.6m以上 0.2m以上 2m以上 注：緊急時は石灰、布等の表示 又は左右に限ってパイロットに 知らせる処置をする。

資料3-14 注意報、警報、気象情報等発表例

●注意報・警報発表例（例文1）

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 京都地方気象台発表
 （（京都府では、〇〇日明け方まで土砂災害に、〇〇日夜のはじめ頃まで河川の増水や暴風、高潮に警戒してください。北部では、〇〇日夜のはじめ頃まで低い土地の浸水に警戒してください。））

京都市 [警報] 大雨（土砂災害）、洪水、暴風 [注意報] 雷
 福知山市 [警報] 大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風 [注意報] 雷
 舞鶴市 [警報] 大雨（浸水害）、暴風、高潮 [注意報] 雷、波浪
 綾部市 [警報] 大雨（土砂災害、浸水害）、暴風 [注意報] 雷、洪水
 宇治市 [警報] 大雨（土砂災害）、暴風 [注意報] 雷、洪水
 宮津市 [警報] 大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風、高潮 [注意報] 雷、波浪
 亀岡市 [警報] 大雨（土砂災害）、暴風 [注意報] 雷、洪水
 城陽市 [警報] 暴風 [注意報] 大雨、雷、洪水
 向日市 [警報] 暴風 [注意報] 大雨、雷、洪水
 長岡京市 [警報] 大雨（土砂災害）、暴風 [注意報] 雷、洪水
 八幡市 [警報] 大雨（土砂災害）、暴風 [注意報] 雷、洪水
 京田辺市 [警報] 暴風 [注意報] 大雨、雷
 京丹後市 [警報] 大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風 [注意報] 雷、波浪、高潮
 南丹市 [警報] 大雨（土砂災害）、洪水、暴風 [注意報] 雷
 木津川市 [警報] 大雨（土砂災害）、暴風 [注意報] 雷、洪水
 大山崎町 [警報] 大雨（土砂災害）、暴風 [注意報] 雷
 久御山町 [警報] 暴風 [注意報] 大雨、雷
 井手町 [警報] 暴風 [注意報] 大雨、雷
 宇治田原町 [警報] 暴風 [注意報] 大雨、雷、洪水
 笠置町 [警報] 大雨（土砂災害）、暴風 [注意報] 雷
 和束町 [警報] 大雨（土砂災害）、暴風 [注意報] 雷、洪水
 精華町 [警報] 暴風 [注意報] 大雨、雷
 南山城村 [警報] 大雨（土砂災害）、暴風 [注意報] 雷、洪水
 京丹波町 [警報] 大雨（土砂災害）、暴風 [注意報] 雷、洪水
 伊根町 [警報] 大雨（土砂災害、浸水害）、暴風 [注意報] 雷、波浪、洪水、高潮
 与謝野町 [警報] 大雨（土砂災害、浸水害）、暴風 [注意報] 雷、洪水、高潮

●台風情報発表例（例文２）

令和〇〇年 台風第〇〇号に関する京都府気象情報 第〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 京都地方気象台発表

（見出し）

大型で強い台風第〇〇号は、〇〇日夜のはじめ頃に京都府に最も接近する見込みです。〇〇日夕方から夜遅くにかけて、暴風や高波に警戒してください。また、〇〇日明け方にかけて、土砂災害や低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に警戒してください。

（本文）

大型で強い台風第〇〇号は〇〇日〇〇には室戸岬の南南西約〇〇〇キロにあって、１時間におよそ３５キロの速さで北北東に進んでいます。中心の気圧は９７０ヘクトパスカル、中心付近の最大風速は４０メートル、最大瞬間風速は６０メートルで、中心から半径１２０キロ以内では風速２５メートル以上の暴風となっています。また、中心から半径６０キロ以内では風速１５メートル以上の強い風が吹いています。

台風は、今後も強い勢力を維持したまま北上し、西日本に上陸するおそれがあり、京都府には〇〇日夜のはじめ頃に最も接近する見込みです。

〔雨の予想〕

台風の接近に伴い大気の状態が非常に不安定となっており、京都府では〇〇日明け方にかけて、局地的に雷を伴い非常に激しい雨が降る見込みです。

〇〇日に予想される１時間降水量は、いずれも多い所で、

北部 ６０ミリ

南部 ６０ミリ

〇〇日〇〇時から〇〇日〇〇時までに予想される２４時間降水量は、いずれも多い所で、

北部 ２００ミリ

南部 ２００ミリ

〔風の予想〕

京都府では〇〇日夕方から夜遅くにかけて南よりの風が非常に強く吹き、暴風となる見込みです。

〇〇日に予想される最大風速（最大瞬間風速）は、

北部陸上 ２０メートル（３５メートル）

北部海上 ２５メートル（３５メートル）

南部陸上 ２０メートル（３５メートル）

〔波の予想〕

北部の海上では、〇〇日明け方にかけて波が高く、特に〇〇日夜遅くにかけて、大しけとなる見込みです。

〇〇日に予想される波の高さ

北部 ６メートル

〔高潮の予想〕

北部の海岸や河口付近の低地では、〇〇日にかけて高潮に十分注意してください。台風のコースによっては、〇〇日夕方から夜遅くにかけて、さらに潮位が高くなり、警報を発表する可能性もあります。

〇〇日に予想される最高潮位

北部 標高 〇．〇メートル

〔防災事項〕

土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫、暴風、高波に警戒してください。

高潮に十分注意してください。

竜巻などの激しい突風や落雷に注意してください。

発達した積乱雲の近づく兆しがある場合には、建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

〔補足事項〕

今後発表する防災気象情報に留意してください。

次の「令和〇〇年 台風第〇〇号に関する京都府気象情報」は、〇〇日〇〇時頃に発表する予定です。

●大雨（雪）に関する情報発表例（例文3）

大雨と突風及び落雷に関する京都府気象情報 第〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 京都地方気象台発表

（見出し）

南部では、局地的に雷を伴って猛烈な雨の降っている所があります。〇〇日夕方にかけて、土砂災害に厳重に警戒してください。また、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に警戒してください。

（本文）

西日本に停滞する前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込み、京都府では大気の状態が非常に不安定となっています。このため、南部では局地的に雷を伴い猛烈な雨の降っている所があります。前線は〇〇日にかけて西日本に停滞するため、今後さらに雨量が増え、記録的な大雨となるおそれがあります。また、これまでの大雨により、地盤が緩んだ状態となっているため、土砂災害の発生するおそれがあります。

〇〇日〇〇時〇〇分現在、京都府では、土砂災害警戒情報を発表している市町村があります。

〔雨の実況〕

降り始め（〇〇日〇〇時〇〇分）から〇〇日〇〇時〇〇分までの降水量（アメダスによる速報値）

宮津	〇〇. 〇ミリ
京都市中京区	〇〇. 〇ミリ
福知山市坂浦	〇〇. 〇ミリ

〔雨の予想〕

南部では〇〇日夕方にかけて、局地的に雷を伴い猛烈な雨が降る見込みです。

〇〇日に予想される1時間降水量は、いずれも多い所で、

北部	40ミリ
南部	80ミリ

〇〇日〇〇時から〇〇日〇〇時までに予想される24時間降水量は、いずれも多い所で、

北部	150ミリ
南部	200ミリ

〔防災事項〕

土砂災害に厳重に警戒してください。

低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に警戒してください。

竜巻などの激しい突風や落雷に注意してください。

発達した積乱雲の近づく兆しがある場合には、建物内に移動するなど安全確保に努めてください。

〔補足事項〕

今後発表する防災気象情報に留意してください。

次の「大雨と突風及び落雷に関する京都府気象情報」は、〇〇日〇〇時頃に発表する予定です。

●記録的短時間大雨情報発表例（例文４）

京都府記録的短時間大雨情報 第○号
令和○○年○○月○○日○○時○○分 気象庁発表

○○時○○分京都府で記録的短時間大雨
舞鶴市西部付近で１２０ミリ以上
上京区付近で約９０ミリ

●竜巻注意情報発表例（例文5）

京都府竜巻注意情報 第〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 気象庁発表

京都府南部、北部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、〇〇日〇〇時〇〇分まで有効です。

●土砂災害警戒情報発表例（例文6）

京都府土砂災害警戒情報 第×号

令和△△年□□月□□日 □時□分

京都府 京都地方气象台 共同発表

【警戒対象地域】

京都市伏見区 京都市山科区 京都市西京区 福知山市旧福知山市域* 福知山市夜久野町*
宇治市 亀岡市 南丹市八木町

【警戒解除地域】

京都市北区 京都市左京区 京都市右京区 南丹市美山町

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

＜概況＞

大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

＜とるべき措置＞

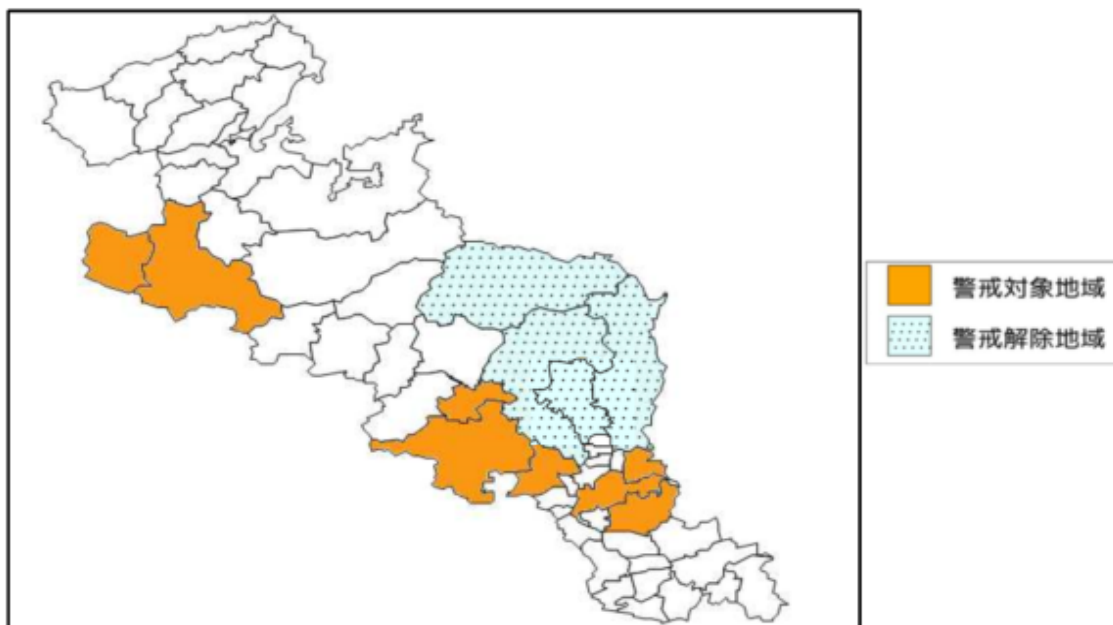
避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕】。土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、気象情報や市町村から発表される情報に注意してください。

【補足情報】

危険度が高まっている区域は、京都府や気象庁のホームページ等でも確認できます。

京都府「京都府土砂災害警戒情報システム」内の「土砂災害危険度情報」

気象庁「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」



問い合わせ先

075-414-5318（京都府建設交通部砂防課）

075-841-3008（京都地方气象台）

●指定河川洪水予報発表例（例文7）

発表者	
国土交通省 気象庁	福知山河川国道事務所 京都地方気象台

→

第1受報者	
機関名	

→

第2受報者	
機関名	

→

第3受報者	
機関名	

正規

ゆらがわちゅうりゅう

由良川中流氾濫注意情報

由良川中流洪水予報第〇号
洪水注意報（発表）
令和XX年XX月XX日hh時mm分
ふくちやまかせんこくどうじむしょきょうとちほうきょうたい 共同発表

（見出し）
【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】

ゆらがわちゅうりゅう

由良川中流では、氾濫注意水位に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込み

（主 文）
【警戒レベル2相当】

ゆらがわあやべ

由良川の綾部水位観測所（綾部市）

あやべし

では、「氾濫注意水位」に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

（雨量）

多いところで1時間に50ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	XX日hh時mm分～XX日hh時mm分 までの流域平均雨量	XX日hh時mm分～XX日hh時mm分 までの流域平均雨量の見込み
由良川上・中流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位）

由良川中流の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
綾部 水位観測所 (綾部市)	XX日hh時mm分の状況	x.xx ↑				
	XX日hh時mm分の予測	x.xx -				
	XX日hh時mm分の予測	x.xx -				
	XX日hh時mm分の予測	x.xx -				
	XX日hh時mm分の予測	x.xx -				
	XX日hh時mm分の予測	x.xx -				
	XX日hh時mm分の予測	x.xx -				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(注意事項)

(参考資料)

(単位：水位(m))

観測所名	綾部 水位観測所		
	綾部市		
レベル4水位 氾濫危険水位※	6.00		
レベル3水位 避難判断水位※	5.00		
レベル2水位 氾濫注意水位	3.50		
レベル1水位 水防団待機水位	2.00		
受け持ち区間	由良川 京都府綾部市野田町 左岸 地先から京都府福知山市前田地先まで 京都府綾部市味方町 右岸 地先から京都府福知山市猪崎地先まで 京都府綾部市		
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	野田町、味方町、寺町、 並松町、川糸町、青野 町、里町、位田町、井倉 新町、井倉町、宮代町、 岡町、延町、大島町、栗 町、高津町、小貝町、私 市町 京都府福知山市 興、石原、戸田、観音 寺、私市、川北、土、前 田、猪崎		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位 危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/ https://frl.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 福知山河川国道事務所 流域治水課
気象関係：気象庁 京都地方気象台

電話：0773-22-5104
電話：075-841-3008

●指定河川洪水予報（臨時）発表例（例文8）

由良川中流洪水予報(臨時)
令和〇年〇月〇日〇時〇分
国土交通省 福知山河川国道事務所
気象庁 京都地方気象台

「京都府の大雨は峠を越えたが、河川の増水、氾濫はこれから」

京都府の大雨は峠を越え、大雨特別警報は警報に切り替わりますが、由良川の洪水はこれからも警戒が必要です。天候が回復しても、氾濫が発生するおそれがあるため、洪水への一層の警戒が必要です。

■ ゆらがわちゅうりゅう 由良川中流 では、**氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報) を発表中です。**

由良川中流 の 綾部 水位観測所(京都府綾部市)では、水位が上昇中であり、まもなく最高水位に到達する見込み。氾濫のおそれあり。

河川名	水位観測所	水位状況	今後の見込み
ゆらがわちゅうりゅう 由良川中流	あやべ きょうとふあやべし 綾部（京都府綾部市）	氾濫危険水位超過	水位上昇中。まもなく最高水位

発表中の指定河川洪水予報は下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 <https://www.river.go.jp/>

水害リスクライン <https://frr.river.go.jp/>

気象庁HP <https://www.jma.go.jp/>

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 福知山河川国道事務所 電話：0773-22-5104

気象関係：気象庁 京都地方気象台 電話：075-841-3008

資-3-34

資料 3－16 災害概況速報書

災 害 概 況 速 報 書							
綾部市災害対策本部長 様						年 月 日	
						所 属 職氏名	
速 報 要 旨							
速 報 内 容							
応 急 措 置							
本部長の意見							
本 部 長	副 本 部 長	副 本 部 長	消 防 長	市 長 公 室 長	危 機 管 理 監	防 災 ・ 危 機 管 理 課 長	所 属 課 長

災 害 概 況 速 報 書

京都府災害対策本部本部長 様		年 月 日
綾部市災害対策本部 本部長 綾部市長		印
速 報 要 旨		
速 報 内 容		
応 急 措 置		

資料3-17 被害状況報告書

被害状況報告書

災害名：

第 報	対策 本部		月 日	受信時刻	月 日	発信者		
災 害 発 生 年 月 日			時 現在		時 分	受信者		
項	目	単	符号					
人的被害	死 者	人	1					
	行 方 不 明 者	人	2					
	重 傷 者	人	3					
	軽 傷 者	人	4					
住 家 被 害	全 壊 ・ 全 焼	棟	5					
		世	6					
		人	7					
	半 壊 ・ 半 焼	棟	8					
		世	9					
		人	10					
	一 部 損 壊	棟	11					
		世	12					
		人	13					
	浸 水	床 上	棟	14				
			世	15				
			人	16				
		床 下	棟	17				
			世	18				
			人	19				
	非 住	公 共 建 物	棟	20				
		そ の 他	棟	21				
	そ の 他 被 害	田	流 出 ・ 埋 没	ha	22			
			冠 水	ha	23			
畑		流 出 ・ 埋 没	ha	24				
		冠 水	ha	25				
ビニールハウス等		棟	26					
農 道		箇	27					
農 林 水 産 業 施 設		箇	28					
林 地 崩 壊		箇	29					
畦 畔 崩 壊		箇	30					
農 産 物		ha	31					
林 産 物		ha	32					
道 路		冠 水	箇	33				
		崩 壊	箇	34				
		そ の 他	箇	35				
橋 り よ う		箇	36					
河 川 ・ 堤 防		箇	37					
砂 防 ・ 堰 堤		箇	38					
崖 崩 れ		箇	39					
地 す べ り		箇	40					
土 石 流		箇	41					
鉄 道 不 通		箇	42					
水 道		戸	43					
電 話		回	44					
電 気		戸	45					
ガ ス		戸	46					
ブ ロ ッ ク 塀 等		箇	47					
文 教 施 設		箇	48					
病 院		箇	49					
清 掃 施 設		箇	50					
火 災		建 物	件	51				
	危 険 物	件	52					
	そ の 他	件	53					
り災世帯数 (全・半壊+床上浸水)		世	54					
り災者数 (全・半壊+床上浸水)		人	55					

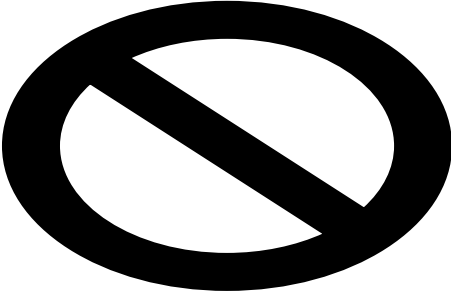
* 被害確定報告書コピー要

被 害 状 況 報 告 書

災害名：

災 害 発 生 年 月 日			.	.	.	.	.	.	.
項 目	単位	符号							
公 立 文 教 施 設	千円	a							
農 林 水 産 業 施 設	千円	b							
公 共 土 木 施 設	千円	c							
その他の公共施設	千円	d							
小 計	千円	e							
公共施設被害 市 町 村 数	団体	f							
その他	農 産 物 被 害	千円	g						
	林 畜 産 物 被 害	千円	h						
	畜 産 物 被 害	千円	i						
	水 産 物 被 害	千円	j						
	林 地 被 害	千円	k						
	商 工 業 被 害	千円	l						
		千円							
	そ の 他 被 害	千円	m						
	小 計	千円	n						
被 害 総 額		千円	o						
災害対策本部	設置	年月日	p	.	.	.	.	.	.
	閉鎖	年月日	q	.	.	.	.	.	.
災害警戒本部	設置	年月日	r	.	.	.	.	.	.
	閉鎖	年月日	s	.	.	.	.	.	.
消防職員出動延人数		人	t						
消防団員出動延人数		人	u						
市町村職員出動延人数		人	v						
		人							
その他出動延人数		人	w						
出 動 延 人 数 合 計		人	x						

資料３－18 災害対策基本法施行規則別記様式第２に定める標示

災 害 対 策 基 本 法 に 基 づ く 車 両 通 行 止	
	
対 象	
区又区 域は間	
期 間	

- 〔備考〕
- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 - 2 縁線及び区分線の太さは１センチメートルとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 - 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の２倍まで拡大し、又は図示の寸法の２分の１まで縮小することができる。

資料 3 - 19 緊急通行車両等事前届出書

別記様式第 1

記号及び受理番号	京 事前第 号	受理年月日	年 月 日
災害 緊急事態応急対策用 地震防災 国民保護措置用	京 事前第 号 災害 緊急事態応急対策用 地震防災 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。	年 月 日	年 月 日
京都府公安委員会 殿	京都府公安委員会 (印)	申請者 住所 電話 氏名	(印)
指定行政機関等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体 (執行機関を含む。) 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 関係機関・団体 7 その他	名称	
番号標に表示されている番号	1 警報の発令等 2 消防、水防等応急措置 3 救難・救助・保護 4 児童・生徒の応急の教育 5 施設・設備の応急の復旧等 6 清掃、防疫等保健衛生の維持 7 犯罪の予防 8 緊急輸送の確保 9 災害の発生、拡大の防止 10 食糧、医薬品その他の物資の確保 11 放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去 12 輸送及び通信の措置 13 国民生活安定の措置 14 被害の復旧		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、品名)		住所 氏名	電話
使用者			
出 発 地			
京都府外での災害応急対策に関する活動計画の有無及びその活動地域	有 その他 () 無	滋賀県・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	無
注	この届出書は、2 作成し、それぞれに、指定行政機関等が保有する車両に係る事前届出の申請にあっては自動車の写真、指定行政機関等が保有する車両以外以外の車両に使用する事前届出の申請にあっては自動車検査証の写し及び輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を説明する書類 (輸送協定書等がない場合にあっては、指定行政機関等の写しを添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。		

注 1 災害発生時、原子力緊急事態宣言時、警戒宣言発令時又は武力攻撃事態等時には、この届出済証を最寄りの警察本部 (交通規制課)、警察署、交通検問所等に提出し、所要の手続を受けてください。

2 この届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したとき又は記載事項に変更が生じたときは、事前届出を行った警察署に申し出て再交付又は記載事項の変更を受けてください。

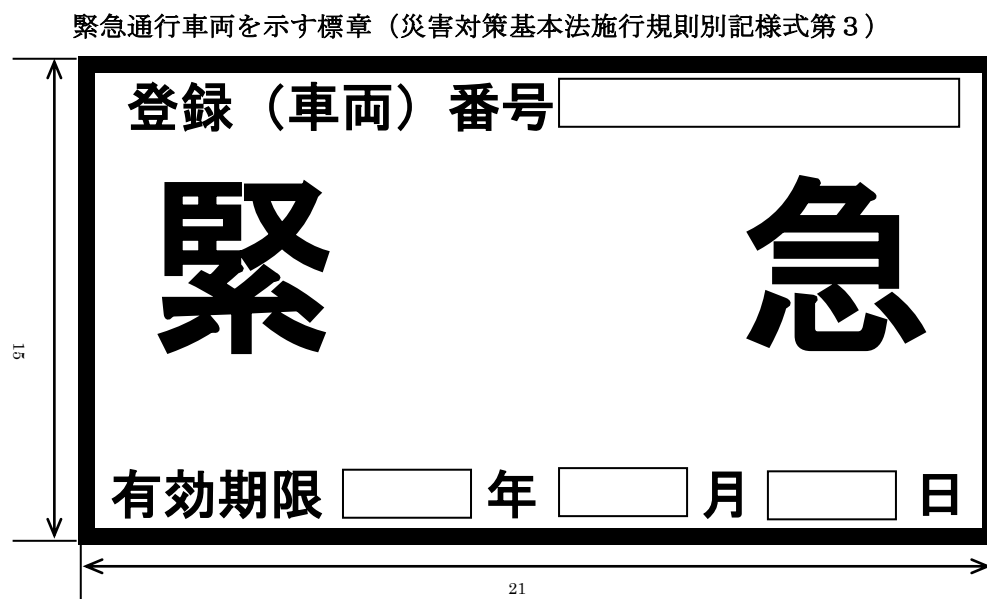
3 届出済証に係る車両が次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署にこの届出済証を返納してください。

(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。

(2) 廃車となったとき。

(3) 緊急通行車両等として必要でなくなったとき。

資料 3－20 緊急通行車両標章



- 〔備考〕 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料 3－21 緊急通行車両確認証明書

緊急通行車両確認証明書（災害対策基本法施行規則別記様式第 4）

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書		知 事	印
		公安委員会	印
番号表に標示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員または品名）			
使用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

〔備考〕用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

資料３－22 西日本高速道路(株)所管の高速道路の通行規制基準＜舞鶴若狭自動車道＞

◆降雨

道路名	規制内容	規制基準	
		地震	降雨
三田西～ 福知山	通行規制（50k）	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 80 mm以上
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 200 mm以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 130 mmに達した 後、45 mm/h の降雨
福知山～ 綾部	通行規制（50k）	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 80 mm以上
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 150 mm以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 130 mmに達した 後、45 mm/h の降雨
綾部～ 小浜	通行規制（50k）	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 80 mm以上
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 210 mm以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 120 mmに達した 後、40 mm/h の降雨

※令和５年８月１７日時点

※規制基準は適宜見直しを行う場合がある。

資料３－23 西日本高速道路(株)所管の高速道路の通行規制基準＜京都縦貫自動車道＞

◆降雨

道路名	規制内容	規制基準	
		地震	降雨
丹波～ 京丹波わち	通行規制（50k）	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 60 mm以上
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 130 mm以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 90 mmに達した 後、30 mm/h の降雨
京丹波わち ～舞鶴大江	通行規制（50k）	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 45 mm以上
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 150 mm以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 130 mmに達した 後、45 mm/h の降雨
舞鶴大江～ 宮津天橋立	通行規制（50k）	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 50 mm以上
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 180 mm以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 100 mmに達した 後、50 mm/h の降雨

※令和５年８月１７日時点

※規制基準は適宜見直しを行う場合がある。

資料3-24 公用自動車の種別現有数

車 種 所属別	乗用車	バス	トラック	小型貨物車	グレーダ	除雪車	清掃車	環衛車	フォークリフト	ブルドーザー	バックホー	軽四輪	特種車	救急車	消防車	計
秘書広報課	2											1				3
防災・危機管理課	3	2														5
総務課	3	1														4
税務課												1				1
市民協働課												1				1
人権推進課												3				3
環境政策課			2	3			1	1	2	1	2	7				19
社会福祉課	1	2														3
子育て支援課	1	1										1				3
こども支援課	2											4				6
障害者支援課												2				2
高齢者支援課		1										3				4
地域包括支援課												1				1
保健推進課	2			1								13		1		16
商工労政課				1												1
農政課				1								2				3
林政課												2				2
農業委員会												1				1
定住・地域政策課				1								6				7
観光交流課												1				1
監理課												1				1
建設課	1		1	2	1	4				1		2				12
都市建築課				2								1				3
消防署												2		5	71	78
上水道課			1									7	2			10
下水道課	1											4	1			6
学校教育課	1	5		1								2				9
社会教育課	1											4				5
文化・スポーツ振興課												1				1
議会事務局	1															1
計	19	12	4	12	1	4	1	1	2	2	2	73	4	6	71	213

○ 民間自動車の借上

- (1) 公用自動車を使用してなお不足を来す場合には、活動計画に基づく各部の要請により次の様式の借上証を自動車1台につき1枚発行する。
- (2) 借上証の発行は一連番号により台帳に記録整理する。

○ 災害救助法による輸送

- (1) 対象は次のとおりとし、費用は輸送費及び人夫賃の通常の実費とする。

ア 被災者の避難 イ 医療及び助産 ウ 被災者の救出
 エ 飲料水の供給 オ 遺体の捜索 カ 遺体の処理
 キ 救済用物資の整理配分

- (2) 期 間 救助の実施が認められる期間内

資料 3－25 災害用応急自動車借上書式

綾 第 号
年 月 日

様

綾部市災害対策本部長

綾部市長

㊟

綾部市防災計画に基づき災害応急用として下記のとおり自動車の借り上げを
いたします。

記

1 自動車種別

2 借上期間 年 月 日から
 年 月 日まで

3 使用部名 部 班

4 使用料 円

※ 使用料を記入のうえ、請求書に添付してください。

資料3-26 風水害時における車中避難場所一覧表

所在 市町村	施設 設置者	施設名	住所	常時開放	避難者 管理	駐車場 台数	駐車場 料金	トイレ	障害者用 トイレ	水道	電気	ハザード	備考
綾部市	綾部市	総合運動公園	綾部市上杉町大宝山10番地	×	有	500	無料	○	○ (建物内)	○	○ (建物内)	無	グラウンド解放時約1,200台
綾部市	綾部市	東部グラウンド	綾部市十倉中町段畠60番地	○	無	200	無料	○	○	○	×	無	グラウンド解放時約400台
綾部市	綾部市	京都府中丹文化会館	綾部市里町久田21番地の20	○	無	250	無料	○ (建物内)	○ (建物内)	○ (建物内)	○ (建物内)	無	
綾部市	綾部市	紫水ヶ丘公園	綾部市味方町薬師谷75	○	無	159	無料	○	○	○	○	無	交流広場解放時約160台 運動広場解放時約50台 第3駐車場は使用不可。
綾部市	綾部市	西部グラウンド	綾部市物部町東野24番地の1	○	無	50	無料	○	○	○	×	無	グラウンド解放時約700台
綾部市	綾部市	以久田野多目的広場(グラウンド東側の駐車場)	綾部市館町畑山158	○	無	150	無料	×	×	×	×	無	グラウンド東側部分のみ(梅林公園横は不可)。 ※グラウンド部分は使用不可。
綾部市	京都府	京都府立農業大学校	綾部市位田町松前30	×	無	80	無料	○ (建物内)	×	○ (建物内)	×	無	平日の9時～16時半は、利用可能ですが、避難指示の発令が左記以外の時間帯及び土日祝にあった場合は、車中避難場所開設までに相応の時間を要する場合があります。 避難場所はトラクター運転練習場を使用すること。 体育館にトイレあり。

注意事項①: 駐車場が満車となっている可能性があることにご留意ください。

注意事項②: 常時開放が「×」の駐車場については、避難指示が発令されていたとしても、状況によって開設されていない可能性があることにご留意ください。

資料 3-27 雨量計設置箇所

雨量計設置場所	所 属	摘 要
川 糸 町 京都府中丹東土木事務所	京都府中丹東土木事務所	自 記
八 津 合 町 寺町	京都府中丹東土木事務所	テレメーター
物 部 町 何北中学校	近畿地方整備局福知山河川国道事務所	テレメーター
上 杉 町	近畿地方整備局福知山河川国道事務所	テレメーター
味 方 町	近畿地方整備局福知山河川国道事務所	テレメーター
故 屋 岡 町 下川原	近畿地方整備局福知山河川国道事務所	自 記
渕 垣 町 久田	京都府中丹東土木事務所	テレメーター
小 貝 町	京都府中丹東土木事務所	テレメーター
篠 田 町	京都府中丹東土木事務所	テレメーター
十 倉 中 町	京都府中丹東土木事務所	テレメーター
故 屋 岡 町 古和木	京都府中丹東土木事務所	テレメーター
於 与 岐 町	京都府中丹東土木事務所	テレメーター
東 山 町	気象庁	テレメーター
睦 寄 町	気象庁	テレメーター

資料３－28 水位観測所及び河川防災カメラ等の設置場所

河川名	観測位置	所 属	摘 要
由良川	鷹栖町	京都府 大野ダム総合管理事務所	テレメーター
由良川	味方町	国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所	テレメーター
由良川	味方町	国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所	CCTV
由良川	川糸町	国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所	CCTV
由良川	栗 町	国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所	CCTV
由良川	小貝町	国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所	CCTV
由良川	野田町（左岸 53.7k）	国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所	危機管理型水位計
由良川	味方町（左岸 52.6k）	国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所	危機管理型水位計
由良川	青野町（左岸 49.8k）	国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所	危機管理型水位計
由良川	延町（左岸 48.4k）	国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所	危機管理型水位計
由良川	栗町（右岸 46.2k）	国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所	危機管理型水位計
由良川	私市町（右岸 43.6k）	国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所	危機管理型水位計
上林川	八津合町	京都府中丹東土木事務所	テレメーター 簡易型カメラ
畑口川	五津合町（睦志橋）	京都府中丹東土木事務所	危機管理型水位計
草壁川	睦寄町（上端橋左岸上流）	京都府中丹東土木事務所	危機管理型水位計
古和木川	故屋岡町（上八代橋右岸下流）	京都府中丹東土木事務所	危機管理型水位計
古和木川	故屋岡町（平垣橋右岸下流）	京都府中丹東土木事務所	危機管理型水位計
犀 川	新庄町	京都府中丹東土木事務所	テレメーター 簡易型カメラ
犀 川	物部町（物部大橋）	京都府中丹東土木事務所	河川防災カメラ 危機管理型水位計
犀 川	小貝町（小貝橋上流）	京都府中丹東土木事務所	危機管理型水位計
犀 川	志賀郷町（志賀郷橋右岸上流）	京都府中丹東土木事務所	危機管理型水位計
犀 川	今田町（唐部橋右岸上流）	京都府中丹東土木事務所	危機管理型水位計
伊路屋川	新庄町（小田橋左岸上流）	京都府中丹東土木事務所	危機管理型水位計
西方川	西方町（貝尻橋右岸上流）	京都府中丹東土木事務所	危機管理型水位計
八田川	渕垣町	京都府中丹東土木事務所	テレメーター 簡易型カメラ
八田川	安国寺町	京都府中丹東土木事務所	河川防災カメラ
八田川	梅迫町（梅迫橋）	京都府中丹東土木事務所	危機管理型水位計
八田川	下八田町（宮裏橋左岸上流）	京都府中丹東土木事務所	危機管理型水位計
上八田川	岡安町（岡安橋）	京都府中丹東土木事務所	危機管理型水位計
田野川	田野町（一の瀬橋上流）	京都府中丹東土木事務所	危機管理型水位計
安場川	上延町（九反田橋）	京都府中丹東土木事務所	危機管理型水位計
荒倉川	高津町（荒倉橋右岸下流）	京都府中丹東土木事務所	危機管理型水位計

資料 3－29 水防団待機水位（指定水位）、はん濫注意水位（警戒水位）等

河 川 名		由良川	犀 川	上林川	八田川
観 測 所		綾 部	新 庄	八津合	湊 垣
堤 防 高 さ		9.62m	4.59m	4.93m	－
水防団待機水位（指定水位）		2.00m	1.00m	1.00m	1.10m
氾濫注意水位（警戒水位）		3.50m	1.70m	2.00m	1.90m
避難判断水位 （特別警戒水位）	（避難時間 6 0 分）	未設定	1.70m	2.00m	未設定
		5.00m	2.00m	2.50m	未設定
氾濫危険水位（危険水位）		6.00m	－	－	未設定
計画高水位		8.12m	－	－	－

資料 3－30 水防倉庫

河 川 名	設 置 箇 所
由 良 川	味方町 1 栗町 1
上 林 川	睦寄町 1
犀 川	物部町 1

資料 3-31 災害時の自主避難所（自治会指定）

令和 7 年 3 月 3 1 日現在

地区名	自治会名	自主避難所
綾 部	並松町	並松町公会堂
		正暦寺
	上町	上町公会堂
	野田町	野田町公会堂
	田野町	小倉集会所
		田野公会堂
	上野町	上野町公会堂
	紫水ヶ丘	（新）紫水ヶ丘公会堂、（旧）紫水ヶ丘公会堂
	田町	田町公会堂
	新宮町	新宮会館
	中神宮寺	綾部キリスト教福音協会
	西神宮寺	綾部中学校
	月見町	月見町公会堂
	中ノ町	中ノ町公会堂
	本町五、六丁目	本町五、六丁目公会堂
	新広小路	F M＝Ⅲ
	南西町	アイタウンホール
	天神町	天神町公会堂
	若松町	若松町公会堂
	宮代町	宮代コミュニティセンター
	本町八丁目	宮代コミュニティセンター
	本町七丁目	本町七丁目集会所
	幸通り	幸通公会堂
	駅前	あやべ協立診療所コミュニティホール
	青野町	せんだん苑こども園
		青野町公会堂
	グランプルー	市民センター
	西町団地	西町団地集会所
	上野団地	上野団地集会所
中 筋	岡町	岡町公会堂、丹都（ふきのとう）
	鳥ヶ坪	鳥ヶ坪公民館

中 筋	延町	延町公会堂
	上延町	上延町公会堂
	上延町	旦寺集会所
	大島西	綾部はなみずき
	高津町	綾部はなみずき
		隠龍寺
	安場町	安場公会堂
		安場町平尾集会所
吉 美	里町	里町公会堂
	有岡町	ありおか会館
	多田町	多田町公会堂
	高倉町	高倉町公会堂（※土砂災害の危険時には使用不可）
	小呂町	小呂町公会堂
	星原町	綾部市農業振興センター
	桜が丘一丁目	桜が丘一丁目コミュニティセンター
	桜が丘二丁目	桜が丘二丁目コミュニティセンター
西八田	上八田	上八田公民館
	七百石	大日公会堂
		七百石コミュニティセンター
	中筋	西屋公会堂
		東大安公会堂
		大安公会堂
		日尾ふれあいの家
		島萬公会堂（※土砂災害の危険時には使用不可）
	岡安	岡安町公民館
	渕垣	渕垣町公民館
	下八田	下八田公民館
東八田	中山	中山町公民館
	安国寺	安国寺公民館
	中町	東八田公民館
	上町	憩の家
	高槻	高槻公民館
	大石	大石公民館

東八田	久保	久保公民館
	施福寺	施福寺公民館
	鳥居野	鳥居野公民館
	下村	下村公民館
	中川原	中川原公民館
		弥仙会館
	大又	大又公民館（※土砂災害の危険時には使用不可）
		弥仙会館
	見内	弥仙会館
	黒谷	黒谷公民館
	八代	八代公民館
	愛宕	愛宕集会所
山 家	戸奈瀬町	井坪集会所
		戸奈瀬公会堂
	釜輪町	釜輪町公会堂
	広瀬町	広瀬町公会堂
	旭町	旭町公会堂
	東山町	東山町公民館
	鷹栖町	鷹栖町公民館
	西原町	西原町公民館
	和木町	和木町公会堂
	下原町	下原町公民館
	上原町	上原共同集会所
	下替地町	下替地町集会所
	橋上町	橋上公会堂
口上林	武吉町	武吉町公民館
豊 里	上位田	上位田公民館
	下位田	下位田公民館
	岡倉	岡倉公会堂
	旭ヶ丘	旭ヶ丘公会堂
	栗上	ふれあいの家
	栗町	栗町公会堂
	栗揚	栗揚公民館

豊 里	豊里	豊里町公民館
	館	館町公民館
	大畠	大畠公民館
	高谷	高谷公会堂
	小西	小西町公民館
		奥小西集会所
	鍛冶屋	鍛冶屋公民館
		里山交流研修センター幸喜山荘
		里山交流研修センター森もりホール
	小畑	(株)丹波西山ライスセンター
		本城奥公民館
	小貝	小貝公会堂
	私市東	私市東共同集会所
	私市	私市公会堂
物 部	上市	八幡神社長床
	下市	下市公民館
	須波伎	須波伎中央公民館
	西坂	西坂公会堂
	新庄	新庄公民館
	白道路	四方正美宅離れ車庫
志賀郷	志賀郷	志賀郷公会堂
		和田藤
	志賀	志賀公会堂
	向田	向田町公会堂
	篠田	篠田町公会堂
		深山集会所
	別所	別所公会堂
	内久井	内久井公会堂
	金河内	金河内公民館
	坊口	坊口町公会堂
	仁和	仁和町公民館
	西方	西方町公会堂
中上林	引地	引地公民館

中上林	西屋	西屋集会所
	日置谷	中上林地区公民館
	片山	片山公民館
	山田	山田公民館
	瀬尾谷	瀬尾谷公会堂
	大町	大町公会堂
	睦志	睦志公会堂
		五泉荘
	水梨	水梨公民館
奥上林	長野	長野公民館
	志古田	志古田公民館
	鳥垣	鳥垣公民館
	草壁	草壁公民館
	川原	綾部市林業者等健康管理センター
	小仲	綾部市林業者等健康管理センター
	八代	八代公民館
	光野	綾部市林業者等健康管理センター
	大唐内	老富会館

資料３－32 災害救助法による救助の内容等
令和７年度災害救助基準

(その１)

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第４条第２項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 １人 １日当たり 360円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能（ホテル・旅館の利用額は@7,000円（食費込・税込み）/泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。）
福祉避難所の設置 (法第４条第２項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 １人 １日当たり 360円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 １戸当たり 7,089,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から 20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として7,089,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から 速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額		期 間			備 考		
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事できない者	1人1日当たり 1,390円以内		災害発生の日から7日以内			食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)		
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費		災害発生の日から7日以内			輸送費、人件費は別途計上		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内			1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること		
		区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全壊 全焼 流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
			冬	33,700	43,350	60,600	70,900	89,300	12,300
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
			冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内		災害発生の日から14日以内			患者等の移送費は、別途計上		
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額		分べんした日から7日以内			妊婦等の移送費は、別途計上		
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費		災害発生の日から3日(72時間)以内			1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上		

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
被災した住宅 の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり ① 大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
	住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり 53,900円以内	災害発生の日から10日以内に完了	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生と及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 5,500円 中学生生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内 （文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 232,200円以内 小人（12歳未満） 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり3,700円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり5,900円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 143,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまで掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額について100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料 3－33 既往の地震及び地震の記録

1 既往の地震

京都府に影響のあった既往地震は、次のとおりである。

発 生 年 月 日 (日本暦)	震 度 (マグニチュード)	震 央	地 域	被 害 の 概 要
701年5月12日 (大宝元年3月26日)	6 (7.0)	東経 134.24° 北緯 35.6°	丹 波	地震うこと3日、凡海郷（若狭湾内にあった東西2.4km、南北6.4kmの島）が海中に没し、旧山頂の海面上に残ったのが、現在の冠島及び沓島であるという。
827年8月11日 (天長4年7月12日)	5 (6.5～7.0)	東経135.6° 北緯 34.9°	京 都	舎屋多く潰れ、余震が翌年6月まで続いた。余震は、7月に26回以上、8月に14回、9月に10回、10月に5回、11及び12の両月に各4回、翌年の2月に3回、3月に2回、6月に3回が記録されている。
856年4月——日 (斉衡2年3月--日)	— (6.0～7.0)		京 都	京都及びその南方で舎屋破壊して仏塔傾く。宮城の垣牆、官庁、民家の損壊するもの甚だ多かった。
881年1月13日 (元慶4年12月6日)	— (6.4)		京 都	余震は、翌朝までの16回を最多に、7日に1回、8日に4回、9日に2回、10日に5回、11日に数回、12日に2回、13及び14の両日並びに17及び18の両日に各1回、また、19日に3回、23、24及び25の各日並びに29日に各1回のほか、翌年の1月に5回、2月に2回と相当に長く続いた模様である。
887年8月26日 (仁和3年7月30日) 申刻	— (8.0～8.5)	東経135.3° 北緯 33.0°	五 畿 七 道	京都で諸司の舎屋及び東西両京の民家の倒壊多く、圧死者多数。また、津波が沿岸を襲い、溺死者多数。特に、摂津の国の津波被害が最大。同日に余震3回、京都での余震回数は、1日に2回、2日に3回、4日に5回、5日に6回のほか、7、9、13、14、16及び22並びに23の各日に各1回、24日に2回、28日に1回で、このうち、5日夜の地震が最大の余震のようである。
890年7月10日 (寛平2年6月16日) 辰刻	— (6.0)		京 都	家屋傾き、ほとんど倒壊寸前のものがあつた。

発 生 年 月 日 (日本暦)	震 度 (マグニチュード)	震 央	地 域	被 害 の 概 要
934年5月22日 (承平4年5月27日)	— (6.0)		京 都	午刻に地震2回、京中の築垣多く転倒した。
938年5月22日 (承平8年/天慶元年 6月15日) 戌又は亥刻	5 (7.0)	東経135.8° 北緯 33.0°	京 都 紀 伊	宮中の内膳司頼れ、死者4人、その他、東西両京の舎屋及び築垣倒れるもの多く、堂塔並びに仏像も多く倒れる。高野山の諸伽藍破壊するも、堂塔は転倒せず。8月6日に強震、釜殿転倒し、築垣ところどころ崩れる。余震発生極めて多く、4月中の実数は不明なれど多数、5月に12回以上、6月に6回、7月に5回以上、8月には13回、9月9回以上、10月に7回以上、11月に7回以上、高野山史料の信憑度によって、震央位置がかなりずれることになる。
976年7月22日 (天延4年/貞元元年 6月18日) 申刻	5 (6.7)	東経135.8° 北緯 33.0°	山 城 近 江	西京舎屋、社寺及び官庁の倒壊多く、圧死者50人以上。余震数か月に及んだ。
1041年8月25日 (長久2年7月20日) 丑刻	— (一)		京 都	法成寺の鐘楼が転倒した。
1070年12月1日 (延久2年10月20日) 半夜	— (6.0～6.5)	東経135.8° 北緯 34.8°	山 城 大 和	東大寺の巨鐘の鈕切れ落つ、京都では、家々の築垣が損壊した。
1091年9月28日 (寛治5年8月7日) 申刻	— (6.0～6.5)	東経135.8° 北緯 34.8°	山 城 大 和	法成寺の仏像（五大堂の軍荼利丈六）倒れ、その他の建物及び仏像にも被害。また、大和の国の金峰山金剛蔵王宝殿が破損した。
1093年3月13日 (寛治7年2月14日) 未刻	— (6.0～6.5)		京 都	ところどころの塔が破損した。
1096年12月17日 (嘉保3年/永長元年 11月24日) 辰刻	7 (8.0～8.5)	東経135.8° 北緯 34.8°	畿 内 東 海 道	大極殿小破。京都では、振動の割に被害僅少。東大寺の巨鐘また落つ。薬師寺廻廊転倒。東寺塔の九輪落ち、法成寺及び法勝寺にも小被害。近江の国の勢多橋落つ。河内の国の小松寺の毘沙門堂転潰して余震多し。津波が伊勢及び駿河の両国を襲う。駿河の国で、仏神舎屋、百姓の流出400余。伊勢の国の阿乃津（津市）で津波の被害があった。

発 生 年 月 日 (日本暦)	震 度 (マグニチュード)	震 央	地 域	被 害 の 概 要
1177年11月26日 (治承元年10月27日) 丑 刻	— (6.0～6.5)		大 和	東大寺大仏の螺髪、巨鐘落ち、印蔵の丑寅の角頰れ落つ。京都においても地震が強かった。
1185年8月13日 (元暦2年/文治元年 7月9日) 午 刻	7 (7.4)	東経136.1° 北緯 34.8°	近 江 山 城 大 和	京の震害とりわけ大。中でも白河辺の被害大きく、閑院の皇居棟裂け、釜屋以下転倒。西廊倒れ、法勝寺九重塔大破し、転潰同様。同阿弥陀堂及び金堂の東西廻廊、鐘楼、南大門ほか転倒。得長寿院の千体堂、法成寺の廻廊転倒、尊勝寺の講堂、五大堂、築垣、西門倒れ、東塔の九輪落ち、最勝寺の薬師堂、築垣倒る。また、勧修寺でも鐘楼、蔵等倒れ、その他の寺院でも堂塔破壊す。民家や築垣の倒壊破損多く、築垣は東西面が倒壊多く、南北面はすこぶる残るという。死者多く、宇治橋落つ。渡橋の10人川に落ち、1人溺死。比叡山の諸建物の倒壊、傾くもの多し。8月12日の余震で少々転倒したものもあった。
1245年8月27日 (寛元3年7月27日) 丑刻	— (6.2)		京 都	壁、築垣、所々屋々、破損個所が多かった。
1299年6月4日 (正安元年4月25日)	— (一)		大 阪 畿 内	史料『本朝年代記』によると、天王寺金堂倒る。京都南禅寺堂舎も倒れ、畿内で死者1万余人というも、他の文献なし。
1317年2月24日 (正和6年/文保元年 1 月 5 日) 寅 刻	5 (6.5～7.0)	東経135.8° 北緯 34.8°	京 都	これより先、1月3日辰あるいは巳刻に、京都に強震。東寺の塔の九輪折れ傾き、灌頂院破損し、多くの余震を伴ったが、1月5日大地震となる。白河辺の人家悉く潰れ、死者5人。法勝寺、法成寺の堂宇門楼傾倒す。5日未の刻に清水寺火を發し、塔鐘楼を焼く。余震は、10月まで多数続いた。
1350年7月6日 (正平5年5月23日) 申刻	— (6.0)		京 都	祇園社の石塔の九輪落ち砕け、余震は、7の月初旬まで続いた。史料『祇園執行日誌』によると、余震は、5月3回、6月8回あった。
1361年8月1日 (正平16年6月22日) 卯刻	— (一)		畿 内 諸 国	この月18日より京都付近に地震多く、この日の地震で法隆寺の築地多少崩る。23日も地震ありしは、次の地震の前震か。

発 生 年 月 日 (日本暦)	震 度 (マグニチュード)	震 央	地 域	被 害 の 概 要
1369年9月7日 (正平24年7月28日) 丑刻	— (一)		京 都	東寺の講堂傾く。史料少なく、震度及び震央決めにくい。
1425年12月23日 (応永32年11月5日) 巳刻	— (6.0)		京 都	築垣多く崩れる。この日、終日地震う。11月中の余震、10日に2回、12、13、16、22の各日に各1回であった。
1449年5月13日 (文安6年/宝徳元年 4月12日) 辰刻	— (5.75～6.5)	東経135.6° 北緯 34.8°	山 城 大 和	10日から地震あり。京都の仙洞御所傾き、東寺で築地崩れ、南大門等破損。神泉苑の築地崩れ。洛中の堂塔、築地の被害多く、嵯峨清涼寺の釈迦仏など転倒。東山西山で処々地裂け、若狭街道長坂辺で山崩れ、人馬多く死す。淀大橋3間、桂橋2間落つ。余震は18日までに27ないし28回、その後、7月まで続く。
1466年5月22日 (文正元年4月6日) 酉～戌刻	— (一)		京 都	天満社、糺社の石灯籠倒る。
1474年又は1475年 (文明6年冬)	— (一)		京 都	神社、仏寺、宮殿、城廊及び舎屋傾き、壊れるもの多数。史料『日本災異志』に載せるも、被害地名に具体例なく、疑わしい。
1532年7月12日 (天文1年5月29日) 夜	— (一)		京 都 近 江	野史に「清水、大津、相坂、関屋水溢、田園多亡」とあるも、はっきりしない。
1586年1月18日 (天正13年 11月29日) 亥下刻	— (7.8±0.1)	東経136.8° 北緯 36.0°	畿 内 東 海 東 山 北 陸	京都では、東寺講堂及び灌頂院破損、壬生の堂倒れ、三十三間堂の仏像6百体倒る。余震は、京都でも1月17日から18日頃まで連日。紀伊半島、三河の国渥美郡のほか、京都、奈良では、翌30日丑の刻にも大地震。これは、余震か。
1596年9月5日 (文禄5/慶長元年 閏7月13日) 子刻	— (7.5±0.25)	東経135.6° 北緯 34.8°	京 畿 都 内	京都三条より伏見に至る間の被害多く、伏見城天守大破。東寺、天龍寺等の社寺、民家倒壊、約6百人圧死。大阪、神戸でも壊れ家多く、堺で死者6百余人。余震、翌年に及ぶ。
1618年9月9日 (元和4年8月12日) 子丑の刻	— (一)		京 都	不動院大破す。史料『京都府寺誌稿』による。

発生年月日 (日本暦)	震 度 (マグニチュード)	震 央	地 域	被害の概要
1662年6月16日 (寛文2年5月1日) 午刻	7 (7.25～7.6)	東経136.0° 北緯 35.3°	山城・大和 河内・和泉 摂津・丹後 若狭・近江 美濃・伊勢 駿河・三河 信濃	比良岳付近の被害が甚大。京都で町屋倒潰1千、死者2百余人ともいう。六地蔵、鞍馬で山崩れ、向島の堤3百間途切れ、うち、46～47間は、地中へ4～5尺揺り込む。花折断層あるいは琵琶湖西岸断層の活動に帰する説
1664年1月4日 (寛文3年12月6日) 戌刻	— (5.9)		京 都 山 城	二条城及び伏見の諸邸破損。洛中築垣処々崩る。吉田神社の石灯籠倒れ、下鴨神社の築地、石灯籠倒る。震回数は、6日多数、7日すきまなく揺る。13日まで余震多数続いた。
1665年6月25日 (寛文5月5日12日) 酉刻	— (6.0)		京 都	二条城石垣12～13間崩れ、二の丸殿舎等、少々破損す。地震は12日に7～8回、13日に4～5回、14日～18日に毎日あり。
1694年12月12日 (元禄7年10月26日) 昼八ツ～ 七ツ時	— (一)		丹 後 宮 津	宮津で地割れ、泥を噴出、家屋破損。特に、土蔵は大破損した。
1751年3月26日 (寛延4年/宝暦元年 2月9日) 未刻	— (5.5～6.0)		京 都	諸社寺の築地、町屋等破損。土蔵の壁落ち、石灯籠は倒れ、あるいは破損あり。二条城天守破損、近衛家御構築地内に損所あり。御香宮の石鳥居の柱、南北に5～6寸ほど筋違いになる。
1753年2月11日 (宝暦3年1月9日)	— (一)		京 都	洛中の築地等に小被害。池田、伊勢、鳥取で有感
1774年1月22日 (安永2年12月11日) 亥の下刻	— (一)		丹 後	屋根石多く落ちる。京都、池田で有感
1802年11月18日 (享和2年10月23日) 暁七ツ時頃	— (6.5～7.0)		畿 内 名 古 屋	奈良春日の石灯籠かなり倒れ、名古屋本町御門西の土居の松倒れて高壁崩る。京都で土蔵壁落ち、石塔、石灯籠倒れる。

発 生 年 月 日 (日本暦)	震 度 (マグニチュード)	震 央	地 域	被 害 の 概 要
1830年8月19日 (文政13年/天保元年 7月2日) 申 刻	5 (6.5±0.2)	東経135.7° 北緯 35.0°	京 隣 都 国	烈震地域は、京都市内に限定される。洛中・洛外の土蔵で被害を受けなかったものはなかったが、民家の倒壊は、千に一つもなかったという。全般に見て、神社仏閣のほか、御殿、表通りの町屋の倒れたもの少ないと言えど、石垣、築地、門、塀、地、番屋、端々の民家の倒壊あり。破損では、壁、瓦及び庇の落ちるもの多く、家が鳥籠のようになったとの記録が見られる。御所破損、外回り築地倒壊し、二条城本丸、その他の石垣の崩れ、諸建物の崩れ等多く、地割れありて泥を噴出す。両本願寺は1尺ほど傾き、北野、大仏では石灯籠が倒れ、愛宕山、天龍寺に小破あり。また、宇治川通りの堤割れる。京都での死者280人、負傷者1千300人。伏見では、町屋の倒壊あり。宇治橋半ば落つ。丹波の国の亀山（＝亀岡市）では、城中の被害は軽微ながら、町在で死者4人、負傷者5人、崩家41戸、損所50という。上下動が強かったらしい。煙草を3～5服吸うくらいの間、地動が激しかった。
1858年4月9日 (安政5年2月26日) 昼七ツ時頃	— (一)		丹 宮 後 津	宮津では、地割れを生じ、家屋大破する。岩ヶ鼻（丹後半島伊根付近）で蔵の壁痛み、岩滝辺りも強かった。
1925年5月23日 (大正14年) 11時09分	— (6.8)	東経 134.503° 北緯 35.336° 【震央は、円山川河口 城崎付近】	但 馬 北 部	《北但馬地震》 被害が甚大であったのは、円山川流域の河口から南側の、豊岡に至る狭い地域で、焼失2, 328戸のほか、全壊1, 733戸、半壊915戸、死者465人、負傷者1, 016人であった。久美浜湾では、葛野川河口付近の水田及び桑田約10町歩が陥没して海となり、田結では、2本の平行した断層ができた。長さは、それぞれ約1. 6kmで、西側が落ち、その差は、大きいところで60～85cmに達した。

発生年月日 (日本暦)	震 度 (マグニチュード)	震 央	地 域	被害の概要
1927年3月7日 (昭和2年) 18時27分	— (7.3)	東経 134.560° 北緯 35.377° 【震央は、京都府北西部】	京 都 府 兵 庫 県 鳥 取 県 大 阪 府 滋 賀 県 岡 山 県 福 井 県 徳 島 県 三 重 県 香 川 県 奈 良 県	《北丹後地震》 被害は、丹後半島頸部が最も激しかった。死者2, 925人、負傷者7, 807人、全焼6, 659戸、全壊5, 128戸並びに半壊4, 973戸に上り、京都府内では、与謝郡、中郡、竹野郡に集中している。この地震で生じた断層は、郷村断層（長さ18km、西側で最大80cm隆起し、南へ270cm移動）と山田断層（郷村断層に直角に走る長さ7km、北側が最大70cm隆起し、東へ最大80cm移動）である。倒壊率の大きいところは、この断層線に沿った地域に限られている。学校で被害を受けた30校のうち、13校が全壊又は全焼、3校が大修理の上で使用可能であり、さらに、このうち、5校が全・半焼した。地震発生が放課後であったのが、不幸中の幸いであった。
【参考】 1943年9月10日 (昭和18年) 17時37分	— (7.2)	東経 134.113° 北緯 35.282° 【震央は、鳥取付近】	鳥 取 県 兵 庫 県 北 西 部	被害は、死者1, 083人、重傷669人、軽傷2, 590人、全壊7, 485戸、半壊6, 158戸、全焼251戸、半焼16戸、を数え、鳥取市の被害は、全体の約80%に達する。特に、沖積地の被害は大きく、市内で12か所から出火、後に、更に4か所から出火した。吉岡断層（長さ4.5km北側で最大50cm沈下し、東方へ最大90cm動く。断層面は殆ど垂直な逆断層）と鹿野断層（長さ約8km、南西翼では、北が南に対して最大75cm沈下し、東方に最大150cmずれるとともに、北東翼では、南側が最大50cm沈下し西方に僅かにずれ、断層面は60～70度で北に傾く）を生じた。

発 生 年 月 日 (日本暦)	震 度 (マグニチュード)	震 央	地 域	被 害 の 概 要
【参考】 1948年6月28日 (昭和23年) 16時13分	— (7.1)	東経 136.178° 北緯 36.100°	福 井 平 野	≪福井地震≫ 被害は、家屋の全壊36, 184戸、同半壊11, 816戸、同燃失3, 581戸、死者3, 769人、負傷者22, 203人で、規模の割合に被害が大きく、福井平野においては、全壊率100%に達する集落も多かった。なお、被害は、福井及び石川の両県のみである。この地震を期に、気象庁震度階級に「震度7」すなわち「激震」が、家屋の倒壊率30%以上かつ加速度400ガル以上という基準で新設された。福井平野の中央の沖積地は、被害が大きく、丸岡町や森田町等は、文字どおり全壊した。振動の最も激しかったのは、30～40秒くらいで、家屋は、5～15秒くらいの間に倒壊した。この地震で、地割れが無数に生じたが、福井県東南部の和田出作町で、田の草刈り中の女性が地割れに挟まれて死亡した。これは、我が国では珍しい、確かな実例である。また、鉄路及び路盤の波状起伏や蛇行が処々に生じ、福井市付近で3本の列車が脱線、転覆した。さらに、国鉄北陸本線の九頭龍鉄橋を始め、13の主要な橋が落下した。このほか、この地震による視認可能な断層は生じなかったが、精密測量の結果、北北西～南南東方向の断層が、福井平野の東部で確認された。この断層は左ずれで、東側が相対的に最高約70cm隆起し、西側が南に最大約2m近くずれていることがわかった。また、福井平野で泥水の噴出があった。

発 生 年 月 日 (日本暦)	震 度 (マグニチュード)	震 央	地 域	被 害 の 概 要
1968年8月18日 (昭和43年) 16時12分	— (5.6)	東経135° 23' 北緯 35° 13'	京都府中部	《和知地震》 公式には、和知地震という名称はない。綾部市で、家屋の半壊1戸同じく一部破損1戸、和知町周辺で、落石、道路の亀裂等の小被害あり。余震回数は、有感のものが18日に5回、19日に1回及び21日に3回。1968年9月発行の「綾部市広報」第161号(防災特集)によると、福知山及び舞鶴の両市で震度4を記録するとともに、和知町で、崖崩れによる家屋倒壊が1戸、亀裂発生が道路26か所、池6か所等、被害額も7,450万円に上った。
1983年5月26日 (昭和58年) 11時58分	— (7.7)	東経139° 4.6' 北緯 40° 21.4' 【震央は、日本海中部付近】	日本海沿岸各地 朝鮮半島 シベリア	《日本海中部地震》 秋田県の男鹿半島沖に発生、日本海沿岸に、かつてないほどの被害をもたらす。死者104人、そのうち、100人は、津波によるもの。津波の波高は、最大で14mあり、京都府における被害は、床上浸水3戸、床下浸水10戸、非住家被害12戸、船舶被害40隻のほか、り災者15人であった。
1995年1月17日 (平成7年) 5時46分	7 (7.3)	東経 135° 2.3' 北緯 34° 35.7' 【震央は、淡路島北部付近】	兵庫県南部 大阪府 京都府	《兵庫県南部地震 阪神・淡路大震災》 死者6,425人、行方不明者2人、負傷者43,772人、住家等の建物全壊110,457棟、同半壊147,433棟、同一部損壊230,332棟、火災の発生285件のほか道路、鉄道及び港湾等の各施設に甚大な被害をもたらした。この地震は、大都市の直下を襲ったものであり、戦後における未曾有の被害になった。各地の震度は、神戸、芦屋、西宮及び宝塚の各市並びに北淡、一宮及び津名の各町の一部が震度7、神戸市の震度7を除いた地域及び洲本市が震度6、京都、彦根及び豊岡の各市が震度5、大阪及び舞鶴の両市等が震度4。

資料：「新編日本被害地震総覧」（東大出版会）

発 生 年 月 日 (日本暦)	震 度 (マグニチュード)	震 央	地 域	被 害 の 概 要
2011年3月11日 (平成23年) 14時46分	7 (9.0)	東経 149° 9 北緯 38° 1′	宮 城 県 福 島 県 茨 木 県 栃 木 県 岩 手 県 群 馬 県 埼 玉 県 千 葉 県	平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード(M) 9.0の地震が発生し、宮城県栗原市で震度7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の4県37市町村で震度6強を観測したほか、東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度6弱～1を観測した。また、この地震に伴い、福島県相馬で高さ9.3m以上※、宮城県石巻市鮎川で高さ8.6m以上※の非常に高い津波を観測するなど、東北地方から関東地方北部の太平洋側を中心に、北海道から沖縄にかけての広い範囲で津波を観測した。この地震（津波及び余震を含む）により、死者15,401人、行方不明8,146人、全壊家屋112,490棟などの甚大な被害を生じた（6月9日現在、緊急災害対策本部による）。気象庁はこの地震を「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」（英語名：The 2011 off the Pacific coast of Tohoku Earthquake）と命名した。また、この地震による災害について「東日本大震災」と呼ぶことが閣議決定された。「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」（M9.0）は、国内観測史上最大規模の地震であった。

参考：気象庁【災害時地震・津波速報】平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震

発生年月日 (日本暦)	震 度 (マグニチュード)	震 央	地 域	被害の概要
2016年4月14日 (平成28年) 21時26分	7 (6.5)	東経130° 48.5' 北緯32°44.5'	熊 本 県 大 分 県 佐 賀 県 宮 崎 県 福 岡 県	平成28年(2016年)4月14日 21時26分、熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード6.5(最大震度7)の地震が発生し、その約28時間後の4月16日01時25分、同じ熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード7.3(最大震度7)の地震が発生し、地震活動域は熊本県阿蘇地方や大分県中部にまで拡大しました。最大震度1以上を観測する地震の回数は最初の震度7の地震から5か月後までに4,000回を超えるなど、地震活動は広域で極めて活発となり、一連の活動で、死者267人(災害関連死を含む)、負傷者2,804人、住家全壊8,673棟など熊本県を中心に甚大な被害が生じた。「平成28年(2016年)熊本地震」と命名した。
2016年4月16日 (平成28年) 1時25分	7 (7.3)	東経130° 45.7' 北緯32° 45.2'		

参考：気象庁HP：【気象庁技術報告】平成28年(2016年)熊本地震調査報告

発 生 年 月 日 (日本暦)	震 度 (マグニチュード)	震 央	地 域	被 害 の 概 要
2024年1月1日 (令和6年) 16時10分	7 (7.6)	東経 137° 2 北緯 37° 5'	石 川 県 新 潟 県 富 山 県 福 井 県	2024年1月1日16時10分に石川県能登地方の深さ16kmでM7.6の地震（最大震度7）が発生し、石川県輪島市及び志賀町で震度7を観測したほか、北陸地方を中心に北海道から九州地方にかけて震度6強～1を観測した。また、石川県能登で長周期地震動階級4を観測したほか、北陸地方を中心に東北地方から中国・四国地方にかけて長周期地震動階級3～1を観測した。 この地震の震央周辺では、同日16時12分にM5.7の地震（最大震度6弱）、16時18分にM6.1の地震（最大震度5強）、6日23時20分にM4.3の地震（最大震度6弱）、9日17時59分にM6.1の地震（最大震度5弱）が発生するなど活発な地震活動が継続しており、地震活動域は能登半島及びその北東側の海域を中心とする北東－南西に延びる150km程度の範囲に広がっている。これらの地震により、死者241人などの被害が生じた（2024年2月7日14時00分現在、総務省消防庁による）。気象庁では、2024年1月1日に石川県能登地方で発生したM7.6の地震及び2020年12月以降の一連の地震活動について、その名称を「令和6年能登半島地震」と定めた。

参考：気象庁HP【日本付近で発生した主な被害地震】令和6年1月1日 令和6年能登半島地震

2 地震の記録

(1) 旧 舞鶴海洋気象台の地震の記録

震度 年	震度 1	震度 2	震度 3	震度 4	震度 5		震度 6		震度 7	計
					震度 5 弱	震度 5 強	震度 6 弱	震度 6 強		
昭和 3 0 年	3	1								4
3 1	1	2								3
3 2	1	2								3
3 3	2									2
3 4	1									1
3 5		2								2
3 6	2	3		1						6
3 7	2	2								4
3 8	3	4		1						8
3 9	4									4
4 0	1									1
4 1	3	3								6
4 2	4									4
4 3	2 0	1 8	3	1						4 2
4 4	2	2								4
4 5		1								1
4 6		2								2
4 7	3		1							4
4 8	1	3								4
4 9	4									4
5 0	3									3
5 1	1	2								3
5 2	2									2
5 3	6	1								7
5 4	2	3								5
5 5	1	1								2
5 6										0
5 7	3									3
5 8	3	2								5
5 9	1 1	4	1	1						1 7
6 0	3	4	1							8
6 1	4		1							5
6 2	5	1								6
6 3	2									2
平成 元年	3	2								5
2	5	2								7
3	5									5
4	4									4
5	3									3
6	4	2								6
7	1 6	2	1	1						2 0
8	2									2
9	4	2								6
1 0	2	1								3

※ 平成 8 年 1 0 月から震度 5 は震度 5 弱と震度 5 強、震度 6 は震度 6 弱と震度 6 強となった。

(2) 京都府震度情報ネットワーク 綾部市

震度 年	震度 1	震度 2	震度 3	震度 4	震度 5 弱	震度 5 強	震度 6 弱	震度 6 強	震度 7	計
平成 11 年	3	2								5
12	5	2								7
13		3								3
14	2									2
15	2									2
16	1	1								2
17	1									1
18										0
19	5									5
20	1									1
21	1									1
22		1								1
23	2									2
24	3									3
25			1							1
26	4	2								6
27	2									2
28	1	1								2
29	2									2
30	1	1								2
令和 1										0
2										0
3	2									2
4	4	3								7
5	1									1
6	1									1

※平成11年から綾部市で震度観測開始

資料3-34 り災・被災証明申請書、り災証明書、被災証明書

り災証明・被災証明 申請書

令和 年 月 日

綾 部 市 長 様

《申請者》住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

下記のとおり、〔 り災・被災 〕に係る証明書の交付について申請します。

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢

り災原因	令和 年 月 日の _____ による
------	---------------------

被災住家(※)の所在地	
住家(※)の被害の程度	
浸水区分	
自己判定方式同意欄 (希望する場合)	自己判定方式とは、災害により受けた住家の被害が屋根の一部などの軽微な場合に、被災者自身が判定結果を「準半壊に至らない（一部損壊）」（家屋全体の損害割合10%未満）とすることに同意する判定方法です。撮影いただいた写真による確認をもって調査に代えるため、現地調査は行いません。 ☐ 上記の事項に同意の上、自己判定方式を希望します。

(※) 住家とは、現実に住居（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

(※) 被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。（住家の所有者がチェックすること）
☐ 確認しました

住家以外の被害	
---------	--

り 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢

り 災 原 因	年 月 日の による
---------	------------

被災住家(※)の 所在地			
住家(※)の被害の 程度	☐ 全壊	☐ 大規模半壊	☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない（一部損壊）
浸水区分			
自己判定方式同意欄 (希望する場合)	自己判定方式とは、災害により受けた住家の被害が屋根の一部などの軽微な場合に、被災者自身が判定結果を「準半壊に至らない（一部損壊）」（家屋全体の損害割合 10%未満）とすることに同意する判定方法です。撮影いただいた写真による確認をもって調査に代えるため、現地調査は行いません。 ☐上記の事項に同意の上、自己判定方式を希望します。		

(※) 住家とは、現実に住居（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

(※) 被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。（住家の所有者がチェックすること）
☐ 確認しました

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり相違ないことを証明願います。

年 月 日

綾部市長



(整理番号) —

被災証明書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢

被災原因	年 月 日の による
------	------------

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

綾部市長



資料 3-35 綾部市防災行政無線設備一覧

【親局・中継局・再送信子局・非常用親局】

免許の年月日：令和 4 年 7 月 4 日

種別	免許の番号	識別信号	設置場所	周波数・出力
親局	近固第 11768 号	ぼうさいあやべし	若竹町 8-1 綾部市役所 構内	61.715MHz 0.001W
中継局	近固第 11770 号	ぼうさいあやべし ふじやま	上野町小倉山 1 藤山公園 構内	61.715MHz 0.001W 59.225MHz 5W
中継局	近固第 11771 号	ぼうさいあやべし きみおやま	睦寄町君尾 1-5	59.225MHz 5W 64.01MHz 5W
再送信子局	近固第 12034 号	ぼうさいあやべし おいとみ	老富町堂ノ下 6-5-1	64.01MHz 1W 61.715MHz 1W
非常用親局	近固第 11769 号	ぼうさいあやべし だい 3 じょうすいじょう	井倉町上ノ切 1-0 綾部市第 3 浄水場 構内	61.715MHz 0.001W

【屋外子局（双方向通信有）】

免許の年月日：令和 4 年 7 月 4 日

名 称	免許の番号	識別信号	設置場所	周波数・出力
FMいかる ※1	近固第 12160 号	ぼうさいあやべし えふえむいかる	中山町大谷 7 FMいかる送信所	59.225MHz 0.3W
綾部公民館	近固第 12161 号	ぼうさいあやべし あやべこうみんかん	並松町上溝口 1-4	59.225MHz 0.001W
中筋公民館	近固第 12162 号	ぼうさいあやべし なかすじこうみんかん	大島町内山田 3-2 ふれあいセンター 駐車場内	59.225MHz 0.1W
吉美公民館	近固第 12163 号	ぼうさいあやべし きみこうみんかん	多田町寺田 2-2 農業振興センター 駐車場内	59.225MHz 0.01W
西八田公民館	近固第 12164 号	ぼうさいあやべし にしやたこうみんかん	岡安町岡 2-2-1 農村婦人の家 構内	59.225MHz 0.001W
東八田公民館	近固第 12165 号	ぼうさいあやべし ひがしやたこうみんかん	梅迫町溝尻 1-1-6 東八田公民館 構内	59.225MHz 0.3W
山家公民館	近固第 12166 号	ぼうさいあやべし やまがこうみんかん	鷹栖町豊後田 3-2 基幹集落センター 構内	59.225MHz 1W
口上林公民館	近固第 12167 号	ぼうさいあやべし くちかんばやしこうみんかん	武吉町中井根 3-5 健康ファミリーセンター	59.225MHz 1W
豊里コミュニティセンター	近固第 12168 号	ぼうさいあやべし とよさとこみゆにていせんたー	栗町大野 1-2-0-2 豊里コミュニティセンター 構内	59.225MHz 0.01W
物部公民館	近固第 12169 号	ぼうさいあやべし ものべこうみんかん	物部町東野 4-6-1 物部営農指導センター 駐車場	59.225MHz 0.5W
志賀郷公民館	近固第 12170 号	ぼうさいあやべし しがさところみんかん	志賀郷町北町 1-7 志賀郷公民館 構内	59.225MHz 1W
中上林公民館	近固第 12171 号	ぼうさいあやべし なかかんばやしこうみんかん	八津合町縄手 1 観光センター	64.01MHz 0.1W
奥上林公民館	近固第 12172 号	ぼうさいあやべし おくかんばやしこうみんかん	故屋岡町三反田 1-5 林業者等健康管理センター 構内	64.0 MHz 0.1W
宮代コミュニティセンター	近固第 12173 号	ぼうさいあやべし みやしろこみゆにていせんたー	宮代町土代 2-3 宮代コミュニティセンター	59.225MHz 0.001W
上林小学校・ 上林中学校	近固第 12174 号	ぼうさいあやべし かんばやしちゅうがっこう	八津合町片山 1-7 上林小学校・上林中学校 構内	64.01MHz 0.1W
高津コミュニティセンター	近固第 12175 号	ぼうさいあやべし たかつこみゆにていせんたー	高津町西ノ開市 8-1 高津コミュニティセンターグラウンド内	61.715MHz 1W
保健福祉センター	近固第 12176 号	ぼうさいあやべし ほけんふくしせんたー	青野町東馬場下 1-5-6 保健福祉センター 構内	61.715MHz 0.001W

※1 FMいかるから中山送信所への通信が途絶した場合のみ使用。通常は使用しない。FMいかるへの割込み放送は、IP 告知システムを利用して行う。

【屋外子局（双方向通信無）】

名 称	設置場所	周波数	設置年度
綾部会館	味方町石風呂 50-5	59.225MHz	平成26年度
井倉町西公会堂	井倉町下恵福田 7-3	59.225MHz	平成26年度
延町公会堂	延町南在家 4-1	59.225MHz	平成26年度
青野町（二宮公園）	青野町	59.225MHz	平成27年度
栗町（タコラ田公園）	栗町北ユルズ 30-1	59.225MHz	平成27年度
私市	私市町中村段 92-1	59.225MHz	平成27年度

【戸別受信機（自治会）】

設置年度：平成24年度

地区	自治会名	設置場所	着信周波数（MHz）※2			個別 番号	屋 外 アンテナ
			1	2	3		
綾 部 地 区	並松町	並松町公会堂	59.225	61.715	64.01	3001	無
	上町	上町公会堂（固定せず）	59.225	61.715	64.01	3002	無
	川糸町	自治会長宅	59.225	61.715	64.01	3003	無
	味方町	自治会長宅	59.225	61.715	64.01	3004	無
	野田町	野田町公会堂	59.225	61.715	64.01	3005	無
	紫水が丘	紫水ヶ丘自治会新公会堂	59.225	61.715	64.01	3006	無
	寺町東	寺町東集会所	59.225	61.715	64.01	3007	無
	寺町西	寺町西公会堂（固定せず）	59.225	61.715	64.01	3008	無
	田野町	田野町コミュニティセンター	59.225	61.715	64.01	3009	無
	上野町	上野町公会堂	59.225	61.715	64.01	3010	無
	田町	自治会長宅	59.225	61.715	64.01	3011	無
	東本町	自治会長宅	59.225	61.715	64.01	3012	無
	西本町	萬屋	59.225	61.715	64.01	3013	無
	新宮町	自治会長宅	59.225	61.715	64.01	3014	無
	新町	新町公会堂	59.225	61.715	64.01	3015	無
	本町四丁目	本町四丁目公会堂（固定せず）	59.225	61.715	64.01	3016	無
	東神宮町	神宮寺公会堂	59.225	61.715	64.01	3017	無
	中神宮町	神宮寺公会堂	59.225	61.715	64.01	3018	無
	西神宮町	自治会長宅	59.225	61.715	64.01	3019	無
	明知町	自治会長宅	59.225	61.715	64.01	3020	無
	月見町	月見町公会堂（固定せず）	59.225	61.715	64.01	3021	無
	中ノ町	自治会長宅	59.225	61.715	64.01	3022	無
	本町5、6丁目	自治会長宅	59.225	61.715	64.01	3023	無
	広小路	自治会長宅	59.225	61.715	64.01	3024	無
	新広小路	自治会長宅	59.225	61.715	64.01	3025	無
	西新町	自治会長宅	59.225	61.715	64.01	3026	無
	南西町	自治会長宅	59.225	61.715	64.01	3027	無
	北西町	自治会長宅	59.225	61.715	64.01	3028	無
	天神町	天神町公会堂	59.225	61.715	64.01	3029	無
	若松町	若松町公会堂	59.225	61.715	64.01	3030	無
	相生町	自治会長宅	59.225	61.715	64.01	3031	無
	宮代町	自治会長宅	59.225	61.715	64.01	3032	無

地区	自治会名	設置場所	着信周波数 (MHz) ※2			個別 番号	屋 外 アンテナ
			1	2	3		
綾 部 地 区	本町8丁目	自治会長宅	59.225	61.715	64.01	3033	無
	本町7丁目	自治会長宅	59.225	61.715	64.01	3034	無
	幸通	幸通公会堂	59.225	61.715	64.01	3035	無
	駅前	自治会長宅	59.225	61.715	64.01	3036	無
	青野町	自治会長宅	59.225	61.715	64.01	3037	無
	綾中町	副自治会長宅	59.225	61.715	64.01	3038	無
	グランブルー	自治会長宅	59.225	61.715	64.01	3039	無
	井倉町	井倉中央公会堂 (固定せず)	59.225	61.715	64.01	3040	無
	西町団地	西町団地集会所	59.225	61.715	64.01	3041	無
	弥生団地	副自治会長宅	59.225	61.715	64.01	3205	無
	上野団地	上野団地集会所	59.225	61.715	64.01	3043	無
	綾部合同宿舍	自治会長宅	59.225	61.715	64.01	3044	無
	井倉新町団地	井倉新町団地集会所	59.225	61.715	64.01	3045	無
中 筋 地 区	岡町	岡町公会堂	59.225	61.715	64.01	3047	無
	延町	延町公会堂	59.225	61.715	64.01	3048	無
	鳥ヶ坪	鳥ヶ坪公民館	59.225	61.715	64.01	3049	無
	上延町	上延町公会堂	59.225	61.715	64.01	3050	無
	大島町東	大島町東公会堂	59.225	61.715	64.01	3051	無
	大島町中	大島町中公会堂	59.225	61.715	64.01	3052	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	大島町西	大島町西公会堂	59.225	61.715	64.01	3053	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	高津町	高津公会堂	59.225	61.715	64.01	3054	3素子
	安場町	安場町公会堂	59.225	61.715	64.01	3055	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
吉 美 地 区	夕陽ヶ丘	夕陽ヶ丘公民館	59.225	61.715	64.01	3056	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	有岡町	ありおか会館	59.225	61.715	64.01	3057	無
	里町	里町公会堂	59.225	61.715	64.01	3058	無
	多田町	多田町公会堂	59.225	61.715	64.01	3059	無
	高倉町	高倉公会堂	59.225	61.715	64.01	3060	無
	小呂町	小呂町林業センター	59.225	61.715	64.01	3061	無
	星原町	星原公会堂	59.225	61.715	64.01	3062	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	桜が丘一丁目	桜が丘一丁目コミュニティセンター	59.225	61.715	64.01	3063	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
西 八 田 地 区	桜が丘二丁目	桜が丘二丁目コミュニティセンター	59.225	61.715	64.01	3064	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	上八田	上八田公民館	59.225	61.715	64.01	3065	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	七百石	七百石町公民館	59.225	61.715	64.01	3066	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	中筋	中筋町公民館	59.225	61.715	64.01	3067	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	岡安	岡安町公民館	59.225	61.715	64.01	3068	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	渕垣	渕垣町公民館	59.225	61.715	64.01	3069	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	下八田	下八田公民館	59.225	61.715	64.01	3070	無
東 八 田 地 区	あやべ台	自治会長宅	59.225	61.715	64.01	3071	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	中山	中山町公民館	59.225	61.715	64.01	3072	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	安国寺	安国寺公民館	59.225	61.715	64.01	3073	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	新町・中町	梅迫中央公民館	59.225	61.715	64.01	3074	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	上町・鐘鑄場	憩いの家	59.225	61.715	64.01	3076	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	内谷	内谷公民館	59.225	61.715	64.01	3078	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	大野	大野公民館	59.225	61.715	64.01	3079	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	高槻	高槻公民館	59.225	61.715	64.01	3080	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
大石	大石	大石公民館	59.225	61.715	64.01	3081	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ

地区	自治会名	設置場所	着信周波数 (MHz) ※2			個別 番号	屋 外 アンテナ
			1	2	3		
東 八 田 地 区	延近	延近公民館	59.225	61.715	64.01	3082	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	門	門公民館	59.225	61.715	64.01	3083	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	久保	久保公民館	59.225	61.715	64.01	3084	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	施福寺	施福寺公民館	59.225	61.715	64.01	3085	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	小嶋	小嶋公民館	59.225	61.715	64.01	3086	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	鳥居野	鳥居野公民館	59.225	61.715	64.01	3087	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	野瀬	野瀬公民館	59.225	61.715	64.01	3088	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	下村	下村公民館	59.225	61.715	64.01	3089	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	中川原	中川原公民館	59.225	61.715	64.01	3090	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	大又	大又公民館	59.225	61.715	64.01	3091	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	見内	見内公民館	59.225	61.715	64.01	3092	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	黒谷	黒谷公民館	59.225	61.715	64.01	3093	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	八代	八代公民館	59.225	61.715	64.01	3094	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	愛宕	愛宕集会所	59.225	61.715	64.01	3095	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
山 家 地 区	戸奈瀬町	戸奈瀬町公会堂	59.225	64.01	61.715	3096	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	釜輪町	釜輪町公会堂	59.225	64.01	61.715	3097	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	広瀬町	広瀬町公会堂	59.225	64.01	61.715	3098	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	橋上町	橋上公会堂	59.225	64.01	61.715	3099	無
	旭町	旭町公会堂	64.01	59.225	61.715	3100	無
	東山町	東山町公民館	59.225	64.01	61.715	3101	無
	鷹栖町	鷹栖町公民館	59.225	64.01	61.715	3102	無
	西原町	西原町公民館	59.225	64.01	61.715	3103	無
	和木町	和木町公会堂	59.225	64.01	61.715	3104	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	下原町	下原町公民館	59.225	64.01	61.715	3105	無
	上原町	上原町共同集会所	59.225	64.01	61.715	3106	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	下替地町	下替地町集会所	59.225	64.01	61.715	3107	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
口 上 林 地 区	十倉志茂町	十倉志茂集会所	64.01	59.225	61.715	3108	無
	十倉中町	十倉中町公民館	64.01	59.225	61.715	3109	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	十倉名畑町	自治会長宅	64.01	59.225	61.715	3110	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	十倉向町	十倉向町公会堂	64.01	59.225	61.715	3111	無
	井根町	井根町公会堂	64.01	59.225	61.715	3112	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	武吉町	武吉町公会堂	64.01	59.225	61.715	3113	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	佃町	佃町公民館	64.01	59.225	61.715	3114	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	忠町	忠町公民館	64.01	59.225	61.715	3115	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
豊 里 地 区	上位田	上位田公民館	59.225	61.715	64.01	3116	無
	中位田	自治会長宅	59.225	61.715	64.01	3117	無
	下位田	下位田公民館	59.225	61.715	64.01	3118	無
	岡倉	岡倉公民館	59.225	61.715	64.01	3119	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	旭ヶ丘	旭ヶ丘公民館	59.225	61.715	64.01	3120	無
	栗上	栗上公会堂	59.225	61.715	64.01	3121	無
	栗橋	栗文化センター	59.225	61.715	64.01	3122	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	栗町	栗町公民館	59.225	61.715	64.01	3123	無
	栗揚	栗揚公民館	59.225	61.715	64.01	3124	無
	豊里	豊里公民館	59.225	61.715	64.01	3125	無
	館	館町公民館	59.225	61.715	64.01	3126	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	今田	今田集会所	59.225	61.715	64.01	3127	無

地区	自治会名	設置場所	着信周波数 (MHz) ※2			個別 番号	屋 外 アンテナ
			1	2	3		
豊 里 地 区	大畠	大畠町公民館	59.225	61.715	64.01	3128	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	高谷	自治会長宅	59.225	61.715	64.01	3129	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	小西	小西町公民館	59.225	61.715	64.01	3130	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	鍛冶屋	鍛冶屋公民館	59.225	61.715	64.01	3131	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	中	農業構造改善センター	59.225	61.715	64.01	3132	無
	日向	自治会長宅	59.225	61.715	64.01	3133	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	本城奥	本城奥公民館	59.225	61.715	64.01	3134	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	石原	石原公民館	59.225	61.715	64.01	3135	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	小貝	小貝公民館	59.225	61.715	64.01	3136	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	湯殿	自治会長宅	59.225	61.715	64.01	3137	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	私市東	私市町東公民館	59.225	61.715	64.01	3138	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	私市	私市公民館	59.225	61.715	64.01	3139	3素子
	大谷	自治会長宅	59.225	61.715	64.01	3140	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
物 部 地 区	上市	八幡神社長床	59.225	61.715	64.01	3141	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	下市	下市公民館	59.225	61.715	64.01	3142	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	須波伎	須波伎中央公会堂	59.225	61.715	64.01	3143	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	岸田	物部会館	59.225	61.715	64.01	3144	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	西坂	西坂町公民館	59.225	61.715	64.01	3145	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	新庄	新庄公会堂	59.225	61.715	64.01	3146	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	白道路	白道路公会堂	59.225	61.715	64.01	3147	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
志 賀 郷 地 区	志賀郷	志賀郷公民館	59.225	61.715	64.01	3148	3素子
	志賀	志賀公会堂	59.225	61.715	64.01	3149	無
	向田	向田公会堂	59.225	61.715	64.01	3150	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	篠田	篠田町公会堂	59.225	61.715	64.01	3151	無
	別所	別所公会堂	59.225	61.715	64.01	3152	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	内久井	内久井公民館	59.225	61.715	64.01	3153	3素子
	金河内	金河内町公会堂	59.225	61.715	64.01	3154	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	坊口	坊口公会堂	59.225	61.715	64.01	3155	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	仁和	仁和公民館	59.225	61.715	64.01	3156	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
中 上 林 地 区	西方	西方町公民館	59.225	61.715	64.01	3157	無
	第一区	第一区公民館	64.01	59.225	61.715	3158	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	浅原	浅原公民館	64.01	59.225	61.715	3159	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	真野	真野公民館	64.01	59.225	61.715	3160	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	小田	小田公民館	64.01	59.225	61.715	3161	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	引地	引地公民館	64.01	59.225	61.715	3162	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	西屋	西屋公民館	64.01	59.225	61.715	3163	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	神谷	神谷公会堂	64.01	59.225	61.715	3164	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	寺町	寺町公民館	64.01	59.225	61.715	3165	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	日置谷	日置谷公会堂	64.01	59.225	61.715	3166	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	殿	殿公民館	64.01	59.225	61.715	3167	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	片山	片山共同集会所	64.01	59.225	61.715	3168	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	石橋	石橋公会堂	64.01	59.225	61.715	3169	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	馬場	馬場作業所	64.01	59.225	61.715	3170	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	山田	山田公会堂	64.01	59.225	61.715	3171	無
	竹原	竹原公会堂	64.01	59.225	61.715	3172	無
	瀬尾谷	自治会長宅	64.01	59.225	61.715	3173	無

地区	自治会名	設置場所	着信周波数 (MHz) ※2			個別 番号	屋 外 アンテナ
			1	2	3		
中上林地区	大町	大町公会堂	64.01	59.225	61.715	3174	無
	弓削	弓削公民館	64.01	59.225	61.715	3175	無
	遊里	遊里公会堂	64.01	59.225	61.715	3176	無
	清水	清水集会所	64.01	59.225	61.715	3177	無
	睦志	睦志公民館	64.01	59.225	61.715	3178	無
	辻	辻公民館	64.01	59.225	61.715	3179	無
	水梨	水梨公民館	64.01	59.225	61.715	3180	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	市野瀬	市野瀬公会堂	64.01	59.225	61.715	3181	3素子
	市志	市志公民館	64.01	59.225	61.715	3182	3素子
奥上林地区	長野	長野公民館	64.01	61.715	59.225	3183	無
	志古田	志古田公民館	64.01	61.715	59.225	3184	無
	山内	山内自治会長宅	64.01	61.715	59.225	3185	無
	鳥垣	鳥垣公民館	64.01	61.715	59.225	3186	無
	草壁	草壁公民館	64.01	61.715	59.225	3187	無
	古屋	古屋自治会長宅	64.01	61.715	59.225	3188	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	有安	有安公会堂	64.01	61.715	59.225	3189	無
	川原	川原公民館	64.01	61.715	59.225	3190	無
	小仲	小仲公会堂	64.01	61.715	59.225	3191	無
	八代	八代公民館	64.01	61.715	59.225	3192	無
	古和木	古和木公民館	64.01	61.715	59.225	3193	無
	光野	光野公民館	64.01	61.715	59.225	3194	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	栃	栃公民館	61.715	64.01	59.225	3195	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	大唐内※2	大唐内公民館	61.715	64.01	59.225	3196	無
	市茅野※2	市茅野コミュニティセンター	61.715	64.01	59.225	3197	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ

※2 大唐内・市茅野は屋外放送有

【戸別受信機（避難所・公共施設等）】

設置年度：平成27年度

区分	名 称	設置場所	着信周波数 (MHz) ※2			個別 番号	屋 外 アンテナ
			1	2	3		
避難所	綾部小学校	上野町上野168	59.225	61.715	64.01	3198	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	綾部中学校	宮代町明知7	59.225	61.715	64.01	3199	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	綾部高等学校東分校	川糸町堀ノ内39	59.225	61.715	64.01	3200	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	I・Tビル	西町一丁目4-1	59.225	61.715	64.01	3201	無
	林業センター	宮代町前田20	59.225	61.715	64.01	3202	無
	市民ホール	宮代町1	59.225	61.715	64.01	3203	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	大本綾部梅松苑松香館	本宮町東四ツ辻3・4	59.225	61.715	64.01	3204	無
	正暦寺	寺町堂ノ前45	59.225	61.715	64.01	3206	無
	大本みろく殿	本宮町1-1	59.225	61.715	64.01	3207	無
	市民センター	西町三丁目南大坪39-10	59.225	61.715	64.01	3208	無
						3042	無
	日東精工体育館	宮代町門ノ前20	59.225	61.715	64.01	3209	無
	中筋小学校	大島町外山田8-1	59.225	61.715	64.01	3213	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	中筋幼稚園	大島町外山田8-14	59.225	61.715	64.01	3214	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	綾部高等学校	岡町長田18	59.225	61.715	64.01	3215	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	吉美小学校	有岡町田坂16	59.225	61.715	64.01	3216	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	老人福祉センター清山荘	里町潜り9-1	59.225	61.715	64.01	3217	無

区分	名 称	設置場所	着信周波数 (MHz) ※2			個別 番号	屋 外 アンテナ
			1	2	3		
避難 所	中央公民館	里町久田山21-20	59.225	61.715	64.01	3218	無
	西八田小学校	岡安町家ノ下10	59.225	61.715	64.01	3220	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	綾部工業団地・交流プラザ	とよさか町4	59.225	61.715	64.01	3221	無
	上谷集会所	下八田町上谷14-1	59.225	61.715	64.01	3222	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	東八田小学校	上杉町中嶋2	59.225	61.715	64.01	3223	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	八田中学校	梅迫町大野20	59.225	61.715	64.01	3224	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	研修センター	上杉町日後30	59.225	61.715	64.01	3225	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	総合運動公園体育館	上杉町大宝山10	59.225	61.715	64.01	3226	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	東綾小・中学校	鷹栖町小丸山25	59.225	64.01	61.715	3227	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
						3228	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	山家城址公園梅里苑	広瀬町上ノ町85-丁	59.225	64.01	61.715	3229	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	長瀬公会堂	鷹栖町下長瀬92	59.225	64.01	61.715	3230	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	豊里小学校	栗町花貝2	59.225	61.715	64.01	3231	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	里山研修交流センター	鍛冶屋町茅倉9	59.225	61.715	64.01	3232	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	豊里中学校	豊里町三宅53	59.225	61.715	64.01	3233	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	農業大学校	位田町桧前30	59.225	61.715	64.01	3234	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	岩井集会所	位田町岩井114	59.225	61.715	64.01	3236	無
	浄泉寺	位田町田岸63	59.225	61.715	64.01	3237	無
	惣持院	小西町中小路24	59.225	61.715	64.01	3238	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	物部小学校	物部町北前田51	59.225	61.715	64.01	3239	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	何北中学校	物部町高倉前8	59.225	61.715	64.01	3240	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	物部保育園	物部町建田15	59.225	61.715	64.01	3241	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	志賀小学校	志賀郷町丁田8	59.225	61.715	64.01	3242	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	篠田集会所(深山集会所)	篠田町祝田8	59.225	61.715	64.01	3243	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	五泉荘	五泉町西巻12	64.01	59.225	61.715	3244	無
	上林いきいきセンター	八津合町上荒木5	64.01	59.225	61.715	3245	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	あやべ山の家	睦寄町今竹10-1	64.01	59.225	61.715	3246	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
	老富会館	老富町ヒシリ7-1	64.01	59.225	61.715	3247	ﾀﾞｲﾎﾞｰﾙ
市 施 設	環境保全課	田野町須知山110-10	59.225	61.715	64.01	3210	無
	保健福祉センター	青野町東馬場下15-6	59.225	61.715	64.01	3211	無
	第2浄水場	里町小南4	59.225	61.715	64.01	3219	無
関 関	社会福祉協議会	川糸町南古屋敷5-1	59.225	61.715	64.01	3212	無
	綾部警察署	宮代町宮ノ下6	59.225	61.715	64.01	3235	無
	アスパ	綾中町花ノ木30	59.225	61.715	64.01	3248	無

○放送内容の確認（放送から24時間以内） 電話0773-42-4700
電話0773-42-4725

○自動起動型FMラジオ（付属品付）600台
フィーダーアンテナ 600本
Jアラート接続機器 一式